

博士論文

韓国原爆被害者問題の実態と意義についての研究
—特に韓日間草の根協力に注目して

辛 亨根

広島大学大学院国際協力研究科

2014年 9月

韓国原爆被害者問題の実態と意義についての研究
—特に韓日間草の根協力に注目して

D115374

辛 亨根

広島大学大学院国際協力研究科博士論文

2014年 9月

広島大学大学院国際協力研究科

論文名: 韓国原爆被害者問題の実態と意義についての研究
—特に韓日間草の根協力を注目して—
学位の名称: 博士(学術)
学生番号: D115374
氏名: 辛 亨根

平成26年 7 月 11 日

審査委員会

委員長・教授

川野 徳幸



教授

中園 和仁



教授

小池 聖一



教授

吉田 修



広島市立大学広島平和研究所・教授

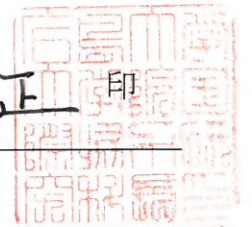
水本 和実



平成26年 9 月 5 日

研究科長

藤原 章正



はじめに	1
第一章 序論	5
第一節 韓国人原爆被害者概要	5
1. 韓国人被爆者の由来	5
2. 韓国人の原爆被害	8
3. 被害の性格	13
第二節 先行研究	16
1. 日本における韓国原爆被害者研究	17
2. 韓国における韓国原爆被害者研究	23
第二章 韓国原爆被害者問題の経緯	31
第一節 韓国原爆被害者問題の背景	31
1. 解放直後の韓国人被爆者の状態	31
2. 韓日請求権協定と補償権の剥奪	33
3. 日本の被爆者援護政策と韓国人被爆者	36
第二節 韓国原爆被害者問題の胎動	37
1. 初期の動きと関心	37
2. 「韓国原爆被害者援護協会」の結成と初期の活動	38
3. 韓国原爆被害者協会の定着と対日交渉	40
第三節 両国政府の立場と初期の政府間交渉	42
第三章 韓日草の根協力の過程と成果	50
第一節 韓日草の根交流の様態	50
第二節 草の根協力にかかわった団体	56
1. 日本	56
2. 韓国	63
第三節 草の根協力にかかわった個人	67
1. 日本人	67
2. 韓国人	74

第四章	権利回復過程－裁判闘争を中心に	79
第一節	裁判闘争の概観	79
第二節	孫振斗裁判と後続裁判	82
1.	孫振斗裁判の概要	82
2.	孫振斗裁判の意味	86
3.	後続裁判	88
第三節	郭貴勲裁判と後続裁判	89
1.	郭貴勲裁判の概要	89
2.	郭貴勲裁判の意味	92
3.	後続裁判	93
第四節	裁判闘争の成果と評価	95
第五章	草の根協力の意義	97
第一節	草の根協力の分析	97
1.	草の根協力の成果	97
2.	草の根協力の影響	100
第二節	韓国原爆被害者問題の意義	103
第三節	この問題が示唆する点	108
おわりに		110
謝辞		115
引用文献		116
附録資料		
1.	韓国人原爆被害者問題関連の年表	附録 1
2.	日韓基本条約全文	附録 34
3.	日韓請求権協定全文	附録 36
4.	韓国憲法裁判所決定文（韓国人原爆被害者）日本語訳	附録 39
5.	孫振斗裁判判決文	附録 67
6.	郭貴勲裁判判決文	附録 72

はじめに

韓国人被爆者たちは長きにわたり、植民地統治、原爆被害、そして放置という三重の被害、さらに原爆被爆にともなう疾病、貧困、差別に苦しめられてきた。植民地統治時代、韓国人は生活の基盤を求めて、あるいは強制徴用によって日本へと流入し、工場・建設現場・炭鉱で労役に従事した。被爆後には日本人被爆者より悲惨な状況に置かれ、救護過程においても差別に苦しみながら多くの者が帰国した。帰国後も、劣悪な経済状況と朝鮮戦争に直面し、貧困、疾病、また差別の桎梏から逃れることが許されなかった。こうした韓国人被爆者の問題は、日本政府の責任回避と韓国政府の無関心によって放置され続けてきた。

韓国原爆被害者問題は現代社会において多層的意義をもち、今世紀に対していくつかの象徴的な課題を提起する。そして当然のことながら、いくつかの歴史的事象と複雑に絡み合っている。

その一つは、韓国原爆被害者問題は戦争と条約といった国家権力から侵害され、かつ、放置された基本的人権の回復という問題であるということである。韓国人被爆者は植民地時代に動員され、原爆被害に遭遇し、きわめて悲惨な境遇に何十年も放置され続けてきた。そういった状況は 60 年以上の歳月のなかで市民運動、裁判闘争、韓国経済の発展などによって改善もされたが、依然として日本の「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下、被爆者援護法）」の完全な平等適用と被害の補償問題が残っている¹。

二つ目は韓日関係において、韓国原爆被害者問題が摩擦の原因ともなり、同時に協力関係をも生み出すという二つの側面をもったという点である。両国の摩擦という側面では、歴史問題として従軍慰安婦問題とともに重要な韓日の歴史懸案事項である。未来志向的な韓日関係構築のためには韓国と日本両国とも早急な解決を見出す必要がある。協力の側面からみれば課題は残っているものの、従軍慰安婦問題と比べると市民運動、裁判闘争のなかでかなりの改善が成し遂げられた。韓国原爆被害者問題では、韓日間における草の根協力が決定的な役割を果たした。その点は看過される傾向にあるが、今後韓日関係において重要な視点を提示すると考えられる。

三つ目は、原爆被害は世界非核反戦平和運動と原子力利用の是非に関わっているという点である。非核・反戦の平和は人類共通の悲願であり、原子力発電問題は世界各国に共通した課題だ。反核平和の生き証人こそ、韓日の被爆者である。日本原水爆被害者団体協議会（以下、日本被団協）の代表を歴任した伊東壮が核廃絶のために両国の被爆者が連携

¹ なお韓国の憲法裁判所は、韓国政府が日本との交渉によって彼らの基本的人権を保護する義務を尽くさなかったのは憲法違反との見解を示した。詳しくは「附録資料 4」参照。

すべきだと主張²したように、今日的課題である原発問題に関しても積極的な発信と両者の連携が必要であろう。また、韓国原爆被害者問題を無視したヒロシマの平和発信は力を持たないとの指摘もある³。被爆者による平和発信は韓日両国の平和連携によってさらに推進することができるだろう。原子力発電問題はこれまで産業政策とかかわってほとんど議論されてこなかったが、福島第一原発事故以降、政治的かつ社会的な問題となっている。韓国でも原子力発電をめぐる論争は福島第一原発事故を契機に益々高くなっている。

最後に、韓国原爆被害者問題は韓半島をめぐる戦後冷戦構造という国際政治的問題にもかかわるといえる問題である。原爆あるいは原爆投下は、アジアでの冷戦の序幕となったと指摘される向きもある⁴。韓国が参加できなかったサンフランシスコ講和条約や原爆被害者を含め、個人被害を放置したまま締結された韓日条約もアジアにおける冷戦という国際政治的環境と深く繋がっている。

このように韓国原爆被害者問題はその問題だけにとどまらず、基本的人権、冷戦構造の文脈で捉えることが可能であるし、草の根交流の観点からは、今後の韓日関係改善に有益な示唆をも含んでいる問題である。こういった重要性があるにもかかわらず、韓国原爆被害者問題はこれまで十分な研究がなされてきたわけではない。

韓国人被爆者らの長い闘争と、韓日間の草の根協力により、外国でも日本国内同様に、被爆者健康手帳の申請、健康管理手当受給など、日本の被爆者援護法の平等適用を勝ち取る成果をあげた。これらの成果は韓国人被爆者の闘争がその源泉であったが、韓日両国の市民団体による草の根協力と連帯がそれを推し進める原動力となった。日本市民団体の献身的協力と支援がなければ、こうした成果をあげることは不可能だったともいえる。一方、韓国側の立場とすれば、戦後処理問題として韓国原爆被害者問題は従軍慰安婦問題と同じく日本政府の法的謝罪と補償問題が依然として残っている。また、戦後処理問題や北朝鮮被爆者問題の最終的解決は韓半島統一問題と同じく冷戦体制の最後の遺産として残っている。

筆者は本研究を通して、韓国人原爆被害の全体像解明に接近したい。そのために、まず、韓国人の原爆被害に関する従来の先行研究について概観し、両国市民団体の草の根協力の考察を通し、韓国原爆被害者問題の実態と意義を探りたい。そして、本研究は、今日幾つもの懸案事項を抱える韓日両国の今後の関係改善に重要な示唆を与えることを明示する。

² 伊東壮（1988）「「原子爆弾援護法」制定要求と在韓被爆者問題」、在韓被爆者市民会議編、『在韓被爆者問題を考える』、凱風社、p.40。

³ 平岡敬（1988）「在韓被爆者の戦後史」、在韓被爆者市民会議編、『在韓被爆者問題を考える』、凱風社、p.26。

⁴ 鄭根埴編、晋珠採録、市場淳子訳（2008）『韓国原爆被害者 苦痛の歴史：広島・長崎の記憶と証言』、明石書店、p.14。

現在、韓日関係は、長期にわたり冷え込んだ関係を続けている。国交正常化以来最も深刻な状況であるともいえる。そういった中、両国の歴史を振り返れば、両国の草の根協力が困難な問題に立ち向かい、改善させた事例もあった。それが、韓国原爆被害者問題である。本研究は、この韓国原爆被害者問題における、両国の草の根協力と連帯が、両国の関係をどう改善させたかを詳細に検討し、その実態と意義を明らかにする。この成功事例は、今後両国が現在の難局を克服し、未来志向的な関係を構築していく際に重要な示唆を含んでいると考える。本稿では韓国原爆被害者問題という事例を通し、両国間の未来志向的な関係構築に寄与するという視点に主眼をおく。

韓日間の草の根協力と裁判闘争の結果、日本政府は 2002 年から、韓国人被爆者 2,500 人以上に対して、毎月、健康管理手当を支給するといった事実上の国家補償的な救護措置を行っている。外国の被爆者たちにとっても「被爆者援護法」という日本の国内法を平等に適用するかたちで行われたものだが、その平等適用の法理は、単に被爆者援護法が属地主義的な性格の社会保障法でありながらも、かつ国家の戦争行為に対する国家補償法的性格も持っていることを明確にしたのである。

この両国の草の根協力は、両国の基本的立場が平行線をたどりながらも、植民地補償問題が部分的に解消されたという側面もある。特に強制性の有無をめぐる論争にある従軍慰安婦問題とは大きな相違がある。韓国原爆被害者問題をめぐる両国の草の根協力の成功例は、政府が交渉では遂げられなかったことを 40 年以上にわたる粘り強い連携によって成し遂げたのである。このことは、現在歴史認識めぐる様々な問題を改善する有意義な糸口を提供しているのではないか。まさに、本研究はこの視点に立ち、書かれるものである。

ここで本稿にて用いるいくつかの用語について、説明しておく。

本稿では韓国に帰国した韓国人被爆者を主な対象としている。ここには、被爆者援護法に定める「被爆者」以外にも含んでいる。日本の被爆者援護法によると、被爆者は、直接被爆者、入市被爆者、救護・看護などに従事した被爆者、胎児の 4 つに区分されている⁵。なお、2013 年 3 月末現在の被爆者数は 201,779 人である。

しかしながら、韓国原爆被害者協会⁶には、日本政府から被爆者として認定されていない者も会員として含まれている。この意味において、本稿では、あえて「韓国原爆被害者」という用語を用い、本稿のタイトルにも用いた。つまり、本稿では、必ずしも被爆者健康手帳を保持する韓国人のみを対象としているわけではなく、手帳を保持しない「被害者」

⁵ 詳しくは、厚生労働省のHP (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/genbaku09/01.html>) を参照 (2014年6月20日アクセス)。

⁶ 韓国原爆被害者協会の設立過程については第二章で詳述するが、同協会は1967年に「韓国原爆被害者援護協会」として設立され、1970年に「韓国原爆被害者協会」と改称された。本稿では混乱を避けるため「韓国原爆被害者協会」と記す。以下同。

も対象としているのである。

「韓国人」、「朝鮮人」という用語についても説明しておく。1945年8月の原爆投下当時、日本在住のコリアンたちは「朝鮮人」と総称されていた。この意味で原爆投下当時の呼称としては、「朝鮮人」被爆者と呼ぶべきであろう。1945年の南北分断後、南では韓国人、北では朝鮮人と呼ばれるようになったが、それでも日本では戦後もかなりの間「朝鮮人」という呼称が使われてきた。1965年の韓日基本条約によって大韓民国という正式な国名が使われ、その略称として韓国、その国民として韓国人が広く使われ始めた。事実、被爆者に関していえば、戦後、大多数のコリアンが大韓民国に帰国した。この歴史的事実からも「韓国人被爆者」という用語使用についての妥当性はある。なお、北朝鮮籍の被爆者は「北朝鮮被爆者」と呼ぶこととする。しかし、明らかに終戦直後に関する事柄、または引用する文献等で「朝鮮人」が使われる場合には、「朝鮮人」という呼称を用いる。

また、筆者が韓国人であるという立場から、本稿では原則として、「日韓関係」ではなく「韓日関係」といったように韓国を先にあげることとする。同様の理由で、「朝鮮半島」は「韓半島」という呼称を用いる。

第一章 序論

第一節 韓国人原爆被害者概要

1. 韓国人被爆者の由来

韓国人被爆者について語るためには、まず日本人ではなかった彼らが広島と長崎に住むようになった経緯を振り返るべきだろう。その経緯ゆえ、韓国原爆被害者問題は日本における差別の問題、韓日関係における戦後賠償の問題とつながっていくのである。従って、韓国併合から終戦にいたるまでの韓日関係を簡略に述べ、韓国人被爆者が植民地統治下の強制動員と密接な関係にあったことを論ずることとする。

原爆投下当時、広島と長崎には日本人だけではなく、日本臣民化された朝鮮人が十数万人も生活していた⁷。在日朝鮮人社会の形成は自らの意志からではなく、日本の朝鮮に対する植民地支配の結果であったといえる。さらに、植民地支配の源流は、政治的には明治維新前後の征韓論や脱亜論まで遡る。

松下村塾で明治維新の原動力となった政治家たちを多数育てた吉田松陰（1830-1859）は、新羅に出兵したと伝えられている神功皇后や、二度も朝鮮侵略を行った豊臣秀吉の夢を成し遂げることが上策だと主張した⁸。後に、西郷隆盛（1827-1877）などは1873年、明治政府内の征韓論争で征韓論⁹を主張したが、深慮遠謀を主張する大久保利通に負けて下野した。しかし彼の主張は継承され、日本は1875年、雲揚号事件を起こして武力で朝鮮を開港させた。これは日本の朝鮮植民地侵略の第一歩であった。また、日本人によって広く尊敬される福沢諭吉（1835-1901）は、1878年に吉田松陰の朝鮮侵略論を賞揚し、1885年には『脱亜論』でアジア蔑視観を著して、アジア侵略の思想的基礎を作った¹⁰。

⁷ 終戦時の在日朝鮮人数は2,365,363人（広島・長崎原爆災害誌編集委員会編（1979）『広島・長崎の原爆災害』、岩波書店、p.350。）、広島県居住朝鮮人は81,865人（1944年末、日本内務省警保局）、長崎県居住朝鮮人は68,438人（長崎在日朝鮮人の人権を守る会（1991）『原爆と朝鮮人一長崎県朝鮮人強制連行、強制労働実態調査報告書 第五集 炭鉱に、壕に、埋め立てに、…7万人探訪の旅』、長崎在日朝鮮人の人権を守る会、p.375）といわれる。

⁸ 吉田松陰の著書『幽囚録』には「蝦夷を開拓して諸侯を封建し、間に乗じて加模察加（カムチャッカ）・奥都加（オホーツク）を奪ひ、琉球に諭し、朝覲会同すること内諸侯と比しからめ朝鮮を責めて質を納れ貢を奉じ、古の盛時の如くにし、北は満州の地を割き、南は台湾、呂宋（ルソン）諸島を収め、進取の勢を漸示すべし」との記述があり、北海道の開拓、琉球（現在の沖縄）の日本領化、朝鮮の日本への属国化、満洲・台湾・フィリピンの領有を主張している。松下村塾出身者の多くが明治維新後、政府の中心として活躍したことから、このような吉田松陰の思想は、後年における日本のアジア進出（侵略）政策に大きな影響を与えたといえる。

⁹ 日本では江戸時代後期、国学や水戸学の一部、吉田松陰らが、『古事記』・『日本書紀』を取り上げ、古代日本は朝鮮半島に支配権を持っていたと指摘した。この考えは尊王攘夷運動の政治的主張にも援用され、朝鮮進出の正当化にも利用された。幕末期には、勝海舟、橋本左内の思想にその萌芽をみることができる。

¹⁰ 福沢諭吉は1885年3月16日に新聞『時事新報』の社説として「脱亜論」を執筆した。その結論として、「我れは心に於て亜細亜東方の悪友を謝絶するものなり」と記した。

韓国に対する実質的植民地支配は、1905年11月17日に締結された韓日保護条約¹¹から始まった。特命全権大使・伊藤博文が軍隊とともに宮城に入り、脅威と強迫によって朝鮮の外交権を奪い、統監政治を始めた。これは、1910年8月29日に発効される韓日合併条約¹²につながるものである。この二つの条約は、1965年の韓日基本条約によって既に無効であることが再確認されたが、無効の時点に対して韓日両国の見解が分かれている¹³。

1910年の韓日合併から1945年に解放されるまで、日本の植民地統治は韓国民に消し難い傷痕をあたえ、今日まで解決されない韓日間の葛藤を作った。1910年に植民地統治が始まってから、朝鮮では総督府の武断統治が実施され、朝鮮人は土地調査事業¹⁴で生存の根拠地を奪われた。朝鮮総督府は全国土の40%を所有する大地主となり、その土地を日本東洋拓殖会社、不二興業など日本の土地会社と移民に無償または廉価に払い下げ、日本人大地主が出現し、農民の生活状況は急速に悪化した。1920年代からは産米増殖計画¹⁵、蚕繭百万石計画、綿作奨励計画などによって韓国を食糧、農産物供給基地化して、朝鮮内工業は疲弊した。こうした過程によって、日本植民地統治に積極的に協力した一部を除き、大部分の朝鮮人は零細民、流民、火田民とならざるをえなかった。さらに小作人となった農民たちは、農産物の50-90%にも達する高率の小作料と雑税を強制され、生活が破壊された。

1931年の満州事変に引き続き1937年には日中戦争が起き、これ以降、労働力として日本へ移住する朝鮮人が激増した。1938年には国家総動員法が朝鮮にも敷かれ、日本の炭鉱や軍需工場への強制動員が始まった。さらに1939年4月には国民徴用令も発令された。1941年の太平洋戦争勃発により侵略地域はさらに広がり、陸海軍の特別支援兵令が発令され、1944年には徴兵令が朝鮮にも及んだ。

広島と長崎は太平洋戦争を遂行する重要な軍事的拠点として、軍事都市を運営するにあたって不足した労働力を朝鮮人強制徴用によって埋めてきた。特に三菱系列の軍需工場

¹¹ 近年、韓国では条約の不法性・強制性に着目して「乙巳勒約」と呼んでいる。

¹² 近年、韓国では条約の不法性・強制性を強調して「韓日併呑条約」または「韓日合併勒約」とも呼ばれる。

¹³ 2010年8月22日をもって「韓国併合二関スル条約（いわゆる「韓日併合条約」）」の締結は100周年目を迎えた。韓日併合100年を迎え、韓日両国の知識人らが2010年5月10日、東京とソウルで、同条約は当初から無効であったとする共同声明を発表した。多くの韓国メディアはこのニュースを伝えているが、日本ではほとんど取り上げられなかった。声明では、「併合は大韓帝国の抗議を軍事力で押さえつけたもので、韓国側が国権の譲与を申し出たとする内容も虚偽である」と指摘し、日本政府が韓日併合条約について「無効」であることを認めた。この声明の日本側の発起人は100人、署名人は500人を超えた。

¹⁴ 1910年から1918年にかけて、植民地的土地所有関係を固める為に行われた大規模の国土調査事業のこと。この結果、これまで土地を所有していた数百万の韓国人農民が土地に対する権利を奪われ、零世小作人、火田民、労働者に転落した。

¹⁵ 第一次大戦後、日本は資本主義発展による都市人口集中が進み、深刻な米不足と米価暴騰という事態に直面した。この食糧危機を解決するため大規模な土地改良事業を実行し、900万石の産米増殖を遂げようとした計画のこと。

には強制的に徴用された朝鮮人が多かった。

こうして 1910 年以降 1945 年まで渡航または強制連行された韓国人の数は厚生省復員局調査によると日本全国で 236,5263 人に上った。特に 1939 年から 1945 年までに日本に徴用された韓国人は約 100 万人、朝鮮内の動員が約 450 万人、軍人軍属約 37 万人を加えて約 600 万人に上るとい¹⁶。

強制動員にはおよそ三つの種類があった。一つは、1939 年 9 月 10 日の戦争勃発から 1942 年までの期間に実施された「募集」である。これは、民間企業が自ら自由に労働者を募集するもので、日本の事業主が朝鮮総督府に割り当てを申請し、その割り当てを受けて指定された地域の警察の協力を得て、労務者を獲得するものである。民間企業によって行われたとはいえ、朝鮮総督府と警察の協力等、国家権力の統制下に置かれていた。たとえば、ある村から 10 人を応募させようということになると、指定された村ではその人数を必ず出さなければならなかった。もし、その割り当て人数を出さなければ配給が受けられない等の制裁も存在したため、「募集」という名の強制連行であるともいえる。1939 年 7 月 28 日に内務省・厚生省は「朝鮮人労務者内地移住に関する件」を発令し、8 万 5 千人の募集を許可した。1940 年には朝鮮職業令が発令され、所管が警務から内務に移り、「職業紹介所」という名のいわば集団連行業務所を 6ヶ所に設置し、募集事務の円滑化を図った。募集によって日本に動員された朝鮮人は 20 万人を超えた。

二番目は官斡旋である。1941 年 12 月、太平洋戦争への拡戦によって軍需産業の増産体制が必要となり、朝鮮人の「募集」拒否の動きも顕著になった。1942 年 2 月 13 日「半島人労務者活用に関する方策」という閣議決定に基づき、朝鮮総督府は官憲による強制力を強化するために、朝鮮人内地移入斡旋要綱を制定し、朝鮮労務協会に動員運営を一任させた。「募集」契約満期者に対する再契約も強制され、再契約率は 90%に達した。

三番目が徴用であった。日本国内では 1939 年から国民徴用令が発動されたが、朝鮮内には独立闘争への発展を恐れ、1944 年 9 月から朝鮮に対して一般徴用令を適用することになる。強制動員は徴用によって急激に増えた。1944 年末には 193 万人であった在日朝鮮人の数は、終戦時には 236 万人と増加した。深川宗俊（1992、p.16）によると、広島三菱機械製作所及び造船所だけでも、1944 年 3 月における従業員は 2,100 人程度であったが、同年の 5 月から 10 月にわたって約 2,800 人の朝鮮人徴用工が送り込まれ、10 月には従業員が 10,000 人を超えたと推定している。

強制動員には上述した 3 つの方式以外にも、軍要員（軍夫）方式、徴兵制方式、従軍慰安婦方式などがあ¹⁷った。

当時、多くの朝鮮人が被爆したことは、1941 年以降、広島市と長崎市が軍事都市、陸

¹⁶ 朴秀馥、辛泳洙、郭貴勲（1975）『被爆韓国人』、朝日新聞社、p.270。

¹⁷ 長崎在日朝鮮人の人権を守る会編著（1989）『朝鮮人被爆者—ナガサキからの証言』、社会評論社、pp.49-61。

海軍軍需工業都市として、太平洋戦争の遂行の必要から朝鮮人を強制動員したこと、また、同じ理由から朝鮮人の移住が行われていたことがその背景にあらう。広島は、1894年の日清戦争以後、陸軍の諸施設が広島湾一帯に集中し、軍事都市として発達してきた。戦時中の広島は、日本有数の軍事都市として、西日本全体を統括する大本営直轄の第二総軍司令部や船舶司令部も抱えていた。同時に、軍需産業へとつながる重工業も発達してきた。こういった背景もあり、多くの朝鮮人が広島へ徴用され、結果として原爆被爆することとなった。

長崎の場合、1940年を境に朝鮮人人口が大幅に増加した。その原因は、県下に多数所在した炭鉱、三菱重工を根幹とする軍重工場群への徴用、強制連行によるものであった。その他、焼香島の川南造船所、端島（軍艦島）などの炭鉱にも強制連行労働者がいた¹⁸。

2. 韓国人の原爆被害

まず広島、長崎での被爆者全体の人的被害規模からみてみよう。正確な数値はないが、これまで広島、長崎市をはじめ様々な機関によって推計が行われてきた。

広島市の調査によると1946年8月10日現在の市民320,081人のうち、死亡者が118,661人であった。長崎市の場合、災害者271,500人のうち、死亡者は73,884人であった¹⁹。庄野直美・飯島宗一（1975）によると、広島における被爆者は420,000人、爆死者159,283人とされている²⁰。

また、1976年に国連へ提出された報告書『TO UNITED NATIONS』によると、1945年12月末までの早期死者数は、広島の場合14万人±1万人、長崎の場合7±1万人とされている。

朝鮮人強制連行が始まった1943年、広島県内の朝鮮人数は68,274人だったが、1945年被爆前における広島県救護係の調査によると、県内の朝鮮人人口は87,268人と急激に増加した。市内人口の増加の大部分は朝鮮人労働者とその家族であったという²¹。韓国人被爆者の数については、未だもって明らかにされていない。しかし、1978年時点における韓国原爆被害者協会の登録被爆者数が9,360人であったこと、被爆以後20年以上の間における死亡者数、それに加えて韓国原爆被害者協会へ登録しなかったと思われる数を勘案すれば、帰国した韓国人被爆者が2万人を超えるという推定にそれほど無理はないと考えられる。

朝鮮人被爆者の規模に対して、いち早く総合的な推算を行ったのは韓国原爆被害者協

¹⁸ 岡正治、高實康稔（1986）『朝鮮人被爆者とは一かくされた真実一』、長崎在日朝鮮人の人権を守る会、p.37。

¹⁹ 広島・長崎原爆災害誌編集委員会編（1979）『広島・長崎の原爆災害』、岩波書店、p.65。

²⁰ 庄野直美、飯島宗一（1975）『核放射線と原爆症』、日本放送出版協会、pp.55-57。

²¹ 朴壽南（1982）『もうひとつのヒロシマ：朝鮮人韓国人被爆者の証言』、舎廊房出版部、p.10。

会であった。1972年の韓国原爆被害者協会の推計によれば、広島原爆による韓国人被爆者数は5万人程度で、そのうち約3万人が爆死し、生存者約2万人、うち1万5千人程度が帰国、残り5千人ほどが日本に残留したという。長崎の場合、韓国人被爆者は2万人程度で、うち1万人ほどが爆死し、8千人程度が帰国、2千人程度が日本に残留したとする。全体の生存者のうち、重傷者が30%、軽傷者が70%程度であると推定した²²。次の表は韓国原爆被害者協会が推計した被爆被害の内訳である。

表1 韓国原爆被害者協会による韓国人被爆者の推計（1972年）

	総被害者	死亡者	生存者	残留者	帰国者
広島	50,000	30,000	20,000	5,000	15,000
長崎	20,000	10,000	10,000	2,000	8,000
計	70,000	40,000	30,000	7,000	23,000

（出典：朴秀馥、辛泳洙、郭貴勲（1975）『被爆韓国人』、朝日新聞社、p.296。）

また、在日本民団は1997年に被爆当時広島市にいた朝鮮人は約4万5千人で、その中2万7千人ないし2万8千人が犠牲になったと推定した。

一方、原爆研究のバイブルともいえる『広島・長崎の原爆災害』（1979、pp.352-358）は、被爆直後の死亡者の推定に際して、推定居住者40,000-50,000人に爆心地からの距離に伴う全体被爆者の死亡率を乗じて、5,000人から8,000人の範囲と推測した。それに、全市の平均死亡率を勘案し、被爆者は27,000人と推算した。一方、長崎の場合は、朝鮮人被爆者を12,000-14,000人とし、死者は1,500-2,000人と推算している²³。

しかし、長崎在日朝鮮人の人権を守る会はこれらの推算に対して疑問を呈している。広島の場合は、一般市民として生活した人、労務者の家族、入市被爆者などが含まれていないし、距離別推定死亡率をそのまま朝鮮人労務者やその家族に適用するのは実情を無視していると指摘した²⁴。また、長崎の場合、1981年から2年間にわたる実地調査によって、朝鮮人被爆者は21,384人、そのうち爆死したのは10,278人と推算している²⁵。この調査結果は、少なくとも長崎の場合に限っては、韓国原爆被害者協会の推算がかなり実体に近

²² 朴秀馥、辛泳洙、郭貴勲（1975）『被爆韓国人』、朝日新聞社、p.296。

²³ 広島・長崎原爆災害誌編集委員会編（1979）『広島・長崎の原爆災害』、岩波書店、pp.352-358。

²⁴ 岡正治、高實康稔（1986）『朝鮮人被爆者とは一かくされた真実—』、長崎在日朝鮮人の人権を守る会、p.38。

²⁵ 長崎在日朝鮮人の人権を守る会編著（1989）『朝鮮人被爆者—ナガサキからの証言』、社会評論社、pp.92-93。

いことを示している。また、長崎在日朝鮮人の人権を守る会によると、長崎浦上刑務所では当時中国人 32 人、朝鮮人 13 人が在所しており、その全員が死亡した。

このように、韓国人被爆者の規模については諸説あり、その実数が明らかになったわけではない。その理由のひとつは、これまで本格的な調査が行われていなかったからである。推算が最も少ない『広島・長崎の原爆災害』の推計は、両市合わせて、被爆者約 4 万人、死亡者約 6,500 人から 1 万人で、韓国原爆被害者協会の推計とかなりの相違がある。しかし、『広島・長崎の原爆災害』も韓国人被爆者の規模に対する重要な推測資料²⁶を引用しながら、広島市には当時 5 万人の朝鮮人が居住、被爆し、うち 2 万人ほどが死亡、生存者の大部分が帰国して、17,000 人を超える被爆者が韓国に居住すると総括した。この数値は韓国原爆被害者協会の推測とほぼ合致する。

以上から筆者は、当時両市の人口 59 万人のうち、約 6 万 5 千人の朝鮮人が被爆したと考える。全体被爆者の少なくとも 10%以上に相当する数が、韓国人被爆者であると見積もっている。また、この事実は日本が世界唯一の被爆国ないし被爆国民だという言葉説を覆すものでもあり、あるいは韓国人被爆者を含む外国人被爆者に対する無知ないし無関心の現れだとも考えられる²⁷。

韓国原爆被害者協会に登録した会員数は、1967 年の発足当時、1,857 人に過ぎなかった。しかし、韓国原爆被害者協会の活動が軌道に乗った 1972 年には 6,269 人にまで急増した。一方、1972 年当時の韓国政府（保健社会福祉部）が把握した被爆者は、515 人に過ぎなかった。この事実は韓国政府の無関心を示している。平岡敬²⁸の取材によると、大韓赤十字社と韓国原子力放射線医学研究所は、1968 年時点における韓国在住の韓国人被爆者は約 1 万人と推定していたという²⁹。

会員は孫振斗（ソン・ジンドゥ）裁判の最高裁勝訴で補償の期待が高まった 1978 年には 9,362 人に増えた。しかし、それ以降は死亡者の増加による自然減少と、加入しても社会的差別があるだけで、実質的支援がなかったため、1988 年には 2,288 人にまで減少し

²⁶ その引用文献は『広島原爆戦災史』（広島市役所）、『核権力—ヒロシマの告発』（金井利博）、「在広朝鮮人被爆者についての一つの考察（1）」（上原敏子）、「朝鮮人被爆者の問題—歴史的な考察」（中塚明）、「忘れられた人々—朝鮮人被爆者問題を考える」（李実根）などである。詳しくは、広島・長崎原爆災害誌編集委員会編『広島・長崎の原爆災害』（1979、岩波書店）第12章の文献を参照。

²⁷ 実際に、「韓国の被爆者を救援する市民の会」などの韓国被爆者運動団体は、2013年、安倍首相の「唯一の被爆国民」という表現に抗議する声明を発表した。韓国聖公会大学教授である権赫泰（クォン・ヒョクテ）も、2007年11月10日日本平和学会の「グローバルヒパクシヤ」、「平和運動」の合同分科会で「“唯一の被爆国”という言葉説の形成と被爆ナショナリズム」について発表した。同氏は、被爆が「国民的記憶」として定着するなかで、「被害者意識」のみが強調され、「加害者意識」が失われがちであったことを指摘した。

²⁸ 同氏に関しては、第三章参照。

²⁹ 平岡敬（2011）『時代と記憶：メディア・朝鮮・ヒロシマ』、影書房、p.120。

た。その後、郭貴勲³⁰（クアック・グィフン）裁判勝訴によって健康手当受給権が与えられたことを契機に登録者は増加し、2011年11月現在、大韓赤十字社に登録された韓国国内の被爆生存者は、被爆者健康手帳所持者が2,545人、未所持者が130人である。

韓国の場合、韓国人被爆者に対する初歩的調査が行われたのは、1964年韓国原子力放射線医学研究所によるものであった。当時203人の名簿がまとめられ、それを基にして、1965年には大韓赤十字社が全国的な調査を実施した。その結果、約600人の被爆者が届け出た。2011年11月現在、大韓赤十字社に登録している韓国国内の生存被爆者は被爆者健康手帳所持者2,545人、未所持者129人である。

韓国原爆被害者協会に登録した人数は次の表の通りである。

表2 韓国原爆被害者協会登録者数

年度	登録者数	備考
1967	1,857	
1968	2,054	大韓赤十字社調査
1969	4,218	
1970	4,933	
1971	5,416	
1972	6,269	保社部調査、715名
1978	9,362	保社部調査、2,178名
1988	2,288	
2011	2,674	うち、被爆者健康手帳未所持者129名
2013	2,605	

（出典：韓国原爆被害者協会編『韓国原爆被害者65年史』（2011、韓国原爆被害者協会）および朴秀馥、辛泳洙、郭貴勲『被爆韓国人』（1975、朝日新聞社）をもとに筆者作成。）

また、次表は2013年大韓赤十字社に登録した地域別の韓国人被爆者を示すものである。

³⁰ 同氏に関しては、第三章参照。

表3 居住地域別韓国原爆被害者数

ソウル	釜山	大邱	仁川	光州	大田	蔚山	江原	京畿	慶尙	陝川	忠清	済州	計
260	597	371	45	10	30	37	17	201	545	456	41	9	2,650

(出典：原爆被害者と子女のための特別法推進連帯会議（2014）

『韓国人原爆被害者証言大会資料集』、原爆被害者と子女のための特別法推進連帯会議、p.50。)

朝鮮人被爆者の推定死亡率は、日本人被爆者のそれより遥かに高いとされる³¹。その理由として、日本人被爆者に比べ、貧困と差別による劣悪な状況下に置かれていたこと、特に民族差別によって適切な医療措置を受けられなかったこと、そして朝鮮人が爆心地に近い場所に住んでいたこと、などが挙げられる。実際に、彼らの手記には、当時、朝鮮人に対する差別が一般化していたことが綴られている。

たとえば、徴用工として南観音町（広島市）の宿舎に日本人徴用工と共に入居した金再根（キム・ジェグン）は、「入居一か月もならないうちに、日本人と韓国人の間に民族的葛藤が始まり、ますます激しくなる一方で喧嘩が絶えなかった。争いは食事の差別待遇に対する不満から起ったのである。日本人は専用の食卓でとり、韓国人は韓国人専用の食卓が決まっていたが、食物の量が少なく質もひどいものだった。とうとう不満が爆発して、暴動がおこりかけたが、憲兵が出動して抑えられ、うやむやにされてしまったことがある。」と当時の様子を記している³²。また、辛泳洙³³（シン・ヨンス）は、似島の臨時陸軍病院で顔に薬を塗っていた際に、日本兵から「朝鮮人ではないか」と問われたことがあり、もし朝鮮人であると是認すれば治療を受けられないのではないかとという恐れから、自らが朝鮮人であることを否認した経験があると証言した。このことについて「死の谷間から必死に這い上がろうとした日々に私を打ちのめしたもの、それは単なる原爆の脅威だけではない。まさに人間による人間の侮蔑、祖国の名さえ明らかなすことのできない民族の悲劇でした。私たち韓国人被爆者にとって、ヒロシマの地獄というのはそういうものだったのです。」と述懐した³⁴。

³¹ 一般的に言われている通り、被爆当時の広島・長崎における人口を62万（広島35万＋長崎27万）、1945年12月末までの死者数を21万人（広島14万＋長崎7万）とすれば、その死亡率は約34%になる。それに比べ、韓国人被爆者の場合は、韓国原爆被害者協会の推計を援用すると、7万人に対し4万人程度が死亡ということになる。つまり死亡率は約57%となり、日本人のそれを遥かに超える。

³² 朴壽南（1982）『もうひとつのヒロシマ：朝鮮人韓国人被爆者の証言』、舎廊房出版部、p.181。

³³ 同氏に関しては、第三章参照。

³⁴ 辛泳洙（1982）「逆流をこえて自立と連帯を」、鎌田定夫編、『被爆朝鮮・韓国人の証言』、朝日新聞社、p.246。

このような韓国人被爆者の高い死亡率とその惨状は、後に日本の市民運動家たちをして、韓国人被爆者らに日本人被爆者を上回る救護と支援を与えなければならないという認識を持たせる背景となった。

以上の様に、韓国人被爆者数及び死亡数については、文献によって数万人の差が生じているのが現状である。広島・長崎の原爆投下から 68 年が過ぎた現在、その正確な被害者数を知ることはもはや困難である。

3. 被害の性格

韓国人原爆被害者は三重の被害を受けたと言われる。それは、①日本の植民地統治と強制動員、②原爆被害、③帰国した後の放置、偏見、差別といえる。

同時に韓国人被爆者は日本、アメリカ、そして韓国という国家権力によって生存権³⁵、または生命権³⁶という基本権を侵害されたといえる。まず日本国においては、植民地統治と強制徴用・徴兵で、被害者たちは意思に反して渡日せざるを得なかったからである。このことから韓国人被爆者たちは、自らと関係のない戦争で原爆被害を受け、経済的・肉体的苦痛で生存権を剥奪された。しかし、日本は侵略戦争の結果で負った生存権の侵害に対する補償と納得できる謝罪は現在まで行っていない。日本は当時、韓国人が日本国籍であり、戦争行為に対する被害は国民が受忍するべきだという受忍論の法理で対応したが、三菱徴用工裁判でこの法理は否認され、国家による不法行為があったという点は認められている。

韓国は、元来、韓日会談で自国民の対日請求権を既に放棄したため、原爆被害者の日本に対する請求権は消滅したという認識を持っていた。そして、侵害された国民の基本権に対する補償問題は、安保と経済論理で無視された側面がある。韓国は、国家の利益を盾に個人の権利救済に必要な努力を尽くさなかったともいえる。その後、原爆被害者問題は韓日協定の対象ではなかったと主張し、日本への補償を要求したが、結局のところ、日本から有意義な合意は引き出せなかった。2011年、韓国憲法裁判所は、韓国原爆被害者の賠

³⁵ 生存権に関して、国際人権規約第 6 条 1 項「すべての人間は、生命に対する固有の権利を有する。この権利は、法律によって保護される。何人も、恣意的にその生命を奪われない。」と規定している。また、日本国憲法第 25 条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」とする。韓国憲法第 34 条 2 項は「国家は社会保障・社会福祉の増進に努力する義務を負う」と規定している。

³⁶ 人格権のひとつ。不法に生命を奪われない権利。生命権が憲法上の最初に規定されたのは 1776 年にアメリカのバージニア州の権利章典であったが、近代憲法では当然のことと考えられ、生命権を規定していなかった。しかし、第二次世界大戦を経て、生命権の重要性を悟って、1948 年の世界人権宣言第 3 条、ドイツ基本法など、これを規定することになった。日本国憲法第 13 条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定している。韓国の憲法は、生命権の明文規定はないが、通説と判例は、憲法の解釈上、憲法上の権利として認められている。

償請求権が韓日請求権協定によって消滅したか否かに関する解釈上の紛争を解決せずにいる韓国政府の不作為は、憲法違反であるとの判決を下した。

韓国政府の態度に対しては、「このような問題は政府次元でしっかり押し進めるべきであるにもかかわらず、政治家は無能で国民が何を要求しているかがわかっていない」などの批判が少なからずある³⁷。一方、韓国国内で原爆に遭遇したわけではないため、韓国政府が積極的な行動に出ないことも、ある程度理解できるという意見もある³⁸。

また、アメリカに対しては、無差別な大量虐殺武器である原子爆弾を投下することで、罪のない一般市民に甚大な障害を負わせたことに対する責任問題がある。最近、韓国ではアメリカの戦後責任も問うべきだという意見が強まってきた³⁹。また、韓国一部の市民団体では韓国原爆被害者問題に関連し、原爆投下に対するアメリカの責任も追求すべきという意見もあった。

彼らの要求実現と権利回復運動は、国家に対する嘆願、陳情、交渉、示威、言論報道、市民連帯、裁判闘争などを通じて進められた。韓国原爆被害者問題は、理論的には韓日間の歴史和解問題、そして、核兵器使用の責任問題、核兵器撤廃運動、さらには原発使用の賛否といった今日の問題とも不可避的に関わっているとみえる。

韓国人被爆者の被爆直後の証言はほとんどどなく、1965年以後、平岡敬、朴壽南⁴⁰（パク・スナム）、朴秀馥⁴¹（パク・スボク）などによって記録された。朴秀馥によると、1970年代初にインタビューをした200余人の被爆者のうち、中等以上の教育を受けた者はわずか3人で、教育レベルも十分ではなく、中には、印象的・断片的な場面だけを思い出すことができるというような、記憶閉鎖現象がみられる者もいた⁴²。

彼らの被爆体験にみて取れる主な特徴は、日本による迫害の記憶であった。たとえば、父が土地を奪われ小作に転落した、徴用で連れて行かれ苦勞したといった話である。こうした記憶はその後、韓国と日本で演劇や小説の素材にもなった。

³⁷ 郭在栄（クァック・ジェヨン）による証言。鄭根埴編、晋珠採録、市場淳子訳（2008）

『韓国原爆被害者 苦痛の歴史：広島・長崎の記憶と証言』、明石書店、p.102。

³⁸ 鄭大一（チョン・デイル）による証言。鄭根埴編、晋珠採録、市場淳子訳（2008）『韓国原爆被害者 苦痛の歴史：広島・長崎の記憶と証言』、明石書店、p.161。

³⁹ 金丞垠（2012a）「韓日過去清算と韓国人原爆被害者訴訟運動の歴史的意味」、『韓国人原爆被害者訴訟の歴史的意義と残された課題』、韓国国史編纂委員会、p.125。

⁴⁰ 1936年生まれ。1963年に在日韓国人・李珍宇（イ・チンウ）書簡集として『罪と死と愛と』（1963、三一書房）を発表以来、在日朝鮮人問題、朝鮮人原爆被害者問題に関する著作（『朝鮮・ヒロシマ・半日本人：わたしの旅の記録』（1973、三省堂）、『もうひとつのヒロシマ：朝鮮人韓国人被爆者の証言』（1982、舎廊房出版部））や、従軍慰安婦問題に関する著作（『アリランのうた：オキナワからの証言』（1991、アリランのうた製作委員会））などの執筆活動に積極的に従事している。2013年からは沖縄玉砕場の朝鮮人軍属と従軍慰安婦関連記録映画『ぬちがふう（命果報）』を日本全国に巡回公演している。

⁴¹ 1930年生まれ。釜山日報記者、韓国文化放送プロデューサーを経てフリーのルポライターとして活躍。

⁴² 朴秀馥、辛泳洙、郭貴勳（1975）『被爆韓国人』、朝日新聞社、p.13。

韓国人被爆者は、自分が被爆したのは日本植民統治の結果であるため、日本政府が優先的に責任を持つべきものの、日本政府は韓日協定を口実に責任を回避していると考えていた。また、韓国政府が自国民のために政府レベルで日本との交渉に努力しなければならないのに、国民の要求を理解できない政治家が無能であると考える人も多かった。もちろん、原爆を投下したのはアメリカであるから、アメリカが賠償すべきという考えもあったが、アメリカ政府に対する賠償要請は間歇的で一時的なものであった⁴³。

日本の植民統治を経験しなかった世代として、始めて韓国人被爆者証言を採録、整理した晋珠（ジン・ジュ）は、韓国被爆者のアイデンティティについて次のように指摘した。

「彼らはケロイド等の外傷によって社会的差別を受け、被爆者として認識されることを嫌がる。これは、後遺症に対する不確実性と二世への遺伝に対する不安感とも関係する問題である。原爆被害は、肉体的被害に留まらず、被爆により生活の基盤を喪失して生計維持が難しくなったという社会的被害も含まれる。同時に、彼らには「目撃者」、「生存者」としてのアイデンティティもある。証言は「目撃者」としての位置を表明するが、奇跡的な「生存者」としての性格をももたせる。今日では、平和伝達者としてのアイデンティティも顕著である。」⁴⁴

現在、生存している被爆者たちの証言をみても、原爆による傷痕は未だに残っている。京都で生まれ、広島に移住した金日祚（キム・イルチョ）は、挺身隊の入隊を避けるために結婚を急ぎ、18歳の時被爆した。被爆直後、「日本人たちが日本に残りたい韓国人を殺す」という噂で帰国し、1946年6月、夫とともに日本へ密入国しようとしたが捕まった。1993年まで原爆被害者登録を戸惑ったが、彼女の息子と3人の娘が結婚した後、登録することができた。現在、彼女は陝川（ハプチョン）原爆被害者福祉会館で他の78人の韓国人被爆者たちと生活をともにしている。

韓国原爆被害者協会名誉会長の郭貴勲は、「韓国に戻った原爆被害者の90%が治療や支援も受けられずに死んだ」と主張した。陝川支部長の沈鎮泰（シム・ジンテ）は、被爆当時2歳であった。その後、居住する陝川で原因のわからない病気で人々が死んでゆくのを目の当たりにし、自らの被爆体験に恐怖を抱くようになった。

原爆の傷跡がある者はハンセン病患者のようにみられ、隔離されたりもした。また、被爆者たちのなかには、原爆による傷跡のため、一見して被爆者であることが明らかな者もあった。他方、傷跡が目立たない被爆者たちは自らが被爆者であることを隠した。結婚差別などを恐れたためであった。

⁴³ 鄭根埴編、晋珠採録、市場淳子訳（2008）『韓国原爆被害者 苦痛の歴史：広島・長崎の記憶と証言』、明石書店、p.181。

⁴⁴ 晋珠（2004）『原爆被害者証言の社会的構成と内容分析』、全南大学大学院修士論文。

第二節 先行研究⁴⁵

韓国原爆被爆者問題に対する研究は日本で始まったといえる。原爆投下地が日本であったことから、原爆に対する社会的関心と認識が日本においてはるかに高かったことは、必然的なものでもあった。韓国原爆被害者問題が日本と韓国で問題として認識され、台頭してきたのは 1965 年の韓日協定以後のことである。1967 年には韓国原爆被害者協会が設立され、その存在が言論報道を通じて本格的に世間に周知されることとなった。

原爆被爆研究は、日本においても医学に特化し、その他の領域は後発であった⁴⁶。当然のことながら、韓国原爆被害者問題はほとんど注目されてこなかった。原爆被害に関する代表的な著作である『広島・長崎の原爆災害』の中でもわずか 10 ページを割いているに過ぎない。

1970 年代に入って、日本で韓国原爆被害者問題に対する関心が高まるようになる。しかし、社会と学界の関心は、植民地統治やそれによる補償問題というよりは、原爆被害そのものと人道主義的救護に集中していたと考えられる。韓国被爆被害者問題に関する研究は主に言論報道、寄稿、証言集など一次資料、あるいはルポ、論説、実態調査、政策報告などが多く、主なテーマは韓国被爆者たちが実際に直面していた当面の課題、すなわち韓国人被爆者に対する医療・生活支援問題、法的保障問題など援護問題に集中していた。

韓国における原爆被爆者研究は、日本に比べ関心が低かったため、研究の量も相対的に少なかった。原爆に対する認識がほとんど無かっただけでなく、厳しい経済事情で韓国国民らがこの問題に関心をもつ余裕がなかったことも一因であろう。また、初期には原爆投下によって植民地支配からの解放が早められたという韓国国内の認識もあった。

そういった流れの中、1970 年代後半、始めて韓国原爆被害者問題だけを扱った単行本が出版された。1980 年代に入ってから学術論文が発表され始めた。1990 年代以降、韓国で民主化が進むにつれ、社会的弱者に対する関心が高まり、韓国政府の責任問題も浮き彫りにされはじめた。この問題が人権問題として浮上し、韓日協定の問題点が議論されるなど、ようやく韓国原爆被害者問題に関する研究が緒に就いたといえる。

2000 年代以降は、韓国で過去清算運動と連携し、多くの研究が行われ、それが逆に日本の市民運動と研究にも影響を及ぼすようになった。それは、韓国原爆被害者問題に関する両国における関心の在り方の変化がみて取れるものであった。

以下、韓国原爆被害者問題に関する重要な研究を時系列的に紹介するが、まずは日本

⁴⁵ 本節の「先行研究」は、既に公表されている辛亨根、川野徳幸（2012）「韓国人原爆被害者研究の過程とその課題」、『広島平和科学』34、広島平和科学研究センター、pp.161-187をたたき台に修正加筆を加えたものである。

⁴⁶ 川野徳幸（2010）「原爆被爆被害の概要、そして原爆被爆者の思い」、日本平和学会編、『平和研究』第35号、pp.19-38。

における研究、続いて韓国における研究を概観することとする。

1. 日本における韓国原爆被害者研究

広島の人被爆者の存在と惨状が知られはじめたのは 1960 年代中葉である。韓国原爆被害者問題がはじめて日本で報道されたのは『中国新聞』と『長崎新聞』の 1965 年 5 月 14 日付の記事で、韓国被爆者実態調査団の派遣が決定されたことを知らせるものであった。本格的な取材報道は、1965 年 12 月に当時中国新聞記者であった平岡敬が訪韓し、韓国人被爆者の実態を報道したのが嚆矢である。これを皮切りに、日本国内で韓国原爆被害者問題に関する本格的な議論が行われた。特に、辛泳洙が 1968 年 8 月 16 日、『アサヒグラフ』に「原爆遺憾」を載せて韓国人被爆者の実情を訴えたが、これは韓国被爆者自身が日本の読者向けに発した最初の寄稿である⁴⁷。

韓国人被爆者を対象とするはじめての医療調査報告書は、1971 年に広島原爆病院・石田定内科部長によってまとめられた。同氏は韓国原爆被害者協会登録者 6,269 人⁴⁸のうち 252 人に対して診療を実施し、同年 10 月「訪韓日本医師団の診療結果と医師所感」⁴⁹を発表した。ソウル、釜山、慶尚南道（キョンサンナムド）陝川郡の三地区で韓国原爆被害者協会登録被害者の 20 分の 1 に該当する、252 人の診察だけで韓国原爆被害者全体の病状は推察できないことを前提とした上で、疾病の状況を要約した⁵⁰。

1970 年代に入ると、韓国原爆被害者問題が日本にも知られるようになり、さまざまなルポ、証言集、単行本が出版されるに至る。平岡敬の『偏見と差別：ヒロシマそして被爆朝鮮人』（1972、未来社）は広島の被爆問題を整理したものであるが、その紙幅の半分以上が韓国原爆被害者問題関連の寄稿で占められている。平岡敬は初めて韓国原爆被害者問題を本格的に日本社会に提起するとともに、被害者意識だけが強調されていると広島の平和運動の問題点を指摘し、密航韓国人被爆者・孫振斗問題をめぐる日本政府と日本民衆の中に潜む「二重の偏見」構造を指摘しながら、韓国被爆者の「人間回復」への努力を「壁との戦い」⁵¹と表現し、日本政府と市民の責任として韓国被爆者支援の必要性を強調した。

⁴⁷ そのなかで同氏は、「世はこの厄介な汚らわしい集団を自然淘汰の結果にだけまかせているのでしょうか?」、「橋の下に防空壕のなかに病と貧困との戦いに敗れて一人一人死んでゆくあわれな幾千人の韓国人被爆者の惨状を見ればいたたまれず、これを全世界の人道主義に声を張り上げて訴えたいのです」と訴えた。

⁴⁸ そのうち 1,570 人が陝川居住。

⁴⁹ 同所感の内容は、朴秀馥、辛泳洙、郭貴勲（1975）『被爆韓国人』、朝日新聞社、p.292 に所収されている。

⁵⁰ 同所感によると、ソウルでは生活困窮、経済力低下による栄養障害が原因と考えられる貧血が多かった。釜山地区では消化器疾患、ついで循環器疾患、自律神経失調症が多く、広島の被爆者の疾病傾向と類似していた。陝川地区では神経痛、原爆火傷による瘢痕が多かった。

⁵¹ 平岡敬（1972）『偏見と差別：ヒロシマそして被爆朝鮮人』、未来社、p.247。

当時、朝日新聞のソウル特派員であった小田川興⁵²は、自身で翻訳した手記を所収した『被爆韓国人』（1975、朝日新聞社）の出版に大きく寄与した。これは、韓国原爆被害者問題だけを取り扱った初めての単行本であり、朴秀馥・郭貴勲・辛泳洙などの手記と著作を総体的に整理・収録している。特に重要な文献と考えられるので、以下に若干詳しく紹介したい。

朴秀馥は序文で、韓国人被爆者は国家そして社会から完全に放置され、生と死の境界を、自分だけの力で命を繋いできたと描写した。また同氏は、韓国原爆被害者問題を今世紀神話の一コマと位置づけながら、彼らにとって第二次世界大戦は未だ終結しておらず、韓国人被爆者たちは人類が戦争を未だ徹底的に反省していないことから生まれた憐れな犠牲者であり、彼らの状況は「明らかに意図的黙殺でもなければ、公然たる二次殺人とも言える放棄行為」であると告発した。また、韓国人被爆者の生存を「先進科学者には少なからぬ研究材料」という表現を用い、それはまさに奇跡だったと指摘した。

第二部、「被爆 30 年—その日と今日」では、被爆二世を含む被爆者 9 名の手記が紹介され、第三部「再び踏む日本の土」では郭貴勲と辛泳洙の日本訪問活動内容などが紹介された。

先に触れた『広島・長崎の原爆災害』は、朝鮮人被爆者の特殊性、動員の強制性などを客観的に分析しながら、被爆朝鮮人の規模と被爆状況の把握に努め、朝鮮人被爆者問題の動向にも言及した。特に在日朝鮮人の人口変動について、日本側の資料を広範囲に引用しながらその把握に努めた。また、被爆後の被爆者としての精神的、肉体的、生活的打撃に加えて民族的な差別を受けて苦しい生活を余儀なくされたことを指摘しつつも、被爆当時の実態、死亡の実態、帰国、残留、移動の実情、被害の内容に対する科学的な検証に基づく全体的な状況の解明は今後の研究を俟たなければならないとしている⁵³。

1970 年代には日本に居住する朝鮮人・韓国人の被爆体験記を集めた文献が多数発行された。朴壽南の『朝鮮・ヒロシマ・半日本人：わたしの旅の記録』（1973、三省堂）、広島県朝鮮人被爆者協議会編の『白いチョゴリの被爆者』（1979、労働旬報社）、そして吉留路樹編著の『アイゴ！ムルダルラ：広島・長崎被爆朝鮮人の 35 年』（1980、二月社）などの証言集が上梓され、日本政府と日本人を告発した⁵⁴。

1980 年代に入ると韓国原爆被害者の全体像を描く作業が進み、強制連行と原爆との関係に関する研究が本格化しはじめた。長崎在日朝鮮人の人権を守る会が『原爆と朝鮮人—長崎朝鮮人被爆者実態報告書』（全 5 集⁵⁵）を発行した。この報告書は、1982 年の第

⁵² 同氏に関しては、第三章参照。

⁵³ 広島・長崎原爆災害誌編集委員会編（1979）、『広島・長崎の原爆災害』、岩波書店、pp.357-358。

⁵⁴ 平岡敬（1983）『無援の海峡：ヒロシマの声、被爆朝鮮人の声』、影書房、p.280。

⁵⁵ それぞれの副題については、「引用文献」を参照。

一集に始まり、1991年の第五集まで跛行された。第一集の序論で岡正治は、世界唯一の被爆者は日本人だけではなく、悲劇的な原爆被災民族になった朝鮮人の悲劇的存在を忘れてはならないと指摘した。

平岡敬の『無援の海峡：ヒロシマの声、被爆朝鮮人の声』（1983、影書房）は、前述の『偏見と差別：ヒロシマそして被爆朝鮮人』（1972、未来社）以降の1980年代初期までの韓国原爆被害者に焦点を当て、その存在をあらためて世に問うたものである。同時に、1960年から1983年までの日本の参考資料の目録を整理・紹介した⁵⁶。ここで同氏は、韓国被爆者は自らの体験を語るとき「なぜ自分が日本へ来たのか」からその体験を語りはじめると同時に、日本人から受けた差別や生活の苦労話など植民地時代の心の傷に重点を置く傾向があり、これは日本人被爆者との明らかな違いであると指摘する⁵⁷。また同氏は、孫振斗裁判の後に日本政府が、韓日政権政党の間の3カ項医療支援合意の所要経費の支出は対韓経済援助の枠内で行うものであり、これを補償とはみなさないという立場に対し、無責任であると批判した。渡日治療の問題点として、長期間日本旅行が可能な者、ある程度の経済的余裕のある者に限られていることも指摘し、国家責任による援護と補償だけが彼らを救える道であることを力説した。

在韓被爆者問題市民会議編の『在韓被爆者問題を考える』（1988、凱風社）は韓国原爆被害者問題の研究者と活動家たちが東京の四谷に集い、これまでの活動を再検討し、今後の課題をまとめたものである⁵⁸。韓国原爆被害者問題関連の重要な論点が包括的に整理されており、特に重要だと考えられるので若干詳しく論じたい。なお、同書には在韓被爆者関係年表と文献が網羅されており、孫振斗裁判の最高裁判所判決文、韓日両国与党間の覚書の内容など一次資料も多数収録されている。

高木健一弁護士は韓日間の戦後処理の三大懸案事項として、サハリン残留韓国人問題、在韓被爆者問題、在日韓国人の法的地位問題を取り上げた。同氏は、韓日両国は戦後処理を有償・無償の5億ドル経済協力資金提供をもって外交的に終結しようとしたと指摘した。また、その交渉過程においてサハリン残留韓国人、在韓被爆者問題が検討から除外されたことを取り上げ、韓日協定の問題点をあらためて指摘したのである。なお、同氏は日本の戦後処理立法は外国の趨勢とは異なり、戦後の国籍によって差別化を行ったことを指摘した⁵⁹。

⁵⁶ 平岡敬（1983）『無援の海峡：ヒロシマの声、被爆朝鮮人の声』、影書房、p.283。

⁵⁷ 平岡敬（1983）『無援の海峡：ヒロシマの声、被爆朝鮮人の声』、影書房、p.280。

⁵⁸ 集会参加者は平岡敬（中国放送社長）、伊東壮（日本被団協代表、山梨大学教授）、中島竜美（評論家）、高木健一（弁護士）、椎名麻紗枝（弁護士）、辛泳洙（韓国原爆被害者協会会長）、力久隆積（善隣会教主）、石川洋一（一灯園）、鎌田定夫（長崎総合科学大学教授）、豊永恵三郎（広島電気大学付属高校教員）、松井義子（大阪YWCA）など。

⁵⁹ 在韓被爆者問題市民会議編（1988）『在韓被爆者問題を考える』、凱風社、pp.1-2。これと関連して、小川政亮は「被爆者援護の法理」（在韓被爆者問題市民会議編（1988）『在韓被爆者問題を考える』、凱風社、pp.186-199）でドイツとの比較と法律的検討を行った。

平岡敬は「在韓被爆者の戦後史」⁶⁰で、日本が唯一の被爆国たることを唱えて平和を訴えているが、朝鮮人被爆者の存在を忘却・無視する日本人の意識構造を見直さなければならぬと指摘した。また同氏は、韓国原爆被害者協会の前史と設立過程、孫振斗裁判までの過程を詳細に検討した。1968年、日本で初めての原爆犠牲者慰霊祭が開かれ、1970年には本川西側に慰霊碑が建立されたが、それが平和公園の域外であったため差別の象徴になってしまったと指摘した。また、韓国被爆者運動の推進方向を模索していた最中に発生した孫振斗裁判とその訴訟は日本に大きな問題を提起し、韓国被爆者の権利意識に大きな刺激を与え、日本政府にも多大な影響を及ぼしたと評価した。さらに、同氏は日本で展開される平和運動との連帯がなかなか進まなかった理由の一つとして、日本平和運動の背後に政党の影があり、革新政党との接触が禁忌視されたと指摘した。しかしその一方で、日本政府や韓国政府を動かさない韓国原爆被害者協会は、日本弁護士連合会人権擁護委員会に補償救済に関する要請を行い、そこから裁判闘争を含むさまざまな人道的進展が始まったことを指摘した。

また、平岡敬は韓国原爆被害者問題が根本的解決に至らなかった日本側の原因として、日本政府の責任回避、広島・長崎にそれほど多くの朝鮮人が住むようになった歴史的背景の看過、平和運動における被爆韓国人問題の不在を指摘した。韓国側の問題としては、韓国に「原爆症」に対する正確な知識がなく、伝染説・奇形児説などの偏見が存在していたこと、同時に、韓国の原爆に関する歴史観が日本と全く違うことを取り上げ、韓国では原爆によって日本が降伏し、その結果、韓国の解放・独立がなしえたとする歴史観があることを指摘した。また、このような社会的雰囲気の中、韓国被爆者が自分の存在を訴えるのは、韓国社会の偏見の構造の中、非常に困難であり、肉体的苦痛だけでなく、韓国社会で理解されない精神的苦痛の二重の苦悩に韓国被爆者の特異性があると指摘している。さらに同氏は今後の課題として、次の5点を挙げるのである。①援護は医療だけではなく、生活重視の観点からの生活安定措置が不可欠であること、②原爆後遺症に関する正確な医学情報の提供、特に韓国政府に正確な情報の伝達を行うこと、③可能な限り詳細な実態調査を行うこと、④生存者の記録収集・整理、⑤韓国人被爆者問題の広島・長崎平和思想における正確な位相の設定であった。特に⑤に関しては朝鮮人、韓国人に対する蔑視体質、差別体質を克服できない限り、広島・長崎の平和思想がアジア人の胸をうつことにはならないと指摘した。

日本被団協の代表であった伊東壮は、「「原子爆弾被害者援護法」制定要求と在韓被

⁶⁰ 在韓被爆者問題市民会議編（1988）『在韓被爆者問題を考える』、凱風社、pp.10-26。

爆者問題」⁶¹で、原爆はすべての人間を無差別に、そして等しく殺生したものであると指摘した。1977年開催のシンポジウムで報告された「20カ国に被爆者が存在し、老人・女性・子供といった社会的弱者の死亡者が多かった」との報告に言及しながら、原爆の非人道性を強調した。また、同氏は、韓日両国の被爆者が核兵器による被害者としての共通の面があるが、戦前戦後の歴史過程による違いがあり、韓国人の場合、原爆投下が多少とも、「解放」に資したこと、原爆を生きるうえでどう意味つけるかの混乱があったと指摘した。つづいて、原爆投下と南北分断はともに冷戦構造と深い関わりがあり、韓米防衛条約をもって、韓国はアメリカの核の傘を容認しながら、核こそ平和を守るものであり、その被害者は悪という不思議な論理を適用しながら、韓国被爆者を放置したと批判した。

伊東壯は韓国被爆者援護の責任は日米韓政府それぞれにあると指摘した。日本政府には過去の責任、韓日条約締結責任、現在経済大国としての責任があり、アメリカ政府には、非人道的兵器の使用、戦後の核軍拡政策と原爆被害の隠蔽、無視についての責任があり、韓国政府には米国の核の傘への依存と核政策容認、安全無視と社会保障軽視、被爆者援護政策怠慢の責任があると指摘した。従って、彼らに対し、日本政府による賠償的救護と韓国政府による援護立法が必要であると主張した。そして、補償責任問題については、日本はサンフランシスコ講和条約第19条によってアメリカに対する賠償請求権を放棄した。これによって、政府に補償の責任が生じたように、韓国政府が韓日条約で被爆者の請求権を放棄したのであれば、放棄の責任、あるいは日本政府との交渉の責任を負うと指摘した。

また、韓国被爆者を反核・反帝国主義・反民主主義の生き証人として位置づけ、日本被団協は韓国被爆者との連帯を目指すべきであるにもかかわらず、そうできなかった理由として、韓国被爆者の側に「あんな日本の連中と付き合うな、運動をやめろ」といった圧力がかかるのは韓国被爆者に申し訳ないからだとして述べている。韓日には被爆者運動が展開されながらも、一方ではそれぞれ米国との安保条約が存在する。この現実を認識すべきだと指摘した。

中島竜美は「朝鮮人被爆」の歴史的意味と日本の戦後責任⁶²の中で植民地時代のいくつかのスローガンを例として取り上げ、日本政府の非人道的政策を批判した。「一億一心、炎の勢いで」は、その1億に朝鮮・台湾を含むとし強制連行を合理化し、「生んで繁殖せよ」では、1960年まで1億人口を達成するという長期的人口政策として、ナ

⁶¹ 在韓被爆者問題市民会議編（1988）『在韓被爆者問題を考える』、凱風社、pp.27-41。伊東壯は1959年、東京原爆被害者団体協議会（「東友会」）での活動時、朝鮮人、韓国人に対する罪意識から朝鮮人被爆者に対して日本人被爆者の3倍ほどの救護金を寄贈し、1970年代はじめに韓国原爆被害者協会の辛泳洙会長に面会した際も、その罪の意識から真っ先に謝罪したと述懐した。

⁶² 在韓被爆者問題市民会議編（1988）『在韓被爆者問題を考える』、凱風社、pp.42-58。

チの優生学的思想に影響されて人口増加政策を推進したと批判した。戦後には人口抑制政策へと転換し、満州・朝鮮から帰国した妊婦に中絶手術を行い、さらに被爆者の妊婦に対しては継続的観察及び遺伝調査を行うなど被爆者問題を公衆衛生対策の一環として扱った。しかし結局、戦後 8 年間被爆者に対して国家は何もしなかったと批判した。また、日本は、「一視同仁」を唱えながらも、解放後援護・送還の義務を果たさず自力で帰国させるなど、戦中・戦後に朝鮮人の人権を侵害したと非難した。同氏は、原爆傷害調査委員会（Atomic Bomb Casualty Commission、いわゆる ABCC。以下同。）だけが被爆者を実験対象にしたのではなく、日本政府みずからも国体維持のために日本の被爆者も最大限利用したと批判した。原爆被爆者援護対策は放射能被害のみを対象とし、戦争被害を含まないため、十分な対策ではないとも指摘した。

中島竜美は、孫振斗裁判の勝訴が如何に国家の対策を揺るがしたかを説明した。裁判の結果、「原爆被害者対策基本問題懇談会」が誕生し、その後、国家が在外被爆者を分離するためにいかに巧みな行動を取ったかを記述した。原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（以下、原爆医療法）の根底には、国家補償の精神があるとする 1978 年 3 月の孫振斗裁判での最高裁勝訴結果を踏まえ、自民党政調会も原爆医療法、および「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（以下、原爆特別措置法）」（いわゆる「原爆二法」。以下同。）修正の問題を議論する結果を出した。また、これによって厚生大臣の私的諮問機関である「原爆被害者対策基本問題懇談会」が設立され、1979 年 6 月外国人対策として 3 カ項を与党間で合意し、1980 年 11 月の渡日治療のみを実施したと説明する。「原爆被害者対策基本問題懇談会」は 1980 年 10 月、戦争被害は国民が等しく甘受しなければならないという意見を提出したが、このことは「国民」という言葉で事実外国人を排除したと批判した。

さらには、1990 年代には従軍慰安婦問題が提起され、日本政府の責任が両国間の懸案事項になった。また日本の植民地支配と強制連行、日本政府の国家責任が活発に議論された時期でもある。たとえば、深川宗俊の『海に消えた被爆朝鮮人徴用工—鎮魂の海峡』（1992、明石書店）と長崎在日朝鮮人の人権を守る会編著『朝鮮人被爆者—ナガサキからの証言』（1989、社会評論社）⁶³がその例である。

市場淳子⁶⁴は、1999 年の韓国語論文「三重苦を嘗めてきた韓国人原爆被害者たち」（『歴史批評』1999 年冬号、歴史批評社）で、韓国被爆者が当時日本に住んでいた歴史的背景からひもとき、日本政府の責任を体系的に論じた。続いて、同氏は『ヒロシマを持ちかえた人々—「韓国の広島」はなぜ生まれたのか』（2000、凱風社）を発刊した。これは、2003 年に韓国で『韓国の広島：20 世紀百年の憤怒、韓国原爆被害者達は誰か』

⁶³ 同書は日本の朝鮮植民地支配の歴史から始まって強制連行の方式と規模、放置の実態を触れながら日本の責任を追及した。

⁶⁴ 同氏に関しては、第三章参照。

というタイトルで翻訳出版され、韓国における被爆者研究の活性化に貢献した。

ここでは、韓国人被爆者運動の歴史を 4 段階に分類した。第一段階を被爆から 1966 年韓国原爆被害者協会設立前までの「捨てられた韓国人被爆者」、第二段階を 1967 年の韓国原爆被害者協会設立以後から 1978 年孫振斗裁判勝訴までの「立ち上がる韓国人被爆者」、第三段階を 1979 年両国政府合意による渡日治療から 1989 年日本政府の 4,200 万円国際拠出金支援までの「補償拒否で一貫する日本政府」、そして第四段階を 1990 年盧泰愚（ロ・テウ）大統領訪日をきっかけとする 40 億円支援以降の「人道的支援ではなく補償を」、がそれである。市場は「韓国の広島」と呼ばれる陝川地域における植民地支配の実態を歴史的に考察しながら、なぜ多くの同地域の人々が日本へ渡ったのかを分析した。また、軍事都市広島形成、広島における朝鮮人の生活、あるいは陝川と広島の交流についても整理したのである。市場はまた、2006 年には、「唯一の被爆国」が生んだ在外被爆者⁶⁵において、在韓被爆者の闘争として始まった「被爆者援護の平等適用を求める裁判闘争」が、「在外被爆者の闘い」となる経緯を分析しながら、韓国原爆被害者問題の本質を説いたのである。

最近では、長崎在日朝鮮人の人権を守る会が『端島に強制連行された朝鮮人・中国人の記録 軍艦島に耳を澄ませば』（2011、社会評論社）を発行した。同書は、先に取り上げた『原爆と朝鮮人一長崎朝鮮人被爆者実態報告書 第四集 端島の呻き声』（1986、長崎在日朝鮮人の人権を守る会）から端島（「軍艦島」とも呼ばれる）に関わる内容を抜き出し、新たに強制徴用され被爆した韓国人 3 名の証言と韓国 KBS によって放送されたドキュメンタリー内容などを収録し、再編したものである。

その他、重要な資料群の整理を行った広島大学文書館編（2005）『平岡敬関係文書目録』（IPSHU 研究報告シリーズ No.34、広島大学平和科学研究センター）もある。これは、平岡敬が所蔵する韓国被爆者関係資料の目録である。約 1,200 点の資料群は、1960 年代から 1990 年代までの韓国原爆被爆者に関するものが中心であるが、中には特に同氏が深く交流した韓国原爆被害者協会に関する資料、あるいは情熱をもって取り組んだ孫振斗裁判関係の貴重な一次資料が多く含まれている。なお、本目録の資料は 2004 年 5 月に広島大学に寄贈され、現在は広島大学文書館によって保管・公開されている。

2. 韓国における韓国原爆被害者研究

韓国における韓国原爆被害者問題は、言論報道とルポなどを通じて世間に知られることとなった。韓国で始めて原爆被害者問題を提起したのは、郭貴勲であると言われる。郭貴勲は 1959 年 8 月 6 日から 4 回にかけて『韓国日報』に原爆体験を寄稿した⁶⁶。1965

⁶⁵ 倉沢愛子、杉原達、成田隆一、テッサ・モーリス・スズキ、油井大三郎、吉田裕編集、『岩波講座 アジア・太平洋戦争〈4〉帝国の戦争経験』、岩波書店、pp.377-404。

⁶⁶ 郭貴勲（1959）「原爆回想①-④」、『韓国日報』1959年8月7日-10日付。

年 3 月 20 日には、ソウル放送が韓国に 203 人の被爆者がいることを報道したが、この二つはともに大衆の関心を得ることはなかった。

韓国原爆被爆者に対する初めての調査は、1964 年に韓国原子力放射線医学研究所によって実施された。1965 年には、大韓赤十字社が 201 人の被爆者名簿を作成し、彼らを対象に全国的調査を行った。調査の過程で、およそ 600 人の韓国人が被爆者であることを名乗り出た。1970 年には韓国放射能医学研究所が当時の広島大学原爆放射能医学研究所長・志水清教授の協力の下、李章圭（イ・ジャンギュ）博士など 5 名の研究者による実態調査を実施した。ソウル市一円の被爆者 91 人（被爆二世 28 人を含む）に対し問診を行った。この内容は韓国原爆被害者協会編の『韓国原爆被害者 65 年史』（2011、p.122）に所収されている。これによると、頭痛 30%、四肢無力感 17%、消化不良 11%、胃腸障害 34%、肝臓の肥大化 21%、高血圧 12%、火傷跡 12%という結果であった。また、月刊『新東亜』記者であった金東炫（キム・ドンヒョン）は、1973 年に「韓国の原爆被害者」と題して、1968 年からの韓国原爆被害者協会運動の経過と原爆被害者の病苦と貧困の実態を紹介した⁶⁷。

韓国でこの問題を本格的に取り上げたのは、『声もない、名もない。韓国原爆被害者の 30 年』（1975、創元社）を著したルポライター兼放送作家の朴秀馥であった。朴秀馥は、8 年間韓国各地の被爆者を訪問し、渡日の経緯、被爆時の状況、帰国後の生活、闘病の状況などを克明に記録し、被爆から 30 年経って始めて韓国被爆者の生々しい声を韓国に伝えたのである。

在韓被爆者の実態把握のために本格的調査が実施されたのは、1970 年代以降のことである。1967 年に設立された韓国原爆被害者協会は、まず被爆者の数の把握に努めた。各地の被爆者を訪ね、彼らの生活実態を調査する努力は、韓国原爆被害者協会設立以後、継続的に行われた。これには、当時、韓国被爆者支援運動を展開していた韓国教会女性連合会が積極的に協力した。調査は 1975 年を皮切りに、1977 年、1979 年と 3 回にわたって調査は実施され、その結果を報告書としてまとめた。

韓国教会女性連合会会長を務めた李愚貞（イ・ウジョン）は、広島平和会議の参加後、韓国人被爆者の存在を知り、韓国人被爆者の現況、報償運動の歴史、被爆者の健康状態などを著した「韓国原爆被害者の実態」を、季刊『創作と批評』1975 年春号に寄稿した。さらに 1977 年には、韓国教会女性連合会による「韓国原爆被害者実態調査報告書」⁶⁸が発行された。さらに 1976 年には、韓国原爆被害者協会会長を勤めた姜壽元（カン・スウォン）が、原爆被害及び核問題、そして韓国原爆被害者報償要求運動の歴史と被爆者の実例、そして自身の被爆体験をまとめた『可恐原子爆弾投下—果たして人類は絶滅す

⁶⁷ 金東炫（1973）「韓国の原爆被害者」、『新東亜』8月号。

⁶⁸ 韓国教会女性連合会（1977）『韓国教会女性連合会資料』第2集、韓国教会女性連合会。

るのか』（金剛出版社）を発行した。韓国延世大学の李命根（イ・ミョングン）博士は、1982年から1988年までの間に韓国人被爆者1,844人を診療し、その記録をもとに学術論文を作成した。そして、その結論として、韓国人被爆者には日本人被爆者より重症患者が多く、白内障など放射能の直接的な後遺症より関節炎・胃腸障害などが多いとした。その原因として、原爆専門医療機関の欠如、生活の困窮などを挙げた。1984年、韓国教会女性連合会は再び『韓国原爆被害者実態報告書』を刊行し、続けて1989年には『その日以後—韓国原爆被害者に対する記録』を出した。1985年には、韓国原爆被害者協会が『韓国原爆被害者たちの現況資料集』を発行した。また朴秀馥は、1986年に韓国語で『現地ルポ 核の子供達—韓国人被爆者二世たちの現状』（韓国基督教家政生活社）という被爆二世に関する書籍を出版した⁶⁹。1987年には、白忠鉉（ペク・チュンヒョン）と鄭寅燮（ジョン・インソップ）が『大韓弁護士協会誌』（1987）の中に「在韓被爆者の現況と法的救済問題」を書き、1988年には白竜均（ベク・ヨンキュン）等が「原爆被爆者とその子女に対する臨床的及び染色体異状に関する研究」（『大韓内科学会雑誌：31巻第4号』）を発表した。また、1989年には、韓国原爆被害者協会が『沿革、現況、実態』という資料集を発行した。

政府レベルでの実態調査は、1990年に韓国保健社会研究院によって行われ、報告書が出された。この調査は、韓国国内被爆者2,085人のうち1,982人を対象として実施されたもので、政府レベルでは初めて実施されたものであった。しかし、その調査の実態は、日本が実施する予定であった韓国被爆者のための保健医療対策支援金の用途を検討するために実施されたものであり、韓国原爆被害者協会会員だけを対象として2ヶ月間、身元情報、生活実態、日本居住状況、被爆当時の状況、被爆後の健康・医療利用状況および社会福祉需要の調査であった。

その後、1993年に金正慶（キム・ジョンキョン）が『韓国原爆被害者福祉対策に関する研究』を、1994年、韓国教会女性連合会が『原爆被害者援護と反戦反核平和運動』を、1995年に李相和が「原爆被害者の暮らしと残された補償問題」という論文を発表した。

市場淳子の「三重苦を嘗めてきた韓国人原爆被害者たち」（1999）は、辛泳洙の証言と彼の著作から、韓国被爆者自身がこの問題をどのような角度から理解しようとしているのかを論じたものである。市場は、同論文において、韓国原爆被爆者の日本に対する損害賠償請求権、米国原爆投下の国際法上の違法性、そして日本の被爆者の対米請求権などを論じながら、韓国原爆被害者に対する責任の所在を明らかにしようとした。

2000年代に入り、韓国原爆被害者問題に関する研究は活発化した。これは、韓国の民主化に伴って基本的人権問題に対する関心が高まったことにも起因すると考えられる。

⁶⁹ 同書は1991年に日本語文献『現地ルポ 核の子どもたち—韓国人被爆者の二世達の現状』（朴秀馥著・曹亨均訳、韓国キリスト教家庭生活社）として翻訳・出版された。

韓国原爆被害者協会の会長を務めた崔日出（チェ・イルチュル）が 2002 年「韓国原爆被害者と戦後補償問題」（『金海文化』）を発表した。2003 年には、市場淳子の日本語による著書『ヒロシマを持ちかえった人々―「韓国の広島」はなぜ生まれたのか』（2000、凱風社）が、韓国で『韓国の広島：20 世紀百年の憤怒、韓国原爆被害者達は誰か』（歴史批評社）というタイトルで翻訳された。

学術論文として文昭丁、李相和が「原爆被害韓国人に関する研究」を韓国挺身隊問題研究会編の『韓日間の未清算問題』（2002 年 7 月）に発表した。同論文では、韓国原爆被害者たちの生活実態を世代別、性別で検討し、補償運動と日本政府の責任に対して言及したものである。同時に、この論文では、この種の問題に対する研究の高まりがみられなかった理由の一つとして、植民地時代の諸研究に対する学界と社会の関心が形式的水準に留まったことと韓国原爆被害者協会構成員の能力不足を挙げている。また、従軍慰安婦問題への高い関心は女性運動界と女性学界がそれぞれ社会問題化させ、国際人権問題の 이슈まで拡大させた結果だと指摘した。

また、上記論文には、韓国原爆被害者たちの生活実態について、1983 年の韓国教会女性連合会の実態報告書と、1991 年韓国保健社会研究院の実態調査を援用し、それに証言を加えた形で、再構成し、まとめられている。そこでは、90%以上の被害者が後遺症を訴えており、70%以上が日常の健康状態が悪いと認識していたと指摘した。また、男性には労働力喪失、これに端を発した無気力に対する挫折と罪責感などが現れたと指摘した。女性の場合は、低い有配偶者率（男性の 93%に対して女性は 64%）、高い不妊率（25.2%）を指摘した⁷⁰。

その他にも、白玉淑（ペク・オクソク）は『韓国原爆被害者の特性と支援現況に関する研究』（2004）を檀国大学行政法務大学院に提出し、晋珠は『原爆被害者証言の社会的構成と内容分析』（2004）というタイトルで修士論文を全南大学大学院に提出した。許光茂（ホ・クァンム）の「韓国人原爆被害者に対する諸研究と問題点」（『韓日民族問題研究』第 6 号、2004）は研究の重要性、これまでの研究動向と成果をまとめながら、課題と展望を論じた。鄭根埴（ジョン・グンシク）らによる『苦痛の歴史：原爆の記憶と証言』（2005）⁷¹は、晋珠が収集した韓国被爆者 21 人の証言を再録し、市場淳子の論文とで構成されている。特記すべきは、鄭根埴は韓国で被爆者の声が届かなかった理由として、原爆を投下したアメリカや強制連行した日本の責任を追及する以外に、朝鮮半島分断体制や軍部権威主義政権が構造的に許容しなかったためだと指摘した点である。また、アメリカが主導する戦後東アジア支配体制は、原爆関連報道に対する厳格な検閲

⁷⁰ 文昭丁、李相和（2002）「原爆被害韓国人に関する研究」、『韓日間の未清算課題』、韓国挺身隊問題研究会編、pp.331-365。

⁷¹ 同書は2008年に日本語訳され、鄭根埴編、晋珠採録、市場淳子訳『韓国原爆被害者 苦痛の歴史：広島・長崎の記憶と証言』（明石書店）として日訳・出版された。

から始まったと指摘し、戦後の韓米日同盟構造は、原爆に対しての発言、あるいは想像を妨げる無意識的装置であったと説いた。同時に、韓国人が原爆被害者に対して無関心であったことは、朝鮮半島を支配してきた強固な冷戦分断体制の影響があったと指摘する⁷²。一方、米国の原爆投下と戦争犯罪の問題、さらには人類の普遍的正義としての賠償の問題などを再考することを提起している⁷³。

また、韓国の人権団体の呼びかけにより国家人権委員会は 2004 年、人道主義実践医師協議会に依頼し、2005 年に『原爆被害者二世の基礎現況と健康実態調査』⁷⁴を出した。陝川地域の被爆一世 223 人に対する健康実態調査の結果、被爆一世は対照群に比べて罹患期血圧、肝酵素 AST/ALT、血液ヨウ素窒素などが統計学的に有意に高かった。逆に、ヘマトクリト (Hematocrit)、空腹時血糖、クレアチン (Creatine) の測定値に関しては、対照群の方が統計的に有意に高かった。調査結果では、罹患率が非常に高く、今後の医学的検討と考察がさらに必要であると結んだ⁷⁵。

韓国国務総理室傘下・強制動員被害真相糾明委員会は、2008 年に『我が身に刻まれた 8 月』、2009 年に『強制動員名簿解題集 1』、2011 年には『広島・長崎朝鮮人原爆被害に対する真相調査』という資料集を続けて発行した。また、『韓国原爆被害者 65 年史』(2011) は、韓国原爆被害者協会が発刊した資料集である。同協会の設立以後の歩み、及び関連資料に 500 ページを割き、被爆者の証言に 450 ページを当てた。同書により、2011 年までの韓国被爆者たちの韓日両政府への要求の内容、裁判闘争、そして日本との交流の過程などが理解できる。そして、「在韓原爆被害者問題に対する韓日両国の認識と交渉態度 (1965-1980)」(2012b、pp.104-135) で、金丞垠 (キム・スンウン) 高麗大学校先任研究員は、1968 年から韓国外交部が作成してきた「韓国人原爆被害者救護問題」というファイルのうち、韓国政府が文書公開した 1980 年までのものをすべて入手し、それをもとに韓日請求権協定以降の韓国政府と日本政府の韓国原爆被害者問題に対する対

⁷² 鄭根埴編、晋珠採録 (2005) 『苦痛の歴史：原爆の記憶と証言』ソニン、p.7。

⁷³ 鄭根埴編、晋珠採録 (2005) 『苦痛の歴史：原爆の記憶と証言』ソニン、p.15。

⁷⁴ 人道主義実践医師協議会 (2005) 『原爆被害者二世の基礎現況と健康実態調査』、国家人権委員会。

⁷⁵ 被爆一世1,256人を対象としたアンケート調査では、日本の原爆被爆者の罹患比と比べると、うつ病が93倍も高く、その次に白血病、骨髄腫などリンパ、造血系統の悪性新生物が70倍、貧血52倍、精神分裂症36倍、甲状腺疾患21倍、心筋梗塞や狭心症19倍、胃・十二指腸潰瘍13倍、喘息9.5倍、子宮癌8.7倍、胃癌4.5倍、脳卒中3.5倍、糖尿病3.2倍、高血圧3.1倍などであった。

二世の分析には、被爆一世の郵便サーベイを通じて提供された1,092戸の子女4,080人の基本情報が用いられた。回答者のうち299名の死亡が確認されたが、10歳未満死亡が52.2%を占めており、さらに死亡原因不明が60.9%であった。

(人道主義実践医師協議会 (2005) 『原爆被害者二世の基礎現況と健康実態調査』、国家人権委員会、pp.51-57より引用)。

応策を分析した論文を出した⁷⁶。

韓日共同の研究も進んだ。日本の弁護士と市民団体は 2011 年、韓国人被爆者訴訟資料を韓国の国史編纂委員会に寄贈した。それを記念して、2012 年に学術会議が開催され、その結果が『韓国人原爆被害者訴訟の歴史的意義と残された課題』（2012、韓国国史編纂委員会編）にまとめられた。そこには、韓国人被爆者訴訟運動にかかわる数編の重要な論文と証言をのせている。たとえば、大阪弁護士団の代表弁護士である永嶋靖久（2012、pp.27-35）は、従来の主要裁判の経過と意義を総括し、「韓国原爆被害者を救援する市民の会（以下、「市民の会」）」会長である市場淳子は日本政府による人道的支援を 5 段階に分けて説明し⁷⁷、原爆医療法の平等な適用を現段階の最大の課題として指摘した。また金丞垠は「韓日過去清算と韓国人原爆被害者訴訟運動の歴史的意味」（2012、pp.109-126）で、韓国被爆者運動を韓日歴史清算運動として位置づけ、原爆被害者問題と共に韓日市民社会の活動を中心に 5 段階に分けて説明した⁷⁸。その他、「大邱 KYC」⁷⁹という NGO は、10 年にわたって大邱・陝川地域の原爆被害者約 30 人の口述生涯史録取事業を行い、それを文書化した資料が韓国学中央研究院に保管されているが、まだ公開はされていない。

これまで韓国人被爆問題に関する日本・韓国における研究をそれぞれ概観した。冒頭で指摘したように、韓国原爆被害者問題の重要性と歴史的象徴性に照らしてみれば、その研究の量は絶対的に少ないといわざるを得ない。また、日本における原爆被爆研究や韓国における従軍慰安婦問題に比べても研究の量は少ないといえる。特に、後者に関しては、基本的人権という枠組みの中で同列に議論されることが多々あるにもかかわらず、韓国国内での関心度は相対的に低かった。それは彼らが日本でも韓国でも常に疎外された部外者であり、少数者でありつづけてきたこと、歴史環境を鑑み、受け入れられるべき被害と受け止められたことに起因するのかもしれない。また、韓国原爆被害者問題が早くも 1960 年代から提起され、日本からの市民運動による支援が行われたことにも一つの要因があったともいえよう。

研究量の少なさは否定できないが、それでもこれまでみてきたように、韓国原爆被害者の研究は着実に成果を挙げている。そして、本稿で取りあげた先行研究は以下のよう

⁷⁶ 論文はまた、韓日請求権協定の法的責任問題についての根本的限界に触れながら、韓国政府のように日本政府による関連文書公開の必要性を指摘した。

⁷⁷ 5段階はそれぞれ①渡日治療（高齢、重病者除外349名のみ）、②1987年国際拠出金4,200万円支援、会員医療費一部支援、③1990年医療支援40億円、④2001年被爆者健康手帳など獲得のための旅費支援、渡日治療旅費支援など支援事業、⑤2005年外被爆者保健医療助成事業に区分し、全ての支援は補償ではなく人道的支援であることを指摘した。

⁷⁸ 5段階はそれぞれ①胎動期（孫振斗訴訟と韓国人被爆者問題の台頭）、②模索期（渡日治療と40億円医療支援）、③触発期（三菱広島徴用工訴訟）、④拡散期（郭貴勲訴訟）、⑤跳躍期（被害者連帯運動へ）に区分されている。

⁷⁹ KYCとは韓国青年連合の略称。20-30代の若者らが参与する市民運動団体である。

な各視点で論じられる傾向にあった。

第一は、多くの著作、論文は基本的人権の視点で議論が発展されてきたという点である。研究の基礎となる証言収集、その分析作業は広く行われ、1970年代から多くの証言集、報告書が世に出た。朴秀馥、辛泳洙、郭貴勲の『被爆韓国人』（1975、朝日新聞社）、長崎在日朝鮮人の人権を守る会編の『原爆と朝鮮人—長崎朝鮮人被爆者実態報告書』（全5巻）、「市民の会」と韓国教会女性連合会共同の実態調査などが、その代表である。1990年代以降は韓国政府が関わった実態調査が数回行われた。その結果、韓国原爆被害者問題の非人道的側面、強制動員、強制労働の違法性があらためて議論され、日本における裁判でもそれらが引用されることもあった。それらは、日本の戦後処理に関わる本質的な諸問題をも提起することとなった。たとえば、平岡敬は韓国被爆者に対する「人間回復」がなされない限り戦争は終わっていないし、植民地政策も終わっていないと指摘する。さらに日本人被爆者が被害者であると同時に加害者であるという視点からこそ、新しい「ヒロシマ」の思想が生み出されると指摘した⁸⁰。平岡敬、中島竜美、市場淳子などの救援運動、裁判闘争などの権利回復過程に関する研究は、本質的に基本的人権の視点からの韓国人被爆問題を捉えていたのである。

第二の特徴は、韓国原爆被爆者問題が、問題の起源となる韓日関係と日本、韓国の責任に関する研究の文脈で議論される点である。在韓被爆者問題市民会議編の『在韓被爆者問題を考える』（1988、凱風社）が、その代表として挙げられる。高木健一は、韓国人被爆者の被害の性格と本質を議論し、植民地支配と原爆被災という「二重の被害」を指摘し、平岡敬は、病苦、生活苦、差別の「三重苦」を鋭く議論した。伊東壮は、日本の植民地支配、戦争責任を含め日米韓の責任を取り上げ、中島竜美は植民時代のスローガンである「一億一心、炎の勢いで」で、強制連行を合理化し、「一視同仁」を唱えながらも、戦中・戦後では朝鮮人の人権を著しく侵害したと日本政府を批判した。また、長崎在日朝鮮人の人権を守る会編『朝鮮人被爆者—ナガサキからの証言』（1989、社会評論社）は、日本の朝鮮植民地支配の歴史から始まった強制連行の方式と規模、放置の実態に触れながら日本の責任を追及した。韓国でも同様にこの文脈で議論されることが少なくない。特に、2000年代以降、韓国では過去清算運動が展開されたが、この運動と連携して、韓国原爆被害者問題があらためて取りあげられた。それは結果として、日本の市民運動と研究に影響を及ぼすようにもなったのである。このことは、韓国原爆被害者問題に対しての両国における関心の対象が変化してきていることも示している。文昭丁、李相和は「原爆被害韓国人に関する研究」（2002、p.331-365）において、韓国原爆被害者の生活実態を世代別、性別で考察し、補償運動と日本政府の責任に言及しながら、この問題に対する乏しい研究量の理由として、植民地時代に対する学界と社会の関心が

⁸⁰ 平岡敬（2011）『時代と記憶：メディア・朝鮮・ヒロシマ』、影書房、p.133。

行事開催など形式的水準に留まったことを指摘した。同時に、従軍慰安婦問題への高い関心は女性運動界と女性学界がそれを社会問題化させ、国際人権問題のレベルまで拡大させたと説く。また、金丞垠も「韓日過去清算と韓国人原爆被害者訴訟運動の歴史的意味」（2012a、pp.109-126）で韓国被爆者運動を韓日歴史清算運動の観点から概観し、韓国の被害者連帯を越え、韓日市民連帯への発展という方向性を提起した。

また、それ程多くはないが、冷戦構造と非核平和運動の文脈で捉える研究もいくつか散見される。『在韓被爆者問題を考える』（1988、凱風社）が、その代表的なものである。平岡敬は、日本の平和運動での被爆韓国人問題の不在と日本と韓国社会に存在する偏見の構造を指摘すると同時に、韓国被爆者運動が日本の平和運動と連帯できなかった理由として、日本の平和運動の背後にある政党の影を論じた。伊東壮は、日米韓三国の責任の所在を具体的に論じた。以上の視点は、1990年代以降の韓国における韓国人被爆者関連研究に影響を及ぼした。また、鄭根埴は『苦痛の歴史：原爆の記憶と証言』（2005、ソニイン）で原爆を投下したアメリカや強制連行した日本に対する責任追及を、分断体制や権威主義政権の問題、朝鮮半島を支配してきた冷戦分断体制の文脈で展開した。

本節でみてきたように、従来の研究は、実態調査、被害者の代弁、あるいは人道主義的見地からの訴えに関する研究が多かった。また、植民地支配と各国政府の無関心に対する批判、政策提言、非核平和の念願の訴えなど実践的課題を提起するものが多かった。理論的考察や平和運動としての連帯問題は1990年代まで日本で多少の進展はみせたが、それ以降はほとんどない。韓国では最近、若干増加の傾向にはあるが、まだ緒に就いたばかりである。本格的な人文学や平和学の視座からの理論的研究はこれからの課題だ。

第二章 韓国原爆被害者問題の経緯⁸¹

第一節 韓国原爆被害者問題の背景

1. 解放直後の韓国人被爆者の状態

1945年8月15日の日本の無条件降伏は、朝鮮人の「奴隷状態」⁸²からの解放を意味した。軍需企業や軍施設に強制徴用されていた朝鮮人たちは、即時帰国を要求した。同年8月21日には在日朝鮮人の徴用が解除され、9月2日以降、山口県仙崎港から引揚船・興安丸などに乗って朝鮮人の帰国が始まった。厚生省引揚援護局によると1946年3月までに約130万人が帰国した。

韓国人被爆者も同様に、1945年10月以降、その帰国者数は増加し、既述のとおり、韓国原爆被害者協会の推定によれば、同年12月までに約2万3千人の被爆者たちが帰国を遂げた。韓国人被爆者は韓半島南部出身者が多かったため、帰国者の大部分は韓国に戻った⁸³。帰国者の大部分は、冬が来る前に帰国しようとした。9月と10月には台風のため連絡線が正常的に運行されなかったために、小さな密航船に乗って帰国した者が多かった。しかし、原爆で受けた傷や火傷は治療されないまま、さらに急性放射線障害による病気の体での帰国は、不安と恐怖そのものであった。大手企業に強制動員された場合は帰国船が提供された例もあるが、大多数の韓国人は自力で帰国しなければならなかった。中には故郷に帰る前に病に倒れ、あるいは海上で船が難破するなどして、祖国の地を踏むことが叶わなかった者もいた。

韓国社会保険研究所の実態調査によると、韓半島への帰国者の77.7%が被爆から4ヶ月以内に帰国している。つまり、彼らは原爆による傷や火傷、急性放射線障害を抱えながら帰国しなければならなかった。これほどの大多数が帰国を急いだのは、強制動員がもたらした帰還意識と、日本人による韓国人への報復・迫害の恐れがあったことが主な原因であったと思われる。当時、「韓国人が日本人を攻撃するかもしれない」といった噂が流れ、日本人からの迫害を恐れて帰国を早めたという証言もある。

広島で被爆した沈学洙（シム・ハクス、証言当時67歳）は次の様に証言する。

「いま死んだとしても、あんな地獄ありやせんですよ。わたしは魂の抜けた人間じゃったですよ。これからどうしようとするか考えることもなく、ただ、息子の看病だけをするうちに「朝鮮人はみな殺す」といううわさを聞き、我に戻ったと言いますか、

⁸¹ 同章は、辛亨根、川野徳幸（2013）「韓国人被爆者問題をめぐる草の根交流」、『広島平和科学』35、広島平和科学研究センター、pp.103-128を修正・整理したものである。

⁸² 1943年のカイロ宣言によって用いられた表現。

⁸³ 市場淳子によると、韓国原爆被爆者協会が推算する2万3千人は韓国に帰国した数で、これとは別に北朝鮮には約2千人の帰国があったと推定されるという。（市場淳子（2000）『ヒロシマを持ちかえった人々「韓国の広島」はなぜ生まれたのか』、凱風社、p.30。）

死んでも子どもたちは故国に連れて行ってやらなければならないと思ったんですよ。後で聞けば、満州と朝鮮で暮らした日本人たちが、そんなうわさを広めたといいましたが、あの時は恐ろしかったです。それで身動きできない息子を連れて、もらい食いをしながら帰国したこのことは、考えれば、口に出すのも恥ずかしいですよ。」⁸⁴

また、広島では 10 月 5 日に戦時災害保護法によって救急救護所を閉鎖され、患者たちは自費で治療しなければならなかった。それ故、障害を受けた広島朝鮮人たちの帰国は、10 月以降から増加し、原爆被害者治療のため他の地域の朝鮮人より帰国が繰り上げられた原因になったという⁸⁵。

彼らは帰国後から 1965 年の韓日基本条約によって国交が回復するまでの 20 年間、社会の無関心のなかに徹底的に放置されていた。彼らの手記からは、極貧と疾病に悩まされる悲惨な光景が浮かび上がる。解放された韓国は 36 年間におよぶ日本の植民地支配と戦争で経済が破綻状態にあり、被爆者が帰った故郷にはもう知人すらなく、極貧生活を余儀なくされた者も多かった。たとえ肉体労働などの職についても、病弱なため賃金の半分しかもらえないといった事例もあった。

韓国教会女性連合会の調査によると、陝川区域在住被爆者の被爆当時の職業で 169 人の 44.9%が「無職」と回答した。また、大部分が農民だったこともあり、仕事に就けても大部分が肉体労働であった⁸⁶。日本では、日本人より平均賃金の低かった朝鮮人は、広島でも、また陝川に帰ってからも生活苦と差別に苦しんだといえる。

郭貴勲は 1998 年に市場淳子のインタビューに対し、「韓国には原爆症についての正しい知識もなく、被爆者はまわりからハンセン病患者と同じ扱いを受けました。それに、当時巷には六・二五動乱（朝鮮戦争）の傷痕軍人があふれており、韓国政府も被爆者のことなど念頭にありませんでした。」⁸⁷と証言した。

彼らにとって原爆症の治療は困難なものであった。治療費もなく、薬草や民間療法に依存したりする者もいた。たとえ病院にいても、原爆症とその治療に関する知識を持った医師はいなかった。さらに、1950 年 6 月から 3 年間に 126 万人が死亡した朝鮮戦争の惨禍のなかで、多くの被爆者も命を落とした。彼らは再び戦争の廃墟の中で過酷で悲惨な生活に耐えなければならなかったのだ。

⁸⁴ 朴秀馥、辛泳洙、郭貴勲（1975）『被爆韓国人』、朝日新聞社、p.45。

⁸⁵ 韓国原爆被害者協会編（2011）『韓国原爆被害者65年史』、韓国原爆被害者協会、p.97。

⁸⁶ 市場淳子（2000）『ヒロシマを持ちかえった人々―「韓国の広島」はなぜ生まれたのか』、凱風社、p.314。

⁸⁷ 市場淳子（2000）『ヒロシマを持ちかえった人々―「韓国の広島」はなぜ生まれたのか』、凱風社、p.43。

2. 韓日請求権協定と補償権の剥奪⁸⁸

韓日国交正常化のための韓日会談は、戦後米国の東北アジア平和体制構想の中で始まった。戦後、ソ連と中国が敵対国家になり、東西冷戦の構造が顕在化すると、アメリカは日本を同盟国として位置づけ、同伴者とし、対抗しようとした。

アメリカは国共内戦での中国の勝利、共産主義の膨張、冷戦の激化という一連の状況の中、アジア反共国家間の結束を強化しようとして、韓日国交正常化を主導した。そのために、マッカーサーを通じた李承晩（イ・スンマン）大統領と吉田首相との会談（1950年2月）が行われるなど、韓日予備会談前にも全力を尽くした。しかし、韓日会談は日米間の政治的妥協により韓国のサンフランシスコ講和条約参加が拒否されたうえで日本に有利な環境で進行された。

もともと米国は、韓国の講和条約参加問題について、国務部極東調査課（Division of Research for Far East）が1949年12月12日、韓国が中国軍戦闘に参加したこと、臨時政府を持っていることを根拠に、参加意見書（PARTICIPATION OF THE REPUBLIC OF KOREA IN THE JAPANESE PEACE SETTLEMENT）を作成したことがある。

しかし、1951年4月23日、吉田首相はアメリカ国務長官顧問のジョン・フォスター・ダレスに、「韓国は日本と戦争状態にあったわけではないので連合国として認められない。もし韓国が調印国になれば、在日朝鮮人と韓国たちは連合国市民と同等で財産と保証金の権利を主張すると予測されるが、100万人にも達する彼らが証明できない過剰補償請求をしてきたら混乱を避けることができない」と説得した。結局ダレスは1951年7月19日、梁裕燦（ヤン・ユチャン）駐米大使に、韓国が「交戦国」の地位を持っていないので、戦勝国の一員として対日講和条約に参加できないと拒否した。その結果、1951年9月8日サンフランシスコ講和条約と日米安保条約が調印され、日本と連合国間の講和と日米同盟が成立したが、日米の反対で韓国は平和条約に参加できなかった。結局吉田は積極的な対米外交を通じて、日米同盟の構造を固めることで、敗戦で背負った損害を最小化し、日本を再現させる橋頭堡を築いたと評価される。

交渉の過程であるが、アメリカは、韓国の李承晩にはマッカーサー司令官を通じて、そして、日本側にはGHQ（連合軍総司令部）の外交局長、ウィリアム・シーボルドを通じて韓日予備会談に臨むことを説得した。それによって、1951年10月に韓日会談予備会談（ウィリアム・シーボルドは開会の辞をし、オブザーバーとして参加）、1952年2月に第一次本会談が開始されたが、財産請求権問題と漁業問題に対する意見の対立で中断した。

請求権問題では、韓国が「韓日間財及び請求権協定要綱」を提出し、請求権を要求し

⁸⁸ 韓日請求権協定に関する韓国の研究は李元恵（1996）『韓日過去史処理の原点—日本の戦後処理外交と韓日会談』に詳細にまとめられた。

たことに対して、日本は「財産請求権処理に関する日韓間協定の基本要綱」を提出し、約46億ドルに相当する終戦時の在韓日本財産に関する請求権を主張し、逆に韓国の請求権要求を無力化しようと試みた。

また、1953年4月の第二次会談は平和線問題、在日韓国人強制退去問題で決裂した。1953年10月に開かれた第三次会談も、日本首席代表・久保田貫一郎の「日本の35年間の韓国統治は韓国の近代化に役立った」という発言（韓国では「久保田妄言」ともいう）によって再び中断した。1958年4月の第四次会談は、在日同胞北送問題で難航を重ねた末に、1960年4月19日の「4.19革命」⁸⁹で中断された。第五次会談は1960年10月25日から開催され、請求権各項目に関する実質的な討議がなされたが、意見の一致をみることはなかった。1961年2月3日に韓国国会は平和線死守、日本支配による損害と苦痛の清算後に国交正常化など、復交4原則の決議を採択した。1961年5月16日に韓国で軍事クーデタが起き、軍事政府は1962年8月21日に第六次韓日会談予備折衷を始めた。

同年11月12日には金鍾泌（キム・ゾンピル）韓国中央情報部長と大平正芳日本外相が、東京で秘密裏に会談を持ち、請求権問題と平和線、在日同胞の法的地位問題で政治的妥協を見だし、金・大平メモを交換した。そこでは、日本支配による損害請求は棚上げし、請求権は経済協力資金有無償あわせて5億ドルと合意された。1965年2月20日には椎名外相が訪韓して基本条約に仮調印し、6月22日に基本条約と4つの協定が調印された。韓国国内ではこれを「屈辱外交」とし、1964年3月24日に大々的な学生デモが起こり、それを受けて6月3日には戒厳令が宣布された。さらに、同年8月23日には学生デモを鎮圧するため軍隊が動員され、8月26日には衛守令が宣布されるまでに至った。

韓日基本条約や、それにとまなう請求権協定と経済協力協定は、被害者の対日請求権は一括して無償3億ドル、有償2億ドルの経済協力基金によって「完全かつ最終的に解決された」と規定するものであった。しかし、日本政府が支払った有無償5億ドルの請求権資金は、一括的・無条件的なものではなく、10年分納であり、資金の用途もかなり具体的に限定された条件付経済協力援助であった。

以上のような経緯で、韓日両国政府は、植民地支配による損害と苦痛への賠償と清算を棚上げし、両国間の戦後処理は1965年韓日基本条約によって、外交的に終わったものとして取り扱ってきた。実際、サハリン残留韓国人問題、韓国原爆被害者問題、従軍慰安婦問題などは韓日協定で取り扱われておらず、これらの問題は引き続き韓日両国の懸案事項として残ることとなる。実際、韓国人被爆者はその後、個人に対する賠償と補償を求め続けている。韓日請求権協定に対して、高木健一（1988、pp.60-71）は、次のように指摘する。

⁸⁹ 日本では「四月革命」と呼ばれる。1960年3月に行われた大統領選挙で不正があったとして、学生・市民らが大規模なデモを起こした。これによって当時大統領であった李承晩が失脚する結果となった。

「日韓請求権協定によって「解決済み」なのは、韓国の産業経済の領域のみであって、韓国民に対しては、いまだ「未解決」であるともいえる。現に、日韓請求権協定の賠償額を交渉する中で、サハリン残留韓国人問題や在韓被爆者への補償などは、全く検討されなかったことがこれを裏付ける。日本政府は、元台湾軍人軍属への弔慰金として、一人 200 万円を対象者 3 万人対し支払った（合計 600 億円⁹⁰）。また、アメリカ議会も日系人の強制収容所への収容を不当と認め、一人当たり 2 万ドル⁹¹を約 6 万人に対して支払った。」⁹²

さらに、足立修一も 2013 年に開催されたシンポジウムで次のように指摘した。

「韓日請求権協定交渉過程で両国政府は日本の朝鮮半島支配の性格に関する合意に至らなかった。日本の国家権力が関与した反人道的不法行為と植民支配と直結された不法行為に対する損害賠償請求権は、両国請求権協定の対象外だ。韓日請求権協定は、日本に植民地支配に対する賠償を請求するためのものではなく、サンフランシスコ講和条約に根拠し、両国間の債権債務関係を政治的合意によって解決しようとしたもので、請求権協定第一条に従って日本政府が韓国政府に支給した経済協力資金は協定第二条に明示された個人権利問題の解決と法的代価関係にあるとは見えない。近代法の原理に鑑みても個人の請求権は条約で消滅させることができず、消滅には明確な意思の合致が必要であるが、請求権協定ではそのような意思の合致は見受けられない。」

⁹³

一方、金丞垠は、韓日国交正常化は安保論理と経済論理によって妥結されることで、本来の任務である過去史清算を十分に扱っておらず、歴史清算が封印され、排除された形で帰結、韓日条約は絶えない歴史の摩擦が繰り返される原点だと批判した。そして、日本の韓日請求権交渉に対する態度は、最初から自国中心的で消極的であって、韓国の反共政権を支援するという冷戦の戦略上の要請とともに過去清算に伴う過渡な経済負担を最小化するために、一貫して植民地支配と戦争責任から目をそらし、回避した。韓日会談の過程においても植民地支配と戦争被害に対する責任を徹底的な法律論と証拠論争という戦略をとることで、交渉を長期化した。この戦略によって、賠償時期を 1960 年代の高度成長期

⁹⁰ 当時の換算レートで、約5億ドル相当。

⁹¹ 当時の換算レートで、約240万円相当。

⁹² 在韓被爆者問題市民会議編（1988）『在韓被爆者を考える』、凱風社、p.186。

⁹³ 2013年12月23日、東京日本橋公会堂で開催された「植民地支配清算シンポジウム」での発表。

まで延ばすことができ、相対的に負担を軽減させることができた」と指摘している⁹⁴。

高木健一、足立修一、金丞垠の指摘にみえてきたように、韓日請求権協定で国の請求権は解決されたとしても、個人の請求権は依然残ったままであるとする論説も根強く存在するのである。

3. 日本の被爆者援護政策と韓国人被爆者

1951年9月8日のサンフランシスコ講和条約の調印により、日本被爆者の米国政府に対する賠償請求権は放棄された。1950年に勃発した朝鮮戦争で日本の経済状況が好転する中、1957年4月には日本で原子爆弾被爆者医療などに関する法律が実施され、被爆者健康手帳を持つ被爆者に対する無料健康診断と原爆症が認定される認定被爆者に対する無料治療を開始した。1955年4月には、日本人被爆者5人が、日本政府に対して原爆被害に対する損害賠償請求訴訟を提起したものの、東京地裁によって訴えは却下された。だが、判決の付言で、原爆医療法は存在するが、そこでの救済では十分な救援はできないとの意見を出した。同時に、戦争被害に伴う国家補償の問題についても言及した。

日本政府は1960年8月には、法律を一部改正し、爆心地から2km以内で被爆した者、認定被爆者、厚生大臣が認定する障害がある者を特別被爆者とし、一般疾病医療費支給を開始し、認定被爆者には医療手当てを支給することとなった。また、1965年11月1日、被爆者実態調査を実施し、この結果に基づき、1968年には原爆被爆者に対する医療保障以外に特別手当を支給、被爆者たちの生活安定、福祉向上のために原爆特別措置法が施行され、総合的な援護が始まった。このような一連の法整備によって、原爆症認定疾病に対する特別手当、健康管理手当と介護手当の創設など、かなり現代的な健康保障が提供された。その後、時代とともに、手当支給対象の拡大、新しい手当の創設などが更に拡充している。

しかし、同じ被爆者として、当時は同じ日本臣民として被爆したにも関わらず、韓国人被爆者は日本の原爆二法による援護を受けることができないまま、三重の被害と苦痛のなかに放置された。当初から日本の原爆二法には国籍条項がなかった。それ故に、日本政府が韓国人被爆者に対して、被爆者健康手帳を発給した事例もあった。中島竜美（1998、在韓被爆者問題市民会議）によると、1964年に開催された東京オリンピックの際、本国家族招待事業によって日本に訪れた韓国観光団に10人ほどの被爆者が含まれていたという。その内の一人であった朴道延（パク・ドヨン）は、被爆者健康手帳を受給し、日本赤十字病院とABCCで診察を受けた⁹⁵。しかし、韓日請求権協定は後述する嚴粉蓮（オム・ブンリョン）、林福順（イム・ボクスン）の例から読み取れるように、韓国人被爆者を救

⁹⁴ 金丞垠（2012a）「韓日過去清算と韓国人原爆被害者訴訟運動の歴史的意味」、『韓国人原爆被害者訴訟の歴史的意義と残された課題』、韓国国史編纂委員会、p.112。

⁹⁵ 韓国原爆被害者協会編（2011）『韓国原爆被害者65年史』、韓国原爆被害者協会、p.103。

済するというよりも、むしろ原爆二法から徹底的に排除する口実になった。

第二節 韓国原爆被害者問題の胎動

1. 初期の動きと関心

1959年、陝川で魯洪奎（ノ・ホンギョ）が中心になって、最初の被爆者の集会があった。しかし、積極的な対外活動はできず連絡先の確保程度に留まったという⁹⁶。1959年8月7日からは、韓国人被爆者・郭貴勲手記が『韓国日報』に4回にわたって連載された⁹⁷。1963年8月には、李鐘郁（イ・ジョンウク）・吳南連（オ・ナンリョン）夫婦が、韓国政府、米国、日本大使館に被爆者の実情を訴えたが、返事はなかった。

韓国人被爆者のことが日本で初めて認識されたのは、1960年ごろから韓国人被爆者の実態を訴える手紙が数回にわたって広島民団に届けられたからである。広島民団はその訴えを受けて1963年3月1日「母国被爆同胞救援対策委員会」（委員長・金觀植（キム・クァンシク））を設置、対策を協議するようになった。1965年5月22日、派遣団長の金觀植と韓国青年連盟・李三鍾（イ・サンジョン）など25名の調査団が、約1ヶ月間韓国を訪問した。調査団は在韓被爆者面接以外にも韓国政府、原子力院、大韓赤十字社などに実態調査と医療救済を要望した。そのなかで調査団は、①在韓被爆者の実態調査の実施、②重症原爆症患者の日本での治療、③日本専門医などの韓国派遣、④韓国人医師の日本派遣、研修などについて話した。これは、在韓被爆者問題について韓国国内世論を高めるきっかけとなった⁹⁸。調査団による報告書は「韓国には被爆者が5千人もいる」⁹⁹と指摘し、そのことが、日本の市民運動家や医師たちに韓国人被爆者の存在を知らせる契機となった。

韓国政府の関係機関が韓国原爆被害者問題に注目したのは比較的早かった。原爆問題の専門研究機関である韓国原子力放射線医学研究所がその中心的役割を担った。1963年8月6日、同所所長・安致烈（アン・チヨル）は、部下たちに韓国人被爆者名簿作成問題を持ち掛けた。これによって、1964年8月には、韓国原子力放射線医学研究所が被爆者の届け出を呼びかけ、調査を実施して、1965年初めに、広島203人、長崎39人、計203人の名前をまとめた。そのうち、約100名がいわゆる「原爆症」に苦しんでいることが判明した。この結果は、1965年3月20日にソウル放送を通じて、「政府の調査によると、韓国に203人の被爆者がいる」と報道された¹⁰⁰。

1965年7月1日からは、大韓赤十字社が全国的な調査を行った結果、約600人の被爆

⁹⁶ 韓国原爆被害者協会編（2011）『韓国原爆被害者65年史』、韓国原爆被害者協会、p.101。李在錫（イ・ジェソク）は、1959年に魯洪奎が中心となって被爆者の集まりがあり、この集まりには、金鍾哲（キム・ジョンチョル）もそれに参加したという。

⁹⁷ 鄭根植編、晋珠採録、市場淳子訳（2008）『韓国原爆被害者 苦痛の歴史：広島・長崎の記憶と証言』、明石書店、p.64。

⁹⁸ 韓国原爆被害者協会編（2011）『韓国原爆被害者65年史』、韓国原爆被害者協会、p.105。

⁹⁹ 平岡敬（1972）『偏見と差別：ヒロシマそして被爆朝鮮人』、未来社、p.124。

¹⁰⁰ 朴秀馥、辛泳洙、郭貴勲（1975）『被爆韓国人』、朝日新聞社、p.321。

者が届け出て、そのうち 10 月末まで 449 通の質問調査表が返送され¹⁰¹、これが東亜日報にも報道された¹⁰²。

2. 「韓国原爆被害者援護協会」の結成と初期の活動

1965 年、韓日請求権協定に韓国原爆被害者問題が含まれないことで、韓国の被爆者は大いに失望した。1966 年 8 月 6 日、韓国の中央日報に韓国人被爆者に関する記事が報道され、8 月 8 日には、東洋 TV が学界、言論界、保健社会部、大韓赤十字社、原子力研究所などの関係者と被爆者代表 3 名を登壇させ、韓国原爆被害者問題座談会を放映し、大きな波紋を呼び起こした。その出演者の一人の被爆者・金再根が、韓国人被爆者救援のための団体設立に動いた。

彼は被爆者活動のための社団法人を結成するために、徐錫佑（ソ・ソクウ）の紹介で、経済的後援者として被爆者ではない裴度煥（ペ・ドファン）¹⁰³に接触し、団体設立に必要な資金提供を受ける合意に至った。そして、1966 年 8 月 31 日、金再根と裴度煥の 2 人に廉秀東（ヨム・スドン）を加え、「韓国被爆者協会期成会」を結成し、法人定款発案検討、発起人糾合、被害者面接、世論調査、政府関心度調査などを行うことにした。幹事長に裴度煥、幹事に金再根（広島被害者代表）、廉秀東がそれぞれ就任した。準備活動に必要な経費と対外的責任は、臨時的に裴度煥が負担することに定めたという¹⁰⁴。1967 年 2 月 11 日、「韓国原爆被害者援護協会発起人会」が開催され、1967 年 7 月 10 日には「韓国原爆被害者援護協会」が正式に発足し、年末までに 1,857 人が加入した。

1967 年 2 月、韓国原爆被害者援護協会設立の趣旨文では、①韓国国内、②日本及び③アメリカに対する以下の要求を事業計画として次のように提起した。

- ①対韓国国内：応急原爆症被害者に対する医療保護、貧困に対する特別経済保護、被爆者に対する適切・権威のある診断、医療施設建立のための土地の供与、医療と経済援助のための特別法制定、韓国原爆被害者援護協会の活動のための経済的な援助
- ②対日本：病院、療養所、リハビリテーションセンターの建立基金と原子爆弾による身体的障害に対する賠償を要求
- ③対アメリカ：病院、療養所、リハビリテーションセンター建立のための資材支援

105

¹⁰¹ 平岡敬（2011）『時代と記憶：メディア・朝鮮・ヒロシマ』、影書房、p.112。

¹⁰² 韓国原爆被害者協会編（2011）『韓国原爆被害者65年史』、韓国原爆被害者協会、p.106。

¹⁰³ 元駐日大使・裴義煥（ペ・イファン）の弟、早稲田卒業。韓国原爆被害者協会創立資金に充てるため二軒の家を売り飛ばし、一間の賃貸家屋でみじめな生活を営み、そこで死を迎えたという。

¹⁰⁴ 韓国原爆被害者協会編（2011）『韓国原爆被害者65年史』、韓国原爆被害者協会、p.107。

¹⁰⁵ 朴秀馥、辛泳洙、郭貴勳（1975）『被爆韓国人』、朝日新聞社、pp.288-289。

韓国原爆被害者援護協会が結成され、韓国人被爆者の柱になったものの、当初は外部からの援助もなく、自らの費用で活動を賄わなければならなかった。初期の団体運営は、創立当初の予想に反し、被爆者の役に立つことがほとんどなく、団体そのものの運営で精一杯の状態であった。社会の反響もほとんどなく、さまざまな救護団体と連絡をとって救護物資を集めて被爆者に割り当てたりしたが、時に、わずかな救護資金が入れば、団体事務室運営費や幹部の交通費に充てる有様で、会員同士の不信と不和、そして互いの告訴など、雑音に悩まされ続けた。経済的に余裕のある幹部が団体に参加して、団体事業に積極的に努力した末に、自らの家計を切り詰め、生活を困窮させるに至った例もあった。

韓国政府、日本やアメリカの大使館などに被爆者の治療と生計対策を訴える請願書を数次にわたって送った。それに対し、韓国政府は「現在の状況では難しい」と答え、日本政府からは韓日会談で「韓国政府とすべての問題を解決したので、人道的見地から救援を考慮している」という答弁があった。アメリカからは返事すらなかった。

1968年8月6日、韓国原爆被害者援護協会はソウルの曹溪寺（チョギェサ）で、第一回韓国被爆者慰霊祭を開催した。『京郷新聞』主筆の金八峰（キム・パルボン）が執行委員長をつとめ、犠牲者に対する位牌奉安式をあげた。取材に赴いた日本の記者は10人を数えた。これをきっかけとして「日韓両国が韓国被爆者問題に触れることもなく放置したのは、サハリン同胞問題とともに韓国政府の失策や恥を超えて罪悪である」と嘆く世論まで起こった。12月14日には再び総会を開催して、第二代会長に金翼星（キム・イクソン）を選出したが、会員の間には新任会長が被爆者ではないということで反発が起こった。

しかし、当初、韓国の被爆者に対する本格的な支援は、韓国政府からも日本政府からも、そして、日本の平和運動からも無視された。韓国原爆被害者援護協会の役員からは、「密航船にでも乗って日本に行き、韓国人被爆者の状況を訴え治療を要求しなければならない」という意見まで出た。しかし実際は、当時、パスポートやビザ取得のための身元調査などが妨げになって、被爆者が正常の方法で日本に行くことは不可能に近かった。

日本人としてはじめて韓国原爆被害者問題取材し、自ら訪韓するなどして本格的に報道したのは当時中国新聞記者であった、平岡敬だった。1965年6月、韓日基本条約で国交が再開されると11月には韓国を訪問、韓国人被爆者と政府関係者などを広範囲に取材、報道した。また、1967年からは、在日韓国人ルポライター朴壽南も在日被爆者の証言記録を発表した。

同年12月には、韓国原爆被害者援護協会の釜山支部長の嚴粉蓮とソウル支部の林福順が、京都の第二次世界大戦戦没者慰霊祭¹⁰⁶に招請を受け訪日し、慰霊祭参列後は広島原

¹⁰⁶ 当時、日本全域に原爆犠牲者慰霊碑が建立される中、日本文化援護会は京都の観音寺に日本初の、第二次大戦韓国人戦死者と原爆被害者の霊を祀る「韓国人犠牲者慰霊碑」を建立した（韓国原爆被害者協会編（2011）『韓国原爆被害者65年史』、韓国原爆被害者協会、p.115）。

爆病院に入院した。林福順は「私は女子挺身隊員として作業中被爆した。日本人として被爆した我々に日本政府は日本人と同じく被爆者健康手帳を与えるべきだ」と訴えながら、被爆者健康手帳交付を申請した。

これに対して、広島市は一時入国した外国人に対して国家の方針が確かでないため、厚生省に問い合わせていると回答し、その後厚生省は交付できないと回答した。

3. 韓国原爆被害者協会の定着と対日交渉

韓国原爆被害者援護協会の設立初期には、被爆者ではない社会的に著名なものを会長に招いた。初代会長は教育部長官を歴任した洪淳鳳（ホン・スンボン）、第二代会長は元海軍将官を努めた金翼星を迎えたが、これらの活動が実質的成果を得ることはなかった。そこで韓国原爆被害者援護協会は 1970 年、被爆者自ら相互補助、闘争団体として再出発するために名称を「韓国原爆被害者協会」と改名して被爆者であった辛泳洙を第三代会長として選出した。

辛泳洙は 1970 年からほぼ毎年訪日し、日本の市民活動家と連帯して広島市や日本政府に韓国原爆被害者の実情を訴え、援護対策を要求・交渉した。これ以降、韓国原爆被害者協会を中心とした権利回復運動は、具体的・本格的に行われるようになった。

1974 年 3 月には、孫振斗裁判一審勝訴をきっかけに、韓国被爆者に日本被爆者と同等の救済を求めるとともに、①韓国人被爆者に対する被害補償、②韓国人被爆者に対する治療、生活面での援護又原爆症治療総合病院の建立、③大平正芳外相が 1972 年 10 月 9 日に発言した外国人被爆者救済に関する特別法立法促進などを要求した。

同時に、1974 年 4 月には、三菱重工業韓国人被爆者沈没遺族会を結成して、韓国保健福祉部長官と三菱重工業に対する要請文と決意書を渡し、①遺骸発掘と本国安置、②日本側に対する未払い賃金の請求、③遺族の生計実態調査と援護対策を要求した。

1974 年 5 月には、韓日議員懇親会において、韓国原爆被害者協会は韓国政府に韓国原爆被害者の実情、原爆被害の特殊性、日本被爆者の現状、孫振斗裁判第一審勝訴、日本政府との交渉結果などの内容を詳しく説明し、①外務部をして日韓会談で言及されたことのない原爆被害者に対する被害補償を協力に要求すること、②被害補償が行われるまで日本被爆者と差別なく救護対策を実施させること、③国会で原爆医療法を立法させること、④徹底的な実態調査を実施すること、⑤被爆者と遺族のための自活福祉センターを建立させること、などを要求した。

初期の日本市民運動は、募金運動と経済・医療支援を中心に行われ、医療団派遣も相当な期間続いた。市民運動が発展するにつれ、より長期的支援体制をとるため、支援団体が組織化された。代表的な組織が「市民の会」で、1971 年の辛泳洙会長訪日をきっかけに大阪で結成された。

当初は韓日両国政府の放置と社会の無関心もあり、権利回復主張が困難であった韓国

人被爆者たちにとって、彼らの活動は非常に大きな支援勢力となった。さらに「市民の会」は早期に広島・長崎・東京にも支部を結成するなど、全国組織に発展し、活動することとなった。その初期段階では、松井義子による経済的支援が中心であったが、彼女の死後、2000年代に入ってから市場淳子を中心に裁判支援活動に力点を移行した。

韓日請求権協定締結後、韓国原爆被害者に対して被爆者健康手帳発給・治療拒否の態度をとっていた日本政府であったが、1972年の辛泳洙会長の訪日活動と「市民の会」の支援により、大平正芳外相が道義的責任を認め、外国人被害者救済のための特別措置法立法の必要性を言及するなど、一部進展したといえよう。また、外務省の実務者は韓国政府に対して実態調査、韓国医師の研修、日本専門医派遣、在韓被爆者の渡日治療、原爆医療センター、被爆者福祉センター建設の用意を表明した。

しかし、孫振斗裁判一審で日本政府が敗訴し、東京都知事が辛泳洙に対して被爆者健康手帳を発給した後、韓国原爆被害者に対する補償費用が増加することを憂えた当時の日本厚生省は、以前の立場に再び後退し、日本に滞在しない限り手当て発給を中止するという、1974年7月22日発令の「第402号各都道府県知事・広島・長崎市市長あて厚生省公衆衛生局長通達（以下、402号通達）」を発し、責任回避で一貫した。しかし、1978年の孫振斗裁判が最高裁判決でも敗訴し、政界からこの問題に対する対策の必要性が提起されると、日本政府も対策を考えざるをえなくなった。

1987年、韓国原爆被害者協会は日本政府が戦後責任を行わず、韓日協定で請求権が解消されたという両国政府の解釈は疑問であり、日本政府に対して23億ドルの被害補償を要求した。この金額は、帰国者23,000名が、日本の被爆者予算の一人当たり平均額（1984年度を基準）を、戦後52年間とその後10年間の62年にわたって受けとったとして算出されたものである¹⁰⁷。アメリカ政府に対しては、放射線影響研究所を設立、放射線専門医療陣の教育費支援、放射医療データの提供を提起した。

1988年、韓国では6.29民主化宣言など政治環境の改善があつて、特に東京で「在韓被爆者問題市民会議（以下、「市民会議」）」が成立してからは、韓国人被爆者運動も今ま

¹⁰⁷ 被害補償額の算出書は次の通りである。なお、算出の根拠については吳殷政（2013）「韓国原爆被害者がヒバクシャになるということ」ソウル大学大学院人類学科博士論文に詳しい。

1. 昭和59年、広島市衛生局発行原爆被爆者対策事業概要による。
 2. 上同170項、予算状況の中昭和59年厚生省の予算99,171,068,000円を基準にする。
 3. 上同の予算額の中広島県広島市など地方一団体の予算は予算基準に計上しない。
 4. 全国被爆者健康手帳所持者数（1984年3月31日）368,259名
- これによって、
1. 昭和59年厚生省予算額 99,171,068,000円
 2. 被爆者1人当1年予算額 269,297円 (99,171,068,000÷368,259)
 3. 解放後42年間1人当予算 11,310,474円 (269,297×42年)
 4. 韓国被爆者23,000名に対する総額 260,140,902,000円 (11,310,474×23,000)
 5. 総金額をドルに換算した金額 1,858,149,300ドル (260,140,902,000÷140ドル)
 6. 向後10年間追加予算 442,416,500ドル (269,297×23,000×10÷140ドル)
 7. 総額 約23億ドル

で韓日両国政府に対する陳情から、被爆者の法的権利を正面から要求する権利回復のための闘争に変化することになった。また、韓国政府も 1988 年、初めて日本政府に対し、原爆被爆者問題、サハリン残留韓国人問題、在日韓国人の法的地位問題を、韓日戦後未処理問題として提起するようになった。その後、1990 年代に入って、被爆当時三菱徴用工であった金順吉（キム・スンギル）、李康寧（イ・ガンニョン）と郭貴勲など韓国人被爆者裁判と従軍慰安婦問題などの本格的な過去清算に関する裁判と社会運動が展開されるようになった。

第三節 両国政府の立場と初期の政府間交渉

中島竜美（1988）によると、韓日基本条約以前も韓国人被爆者への被爆者健康手帳交付があった。それによると、1963 年頃から韓国と北朝鮮被爆者の被爆者健康手帳取得支援活動を行ったことがあり、孫振斗裁判記録によると韓国人 U 氏は観光ビザで訪問し、広島市で被爆者健康手帳を交付されたことがある¹⁰⁸。また、1964 年東京オリンピック本国家族招待事業の時、韓国観光団に 10 人ほどの被爆者が含まれていて、その中で朴道延が広島市に被爆者健康手帳を申請した。厚生省は被爆者だということが確認されれば被爆者健康手帳を交付するように指示し、広島市は被爆者健康手帳を交付し、彼は日本赤十字病院で検査を受け ABCC で診察を受けたことがある。

しかし、1965 年、請求権協定が締結後、日本政府は韓国との問題はそれで全て解決したとの立場を堅持した。1967 年 10 月 4 日に会員 20 余人が日本大使館前でデモを行ったあと、三谷参事官が金再根など代表陣と面談した。三谷参事官は、「日本政府は韓日会談をもってすべての補償を行ったが、個別ではなく一括して補償した。政府間の補償問題は既に終わったので、人道主義的立場で民間レベルの募金運動などで支援したい」と述べた。

1968 年一時入国した林福順と嚴粉蓮に被爆者健康手帳交付を拒否し、厚生省と法務省は国会で次のように答えた。「原爆医療法、原爆特別措置法の適用については、居住の本拠が日本にあることが前提になっている。つまり属人主義ではなく、属地主義の建て前を取っているので、一時的に日本を訪れた外国人に対しては適用にならないわけだ」（村中公衆衛生局長）、「両法の適用を希望する者には入国を許さない」（平野入国審査課長）。このように、厚生省と法務省は韓国人被爆者の日本での治療を妨げた。しかし、1970 年大阪万国博覧会の観光目的で日本に短期訪問した在米日系のアメリカ国籍被爆者に広島市は被爆者健康手帳を交付した。彼らも一時的に日本を訪問した外国人だった。日本政府は韓日協定を盾にして韓国の被爆者が自力で日本に来て原爆二法による個人救済の道を封鎖

¹⁰⁸ 中島竜美（1988）「朝鮮人被爆」の歴史的意味と日本の戦後責任」、在韓被爆者問題市民会議編、『在韓被爆者問題を考える』、凱風社、p.43。

しようとした¹⁰⁹。

そういったある種の不条理は孫振斗裁判で完全に否定された。孫振斗側は 1972 年 10 月 2 日福岡県知事を相手に被爆者健康手帳申請却下の取り消し訴訟、いわゆる「手帳裁判」を福岡地方裁判所に訴えた。原告であった孫振斗側は、原爆医療法は国家賠償または国家補償の性質を持つもので、適切な在留資格であるか否か、あるいは居住の有無が必要なのではないと主張した。このように孫振斗裁判は、原爆医療法が社会保障法か国家補償法かという原爆医療法の性格をめぐる争いになっていった。

裁判結果としては 1974 年 3 月 30 日、一審判決で勝訴した。日本政府は控訴したが、1975 年 7 月 17 日二審判決、1978 年 3 月 30 日最高裁判所判決で孫振斗の全面勝訴が決まった。

そういった中、1974 年 7 月 22 日、韓国人被爆者・辛泳洙が孫振斗裁判で一審勝訴判決が下された際、治療ビザを持って東京都に被爆者健康手帳を申請し、美濃部知事の決断で被爆者健康手帳が交付された。しかし厚生省は被爆者健康手帳交付の条件として、①治療目的で適法に入国し、②治療のため 1 ヶ月以上日本に留まるという条件を付した。

一方、辛泳洙会長の訪日活動と日本市民団体の要請によって日本の外務省も対策の必要を認め、1972 年 11 月 7 日、日本外務省東北亜課の江藤事務官は駐日韓国大使館禹文基一等書記官を外務省に招致し、次のように言ったという。

「日本政府は韓国の被爆者に対して人道主義的な立場で救済処置をする予定ですが、現在、韓国人は外国人であり、彼らの被害補償権利は請求権協定によって消滅したため、韓国政府の要請がなければ日本政府が先立って勧めることは難しい。しかし駐日韓国大使館は韓国の被爆者の実態を調査させた後、韓国政府がそれを支援することを望む。日本側は日本側の経費負担で A.韓国医療陣の日本内原爆患者の治療研修、B.日本専門医療陣の派遣治療、C.韓国原爆患者の日本治療などを考慮する。」¹¹⁰

1978 年の孫振斗裁判最高裁勝訴以降、人道的支援から始まった草の根協力が、やがて裁判闘争へと発展したことについては既に述べたが、一連の裁判闘争での可視的な成果は、日本政府が韓国人被爆者に対する支援を公式化したのである。その内容は渡日治療、医療費支援、40 億円拠出金支援などを含む。また、郭貴勲裁判以降一連の裁判の勝訴によって、韓国で健康管理手当などを申請、受領ができるようになった。

2013 年 4 月現在、韓国原爆被害者協会の会員を中心とする被支援者は 2,645 人を数え、うち 150 人に対して月 136,480 円の医療特別手当が支給され、4 人は月 50,400 円の特別手

¹⁰⁹ 市場淳子（2000）『ヒロシマを持ち帰った人々―「韓国の広島」はなぜ生まれたのか』、凱風社、p.49。

¹¹⁰ 1977年1月10日付『早く救済を！』（韓国原爆被害者を救援する市民の会機関誌）第18号。

当を日本政府から支給されている。また、月 33,330 円の健康管理手当支給を受ける韓国人被爆者は 2,381 人に上る。総じて、2,535 人が何らかの補償を日本政府から支給されていることになる。

もちろん、証人・証拠の不足で、被爆者健康手帳が未発給のままである 110 人の存在など未解決の課題もあり、「市民の会」や韓国原爆被害者協会を中心とする韓日草の根ネットワークが解決に向けて努力を続けているが、総じていえば、戦後の長い間、韓国人被爆者を苦しめてきた放置状態を草の根協力によって、「日本国内の被爆者とほぼ同等の扱い」を受けるところまで進歩してきたといえる。

韓国原爆被害者問題に対する日本政府の基本的な立場は、「法的責任は韓日請求権協定によって解決されてはいるが、できる限り人道的支援は提供する」というものであった。それも日本被爆者より低い人道的支援を提供することであった。この方針は、既に 1967 年 11 月、韓国人被爆者たちの駐韓日本大使館デモの時に人道的支援を言及し、1972 年 10 月孫振斗裁判の提起時にも、大平正芳外相が在外被爆者のための特別立法の必要性を言及したことがある。しかし、当時外務省が考案した方策も医療支援 3 か項に限定されたものであった。

このような基本的立場により、日本政府の人道的支援は韓国被爆者と日本支援団体の要求と韓国政府との交渉によって、次の五次にわたって行われた¹¹¹。

第一の人道的支援は、3 カ項の中で渡日治療のみが実現した。1980 年に韓国政府と在韓被爆者の渡日治療のみが合意された。これは治療期間 2 ヶ月で、治療費は日本政府が負担するが、渡航費は韓国政府が負担することにし、5 年間試行することで合意した。これによって、総 349 名の韓国原爆被害者が渡日治療を受けたが、重患者は除外されるなど、韓国人被爆者全体としては事実上の無援護状態が続いた。

政府間の合意による渡日治療事業の意義に関して平岡敬は、『在韓被爆者渡日治療広島委員会ニュース』No.2 の「一本の糸」（1985）という寄稿文を通じて下のように評価した。

「韓日条約により、韓国人被爆者たちの協力的な要求によって実行されたものの、様々な問題を抱いている。この問題点は、1) 入院期間が 2 か月（重症の場合 6 か月可能）で大変短いということ、2) 旅行ができない重患者や高齢者は対象になりがたい点、3) 経済的に余裕がある人でないと家庭を扶養することが難しく、本当に治療が必要な貧困層は利用が難しい点、4) 希望者数に対して実際招待できる数が限られていた点である。しかし、韓日両国政府間の渡日治療の欠陥はあるものの、この医療

¹¹¹ 市場淳子（2012）「韓国人原爆被害者の立場から見た韓日請求権協定と被爆者援護法」、『韓国人原爆被害者訴訟の歴史的意義と残された課題』、韓国国史編纂委員会、pp.90-93。

制度は日本と韓国を結ぶ「公式」による一本の糸である。この糸により、韓日政府の間では被爆者問題の存在を両国の国民に見せているのである。この糸が途切れることになったら、それこそ、日本政府の表現のように「すべての解決が終わった」ということになるしかない。

さらに平岡敬は、韓国の保健社会部が被爆後 40 年も過ぎて、疾病が加齢によるものなのか原爆症なのかを判断することは困難であり、予算の制約もあるので、これ以上の渡日治療は難しいという立場であった辛泳洙の話を聞き、下のように指摘した。

「このような発言が出るのも、ソウルオリンピックを目前にして韓国の躍進を広報している韓国政府にとって、被爆者が日本で治療を受けるという事態が屈辱的に映っているからであろう。韓国・朝鮮人が被爆したのは日本の植民地支配の結果だと思う私は、韓国被爆者が提起する問題を決して韓国の恥だと考えていないが、韓国政府は国の顔を重視したあまり、国内の被爆者問題を蓋にすることではないのか」

実際、治療された者は、高齢または重病被爆者を除いた 349 名に過ぎなかった。一方、原爆被害者対策基本問題懇談会は 1980 年 12 月、意見書で「戦争犠牲は一般の犠牲でありすべての国民が甘んじなければならない」と発表し、孫振斗最高裁判決が明記した日本政府の戦争責任まで無効化させようとした。

1987 年、韓国の 6.29 民主化宣言などをきっかけに戦後未処理問題が浮上し、日本政府は渡日治療を再開したが、韓国側が拒否した。これが第二の人道的支援であった。これによって、日本政府は 1989 年度の単年度予算として 4,200 万円を国際拠出名目で大韓赤十字社に送金、運用を韓国原爆被害者協会に預けた。韓国原爆被害者協会はこれで会員の医療費の一部を補助に充当した。被爆後初めて個人が日本政府より医療費の一部を補助されることになった。しかし、1989 年 11 月、韓国原爆被害者協会の辛泳洙会長は、韓日条約により対日賠償請求権が消滅したという韓日政府の主張は疑問であり、23 億ドルの賠償を要求する声明を発表した。

1990 年 5 月に盧泰愚大統領の訪日が決定し、韓国側が未処理問題の解決を首脳会談の主議題として要請したことに対し、当時の海部首相が人道的・福祉向上の観点から医療面で総額 40 億円の支援を行った。これが第三の人道的支援である。これにより、韓国人被爆者は無援護状態から抜け出すことになったが、日本政府が設定したガイドラインは、「治療費、健康診断費、健康福祉センターの建設費などの支援だけ使用すること」であって、「手当てとして個人の被爆者に金銭を渡すことは補償に当たる」ということで手当ての支給を禁止した。

第四の人道的支援は在外被爆者の渡日支援等事業であった。日本政府の 40 億円支給も

10年が経過する前に枯渇し、2001年6月、郭貴勲裁判が大阪地裁で勝訴すると、日本政府は在外被爆者渡日支援等事業を開始した。これには、①被爆者健康手帳取得のための渡日旅費や宿泊費支援、②渡日旅費支援、③渡日困難被爆者に被爆確認証を発給、④専門医派遣と研修などが含まれていた。

しかし、厚生省は郭貴勲裁判上告を断念した際に「被爆者援護法の人道的目的の立法側面を考え上告を断念する」という理由をあげることで、高等裁判所判決が「被爆者援護法が持つ国家補償的側面」を認めたことを無効化しようとした。そして、402号通達廃止後もまた、裁判で負けた手当を支給以外の被爆者援護法上の援護に対しては、来日しなければ適用されないという制約を設けた。

第五の人道的支援は、2005年から医療費支給に上限額が設けられた在外被爆者保健医療助成事業を実施したことである。手当を受領するために日本に来ることを強要する非人道的行為に対する批判が高まると、人道的支援として、被爆者健康手帳取得した在外被爆者が居住国で支払った医療費を年間上限額の範囲内で支払う医療助成事業を始めた。これに対して在外被爆者達と支援団体は、被爆者援護法に基づく医療費支給には上限額制限規定がないので差別であると抗議した¹¹²。

韓国政府もこの問題に関して、当初、回避的な立場を示した。韓国の被爆者は1966年8月8日、東洋TVの韓国原爆被害者問題座談会において政府に救護対策を訴えた。

このあたりの事情については、平岡敬（2011）に詳しい。同氏は次のように記述する。

保健社会部（日本の厚生省にあたる）の崔東弼医政局長の話一。

「予算がないし、結婚差別が関係するので、被爆者の実態を正確にとらえることは不可能だ。政府では特別な援護策は考えていない。生活保護法のワク内で救済したい。正確な数字がないので、日本政府との交渉に持ち込むことも出来ない」
崔圭夏外務部長官はきわめて“外交的”にこう話している。

「私たちがみるところでは、被爆者問題は社会問題であるから、まず保健社会部が取り扱って、とうてい国内的に処理できる問題ではないという判断が出れば、当然外務部が乗り出すことになるだろう。そういう経路を踏んで、問題があることがはっきりすれば、政府としても重大な関心を持たなければならないだろう」

被爆者の訴えに対して、外務部も保健社会部も原子力院も責任を回避する。カベは予算がないこと。そのうえ、被爆者問題が日韓両国政府の間で話し合われることは当分望めない。被爆者は韓国政府からも、日本政府からも見捨てられている。¹¹³

¹¹² 市場淳子（2012）「韓国人原爆被害者の立場から見た韓日請求権協定と被爆者援護法」、『韓国人原爆被害者訴訟の歴史的意義と残された課題』、韓国国史編纂委員会、pp.90-93。

¹¹³ 平岡敬（2011）『時代と記憶：メディア・朝鮮・ヒロシマ』、影書房、pp.120-121。

1968年から1980年まで韓国外交通商部が公開した「韓国原爆被害者救護」文書を分析した金丞垠（2012b）に従うと、初期の韓国政府の立場の変化と交渉経過は次の4段階にまとめられる¹¹⁴。

（1）1968年になると、韓国外務部は原爆被害者の対日補償請求権問題は請求権協定で終結した問題であるため、法的に日本政府に提起する問題ではない、韓国政府が補償すべき国内問題だという見解を示した。この見解は、基本的に日本政府と同一のものであった。ただ、韓国政府がこの問題に関して、全く無関心というわけではなかった。実際、在日韓国人被爆者の救護政策について、日本の当時の厚生省に問い合わせをし、日本人被爆者と同じ医療救護を受けているという事実を確認した。

（2）韓国政府は1972年、個人の請求権は消滅したが、人道的支援の用意はあるという日本政府の表明を受けて、その表明に沿うかたちで被爆者救済のための資金支援形式ではなく、治療施設建設を要求するという方針に重点を置いた。日本側は、既存の経済協力の方法でしか支援はできないとしながら、韓国側が具体的な計画を立て、韓日閣僚会議で提起することを要求した。しかし、これに対し韓国側は、この治療施設建設事業が既存の支援事業と競合し、結果として無償支援の総額が減少することを憂え、提起することはなかった。

（3）1974年の孫振斗裁判以降は、「治療センター」を無償援助事業とは別の財源で建設することを要求したが、日本側は既存援助事業の範囲内での実施、そして当時進行中であったソウル工科大学援助事業の終了後に検討するという2点を主張した。結局、この交渉は1978年まで進展をみせなかった。

（4）1978年、韓国外務部は、この問題は「請求権協定に規定された財産、権利、利益に当たらない特殊な問題で、日本政府は被爆者を救済する法的、道義的、人道的責任を持つ」という立場を提示した。そして、1千万ドル規模の救護事業計画を日本に提案した。それに対し日本は、日本の経費分担比率が87.7%で不均衡である拒否した。1980年になって、人道的事業である渡日治療のみが合意、実施されることとなった。

これに対して、金丞垠は植民地支配責任を回避しようとする日本の態度に一次的責任があるが、経済開発に埋没され、植民支配清算意識を没却した韓国政府も批判されるべきだと指摘した。また、請求権協定で扱われなかった強制動員被害者たちの問題を解決する

¹¹⁴ 金丞垠（2012b）「在韓原爆被害者に対する韓日両国の認識と交渉態度（1965-1980）」、『亞細亞研究』第55巻2号、pp.123-130。

ために韓国のように日本の外交文書も公開される必要があると主張した¹¹⁵。

2005年8月、韓国政府は韓日交渉外交文書を公開し、官民共同委員会を結成して、韓国原爆被害者問題は、韓日請求権協定によって解決されたとみなすことはできず、日本政府の法的責任が認められるという見解を明らかにした。これにもかかわらず日本との交渉に進展がないことで、韓国原爆被害者らは韓国憲法裁判所に提訴、2011年8月憲法裁判所は、従軍慰安婦問題と同じく、政府の不作为は違憲という決定を下した。これによって、韓国政府は日本政府に協議を求めたが、日本政府はこれに応じていない。

韓国憲法裁判所は対日賠償請求権に対して、人道的支援は日本政府の立場では在韓被爆者賠償請求権と関係がなく、被爆者援護法適用もまた賠償請求権とは別であると判断した。つまり、韓国政府も在韓被爆者の対日賠償請求権は消滅していないという立場を見せた。そして、韓国人被爆者の日本に対する賠償請求権は、憲法上の財産権問題だけではなく、人間的尊厳と価値を回復することだと意味付けた。

韓国政府も2005年の官民共同委員会決定以前は日本政府と同じ態度を取っていた。現在の状態を招いたのは韓国政府が請求権の内容を明確にせず、条約を締結した責任があり、この状態を脱出するための具体的な義務があると指摘された。つまり、個人的請求権は依然として残っていると考えられる。憲法裁判所の決定は在韓被爆者の実態や長い奮闘をよく理解し、希望を与えたといえるだろう。しかし、被爆者の高齢化を考えると、これ以上の解決の遅滞は、賠償請求権そのものの実行を永遠に不可能にしてしまう恐れがある。

韓国原爆被害者問題の社会的関心が広がるにつれて、政府も動いた。日本では、2001年4月19日、日本の超党派国会議員によって「在外被爆者に援護法適用を実現させる議員懇談会」が結成された。金子哲夫を事務局長として、斎藤鉄夫、中川智子、金田城一、中林よし子、谷畑孝などが参加した。2001年の郭貴勲裁判の大阪地裁判決を受けて、日本政府に対し控訴の断念を積極的に要求した。2001年10月22日には、同懇談会に参加した金子、斎藤、中川、中林の各議員が韓国の各地を訪問し、160名の韓国人被爆者と面談し、さらに韓国国会議員とも交流した。そして2002年12月、郭貴勲裁判の上告断念を引き出した。2008年6月には被爆者健康手帳の海外申請を明記した被爆者援護法を改正させ、現在でも活動を続けている。

韓国では保健社会部が、1986年10月1日、在韓被爆者国内医療を実施し、1987年11月1日には政府が被爆者対策案を打ち出した。医療費の9割を国家から負担し、上限額を60万ウォンに設定したのである。また、1989年7月には、韓国国民健康保険制度が実施されたが、この際、被爆者の医療費自己負担分30%の半分は政府から支援するようになった。

¹¹⁵ 金丞垠（2012b）「在韓原爆被害者に対する韓日両国の認識と交渉態度（1965-1980）」、『亞細亞研究』第55巻2号、pp.132-133。

また、2001年7月、68名の与野国会議員が日本政府に対して政府要請書を送った。10月22日、国会人権政策研究会の代表・李美卿（イ・ミギョン）議員は、韓国国会内で韓国人被爆者に対する被爆者援護法の適用のために韓日国会議員懇談会を開催、7名の議員が参加した。ここに参加していた金堽泰（キム・グンテ）委員は2005年10月、初めて保健福祉部長官として陝川福祉会館¹¹⁶を訪問し、韓国政府の無関心を初めて謝罪した。

同時に韓国人被爆者一世・二世の実態調査と支援の法律的措置の要求に応じ、特別法案が提出されている。2006年5月、趙承洙議員が、「原子爆弾被害者真相究明支援のための特別法案」を発議した。2008年11月25日、趙辰來（チョ・ジンレ）議員から「韓国人原子爆弾被害者と被害者子女の実態調査と支援のための特別法」が、また2012年12月7日には第19代国会で金正録（キム・ジョンロク）議員から、さらに2013年2月28日には李學永（イ・ハクヨン）議員から同じ法案が発議された。2013年4月12日には、金正録・李學永議員が国会保健福祉委員会全体会議に特別法案を上程し、保健福祉部長官に一次質疑を、4月17日に二次質疑を行った。その後も2013年5月20日には李在庸（イ・ジェヨン）議員、金霽南（キム・ジェナム）議員から「韓国人原子爆弾被害者と被害者子女の実態調査と支援のための特別法」が国会で発議されたが、まだ制定には至っていない。

しかし、特別法以外に地方自治体の条例では既にその実施が広がっている。市民団体「陝川平和の家」は、原爆二世の治療以外の支援策に関する慶尙南道の条例制定運動を行った。その結果、2011年12月、慶尙南道は原爆被害者支援条例を可決し、2013年初の基礎実態調査が行われたが、まだ実質的な支援までには至っていない。また、陝川郡も2012年10月、原爆被害者支援条例を制定した¹¹⁷。

このような努力と進展はあったものの、韓国人被爆者が要求している「法的謝罪と賠償」、「被爆者援護法の完全平等適用」を実現させるまでには至っていない。特に、韓国原爆被害者問題に関する対日賠償請求権は放置状態が続けられている。被爆者の平均年齢など考えると残された時間は少ないと言わざるを得ないのである。

¹¹⁶ 1993年に日本政府が支援した40億円の一部を使って建設された。1990年、日本は韓国に人道的名目で韓国人被爆者を支援するということで40億円を支援した。この40億円は大韓赤十字社に送金され、福祉会館の設立・維持に用いられ、毎月被害者たちに10万ウォンの補助金を支給することにも使われた。また大量の自活・治療設備は日本の核禁会議などのNGOから支援されている。

¹¹⁷ 原爆被害者と子女のための特別法推進連帯会議（2014）『韓国人原爆被害者証言大会資料集』、原爆被害者と子女のための特別法推進連帯会議、pp.58-62。

第三章 韓日草の根協力の過程と成果

第一節 韓日草の根交流の様態

日本植民地支配の結果、日本での原爆被害に対する補償要求に対して、日本政府は韓日請求権協定によって法的に解決済だという立場を一貫して取り続けた。また、請求権協定前には韓国人被爆者に被爆者健康手帳を発給したことがあるが、請求権協定のあとは、発給を拒否するだけでなく、人道的支援にも回避的な態度を見せた。韓国政府も難しい経済状況などを理由にして彼らを放置し、韓国原爆被害者たちの惨状は悪化していった。そこで韓国原爆被害者たちは直接日本に行き、日本の市民と団体への救援の訴えと日本政府に対する要求を本格化し、これに日本の市民、有志、団体が応じた。彼らの権利回復のための闘争運動は、韓日草の根協力を原動力として 50 年近く続けられてきた。そうした日本の市民運動の出発点には、同じ被爆者でありながら、同じ援護施策を享受できないことへの憤りも少なからず存在した。

韓国原爆被害者問題をめぐる韓日間草の根協力の様態は、①医療支援および財政支援を含む人道的支援事業の展開、②両国政府に対する要求と交渉、抗議の連携、③そして裁判闘争へと発展してきた。運動の方向も韓国原爆被害者問題の象徴性を反映して、人道的側面から始まり、戦後処理の問題、または基本的人権の問題まで発展した。そして、このような草の根協力は広島・大阪・東京・長崎などの日本各地と、ソウル・陝川・大邱・釜山など韓国各地に広がっていった。

1968 年、密航被爆者・孫貴達（ソン・キダル）の広島原爆病院入院をきっかけにして、10 月 26 日には、広島市に「被爆者救援日韓協議会」が発足され、韓国人被爆者を招いて治療、韓国被爆者実態調査など行動方針を決めた。

このことによって 1969 年には、「広島核兵器禁止平和建設国民会議」は観光ビザなどによる渡日治療を広島で展開した。また、1973 年 8 月 22 日には、韓国・慶尚南道で治療センター建設契約が調印された後、全国的に資金カンパ活動を実施した。この活動によって 770 万の寄金と 674 万円相当の医療器具などが寄付された。

そして、陝川原爆治療センターの実現促進を任された第一次医者団を派遣、その後 1971 年 6 月に第一次調査団を、1972 年 10 月に第二次医者団を派遣し、実態を調査する一方、1971 年から 1995 年まで 22 回にわたって、陝川原爆被害者診療所に医師団を派遣した。また、診療活動と実態調査と交流のために「韓国被爆者救援使節団」を 1980 年 11 月に派遣、2010 年まで全 24 回訪韓した。以下の表は、陝川原爆被害者診療所への派遣者リストである。

表4 陝川原爆被害者診療所派遣者リスト

派遣年度		派遣医師	医薬品 提供など	随行者・ 核禁広島等
第1次	1971	河村虎太郎・江崎治夫 石田定・内野治人	武田薬品 西日本医薬	福永久義・姜文熙 谷本清・渡辺正治
第2次	1972	石田定・土肥博雄 荒木信	武田薬品 西日本医薬	戎崎始成・姜文熙 石原英雄
第3次	1973	河村虎太郎・石田定 呉島弘淳	武田薬品 西日本医薬	福永久義
第4次	1974	河村虎太郎・石田定 呉島弘淳	武田薬品 西日本医薬	姜文熙
第5次	1975	医師団派遣休止 石田定（馬山市特別公演）	武田薬品 西日本医薬	
第6次	1976	医師団派遣休止 鄭昌生氏広大医学部に留学	西日本医薬	
第7次	1979	河村虎太郎・佐々木猛 呉島弘淳	西日本医薬 大塚内科病院	桑田元彦・多田敏治
第8次	1980	河村虎太郎・平田忠範	西日本医薬	多田敏治
第9次	1981	河村虎太郎・石田定	西日本医薬	桑田元彦・吉本嘉健
第10次	1982	河村虎太郎・浜田忠雄	西日本医薬	桑田元彦・姜文熙
第11次	1983	河村虎太郎・瀬分裕	西日本医薬	多田敏治・姜文熙
第12次	1984	河村虎太郎・浜田忠雄	西日本医薬	多田敏治・姜文熙
第13次	1985	蔵本潔・畑野栄治 田中章一	西日本医薬	重盛親聖・姜文熙
第14次	1987	有田健一・岩森洋 神徳通也・岸明宏	西日本医薬	坪田正敏・姜文熙
第15次	1988	神徳通也・土肥博雄 岩森洋・奥平信義	下濃正和他 平和医療器	坪田正敏・姜文熙
第16次	1989	神徳通也・蔵本潔 村岡博・泉恭博	西日本医薬 アパラートコ ニシ	坪田正敏・姜文熙
第17次	1990	神徳通也・岩森洋 古川善也・藤本吉範	西日本医薬	江原君雄・姜文熙 宮也稔・李秦龍 前田博昭
第18次	1991	神徳通也・大田信弘 杉田孝・渡貞雄・兼山敦	西日本医薬	宮也稔・前田博昭 姜文熙
第19次	1992	神徳通也・大道和弘 宗重博・渡貞雄・兼山敦	西日本医薬	平賀輝彦・前田博昭 森谷元治
第20次	1993	神徳通也・平田克己 安永裕司・渡貞雄・兼山敦	西日本医薬	森谷元治・前田博昭 姜文熙
第21次	1994	神徳通也・麻奥英毅 浜田宣和・渡貞雄	西日本医薬	森谷元治・姜文熙
第22次	1995	江崎治夫・石田定 神徳通也・岩森洋 加世田俊一・佐々木正修	西日本医薬	赤松紀彦・森谷元治 前田博昭・姜文熙

（出典：核兵器禁止平和建設国民会議（2011）『核兵器廃絶と人類の繁栄を求めて
「核禁会議50年史」』、核兵器禁止平和建設国民会議、p.88。）

在韓被爆者渡日治療広島委員会（以下、広島渡日治療委員会）は1984年に発足した。発起人である河村医院長は韓国で生まれ、京城帝国大学（現ソウル大学校）の医学部を卒業した後、生理学の講師を務めた。河村院長は広島で多くの被爆者の治療に尽力し、1971年からは「核兵器禁止平和建設国民会議（以下、核禁会議）」が派遣した「韓国被爆者治療医師団」の一員として毎年訪韓した。その後も、日本基督教とグアナ教会及び有志たちで在広島韓国人・朝鮮人被爆者救援会を結成して在韓被爆者たちの治療と救護活動に力を尽くした。

河村院長は、1980年から開始された韓日両国政府の間で実施された渡日治療が中断されるということを知り、従来クアナ教会を中心に展開した在韓被爆者たちの民間レベルでの渡日治療運動をあらためて改編することにした。同氏は次のように考えた。

「被爆者救済は反核平和運動の重要な柱である。原爆投下による悲惨な実像は被爆者だけが体験して実感することができるのだ。これからの人類の将来のため、被爆者の体験を継承し、彼らの救済に力を注ぐことを通じて、反核運動に努める必要がある。被爆者救済をしない反核運動は重要な柱のない運動に過ぎない。現在被爆して今も生存する在韓被爆者は約2万人で、被爆者の中でも特に悲惨な状況に置かれている。韓国国内では被爆者に対する関心が非常に低く、日本政府に困窮していることを訴えることで救済を求める事自体が「韓国の恥をさらすことになるのではないか」という反感の意見さえある。周りの理解の薄さと差別する視線を受けて来た彼らにわれわれ日本人は心から救済の手を差し延べなければならない。韓日間の協議によれば毎年100人の在韓被爆者が広島、長崎の原爆病院に入院し2ヶ月間の治療を受けていると言う。しかし被爆者たちにはたった2ヶ月の治療が支援されるだけで、十分ではない。もう一度日本で治療を受けたいと希望する人が現われることは至極、当然である…（中略）…」¹¹⁸

1984年8月2日、広島河村病院に22人が集まり、広島渡日治療委員会を組織することを決断、同日、発足させた。現在、再渡日希望者は40人に達しているが、この人たちを招き入れるには400万円の費用が必要で、将来的には100人、100万円を目標に募金活動を行っている。

一方、パンフレットを作成することで、県内及び全国の平和団体キリスト教団体に募金を要請した。具体的渡日治療の活動は次のように推進された。

¹¹⁸ 河村虎太郎（1985）「ニュース発刊によせて」、『在韓被爆者渡日治療広島委員会ニュース』No.1、p.1。

①渡日手続き：被爆者健康手帳を所持する韓国原爆被害者協会会員が協会会長の推薦書を添付して広島委員会に送付、そして毎月開かれる常任幹事会で治療を受ける会員及び渡日スケジュール、病院を選定する。実際の事務局は広島教会（金信煥牧師）であり、ここでは韓国の被害者協会や本人との連絡、招請状の作成や発送、入院する病院との交渉及び通訳と説明などの活動を行っている。

②協力病院と費用：一次的には河村病院であり、その他には長崎県長崎友愛病院、大阪府阪南中央病院、山口県三田尻病院、広島市内の福原整形外科医院、宮本成形外科医院、大内病院などである。これらの病院以外にも多くの病院の協力により、より良い治療支援が可能となった。

③入院治療期間は特別な場合を除いて90日だった。経費は往復旅費と滞在費用及び入院や雑費を広島委員会が負担したが、1人当たり約13万円を策定した。

④渡日治療者送迎：長崎市では「市民の会」の会員たちが、大阪においても同じく「市民の会」大阪支部の多くの会員が患者の送迎、入院に必要な支援をした。在日大韓基督教会の牧師、信徒、留学生は通訳などの補助をした。福岡では「福岡YMCA」の会員たちの支援を受けるとともに、在日大韓キリスト教福岡中央教会の牧師夫婦を中心に信徒たちが支援した。広島では「広島YMCA」の会員たちが交代で被爆者健康手帳の交付、更新、健康管理手当ての申し込み等を支援した。

⑤入院生活：招請期間は手術等で延長されるものを除いて原則的に90日だった。この期間における被爆者たちのストレスは想像以上であった。原爆症の専門医が日本以外にはいなかったため治療を受ける希望を抱いて渡日したものの、言葉すらまともに聞き取れず、食事も口に合わない現実には辛いものであった。円滑な治療のためにも通訳の助けが必要だった。そのため、教会信者、留学生、日本のボランティアによる支援は効果的であった。

広島渡日治療委員会が1984年8月から1985年3月まで、被爆者招請に使用した費用は332,720円である。次の表は、広島渡日治療委員会が招請・治療した韓国人原爆被害者の数を示したものである。

表5 広島渡日治療委員会を通じた渡日治療者数

年	男性	女性	計	累計	年	男性	女性	計	累計
1984	0	4	4	4	1999	7	9	16	499
1985	24	16	40	44	2000	19	16	35	434
1986	8	7	15	59	2001	18	16	34	468
1987	8	3	11	70	2002	4	6	10	478
1988	12	8	20	90	2003	9	11	20	498
1989	15	10	25	115	2004	2	5	7	505
1990	9	14	23	138	2005	8	2	10	515
1991	22	10	32	170	2006	2	6	8	523
1992	13	10	23	193	2007	5	4	9	532
1993	12	5	17	210	2008	2	3	5	537
1994	22	8	30	240	2009	9	2	11	548
1995	22	14	36	276	2010	3	3	6	554
1996	22	20	42	318	2011	1	0	1	555
1997	13	16	29	347	2012	2	3	5	563
1998	15	21	36	383					

(出典：在韓被爆者渡日治療広島委員会機関誌『在韓被爆者渡日治療広島委員会ニュース』1号から56号までを参考に筆者作成。)

韓国原爆被害者協会に対して最も早く財政支援を行ったのは、核禁会議であった。核禁会議は1967年6月27日、韓国原爆被害者援護協会に対し、100万円の救護資金を送り、自活村建立の敷地を購入して基礎を立てるきっかけを支援するなどの教護活動を展開した。1968年から1971年までは、毎年100万円の救護資金を韓国原爆救護協会に送金し、韓国原爆救護協会は自活事業のための敷地を購入した。そればかりではなく、蓆を折る機械を寄贈するなどの活動を展開した。

1972年、「市民の会」発足当時、「補償要求」と「在韓被爆者の活動に対する人的、財政的支援」という2つの路線で活動を進めていくことを決定し、日本の市民団体の中で直接に韓国原爆被害者協会に財政支援を行った団体となった。

次表は、「市民の会」が韓国原爆被害者協会に支援した寄付金額である。

表6 韓国原爆被害者を救援する「市民の会」から寄せられた韓国原爆被害者協会への寄付金額

年	寄付金額	年	寄付金額	年	寄付金額
1973	1,416,912	1978	10,000	1983	2,578,673
1974	2,019,892	1979	260,240	1984	1,566,796
1975	2,375,761	1980	81,000	1985	737,600
1976	1,931,758	1981	-	1986	1,381,965
1977	303,103	1982	1,043,712	計	15,705,412

(出典：韓国原爆被害者協会編(2011)『韓国原爆被害者65年史』、韓国原爆被害者協会、p.136。)

また、最も長期間にわたって財政支援を行った団体は、宗教団体である善隣会である。善隣会は1974年、韓国原爆被害者協会へ150万円の寄付をした。その後、様々な支援が展開された。1987年には、韓国原爆被爆者二世団体である「ピドルギ団」への奨学金制度を設けた。こうした善隣会の寄付活動は現在まで毎年続けられており、1974年から2011年までの寄付金額の総額は約5,500万円であった。また、1987年から1997年までに韓国原爆被爆者二世団体「ピドルギ団」に対して授与した奨学金総額は、約1,300万円である。

韓日の草の根協力が始まったのは、被爆者である辛泳洙が韓国原爆被害者協会会長になって初めて日本を訪問した1970年からであった。その後、辛泳洙はほぼ毎年訪日し、日本の市民活動家と連帯して広島市や日本政府に韓国原爆被害者の実情を訴え、援護対策を要求・交渉した。これ以降、韓国原爆被害者協会を中心とした権利回復運動は、具体的かつ本格的に行われることとなった。そして、先述の通り、1971年8月、韓国原爆被害者協会は佐藤栄作首相に送る要望書を提出した。

辛泳洙会長は1972年8月30日、訪日の際に三木武夫副首相と面談し、①原爆被害者に対する被害補償、②韓国人被爆者を含めた外国人被爆者全員に対する原爆関連諸法律の差別のない適用、③日本市民団体が推進している被爆者援護法の速やかな立法化、④韓国被爆者福祉センター建立支援、⑤韓国人被爆者実態調査などを要求する田中首相宛の要望書を渡し、支援を要求した。これに対し、三木武夫副首相は「善処する」と応じた。

また、後宮虎郎駐韓大使にも積極的に交渉した。同大使も韓国原爆被害者問題に深い関心をもって担当書記官を指定、1974年の韓日閣僚会談で非公式的にこの問題を建議したという。

この他にも、韓国原爆被害者協会は厚生省の園田直政務次官、外務省の北東亜課長、日本赤十字社外事部長などを訪問・陳情した。大方が同情的な態度で、「何かの対策を講

じるべきだ」という反応を見せたという。特に、日本外部省の関係者は、「韓国政府が要請しない限りは日本政府自らイニシアティブをとることは難しい、日本外務省から駐日大使館に実態を調査、関連措置を検討させることにする」、また、「日本側は自国の経費負担で、韓国医師の原爆医療に関する研修、日本専門医の訪韓治療、韓国原爆被害者の日本での治療を検討できる」と言及し、日本外務省は積極的に応じる姿勢を示した。これらの活動と関連して、「市民の会」も独自の交渉を行った。既述のように、1972年には「市民の会」の交渉により、大平正芳外相が道義的責任を認め、外国人被害者救済のための特別措置法立法の必要性を言及するなど、新たな展開をみせた。

「市民会議」は、1988年8月6日、韓国人原爆犠牲者追悼式で、冷戦状態を批判しながらアメリカには積極的な補償を求めた。日本政府に対しては、韓日基本条約を盾にし「人道的立場」をとっている現状を批判しながら、真の韓日親善を求めた。そして、韓国政府には韓国人被爆者に対する「独立有功者」に準じる処遇と積極的な被爆者関連法律の立法を要求する声明書を発表した。また、「市民会議」は「市民の会」と共同で1988年12月19日、外務省と厚生省に同年5月日本政府による在韓被爆者実情調査団派遣後の具体的な内容と対策を訴える交渉要望書を出し積極的な支援と政策を要求した。また、1990年4月13日から21日まで、韓国原爆被爆者協会の訪日団を迎え、4月19日外務省幹部や衆院外務委員長、社会党外務部長との面会を主催し、日本被爆者協との交流の場を作った。

韓日の草の根交流の主な舞台は、1972年の孫振斗裁判をはじめとする裁判闘争であった。これら一連の裁判闘争の中で繰り広げられた両国の草の根交流はやがて、被爆者援護法の平等適用という大きな成果を成し遂げた。これらの裁判闘争の内容については、第四章で詳しくみていくこととする。

第二節 草の根協力にかかわった団体

1. 日本

韓国原爆被害者を救援する市民の会（「市民の会」）

「市民の会」は、韓国原爆被害者への支援運動において、中心的役割を担った市民団体であり、人道的支援、交渉連携、裁判闘争の広い範囲で活動してきた。1971年夏、辛泳洙会長の二度目の来日を機会に、韓国被害者の救援が急を要するものであるとの認識の下、その救護活動を広く市民たちに呼びかけ、組織的な運動として展開する目的で、1971年12月に大阪で結成された。参加者は主に二つのグループから構成されていた。一つは3.1朝鮮独立運動を弾圧した日本軍が教会とともに住民を虐殺した韓国提岩里教会事件の謝罪と教会再建運動をした大阪・神戸のクリスチャンである。このグループは、弁護士である松井昌次とキリスト教徒の松井義子夫婦が中心となり、過去の反省と人道主義支援に重点を置いた。もう一つのグループは、1968年、在韓被爆者の問題、孫振斗支援運動を取材した小田川興朝日新聞記者らであった。彼らは、在韓被爆者の存在と実情を知り、日

本政府に救護を訴えようとする市民で、国家補償を目標としていた。両者は、在韓被爆者救護では一致したが、運動の目標には違いがあった。その後、両者の間では、目標の違いに関するいくつかの論争があったが、結局、「補償要求」と「在韓被爆者の活動に対する人的、財政的支援」という 2 つの路線で活動を進めていくことを決定した¹¹⁹。それを反映して「市民の会」発足当時の規約には会の活動目的として、「広島・長崎において被爆し、韓国に帰国した原爆被害者の置かれている実情を思い、医療の充実を図るとともに、その自立への道を開くことに協力するため結成する」とされている。

しかし、当時の韓国の政治状況下では、韓日間の負の歴史に対する清算問題を訴える場合でも様々な制約があった。何より、韓国原爆被害者協会が韓国内で孤立無援の状態でも組織維持さえもが危ぶまれる状態にあったため、協会そのものを支援する必要があった。こうした状況の中で、「市民の会」は松井義子の強力なリーダーシップと献身的な努力によって、韓国原爆被害者協会の維持に大きく貢献した。松井会長の死後は、市場淳子が会長になり、東京・大阪・広島・長崎のネットワークを集結し、裁判闘争を支援することになる。また、彼らは裁判支援と合わせて、政治上での早期解決をはかるために、郭貴勲をはじめとする韓国原爆被害者らとともに日本の国会議員にも積極的に働きかけ、超党派の「在外被爆者に援護法適用を実現させる議員懇談会」の結成を促した。

韓国原爆被害者協会会員被爆者の多くが被爆者健康手帳を取得して被爆者援護法の適用が部分的に受けられるようになる中、被爆の事実を証明する証人や証拠が探し出せなかったため手帳が取得できない被爆者が未だ 130 人近く存在する。「市民の会」はそういった者たちの被爆者健康手帳取得の支援にも取り組んでいる。機関誌『早く救済を！』を発刊し、活動報告、関連動向などを掲載して、情報を発信し続けている。同誌は 2014 年 3 月現在、143 号まで発刊されている。現在、「市民の会」は事務局を大阪におき、広島、長崎、大阪に支部がある。広島支部長は豊永恵三郎、長崎支部長は平野信人、大阪支部長は重哲雄である。

在韓被爆者問題市民会議（「市民会議」）

「市民会議」は東京に所在しながら人道的支援よりは主に交渉支援と広報に力を入れながら、裁判闘争にも可能な限り支援を行った。1988 年 3 月 20 から 22 日にかけて、在韓被爆者問題シンポジウムが開催された。その実行委員会は、その後の運動を継続するために、高木健一を代表とする「在韓被爆者問題市民会議」を立ち上げた。1988 年に東京で結成された同会は、同年 5 月 20 日に設立総会を開催することとなる。なお、同会設立にあたっては、韓国原爆被害者協会の要望もあった。高木代表以外では、中島竜美、小田

¹¹⁹ 2012年7月14日「韓国原爆被害者を救援する市民の会40周年記念集会」において、小田川興は「原点は補償要求—市民の会発足のころ、そして今」というタイトルで発表をした。同発表の発言文抄録より引用。

川興などが中心メンバーであった。

「市民会議」は「市民の会」と共同で、広島三菱重工業強制徴用工問題を取り上げ、1991年3月に訪韓し、元三菱徴用工を訪ね実態を聞いた。翌年の7月には韓国人原爆被害者徴用工同志会訪日団を招き、被爆者健康手帳交付とともに外務省及び三菱本社を訪ね、交渉を行った。その後、1991年9月18日、三菱重工業に対し要望書を送ったが、三菱重工業からは解決済みであり責任はないという返事であった。その後、「市民会議」の中心メンバーであった中島竜美は、1995年の元三菱徴用工被爆者訴訟で原告側の証人に立つこととなった。

1995年、「市民会議」は、日本政府が被爆者援護法を制定したものの、韓国人被爆者を含む在外被爆者に同法の適用がないことを強く批判し、韓国・アメリカ・ブラジル・北朝鮮などの在外被爆者にも被爆者援護法が平等適用されることを今後の主な目的と定めた。

「市民会議」は、1998年11月13日、日本被団協とともにアメリカ・ブラジル・韓国の被爆者（韓国原爆被害者協会・米国原爆被害者協会・在ブラジル原爆被害者協会）との在外被爆者問題パネルディスカッションを開催し、厚生省との交渉を行った。そして、同時期に始まった郭貴勲裁判口頭弁論を傍聴、同裁判への支援を行い、在外被爆者に対する被爆者援護法の適用を主張した。2000年11月30日、「市民会議」は初めて開かれた「在外被爆者の援護問題に関する国会議員への説明懇談会」、2001年4月19日には日本の国会に結成された「在外被爆者に援護法適用を実現させる議員懇談会」に市民団体側として参加した。

2002年5月13日には、在韓被爆者訪日団が訪日し、日本政府との交渉を行った。その際、当時の山口厚生省大臣に被爆者援護法適用の要望書を出した。2002年12月18日、郭貴勲裁判が最終的勝訴を勝ち得た後、2003年4月15日から、韓国・アメリカ・ブラジル被爆者3団体代表訪日団と厚生省との交渉を行い、「居住する現地での援護」を要望した。2004年1月には、在外被爆者3団体の現状と要望についてアンケートを行い、被爆者健康手帳・医療特別手当・健康管理手当などの受給の現状を調査した。次表はそのアンケート結果である。

表7 在外被爆者三団体登録者数と各種手当受給者数（2004年2月時点）

	韓国	北米	南米
協会への登録者	2,146名	サンフランシスコ（約200名） ロサンゼルス（約225名）	135名
（以下、いずれも登録者中）			
被爆者健康手帳所持者	1,293名 （届け出のないものも多数）	約200名	102名
医療特別手当	7名	0名	0名
健康管理手当	1,156名 （届け出のないものも多数）	約100名	73名
原爆小頭症手当	0名	0名	0名
保健手当	3名	0名	0名

（出典：在韓被爆者問題市民会議機関誌『在韓ヒバクシャ』第38号（2004）
在韓被爆者問題市民会議、pp.2-3。）

2004年4月23日には、再び在外被爆者3団体が訪日し、厚生省との交渉に出向き保健医療助成事業、民間保険加入の保険料支援、確認証の発行要件、渡日治療の期間と旅費問題、在外被爆者実態調査などを要望した。また、2005年3月1日、厚生労働大臣に対し、在外被爆者に日本の被爆者と同等の待遇を要望する要望書を渡し、「在外被爆者に援護法適用を実現させる議員懇談会」総会と厚生省との交渉を2005年5月19日と2006年4月5日に行った。

また「市民会議」の中島竜美などを実行委員として、2005年7月26日から30日にかけて、日本では初めて「国境を超えるヒロシマ・ナガサキー在外被爆者写真展」という在外被爆者の写真展を開催した。この写真展は2007年7月22日から8月12日まで、東京・丸木美術館で再び開催された。

その後も「市民会議」は、2008年12月5日、在韓被爆者の国家賠償を求める広島・長崎・大阪地裁への訴訟を支援し、2009年2月17日、2010年8月20日に在外被爆者と厚生省との交渉の場を設けた。2010年には被爆65年を迎え、在韓被爆者援護と核廃絶を求める声明を発表した。また2010年11月25日には、「在外被爆者に援護法適用を実現させる議員懇談会」に参加、厚生省大臣に対して「医療費支給の上限の撤廃」、「402号通

達感謝料に伴う和解の謝罪」、「在韓被爆者への人道的医療支援」を求める要望書を渡した。そして、2012年5月11日には、再び「在外被爆者に援護法適用を実現させる議員懇談会」が開催され、野田佳彦首相へ「韓国政府からの再会談要求の受け入れ」、「在外被爆者に対する支援法の上限の撤廃」などを内容とする要望書を提出した。

「市民会議」は在外被爆者への支援、裁判闘争支援、「在外被爆者に援護法適用を実現させる議員懇談会」活動との連携をいった以外にも在外被爆者に関する勉強会と講演会を継続的に開催し、韓日大学生交流ツアーなども支援した。

在韓被爆者渡日治療広島委員会（広島渡日治療委員会）

広島渡日治療委員会は主に医療支援を中心にして韓国原爆被害者に対する支援活動を行った代表的市民団体である。韓国原爆被害者協会は、韓日両国政府の合意により、毎年100名の被爆者を2ヶ月間、広島・長崎の原爆病院へ送り、治療を受けさせている。しかし、2ヶ月間では十分な医療が困難であり、再渡日治療を希望する者が多かった。希望者数が20名を超えたため、当時韓国原爆被害者協会会長であった辛泳洙は、招請治療を要求した。1984年3月、韓国原爆被害者協会は、広島渡日治療委員会に再渡日治療希望者22名のリストを渡した。それを受けて、8月には民間の「在韓被爆者渡日治療広島委員会」が創立され、創立会議で河村虎太郎が代表に選出された。これによって、1984年12月、韓国人被爆者・金畢礼（キム・ピルレ）、金全伊（キム・チョンイ）を第一次招請者とする渡日治療事業が始まった。同委員会は韓国原爆被害者協会と協約を結び、希望者の推薦を受けて、幹事会で入院先や日程を決めた。本人のパスポートとビザ取得のため身元財政保証書を送り、往復旅費、入院諸経費や雑費、市内検査移動費、手術時の付き添い、通訳者の派遣や諸経費を負担するほか空港の送迎も担った。この事業で必要とされる旅費・治療費などのすべての費用は委員会の募金によって賄われた。1985年5月からは機関誌『在韓被爆者渡日治療広島委員会ニュース』を発刊、2013年6月までに56号を発刊した。『在韓被爆者渡日治療広島委員会ニュース』1号によると、渡日治療のための寄付・協力者は日本全国で個人115名、24団体に上った。

長崎在日朝鮮人の人権を守る会

長崎在日朝鮮人の人権を守る会は、初期の段階から在日朝鮮人問題の一環として韓国人被爆者問題に取り組み、主に長崎の韓国人被爆者の実態調査とその広報活動に力を注いだ。

1965年6月に結成された「長崎在日朝鮮人の人権を守る会」はもともと外国人登録法、出入国管理法などの改善、外国人学校法案への反対、在日朝鮮人の人権を守る運動に取り組んでおり、朝鮮人被爆者問題は特に重要な関心事ではなかった。しかし、その後の1970年、長崎在日朝鮮人の人権を守る会は、政党の支配を受けない無党派の市民組織として

再出発し、朝鮮人被爆者問題にも積極的に取り組む方針に転換した。

1971年4月、同会代表の岡正治¹²⁰が長崎市議会議員に当選してからは、一貫して朝鮮人被爆者実態調査と完全援護を訴え続け、長崎市に対しても実態調査を執拗に要求した。これに対して本島等市長¹²¹は1980年、市議会議員に朝鮮人被爆者の実態調査を依頼し、1981年6月「朝鮮人の被爆」という調査結果を発表させたが、実態とあまりに乖離があると考えた長崎在日朝鮮人の人権を守る会は、1981年7月から約1年にわたって再調査を行った。同会は、長崎市内の朝鮮人居住場所、飯場、長屋、寮、小屋、部落など約50ヶ所を調査し、日本人、朝鮮人を含めた約50人と面接した。

1994年、岡正治の死後は彼の遺志を受け、1995年「日本のアジア侵略被害者の痛みをここに刻み、戦後補償の実現と非戦を誓う」をビジョンとするNPO「岡正治記念長崎平和資料館」が長崎に作られ、理事長の高實康稔長崎大学名誉教授¹²²によって運動が続けられている。

日本の被爆者関連団体

日本の被爆者関連の団体の中で、まず最初に韓国人被爆者に対する医療支援及び財政支援など、人道的支援活動を行ったのは、先述の核禁会議であった。核禁会議は反核運動の人道主義に立脚した超党派的な運動の組織化が必要とされ、1961年11月15日結成された。1968年、広島で開催された核禁全国大会で韓国人被爆者・姜文熙（カン・ムンヒ）の訴えをきっかけとして1968年10月に「韓国被爆者救援日韓協議会」を発足し、救援活動を始めた。それ以降、救援資金援助、医療器具の寄付、医師団の派遣など様々な支援活動を展開した。核禁会議は、1969年、観光ビザなどによる渡日治療を広島で展開した。1968年から1971年までは、毎年100万円の救援資金を韓国原爆救護協会に送金し、韓国原爆救護協会は自活事業のための敷地を購入した。そればかりではなく、蓆を折る機械を寄贈するなどの活動を展開した。また、1973年8月22日、韓国慶尙南道で治療センター建設契約が調印された後、全国的に資金カンパ活動を実施して770万の寄金と674万円相

¹²⁰ 1918-1994年、牧師で長崎市議会議員を歴任。早い段階から日本の戦争中の加害責任を徹底的に追求し、手弁当で長崎朝鮮人被爆者実態調査活動を行った。晩年「日本の加害責任を明らかにし、未だ残る差別を撤廃し、政府に補償の実現をさせるための資料館」建設を構想した。

¹²¹ 1922年生まれ。長崎県議会5期20年を務めた後、1979年長崎市長に当選、4期16年在職、韓国原爆被害者問題に熱い関心を見せ、日本の市長として初めて韓国原爆被害者に謝罪し、市の予算から韓国原爆被害者協会を支援した。1990年1月右翼活動家によって狙撃され、瀕死の重傷を負った。「原爆投下は正しかったか？」でアメリカの原爆投下責任を正面から追求しながら、「戦争の加害責任を考えずに核廃絶を語れない」と戦争を心から反省することを訴えた。

¹²² 1939生まれ。長崎大学教授としてフランス語教育、異文化交流論を教えながら、在日朝鮮人の人権を守る会代表、韓国被爆者支援活動、中国人強制連行裁判を支える会代表、岡正治記念平和資料館理事長などの活動、2006年フランス政府から学術功労騎士賞をうけた。

当の医療器具などを寄付した。1972年6月には、陝川原爆治療センターの構想の促進を任された第一次医師団を派遣した。その後、1972年10月には第二次医師団を派遣し、実態を調査する一方、1971年から1995年まで22回にわたって、陝川原爆被害者診療所に医師団を派遣した。また、診療活動と実態調査と交流のために「韓国被爆者救援使節団」を1980年11月に派遣、2010年まで全24回訪韓した。

その他、「原水爆禁止日本国民会議（以下、原水禁）」は1967年12月10日、在日朝鮮人被爆者の実態調査への支援を表明して以来、現在まで原水禁は8月の大会に韓国人被爆者を招いている。また、日本被団協は毎年8月、韓国原爆被害者協会に代表団を送るなど交流を続けている。山口県被団協は1968年10月3日、密航被爆者・孫貴達に対する救援運動を起こし、その結果、孫貴達は同年10月19日、広島原爆病院に入院することができた。10月26日には、広島市に「被爆者救援日韓協議会」が発足し、韓国人被爆者を招いての治療、韓国被爆者実態調査などの行動方針を決めた。

日本弁護士連合会

日本弁護士連合会は、協会と日本市民団体の要請によって主に政府との交渉、裁判闘争に関する助言など実質的な支援活動を行った。1986年4月26日、韓国原爆被害者協会と在韓被爆者の人権を考える有志の会会員10名は日本弁護士連合会人権擁護委員会に対して在韓被爆者への補償及び救済についての申立をおこなった。内容は韓国人被爆者に対する人権侵害の事実をつぶさに調査し、対策を検討するよう求めるものであった¹²³。検討項目として、次を提起した。

日米韓三か国政府に対する補償請求権（法的責任）の有無

在韓被爆者の実態究明

在韓被爆者への援護対策

—韓国内における原爆専門病院の建設による医療援護

—地域別（全国10か所）福祉センターの建設による生活援護

—韓国内被爆者の治療費の日本政府負担

—渡日治療の延長—被爆二・三世への援護

それに対して日本弁護士連合会は「在韓被爆者問題調査研究委員会」（委員長・高木健一。ほか委員20人）を組織して韓国の被爆者救援運動に取り組むことになり、①在韓被爆者人権を考える有志の会（中島竜美、河村虎太郎、平岡敬）から資料提供を受け、②

¹²³ 長崎在日朝鮮人の人権を守る会編著（1989）『朝鮮人被爆者—ナガサキからの証言』、社会評論社、p.267。

外務省アジア局東北アジア課、厚生省保健医療局企画課を訪ねて事情聴取し、③広島市衛生局原爆被害対策部と広島病院から渡日治療の説明を受けた。在韓被爆者の実態と意向を把握するため、韓国を訪問し、韓国原爆被害者協会関係者、延世韓国被爆者治療会、福音病院など支援機関、外務部亜州局、保健社会部医政局を訪問して意見交換を行った。

この過程で、問題の根本的解決のための法的検討と救済方法が重要であることを確認した上で、渡日治療の期限が1986年11月と迫っていたため、渡日治療の延長問題に焦点をあてた第一次報告書をまとめた。

1987年には在日朝鮮人被爆者の実態を中心に調査し、その援護を日本政府に要請する方針を決め、長崎在日朝鮮人の人権を守る会の岡正治代表を招いて、強制連行、徴用の実態、原爆被爆の惨状などについて事情聴取を行った。その第二次報告書では日本政府の法律上の責任の所在を明確にした。1990年代以降、サハリン朝鮮人問題と従軍慰安婦問題などが顕在化されるにつれ、日本弁護士連合会は団体として韓国原爆被害者問題との直接的なかわりが希薄になった。代わりに大阪の永嶋靖久、広島の足立修一という二人の弁護士が韓国人被爆者の裁判闘争に積極的にかかわっている。

2. 韓国

韓国原爆被害者協会

韓国原爆被害者協会は、韓国原爆被害者にとって唯一の代表的組織として会員の権利回復、擁護、交渉、闘争活動、日本市民団体との連携など、積極的な役割を担った。1967年、金再根と裴渡煥が中心となって、社会的に影響のある人物を会長に迎え韓国原爆被害者援護協会が設立された。その後、外部支援がほとんどない状況で団体の運営が困難になり、1970年には被爆者である辛泳洙を会長に選出し、会員間の相互扶助と権利獲得のための自力救済の団体として再出発した。その際、団体の名称も韓国原爆被害者協会と改称した。徐錫佑によると初期段階では生活保護者に対する政府からのわずかな配給の獲得で手一杯であり、韓国電力会社の不要品売却事業の請負などをして、団体の財政に充当していた¹²⁴。

設立以降、協会は韓国原爆被害者たちの唯一の組織として、日本政府に対しては公式謝罪と賠償、日本の被爆者と平等な援護を求めた。韓国政府には、会員の権利回復、援護対策と実態調査、特別法制定を継続的に要求してきた。様々な機会をとらえ、陳情と声明を発表し、政府関係者と直接・間接の交渉を行った。たとえば、1972年8月には韓国の朴正熙（パク・チョンヒ）大統領に、①外務部による韓国原爆被害者の被害補償を日本政府に要求すること、②保健社会部が原爆被害者問題調査、立案のための予算装置と徹底的な実態調査をさせること、③議会で日本原爆医療法などの援護法を立法化させること、④

¹²⁴ 鄭根埴編、晋珠採録（2005）『苦痛の歴史：原爆の記憶と証言』、ソニン、p.82。

大韓赤十字社が日本赤十字社と交渉し韓国人被爆者が援護支援を受けるようにすること、⑤韓国原爆被害者協会が推進中の被爆者福祉センターの建立を支援すること、などを要請する陳情書を提出した。

また、1988年には日本政府に対し23億ドルを要求する声明を出した。1994年11月、被爆者援護法に在韓被爆者に関する条項がないとわかると、韓国人被爆者への差別であると抗議した。

韓国原爆被害者協会内には、いくつかの組織も置かれた。たとえば、1974年4月22日には三菱徴用工の遺族241人による広島沈没遺族会が結成された。また1974年5月21日には、約200人が参加した三菱徴用者同志会が結成され、その中の46名が1996年に裁判を提訴した。

韓国原爆被害者協会は1970年代から「市民の会」、教会女性連合会との協力によって、被爆者実態調査を行い、韓国人被爆者の実数に関する調査を行った。そこで得られた推定数は、現在韓国で最も広く引用されている。まさに、韓国原爆被害者の韓国側の中心的な窓口であり、会員登録、ニュースレターの発行など実務から広報といった幅広い活動を行っている。

このような活動を通し、日本市民団体との連携を深めた。具体的には日本市民団体の献身的な協力を得て、裁判闘争によって日本の被爆者とはほぼ同じ援護を受けることができるようになった。このように、協会は両国の草の根協力の重要な担い手であったのだ。

しかし、冷戦時代という当時の国際政治環境と国内政治の制約のなかで、協会の活動は限定的であった側面もあった。この状況に関して、吳殷政は次のように問題点を指摘する。

「このように個別的な次元の自己検閲と政府の直接的監視の中で自分たちの政治的発言と活動が制約された韓国原爆被害者運動、特に韓国被爆者協会の活動は救護金と人道的支援という一番安全な方式の交流向けに枠がはめられた。…（中略）…韓国原爆被害者たちの訴えに対する政府の無反応、活動に対する制約と監視、そしてそのような政治的雰囲気の中で、ほぼ唯一許された人道的支援金や救護金中心の団体運営が組織内部の分裂によって、外部社会との政治的連帯への意志を大いに弱めもした。これは、韓国被爆者協会を中心とする原爆被害者運動が孤立された一つの島のように存在し、急激に保守化される方向で枠がはめられる要素になった。」¹²⁵

¹²⁵ 吳殷政（2013）『韓国原爆被害者がヒバクシャになるということ』、ソウル大学大学院人類学科博士論文、p.140。

韓国教会女性連合会

韓国教会女性連合会は、韓国の社会団体として最も人道的支援、実態調査、日本政府との交渉、日本市民団体との連携などを行った支援団体である。韓国教会女性連合会が韓国人被爆者支援運動に積極的に取り組み始めたのは、1974年2月李愚貞会長の広島平和会議出席がその契機であった。日本キリスト教教団協議会婦人会、キリスト教女性矯風会、日本YWCAなどと協力して、韓国人被爆者支援運動を始めた。1974年7月には、韓国原爆被害者に代わって、日本クリスチャン協議会婦人会を通し、田中角栄首相宛に支援の要望書を送った。日本クリスチャン協議会婦人会は、日本が韓国人被爆者の処遇に関して、深い道義的責任を背負っていると信じ、日本政府が韓国人被爆者に責任ある対応をすることを希望するという声明を発表した。特に、この声明では日本政府が一刻も早く韓国人被爆者援護に対する具体的な対策を立て、韓国での治療体制の確立と被爆者治療のための日本訪問を積極的に推進して、日本の被爆者のような支援を適用させることを要求した。

韓国教会女性連合会はまた、韓国人被爆者がとりあえず韓国の病院で治療を受けられるように支援を行った。1977年にはセブランズ病院と協力し韓国被爆者に対する無料治療を開始、1981年には慶熙大学病院において同様に、無料治療を始めた。しかし、その努力にもかかわらず、資金の制約で限られた少数の者のみが治療の機会を得るにとどまった。また、被爆者の実態を調査し世界に知らせ、「罪なき犠牲者」に対する補償を、当事国のアメリカと日本に要求したが、それに対する世間の反響はほとんどなかった。

同連合会は、韓国人被爆者に関する実態報告書を1975年、1977年、1979年と3回にわたって発刊した。韓国原爆被害者協会とともに、被害者を尋ねながら、彼らの生活実態を調査し、その結果をまとめたのである。1979年の実態報告書は、1979年9月から10月まで、アメリカ長老会女宣教会の後援と「市民の会」の支援で発刊された。

1984年、同連合会は再び『韓国原爆被害者実態報告書』を、1989年には『その日以後—韓国原爆被害者に対する記録』を発刊した。また、延世医療院や慶熙医療院などと提携し、韓国人被爆者に無料検診を実施し、毎年募金などを通じて、被爆二世に奨学金を授与した。

1994年には、韓国原爆被害者協会・辛泳洙会長に、その反核運動を讃えて「今年的人物賞」を授与し、1996年には同賞を朴秀馥に授与した。

韓国原爆被爆者二世の活動

韓国被爆者二世の集まりは、1970年の「広島折り鶴の会」会員6名の慰問団韓国訪問を契機として、「鳩」という意味の「ピドルギ団」を結成したことから始まった。当時「ピドルギ団」は「広島折り鶴の会」と姉妹協定を結んで、代表が広島平和記念式典に参加するなど、日本との交流活動をおこなった。筆者も創立段階でその活動にかかわりながら、1975年、「父の悲運を引き継いで—被爆二世は主張する」という手記を『被爆韓国

人』(1975、朝日新聞)に寄稿し、韓国被爆二世としての思いを日本に知らせたことがある¹²⁶。「韓国原爆被害者二世会」は1989年、広島で第一回韓日被爆二世シンポジウムを開催し、2000年にはソウルで第二回を開催した。それ以来、平野信人が会長を務める日本の被爆二世会と毎年交流会を開催しており、日本の高校生との交流なども活発に行っている。会員は2012年現在80名で、裁判中に亡くなった李康年の息子である李太帝が会長を務めている。

「韓国被爆二世患友会」は、被爆二世・金亨律(キム・ヒョンリユル)が2002年、自らが広島被爆者の子供であり、原爆後遺症を患っている被爆二世「患友」であることを公表したことを契機に結成された。2003年には市民団体と連帯して、「韓国被爆二世患友問題解決のための共同対策委員会」を結成し、被爆二世被害者問題に対する政府の対策を訴えた。国家人権委員会には、政府レベルの被爆二世患友実態調査と真相究明を促す陳情書を提出した。その結果、2005年、国家人権委員会が国家機関としては初めて、被爆一世と二世の基礎現況と健康実態調査結果を発表するようになった。調査の結果、国内の被爆者は一世だけでなく二世もまた、一般人に比べて社会的に劣悪な状況に置かれており、疾病の発生リスクも高いことが分かった¹²⁷。2005年、「韓国被爆二世患友問題解決のための共同対策委員会」と原爆二世患友会は「韓国原爆被害者と原爆二世患友問題解決のための共同対策委員会」に拡大され、韓国原爆被害者協会を含む8ヶ所の団体と連帯した。

現在「韓国被爆二世患友会」は韓貞順(ハン・ジョンスン)が会長を務めており、会員は、全国1,300人に達している。しかし、国内に生存する原爆被害者二世の数は約7,500から1万名と推定されている。韓国保健社会研究院が実施した『韓国原爆被害者実態調査』(1991)では、原爆被害一世の31%、二世の28%が「自身の健康はもちろん出産と子供の健康に対する不安を相当持っている」と答えた。

「韓国被爆二世患友会」の現会長である韓貞順の2005年から2012年までの活動は、ドキュメンタリー、『残忍な8月』として映像化された。それは、「核なき世界のための大邱市民行動」主催によって、2013年11月27日から2014年2月20日までの4ヶ月間開催された「福島原発再調査のための世界一万人訴訟のための脱核映画祭」で上映された。

韓国原爆被爆者二世らによる活動の成果として、2010年3月1日、「韓国の広島」と呼ばれる陝川で、「陝川平和の家」という市民団体が設立されたことが挙げられる。この

¹²⁶ 朴秀馥、辛泳洙、郭貴勲(1975)『被爆韓国人』、朝日新聞社、pp.196-202。

¹²⁷ 実態調査の結果、2005年2月14日、国家人権議員会は『原爆被害者二世の基礎現況と健康実態調査』を公式発表した。公式発表によると、全国の原爆被害者二世の中、1,226名に対する郵便アンケート結果、同じ年齢の一般人に比べて、貧血・心筋梗塞・狭心症などの慢性疾患と憂鬱症・精神分裂症・各種の癌などの病気に病んでいると現れた。また、原爆被害者一世1,092世帯の子女4,090名に対する分析結果、既に死亡した299名の半分以上の156名が10歳以前に死亡し、この中死亡原因が明かされていない場合が182名(60.9%)に達した。生存した原爆二世の場合でも、先天性奇形と病気を持っていると応答した場合は19名(0.5%)に達していた。

団体は、在韓被爆者一世と二・三世の人権と福祉のための活動と同時に、核被害者に対する社会的認識の拡大と非核・平和の実現のための平和活動を行っている。また、国内の原爆被害者、特に被爆二・三世が中心となった非核平和運動の中心となっている。この団体は、陝川地域の原爆二世患者の実態・現状把握調査の実施、原爆二世患者の家族への福祉サービス、平和祭や原爆犠牲者追慕文化祭の開催、韓国人原爆被害者と原爆二・三世患友支援のための特別法制定活動、平和公園と平和公園資料館設立などの活動を行っている。

第三節 草の根協力にかかわった個人

1. 日本人

中島竜美（1928-2008）

中島竜美は 1960 年代から辛泳洙、平岡敬、松井義子、郭貴勲など運動家たちと緊密に連携しながら、政府への要求と交渉、孫振斗裁判をはじめ様々な裁判闘争に積極的に取り組み、韓国原爆被害者運動の核心的役割を行った。東京出身で 1952 年に早稲田大学卒業後、児童文学や文筆活動に従事しながら、1960 年代初めからフリージャーナリストとして原爆被害者の補償・援護問題を中心に取材した。1963 年、中国新聞記者・平岡敬を通じて在韓被爆者の実態を知り、在韓被爆者援護問題がライフワークとなり、韓国人被爆者の被爆者健康手帳の獲得のため支援活動を行った。

1967 年、在韓被爆者・郭貴勲に原爆資料を提供し、韓国に日本の原爆問題の状況を知らせた。平岡敬とともに 1968 年に密航した韓国人被爆者・孫貴達を支援し、つづいて 1970 年には密航した彼女の兄・孫振斗を支援した。孫振斗が原爆医療法に基づく被爆者健康手帳を申請したのに対して、福岡県が「原爆医療法は社会保障法であり、被爆者健康手帳交付には適法な在留が必要」として、これを却下すると、中島竜美は平岡敬などと協力して同県を相手取り被爆者健康手帳交付を求める行政訴訟を起こした。その後、福岡、広島、京都、東京などに孫振斗氏支援組織ができたが、中島竜美はその中心であった。孫振斗裁判は一、二審で勝訴し、1978 年には最高裁でも勝訴した。孫振斗裁判は在外被爆者の援護に道を開いた画期的な裁判だったが、中島竜美はこれを理論、運動の両面で支え続けた。

その後も、辛泳洙らと緊密に連携しながら、「市民会議」を組織して、韓国人被爆者の権利回復のための努力を惜しまなかった。また、孫振斗裁判以降、漸進的に進んだ日本政府の人道的支援の改善とより韓国での手当受給権などを求める在韓被爆者を原告とした裁判にかかわり、在韓被爆者への積極的な支援を続けた。

2007 年 11 月には、三菱広島・元徴用工被爆者裁判が最高裁で勝訴した。これは、太平洋戦争中に朝鮮半島から広島市の旧三菱重工業の工場に強制連行され、被爆した韓国人元徴用工 40 人が、国や三菱重工業などに損害賠償などを求めた訴訟の上告審で、最高裁は、帰国を理由に健康管理手当を支給しなかった在外被爆者対策を違法として、国に国家賠償

を認めた。中島竜美はこの裁判でも原告たちを支援し、2007年12月24日、広島で開かれた勝訴報告会にも姿をみせ、「大きな成果だ」と講演した。これが、中島竜美の最後の活動となった。在韓被爆者問題の重要性を世に問い、支援活動の中心的役割を担った中島の貢献は大きい¹²⁸。なお、彼の家族が保管した孫振斗裁判関連記録と関連資料は、2012年、韓国国史編纂委員会に寄贈された¹²⁹。2008年1月11日の急逝まで、「市民会議」の代表として在韓被爆者支援運動に献身した。著書は『原爆被害は国境を越える（日本原爆論大系第3巻）』（1999、日本図書センター）、編著書に『朝鮮人被爆者孫振斗裁判の記録―被爆者補償の原点』（1998、在韓被爆者問題市民会議）などがある。

松井義子（1928-1998）

松井義子は宗教家として、韓国原爆被害者を支援する市民の会会長20年を含め30年近く韓国原爆被害者に対する人道的支援の中心的役割を担い、同時に、政府交渉と裁判支援にも献身的に参画した。満州の大連生まれで、大連神明高等女学校を卒業した。1947年帰国後、結核で入院した際、生涯の恩師となる無教会主義者・政池仁¹³⁰と出会い、敬虔なクリスチャンとなった。1954年、松井昌次と結婚、1968年から吹田市の自宅で桃山台聖書集会を始めた。政池仁と1919年3.1朝鮮独立万歳運動の際、日本官憲によって焼き撃ちされた堤岩里教会¹³¹の再建運動を始めた。1969年の『アサヒグラフ』に寄稿された辛泳洙の手記「原爆遺憾」を読み、韓国人被爆者について知り、1968年の謝罪委員会で韓国を訪問、辛泳洙と手紙を交換しながら、韓国原爆被害者問題に関わるようになる。1971年夏、大阪で辛泳洙の講演会を開いた後、1971年12月、「市民の会」の事務局長となり、1978年から他界する1999年までの20年間、「市民の会」会長を務めながら在韓被爆者運動の中核的な役割を担った。ほかに日本友和会の理事にも就任した。また、アジア太平洋地域の戦争犠牲者に思いをはせ、「心に刻む会」の呼びかけ人、「憲法9条の会」の関西世話人、「在日米軍への費用負担（思いやり予算）違憲性を問う訴訟」原告団代表など反戦平和運動に取り組むとともに、YWCAや「日本キリスト教海外医療協力会（JOC S）」などの役員を歴任した。

¹²⁸ 韓国原爆被害者協会の郭貴勲元会長は追悼文で「中島さんは私たち韓国被爆者たちの師であり、後援者であり、リーダーであったのは周知のことですが、孫振斗の密航事件が70年に起こると中島さんは広島の良心と協力して全力を尽くして、孫振斗を助け、三審まで勝ち抜きましたのが在外被爆者援護の始まりです」。「訃報に接し、形容のない悲しみとなげきと、人生の儚さに苛まれました。住み慣れた三軒屋が潰れてしまったような心境です。在外被爆者問題ももう一息で終わろうとしているときに、決戦場で司令官を失った兵士たちはどうすればよいのでしょうか」と述べた。

¹²⁹ 郭貴勲（2013）『私は韓国人被爆者だ』、民族問題研究所、p.224。

¹³⁰ 1900年11月20日-1985年4月3日、愛知県生まれ。東京帝国大学在学中、内村鑑三に師事し、無協会派に入る。満洲事変の時、非戦論を唱え、独立伝道者として活動。基督教非戦平和団体日本友和会の理事長を歴任した。

¹³¹ 京畿道水原市（キョンギドスウォンシ）所在。

同氏は 1978 年夏に、韓国原爆被害者協会とともに在韓被爆者の実態調査に携わり、1979 年 1 月 9 日、広島市で中間報告した。また、彼女は大阪 YMCA 平和委員長などを務めながら、平和運動にも貢献した。そして、1990 年代からは、従軍慰安婦問題にも活動の場を広げ、1997 年には、駐日米軍費用負担の違憲訴訟の原告代表にもなった。

1992 年 5 月 22 日、松井義子は日本の国会内の、国際平和協力等に関する特別委員会で、15 年戦争中に少女時代を過ごした者として、また、かつての侵略戦争の後始末の一端にかかわる運動に繋がっている者として、PKO 法案という実質自衛隊海外派兵法案並び、関連二法案に強く反対していると発言した。彼女は、韓国人被爆者と従軍慰安婦の人々に言及しながら、掃海艇海外派遣は、再び戦争の惨禍を繰り返さないと誓った日本人の平和への思いを踏みにじって強行したものであり、主権在民の憲法をないがしろにしたと指摘した。自衛隊の海外派遣を許容する PKO 法案は、憲法前文に、また第九条第一項にふさわしくないと強く批判した。

1997 年、右脳出血で倒れ、リハビリ治療を受ける中でも「市民の会」の活動を続けたが、1998 年 12 月、消化器出血で死亡した。日本 YWCA 会長を務めた渡辺峯は、松井義子が、「私は在韓被爆者の方たちに何もしてあげられない。ただ少しでもそばに寄り添って歩くことができたらと思う。それだけ。」と話したという。松井義子は、普通の主婦として、またクリスチャンとして、韓国被害者運動を始める平和運動の中心的な人物だった。著書としては、『台所の聖書』（1976、聖燈社）、『わすれなぐさ』（1985、キリスト教図書出版社）、『平和のパン種』（1993、東方出版）¹³²、『死ひとつひとつ』（松井昌次・松井義子追悼文集）（2003、松井謙介編、番紅花舎（さふらんしゃ））などがある。

平岡敬（1927-）

平岡敬は韓国被爆者問題をいち早く社会問題として、そして、日本の問題として提起し、運動の初期段階で孫振斗裁判をはじめ、思想的基盤と長期的方向性の提示、実際の運動推進に大きな役割を行った。小学校 2 年生の時に父親の仕事の関係で朝鮮に渡り、学生時代のほとんどをそこで過ごした引揚者であった。それ故、韓国に対して故郷のような感情を持っていた。終戦で帰国し、早稲田大学第一文学部を卒業後、広島に戻り 1952 年ラジオ中国に入社、1961 年から中国新聞記者になった。1965 年、広島馬山病院に入院していた被爆者・朴守岩から手紙をもらい、韓国人被爆者の訴えを初めて聞いた。1965 年 6 月、韓国との関係が正常化されると、早速その年の 11 月に韓国を訪問し、日本人としてはじめて韓国原爆被害者問題を取材した。韓国人被爆者と政府関係者などを広範囲に取材、帰国後に韓国原爆被害者問題を記事にし、その実態を紙面化した。

¹³² 韓国では『平和のパン種』（평화의누룩）（1995、ジゴル文化社）というタイトルで翻訳・出版された。

それ以来、平岡の韓国原爆被害者問題解決への取り組みが始まった。韓国人被爆者組織の結成問題を提起し、韓国人被爆者・孫振斗裁判の支援のために活動した。中島竜美に厚生省、法務省との交渉を頼み、自らは裁判を支援する弁護士を探し、裁判費用のための募金活動に努力した¹³³。彼はまた、日本がこの問題に目を瞑っているとし、日本の責任問題を提起しながら、韓国原爆被害者協会の活動を支援し、その活動方向に関して、辛泳洙会長と緊密に協議した。そして、1983年には韓国原爆被害者問題をテーマとする『無援の海峡：ヒロシマの声、被爆朝鮮人の声』を出版した。1984年、広島で韓国人被爆者を日本に招いて治療する広島渡日治療委員会が設置されてからは、この委員会の幹事としても活動した。その後、中国新聞の編集局長を経て、中国放送社長を務めた。

1991年には、広島市長に当選し、2期8年間務める。市長就任後も1994年にはアジア大会を開催し、原爆ドームの世界遺産化と原爆展示会の海外開催に尽力した。1997年の平和宣言では、「広島は日本政府に対して「核の傘」に頼らない安全保障体制構築への努力を要求する。」と述べ、1998年には広島市立大学で平和研究所を創設した。1999年、広島平和公園の外にあるために、韓国人に対する差別の象徴になった韓国人原爆犠牲者慰霊碑を平和公園内に移設を許可する決定を下した。

市長退任後は、「中国・地域づくり交流会」の会長を務める傍ら、「平和問題」、「核兵器廃絶問題」などに関する講演を行うと共に積極的に市民との対話に努めている。2008年5月5日、憲法9条世界会議で広島共同代表となり、2008年11月3日、護憲問題に関して講義、2010年2月10日には日本紀元節復活反対の集まりで講演した。

著書としては、『偏見と差別：ヒロシマそして被爆朝鮮人』（1972、未来社）、『無援の海峡：ヒロシマの声、被爆朝鮮人の声』（1983、影書房）、『希望のヒロシマ』（1996、岩波新書）などがある。また、韓国で大韓民国修交勲章を、2004年には谷本清平和賞を受賞した。

河村虎太郎（1914-1987）

河村虎太郎は医師として、何よりも韓国原爆被害者が初期段階で最も必要された健康、医療支援を民間レベルで組織化し、永続的に推進できる体制づくりに大きな貢献をした。1938年に韓国で京城帝大医科大学を卒業した引揚者で、韓国に対して特別な感情を持っていた。京城帝大医科大学講師、陸軍軍医を経て、1947年広島大手町で河村病院を開設した。その後、広島女学院短期大学講師、広島YMCA理事、日本キリスト教団西中国地区常任委員、広島女学院理事、広島県病院協会会長、核禁会議広島県議長、広島YMCA理事長、広島渡日治療委員会代表、全日本病院協会副会長などを歴任した。河村は、渡辺正

¹³³ 吳殷政（2013）「韓国原爆被害者がヒバクシャになるということ」、ソウル大学大学院人類学科博士論文、p.142。

治を通じて在韓被爆者のための医療チーム派遣を推進した。渡辺正治は池明寛翰林大学日本学研究所長と連絡し、1969年に訪韓した。その際、クリスチャン・アカデミーで20名ほどの韓国医師会、病院長、弁護士、牧師、そして辛泳洙などの被爆者3人を加えたセミナーを開催した。植民地支配と戦争責任の一端を遂行する意味を込めて民間医療団の派遣を表明し、韓国側から快諾を得た。当時この決意が数年早かったら、多くの被爆者が助けられたであろうと述べたという¹³⁴。

河村虎太郎は、1971年9月22日から10月6日まで韓国被爆者救援協議会が企画した4人の医療調査団の一員として、韓国を訪問した。保健社会部の後援を得てソウル市立中部病院で検診を行い、3日間で70人を診察した。また釜山福音病院でも検診を行った。同氏はこういった医療支援のみならず、核禁会議の韓国被爆者支援活動においても中心的な役割を果たした。さらに1984年には、広島渡日治療委員会を結成しその代表となり、1985年5月には『在韓被爆者渡日治療広島委員会ニュース』の第1号を発刊した。そのなかで同氏は、被爆者救護を非核平和運動の重要な柱であると述べた。韓国人被爆者支援運動の功労で、1978年に駐日大使感謝状、1984年には韓国大統領表彰状が授与された。

同氏への追悼文として、辛泳洙が「韓国人被爆者を救援し、その運動を指導するため、20年以上も尽力された。最後の見舞いですら、「死んでも韓国被爆者のことが気になりますね」と述べるほど、韓国原爆被害者問題に情熱をそそいだ。彼の死後には息子の河本讓が孫とともに在韓被爆者に対する渡日治療活動を受け継いだ。

小田川興（1942-）

小田川興は、言論人として長年、韓国原爆被害者問題を報道し、解決を訴えた。2008年に中島竜美が亡くなってからは、「市民会議」の代表として韓国被爆者運動にさらに積極的に取り組んだ。1942年、北海道生まれ。朝日新聞ソウル支局長、編集委員を経て早稲田大学客員教授を歴任した。現在は、「市民会議」の代表を務めている。小田川は、韓国特派員の時から韓国原爆被害者問題に関心を持ち、1970年代初め、大阪に勤務していた時は、韓国の原爆被害者を救援する「市民の会」創立にもかかわった。1975年には韓国原爆被害者問題を総合的に扱った『被爆韓国人』（1975、朝日新聞社）を実質的に編集した。巻末の解説で、強制動員の歴史的問題、補償問題の本質、被害者の自力救済過程、日本の責任、韓国の総力安保体制によって韓国原爆被害者問題を無視した韓日両国政府の政治姿勢を強く批判しながら、韓国人被爆者たちの自立と決意に熱いエールを送っている。

朝日新聞退職後は、早稲田大学、聖学院大学客員教授として朝鮮半島事情、東アジア

¹³⁴ 渡辺正治（2001）「広島における外国人被爆者援護—とくに在韓被爆者支援のきっかけについて」、『ヒロシマ・ナガサキ平和基金通信』第18号（8月25日号）、p.1。

平和論を担当する。2011年からは早稲田大学と韓国の高麗大学校、朝鮮大学校の韓日3大学学生による「韓日誠信広島ツアー」を3年連続開催し、両国の若い学生に韓国原爆被害者問題をめぐる韓日関係の未来と現代の核問題を考えるべく、交流の機会を設けている。

同氏は、2012年陝川非核平和大会への特別寄稿を通じて、在韓被爆者問題、従軍慰安婦問題などの韓日の戦後補償問題は、日本の近代化以後の「富国強兵」によってもたらされたマイナスの遺産だと指摘した。このような問題は、人間性を無視した近代化がたどり着いたもので、その様態に違いはあるにしても福島第一原発事故と同質だと論じた。韓国人被爆者は、日本の近代化がもたらした歴史問題と核エネルギー問題の影の部分であり、この問題の本質的解決は、韓日共同の戦後補償問題の解決とともに核エネルギー依存から脱出する韓日市民の新しい連帯が必要だとも論じた¹³⁵。

著作に『38度線 非武装地帯をあるく』（2008、高文研）などがある。最近の論文としては、「被爆韓国朝鮮人問題の地平」¹³⁶がある。

これまで、韓国原爆被害者問題の解決に尽力してきた日本人個人をみてきた。しかし、草の根協力に尽力した日本人は上記だけにはとどまらない。

豊永恵三郎は「市民の会」広島支部長として裁判支援、証人探し、韓国被爆者たちの広島での活動、渡日治療など多角的な支援活動を行っている。1971年の初訪韓の際、ソウルで韓国原爆被害者協会を訪れ、その悲惨な状況を知り、1972年より「市民の会」に入会した。その後、1974年5月1日に「市民の会」広島支部を結成し、現在まで支部長として活動している。初期は河村虎太郎による韓国原爆被害者の渡日治療事業を支援し、辛泳洙、李順玉（イ・スンオク）など韓国人被爆者の被爆者健康手帳獲得のための証人探しを支援した。また、韓国の原爆被害者を訪ね、交流活動を定期的実施し、葬祭料裁判、徴用工裁判など、広島で行われた原爆被害者裁判も積極的に支援した。また、入市被爆者として、韓国人被爆者支援運動家として広島で証言発表、講演などを活発に行っている。

市場淳子は、韓国被爆者関連の著述活動と「市民の会」会長として裁判支援などを積極的に行っている。1976年孫振斗裁判の支援運動に関わり、1978年に韓国の原爆被害者を救援する「市民の会」の世話人になる。1979年1月、辛泳洙とともにソウルの原爆被害者たちを訪問してから韓国原爆被害者問題に積極的にかかわっている。同年の夏には、韓国原爆被害者協会と「市民の会」との共同調査のために慶尚北道地域の被爆者の実態を調査した。1999年、松井義子が他界すると、「市民の会」の会長を努め、韓国原爆被害者支援活動において中心的役割を果たしている。中でも、韓国人被爆者が日本で行った多

¹³⁵ 2012陝川非核・平和大会組織委員会編（2012）『世界核被害者証言資料集』、陝川平和の家・ウィドアジア、p.147。

¹³⁶ 和田春樹、内海愛子、金泳鎬、李泰鎮編（2013）『日韓歴史問題をどう解くか一次の100年のために』、岩波書店、pp.182-194。

くの裁判、特に1998年10月1日、郭貴勲裁判に関して、永嶋靖久弁護士などの7名で弁護士団を構成し、配偶者である松田素二（京都大学教授）とともに、支援活動に貢献した。郭貴勲の証言によると、勝ち目のないと思われた裁判に踏み切ることを躊躇していた郭貴勲に、彼女は「負けてもやるべき。それが歴史的使命だ。」とあって、裁判提訴を決意させたという。

現在、「市民の会」会長を努めながら、大学講師として韓国語を教えている。また、韓国人被爆者に関連する著述にも積極的に従事している。著書に『ヒロシマを持ちかえった人々―「韓国の広島」はなぜ生まれたのか』（2000、凱風社）、その韓国語訳書『韓国の広島：20世紀百年の憤怒、韓国原爆被害者達は誰か』（2003、歴史批評社）、訳書に『韓国原爆被害者 苦痛の歴史：広島・長崎の記憶と証言』（2008、明石書店）、論文として「唯一の被爆国」が生んだ在外被爆者¹³⁷、「朝鮮半島南北の被爆者たち」¹³⁸、「朝鮮半島出身の原爆被害者に対する日本の戦争責任」¹³⁹、韓国語論文として「三重苦を嘗めてきた韓国人原爆被害者たち」（1999、pp.153-218）などがある。

平野信人は1946年長崎市生まれで、1979年4月より2007年まで長崎県の小学校教員として勤務した。1986年、長崎県被爆二世教職員の会を結成して在韓被爆者の支援運動にかかわった。平野信人は「市民の会」長崎支部の支部長として活動、被爆者体験の継承・被爆二世の原爆・被爆による遺伝的影響の解明や援護要求活動・核兵器運動などを展開した。1987年、長崎二世を中心に日本被爆二世訪問団を組織、韓国を訪問した以来、16回にわたる訪韓調査を行った。また、「韓国の被爆者現状」という写真展を開催し、募金活動をした。

1998年より「全国被爆二世団体連絡協議会」会長を努め、現在、「在外被爆者支援連絡会」共同代表、「市民の会」長崎支部長を務めている。生計が困難である被爆者・被爆二世に対する生活支援、実態の広報活動、渡日治療と友愛病院との協力など積極的な活動を展開している。編著書としては、『海の向こうの被爆者たち―在外被爆者問題の理解のために』（2009、八月書館）がある。そこでは金順吉など裁判にかかわった韓国被爆者たちの証言と裁判の経過、そして、アメリカ、ブラジルなど在外被爆者問題の現状が整理されている。

¹³⁷ 倉沢愛子、杉原達、成田隆一、テッサ・モーリス・スズキ、油井大三郎、吉田裕編集、『岩波講座 アジア・太平洋戦争〈4〉帝国の戦争経験』、岩波書店、pp.377-404。

¹³⁸ 市場淳子（2011b）「朝鮮半島南北の被爆者たち」、『部落解放』Vol.646、解放出版社、pp.154-157。

¹³⁹ 市場淳子（2011c）「朝鮮半島出身の原爆被害者に対する日本の戦争責任」、『季刊戦争責任研究』第73号（2011年秋季号）、日本の戦争責任資料センター編、pp.26-35。

2. 韓国人

辛泳洙 (1919-1999)

辛泳洙は広島被爆者として初期韓国人被爆者運動の中心的な役割を行った。1919 年全羅北道生まれで、1941 年にソウルの韓日合弁会社、東栄製菓に就職し、1942 年には徴用を避けるため広島の暁部隊の指定工場であった日興製菓に移り、広島に来た。原爆投下時の朝は、十日市町（広島市）にあった会社へ出勤のため、現在の胡町電停で電車を待っていた。被爆の際に左耳を失い、顔に大きなケロイドを残した。1945 年 12 月に韓国へ帰国した際には、彼の両親は息子の変わり果てた姿をみて驚き泣いたという。

1970 年には、被爆者としては始めて韓国原爆被害者協会の第三代会長となり、韓国人被爆者救援に自らの余生をささげようと決意した¹⁴⁰。日本の原爆犠牲者慰霊執行委員会の招請で、初めて協会の代表として日本を訪問、彼によって韓国原爆被害者の実態が日本に知られることとなった。また、日本各地の支援団体のもとを訪れ、韓国人被爆者の実態と救援を訴えた。大阪万国博覧会をきっかけとして、大阪天満橋労働会館で開かれた集会では、長崎で被爆し、原爆症に苦しんでいた詩人・福田須磨子と会い、また、水俣病を告発する作家・石牟礼道子の『苦海浄土』に感銘を受け、国家政策が民衆に強要する犠牲への怒りを共有したという。

その後、辛泳洙は頻繁に日本を訪問し、継続的に日本政府に対し、韓国人被爆者への補償を要求した。1972 年 8 月 30 日、辛泳洙会長は訪日して三木副首相と面会し、①原爆被害者に対する被害補償、②韓国被爆者を含めた外国人被爆者全員に対する原爆関連諸法律の差別のない適用、③日本市民団体が推進している被爆者援護法の速やかな立法化、④韓国被爆者福祉センター建立支援、⑤韓国人被爆者実態調査などを要求する田中角栄首相宛の要望書を渡した。これに対し、三木副首相は善処するという返事をした。

1974 年には東京の南雲外科病院でケロイドの手術入院した時、「市民の会」広島支部長・豊永恵三郎の助力で証人をさがし、被爆者健康手帳を申請した。美濃部東京都知事の決断により、韓日会談以降では、外国人被爆者健康手帳発給第一号となった。

1986 年、政府事業としての渡日治療の打ち切りに対し、彼は日本弁護士連合会へ在韓被爆者への補償と救済を申し立て、1987 年には日本政府に対し 23 億ドルの補償を請求した。1987 年の昭和天皇の崩御の際、日本政府に謝罪と補償を求める声明を発表した。また第 9 回核戦争防止国際医師会議でもアピールした。1990 年には盧泰愚大統領の訪日を控え、協会支部 14 人による慰霊訪日団を率い来日した。広島では韓国人原爆犠牲者慰霊碑の平和公園内移設を要望、外務省訪問時には、日本政府関係者が初めて謝罪の言葉を述べ、援護基金設定の約束を取り付けるなど日本政府と交渉した。

¹⁴⁰ 辛泳洙 (1982) 「逆流をこえて自立と連帯を」、鎌田定夫編、『被爆朝鮮・韓国人の証言』、朝日新聞社、p.249。

1980年代後半には、植民地統治の徴兵、徴用の被害者やその遺族、そしてようやく声を挙げ始めた従軍慰安婦たちと共同闘争を模索し、活動した。1990年、それまでの努力の結果、日本政府から40億円を獲得するに至ったが、金額も内容も補償とはかけ離れたもので、それに抗議して李孟姫が自殺を図った時に辛泳洙は会長として大きな責任を感じたという¹⁴¹。1994年には、被爆者援護法が制定されたが、韓国人被爆者はその対象から除外されたことを知って、村山内閣の五十嵐広山官房長官に「日本の被爆者のような措置」を訴えたが効果はなかった。その衝撃もあってか、辛泳洙の健康は急速に悪化し、6期通算17年を務めた会長を辞任した。

辛泳洙は韓国語・日本語で多数の手記、寄稿を残した。彼は一連の著作で、被爆と日本の責任、韓国人被爆者支援運動の方向、韓国原爆被害者問題の不条理性を告発する必要性、韓国原爆被害者問題の根本的解決が真の韓日親善であることと指摘した。

「その時から23年一日でも原爆を思わなかった日があったのか。お化けの仮面を被った私はすでに以前の私ではないのだ…」¹⁴²、「被爆前の自分の顔は、ニューヨークを与えられても換えられない」と言うほど、原爆に対する強い憤りと使命感があった。そして、日本の軍国主義復活の動きに対しては、常に懸念を表明し、警戒するべきだと発言した。松井義子の日本国会での証言によると、辛泳洙は「日本が真の平和国家にならない限り、私は死んでも死に切れない。可愛い孫と若者たちのためにも日本は軍事大国になってはならない」と幾度となく訴えたという。1994年に韓国女性教会連合会は辛泳洙に対し、その反核運動を讃えて「今年の人物賞」を授与した。

郭貴勲（1924-）

郭貴勲は、教員退職後の1990年代から韓国被爆者運動の中心的な役割を行った。1924年全羅北道生まれ。全州師範学校5年の時、太平洋戦争の徴兵一期で学兵に強制的に入隊させられ、広島西部第二部隊の幹部候補生として訓練を受けている最中に、現在の白島で被爆した。帰国後、1959年8月7日から『韓国日報』で原爆手記を4回にわたって連載し、1962年には、韓国外務部などに韓国原爆被害者の補償問題を扱うよう要求したが、反応はなかった。1967年には、平岡敬の紹介で中島竜美から原爆関連資料を貰い受け、韓国原爆被害者協会の設立に役立てた。韓国原爆被害者協会設立の時には、湖南（ホナム）支部長として団体運営にも参加した。1974年全州で教員生活をしながら、1976年からは被爆者健康手帳取得のために努力、1978年広島で被爆者健康手帳を取得した。

1989年、教員退職後は、「市民の会」会長・市場淳子の協力で日本の市民や国会議員にも働きかけながら裁判闘争に尽力した。1998年6月広島徴用工裁判に証人として陳述

¹⁴¹ 市場淳子（2003）『韓国の広島：20世紀百年の憤怒、韓国原爆被害者達は誰か』、歴史批評社、p.64。

¹⁴² 辛泳洙（1968）「原爆遺憾」、『アサヒグラフ』、1968年8月16日号、pp.53-55。

し、10月1日には、日本政府が日本で得た健康管理手当受給権を韓国に帰国後に消滅させたことに対して、「被爆者の地位確認訴訟」を大阪で提訴した。郭貴勲は「被爆者はどこにいても被爆者だ」と裁判所と世論に訴え、2002年12月5日大阪高裁で勝訴し、その直後より日本の国会で日本政府に「上告を断念してほしい」と要求し続けた。結局、日本政府は12月18日、上告を断念した。

同氏は毎年原水禁大会などに参加しながら、韓国人被爆者権利獲得運動に努力している。著書に『私は韓国被爆者だ』（2013、民族問題研究所）がある。彼の様々な活動は広く認められ、2004年には国民勲章を授与された。

李愚貞（1923-2002）

李愚貞は社会運動家、宗教家として韓国人被爆者に対する支援運動の中心的役割を担った。1953年から韓神大學教授を歴任、1960年代末に反独裁運動に参加し、1970年には韓神大學学園民主化運動を主導したという理由で解職された。その後1974年ソウル女子大学教授として再任用されるが、1976年朴政熙大統領を批判したことで、再び解職された。

1974年2月、東京で開催された国際女性平和大会に、韓国教会女性連合会代表としてアメリカ代表団とともに参列、韓国原爆被害者問題について討論し、この問題が国際平和運動の課題として訴えた。また、1974年7月には、尹潁善（ユン・ボソン）元大統領夫人である孔徳貴（ゴン・ドクヒ）と一緒に「世界祈禱の日」に参加し、日本キリスト教団協議会婦人委員会、キリスト教婦人矯風会、日本YMCA等と取り組み、韓国原爆被害者支援運動を開始した。7月23日には田中角栄首相宛に、人道的決断を促求する書翰を送り、同様の書翰を世界教会協議会（WCC）、アジア協会協議会（CCA）など世界のキリスト教団にも発送した。

国内でも韓国教会女性連合会の主要実行事業として、韓国被爆者支援を採択し、被爆者の実態調査、被爆者問題のPR活動、極貧被爆者家族生活費と被爆二世に対する学費補助、韓国政府に対する被爆者援護対策と補償策要求などを実践課題として設定した¹⁴³。1987年からは韓国女性団体連合を設立、家族法の改正と従軍慰安婦問題を公論化させた。1991年からは政治家として活動した。「韓国キリスト教女性運動家の巨頭」、「韓国女性労働運動の代母」とも呼ばれた。

金亨律（1970-2005）

金亨律は、韓国被爆二世として韓国において被爆二世問題を社会問題化した。生まれ

¹⁴³ 吳殷政（2013）『韓国原爆被害者がヒバクシャになるということ』、ソウル大学大学院人類学科博士論文、p.156。

つき気管支が弱く、一卵性双生子であった弟も肺炎で死亡したという。成人後も肺炎に苦しんだ金亨律は、1995年、遺伝による難病だということが分かった。2002年3月22日、大邱で記者会見を開いた金亨律は、自らが原爆後遺症に病んでいる原爆二世患者だということを公開し、原爆二世被害者問題に対する政府の対策を求めた。また、8月には「韓国原爆二世患友会」インターネットカフェを開設し、韓日米政府に対して、韓国原爆二世に対する支援を要求した。

2003年8月、金亨律は「韓国被爆二世患友問題解決のための共同対策委員会」とともに、国家人権委員会で、生存権保護と人権回復のための陳情書を提出した。そして2004年8月、韓国人原爆被害者一世・二世に対する実態調査が実施されるようになった。社会的差別や経済的困難などの人権問題より最優先されるべきものは「生命を維持する権利」、つまり生命権ということを主張した。金亨律の活動は、被爆二世であることを隠す傾向にあった二世たちに勇気を与えた。弁護士、市民活動家、政治家などにも支援を受け、最初は2名に過ぎなかった「韓国原爆二世患友会」も彼の死後、61名まで増えた。彼は人権委員会と保健福祉部に「先支援・後糾明」という政策方を要求した。被爆二世患者の健康状態は調査と法的攻防を待ちきれない、緊急的課題であるとし、ただちに最小限の生存権である医療費支援を法的に保証すべきだというのが彼の要求であった。また、日本のように国立原爆専門病院の設立も要求した。続いて彼は、「韓国原子爆弾被害者の原子爆弾二世患友などの真相究明また名誉回復のための特別法」の制定を要求した。しかし、道半ばにして、2005年5月29日死亡した。

金亨律追慕8周年記念式に参加した、日本の被爆二世である「反戦被爆者会」の中島雄事務局長は、日本でも被爆二世の問題は社会的に抹殺されていて、これは、放射線影響研究所が原爆被爆の遺伝性と内部被曝問題も否認しており、原爆投下直後日本を占領していた米軍も「原爆の被害で死ぬ人はみな死んでいる。これ以上の被害はない」と宣言し、被害を縮小しようとしたことが原因であると強く批判したという。

以上、本稿に直接関係の深い個人について言及してきたが、彼ら以外では、徐錫佑（1914-2005）の活動も若干言及すべきだろう。徐錫佑は1945年帰国、1967年に金再根と韓国原爆被害者協会結成を協議、財政的な後援を引き受ける裴渡煥を紹介するなど、韓国原爆被害者協会設立に関与した。1979年から1981年間の会長期間を除けば、1968年から2003年まで35年間、副会長、中央支部長など実務で活動した。外部の著名な会長体制下で協会活動が停滞したために、1970年の辛泳洙会長就任以後難しい財政状況の中、国内交渉と内部の業務などに尽力した。被爆者探しと協会会員登録を推し進め、協会支部の組織に寄与した。1977年に広島で被爆者健康手帳を取得して、1995年には広島平和記念式典に参加した。2004年、韓国原爆被害者協会遺族会会長として韓国人遺骨奉還事業を推

進することを望んだが、政府側が協力的でなかったことを批判した¹⁴⁴。

¹⁴⁴ 鄭根埴編、晋珠採録（2005）『苦痛の歴史：原爆の記憶と証言』、ソニイン、p.85。徐錫佑に対するインタビュー。

第四章 権利回復過程－裁判闘争を中心に

第一節 裁判闘争の概要

韓国原爆被害者問題で、最も早く裁判化し日本の市民団体が支援したのは、1968年10月2日、韓国原爆被害者援護協会・釜山支部の女性被爆者、孫貴達が単独で山口に密航、逮捕された事件に対してである。10月3日、山口県被団協が救援運動を起こし、孫貴達は10月19日、広島原爆病院に入院した。平岡敬、中島竜美などは当初、裁判に対する支援活動を行ったが、後に、孫貴達の麻薬所持が報道され、支援を断念することとなる。

結局、同年11月4日の裁判によって、麻薬所持の嫌疑により、懲役6ヶ月、執行猶予2年の判決が出、11月8日に強制送還された。孫貴達事件については、韓国政府は、左翼系在日同胞と関連した政治問題に飛び火しないように早期収拾を希望していた。日本政府も社会問題化され始めた韓国原爆被害者の存在をクローズアップさせたくないという考えから、不法入国、麻薬所持による強制送還という非常に迅速な対応をとった。

韓日両国の草の根協力の初めての重要な成果は、1972年に始まった孫振斗裁判を皮切りとする一連の裁判闘争の中で現れてきた。日本での裁判闘争は、平岡敬の表現に倣えば、「壁との戦い」であり、韓国被爆者救済の最後の手段であった。それは、日本政府が補償と日本の原爆関連法の適用を拒否したことに対して、韓国人被爆者が進めてきた陳情・抗議・交渉に効果がないことが判明し、始まったともいえる。

補償を要求する一連の裁判闘争は、国籍を超える韓日市民連帯の力によって支えられてきた。しかし、日本国内被爆者と同じ援護を得るまでには、多くの裁判に勝訴しなければならなかった。また、韓国の被爆者は高齢化と異国での裁判という困難をも乗り越えねばならなかった。韓国人原爆被害者らは亡くなるまで、そして亡くなった後にもその遺族が受け継いで、自らの権利を主張してきた。

1994年、原爆二法が統合し、被爆者援護法が制定されるが、この法律の制定過程で、在韓被爆者に対しても同法を適用可能にしなければならないという意見もあった。しかし、当時の村山富市首相は「日本の被爆者と同じく対応する」といったものの、条文には在韓被爆者への配慮がなされておらず、韓国人被爆者は再び失意と憤怒を味わわなければならなかった。

1996年5月には、韓国原爆被害者協会が東京で日本被団協とともに、日本政府に対して被爆者援護法の海外への適用を求めるようになった。これを機に「在外被爆者」という用語が用いられるようになった。

裁判闘争によって、韓国原爆被害者らは注目すべき成果を次々と挙げてきた。中でも、1998年の郭貴勲裁判、1999年の李康寧裁判では402号通達の無効化、「被爆者はどこにいても被爆者」という原則の認定などの成果を挙げた。このような裁判闘争の展開やその成果に導かれて、2000年5月には、50人を超える超党派議員が「在外被爆者に援護法適

用を実現させる議員懇談会」を結成するに至った。

韓国原爆被害者に関する重要な裁判には、必ず日本各地でそれら裁判を支援する組織が結成された。1972年の孫振斗裁判の際は、福岡・広島・大阪・東京・京都の各地で「孫振斗の日本滞留と治療を要求する全国市民協議会」が結成された。1992年の金順吉裁判では、長崎において「金順吉裁判を支援する会」が結成された。1997年の郭貴勲裁判では、大阪の「市民の会」を中心とする支援組織が結成される。

本章では、特に韓日草の根協力の成果が認められる重要な韓国人被爆者関連の裁判闘争の事例を概観する。その上で、それら裁判の意義と影響について検討することにする。

韓国被爆者の裁判闘争は1972年の孫振斗裁判から現在まで16件行われている。

次表は、現在まで日本政府を相手とした韓国人被爆者訴訟の概要をまとめたものである。

表8 韓国人被爆者訴訟の一覧

	提訴者	提訴 年月日・ 法院	提訴内容	結果・参考
1	孫振斗 (手帳裁判)	72.10.2 福岡	「被爆者健康手帳交付申請却下処分取り消し訴訟」	74.3.3、一審勝訴。被告側控訴 75.7.1、二審勝訴。被告側最高裁に上告 78.3.3、最高裁にて勝訴
2	金順吉（三菱長崎造船所徴用工）	92.7.31 長崎	日本政府と三菱重工業を相手に「強制動員・強制労働・被爆の損害賠償と未払い賃金の支払い要求」	97.12.2、一審敗訴。金順吉側控訴（98.2.10、金順吉死亡。遺族が裁判承継）
3	韓国被爆者三菱徴用工同志会46名	95.12.11 広島	日本政府と三菱重工業を相手に「強制動員・強制労働・被爆の損害賠償と未払い賃金の支払い要求」	99.3.25、一審敗訴。裁判中死亡した6名を除いた40名が控訴 05.1.19、二審勝訴。402号通達による精神的被害認定、日本政府に1人120万円の賠償金支給を判決。強制連行に対する賠償請求は却下。原告と被告上告。裁判進行中に原告46名の中23名死亡
4	上同	96.8.29 広島	「韓国原爆被害者三菱徴用工者同志会」会員40名が上と同じ内容で追加提訴	07.11.1、最高裁勝訴。1人120万円の賠償金支給を命令

	提訴者	提訴年月日・法院	提訴内容	結果・参考
5	郭貴勲	98.10.1 大阪	日本で取得した被爆者健康手帳が韓国帰国により無効になり、健康管理手当の中断は不当な処分だと大阪府と日本政府に処分の取り消しと損害賠償を要求	01.6.1、一審勝訴。 02.12.5、二審勝訴。 日本政府上告放棄、「402号通達」の違法性が確定、被爆者健康手帳を交付されら韓国人被爆者が韓国でも被爆者健康手当を受給されるようになる
6	李康寧	99.5.31 長崎	長崎市と日本政府を相手に郭貴勲と同一な被爆者援護法裁判提訴	01.12.26、一審勝訴。 03.2.7、二審勝訴。 06.6.13、最高裁は「在外被爆者に対する手当支給主体は国家ではなく都道府県、広島市・長崎市」と判決
7	李在錫	01.10.3 大阪	大阪市と日本政府を相手に韓国に帰国して中断された特別手当の支払いと国家賠償を要求	03.3.20、一審勝訴。
8	崔季澈 「時効裁判」	04.5.18 長崎	時効で未支給された健康管理手当の支給と国家賠償を要求（同年7.25、崔季澈死亡、遺族が裁判承継）	05.12.20、一審勝訴。 07.1.22、二審敗訴。 08.2.18、最高裁勝訴。時効で未支給された健康管理手当を遡及され支給
9	崔季澈の遺族	04.9.21 長崎	韓国で申請した崔季澈葬祭費支給申請却下処分に対する取り消しを要求	05.3.8、一審勝訴。 05.9.26、二審勝訴。長崎市上告断念
10	鄭学連・ 朴源慶の遺族	04.9.21 大阪	韓国で申請した葬祭費支給申請却下処分を取り消す訴訟と国家賠償を要求する訴訟	05.9.26、勝訴。
11	李相燁・ 朱昌輪	05.6.16 広島	被爆確認証を交付されて韓国で申請した健康管理手当申請却下処分の取り消しと国家賠償を要求する裁判	06.9.26、一審敗訴。 05.7.9、朱昌輪の死亡。 07.4.2、李相燁の死亡で遺族が裁判承継
12	姜美子の他 6人 「手帳裁判」	06.8.1 大阪	被爆確認証を交付されて韓国で申請した被爆者健康手帳交付申請、健康管理手当に対する却下処分の取り消しと国家賠償を要求	09.6.18、勝訴。
13	鄭南寿	07.7.21 長崎	被爆確認証を交付されて韓国で申請した被爆者健康手帳交付申請却下処分に対する取り消し訴訟を地方裁判所うに提訴	08.11.12、一審勝訴。 韓国人被爆者は日本に直接行かなくても韓国で被爆者健康手帳の申請と交付が可能になる

	提訴者	提訴年月日・法院	提訴内容	結果・参考
14	韓国原爆被害者協会会員 「402号通達慰謝料訴訟」	09.12.18 大阪	日本を去ったという理由で健康管理手当を支給されなかった韓国人被爆者たちに1人110万円を支給することを決定。集団訴訟をした1,408名の中、最初訴訟した130名を優先対象、その後順次的に集団訴訟が進行され、現在も進行中	協会に加入した者の中、被爆者健康手帳を貰った人たちが支部別に集団訴訟を順次的に進行、慰謝料を獲得することになる
15	張令俊 (長崎市入市被爆者)	11.5 長崎	09.1、長崎市入市被爆者として被爆者健康手帳交付を申請したが、証人がないことで棄却。拒否処分を取り消しを要求	12.9.18、勝訴。張令俊は裁判の結果が出る前に死亡。 12.10.2、長崎市は厚生労働相の指導に立脚。「死んだ人に被爆者健康手帳を交付するのは制度の原則に反する」と福岡高等裁判所に控訴。証人はなかったものの本人の記憶だけで勝訴判決を引き出す
16	金勝男・郭福南姉妹	11.12.28 長崎	証人がないのを理由とした被爆者健康手帳申請却下処分の取り消しを要求	金勝男は、生後8ヶ月の時被爆、証人と記憶がなく、郭福南・豊子姉妹は北九州に住んでいて10日間長崎で疎開する最中被爆され証人がなく被爆者健康手帳申請が却下。 2013年2月現在、裁判進行中

(出典：吳殷政(2013)『韓国原爆被害者がヒバクシャになるということ』、ソウル大学大学院人類学科博士論文、pp.166-169。)

この中でも特に重要である孫振斗裁判を詳しくみていく。

第二節 孫振斗裁判と後続裁判

1. 孫振斗裁判の概要

これは、「手帳裁判」とも言われるものである。以下、詳しくそのあらましをまとめてみる。1965年に結ばれた韓日基本条約の以前には、日本国政府は、韓国に居住する被爆者に対して、観光ビザで来日したとしても被爆者健康手帳を交付し、最小限の援護を行っていた。ところが、韓日基本条約締結後、観光ビザで来日した被爆者には被爆者健康手帳

が交付されなくなった。

孫振斗は1970年12月3日、日本に密入国し、佐賀県串浦港で逮捕された。彼は広島で被爆し、日本で治療を受けるため密航したと訴えた。当時、日本ではアジア人を排除し監視の対象とする出入国行政に反対する運動が起こっており、日本人のアジア人に対する差別、外国人に対する排外主義が問題になり始めた時期でもあった。この事件をきっかけとして、韓国原爆被害者問題を日本人自身の問題として認識し、その解決を図ろうとする一般市民による草の根市民運動が芽生え始めた。孫振斗の韓国への強制出国を阻止し、原爆症治療を実現するため、福岡・広島・大阪・東京・京都で「孫振斗の日本滞留と治療を要求する全国市民協議会」が結成し、全国的ネットワークが立ち上がった。彼らは裁判にあたって弁護士と運動方針を決め、また裁判が進展するとともに、厚生省や県といった機関に抗議の旨を伝えに行ったり、ピラをまいたりする積極的な行動に出た。

孫振斗は不法入国の疑いで福岡刑務所に服役していたが、健康状態の悪化に伴い、福岡病院に入院した。その時、孫振斗は日本の被爆者と同等の治療を受けることを訴え、支援者たちの助力で被爆の証人を探し出し、1971年11月に福岡県に被爆者健康手帳を申請した。申請書は原爆医療法が定めた要件をすべて充足するものであった。しかし、福岡県は孫振斗が不法滞留者という理由で被爆者健康手帳発給の有無を厚生省に問い合わせ、厚生省は申請から9ヶ月が過ぎた1972年7月12日に孫振斗の申請を却下した。却下の理由については、「原子爆弾被爆者の医療などに関する法律の趣旨は、法定の措置を行うことにより地域社会の福祉の向上を図ることにあり、地方社会との結合関係（居住関係）があることが要件とされてある。しかし、孫振斗の場合、日本国内在留の事実は、同法が予定している居住関係ではなく、同法の適用はない」と述べていた。つまり、日本に居住していないということが、被爆者健康手帳が発給されない理由であったのだ¹⁴⁵。

これに対し、広島では、「孫さんを救援する市民の会」が結成され、孫振斗の要求である日本での治療を訴え始めた。具体的には、精密検査と治療、また孫振斗の保釈を訴えたのである。「孫さんを救援する市民の会」ではさっそく二人の医師を派遣し、孫振斗を診断させた。1970年12月20日、派遣された二人の医師、広島大学原爆放射能医学研究所助手・森昭夫と広島大学医学部第一内科医師・広瀬脩二によって書かれた診断書には、「二、三の検査所見に異常があり、診断のためには再検査と、より精密な検査が望ましい」、かつ「原爆症の不安があることから原爆の専門病院での検診と治療が必要である」と書かれている¹⁴⁶。しかしこうした彼らの所見にもかかわらず、孫振斗は密航のブロー

¹⁴⁵ 中島竜美編著（1998）『朝鮮人被爆者孫振斗裁判の記録—被爆者補償の原点』、在韓被爆者問題市民会議、p.71。

¹⁴⁶ 中島竜美編著（1998）『朝鮮人被爆者孫振斗裁判の記録—被爆者補償の原点』、在韓被爆者問題市民会議、p.15。

カーの疑いが濃いとし、密航の問題で懲役 10 ヶ月に処されることになる¹⁴⁷。

精密検査のための保釈も、入管の裁判にも敗れ、孫振斗を釈放することができなかった「孫さんを救援する市民の会」は、それまでの方針を見直すことにする。それは、孫振斗の治療要求を支持し、朝鮮人被爆者が提起している問題を自己の問題としてとらえるようと各地で分散して活動してきた全国各地の市民グループをまとめ、福岡を拠点として全国組織を作るということであった。名称は「「孫さんに治療を！」全国市民連合」と決まった。その後、彼らは刑務所に服役している孫振斗の治療のために、刑務所、検察庁に孫振斗の即時釈放を要求する一方、地元福岡で孫振斗を受け入れる医療体制を作りあげること目標に活動を始めた。そして 1971 年 8 月 12 日、孫振斗はようやく釈放され、精密検査とともに入院治療を始めることとなる。入院後の検査では肺結核という診断を受けた。この診断書には約 2 年間の入院治療が必要だということと、原爆症の疑いも否定しきれないということで精密検査及び経過観察の必要があるとされた¹⁴⁸。運動側は病院側と連絡を取りながら、精密検査その他で必要に応じた受け入れ態勢がとれるよう、広島と長崎でさらに病院側との交渉を続けて行くこととした。こうして孫振斗が刑務所から病院に移ることになると、現地福岡での動きも活発になり、運動へ参加する者も増えて行った。教会関係者から主婦、学生まで様々な人々が参加してきたのである。

しかし運動側としては、被爆者の医療パスポートともいえる被爆者健康手帳が発給されてないことが今後の課題として残っていた。それ故、彼らは被爆者健康手帳の発給のための準備書類として、被爆した事実を証言できる三親等以外の二人の証人探しおよび、本人の証言を整える作業に取り掛かる。しかし、被爆者健康手帳発給については居住地の問題が足かせとなり、当時、通常の方法では取得が不可能であった。このことから、孫振斗はこの居住地問題に焦点をあてた裁判を起こすことになる。

孫振斗は 1972 年 10 月 2 日、福岡県知事を相手取り却下処分取消請求訴訟、いわゆる「手帳裁判」を福岡地方裁判所に提起した。孫振斗側は、原爆医療法は被爆者が日本政府に対し有する補償請求権について、その範囲を定めて具体的手順を決めたものと解釈した。同法の趣旨では、すべての人間は国籍や現在の居住場所、その他一切の差別なく、法律が定めた保障を享有できる権利を持っていると主張した。その根拠として、日本国内に居住関係を有することが必要である旨を規定した明文上の根拠もないこと、また原爆医療法が国家賠償または国家補償の性質をもつものであること、そのために適法な在留、または居住関係が必要であるという主張は不当であると主張した。

これに対し、被告である県側は、原爆医療法はいわゆる社会保障法であり、社会の構

¹⁴⁷ 中島竜美編著（1998）『朝鮮人被爆者孫振斗裁判の記録—被爆者補償の原点』、在韓被爆者問題市民会議、p.24。

¹⁴⁸ 中島竜美編著（1998）『朝鮮人被爆者孫振斗裁判の記録—被爆者補償の原点』、在韓被爆者問題市民会議、p.50。

成員の福祉の増進を目的とするのであるので、適法に在留し、かつ日本国内に居住関係を有することが必要であると主張した。また、そのことは原爆症の治療が長期にわたるものであることからもうかがえると主張した。結果として、孫振斗裁判は原爆医療法が社会保障法なのかそれとも国家補償法なのかという、原爆医療法の性格をめぐる論争を引き起こすことになった。

裁判の結果、1974年3月30日の一審判決で勝訴した。判決では、原爆医療法は外国人被爆者に対しても権利主体としての法的地位を認めたもので、同法の立法趣旨は県側のような「地域社会の福祉の向上」ではなく、被爆者個々人の救済を第一義としたものであり、適用にあたって地域社会との居住関係を要件とすることはできないとした。つまり、被告が主張した「適法に日本国内に在留すること」が必要であるということは、立法趣旨や法文に照らし採用することができないとしたのである。また判決では、観光を目的として一時的に入国した外国人旅行者や不法入国した者についても、その者が原子爆弾の被爆者である限り、その者に同法は適用されるとした¹⁴⁹。

この判決に対し、福岡県は控訴した。控訴するにあたって、まず孫振斗の被爆の事実を疑わしいものとし、詳しい準備書面を提出したが、結果として、二審でも孫振斗の勝訴で終わる。棄却の理由として、福岡高裁の亀川裁判長は、「原爆医療法は一面社会保障法の性格をもちながらも、他面、被爆者に対する国家補償的性格を併有する一種特別な立法というべきである。この点、同法を純然たる社会保障法として性格づける控訴人・福岡県の所論は採用しがたい」と述べている¹⁵⁰。またこの判決では、居住関係が必要だという県側の主張に対し、一審の判決を踏まえながら「結局において理由がない」とし、県側の主張を一審よりも明確に否定した形になった。

こうした明確な判決が下されているにもかかわらず、厚生省は最高裁へ上告する。しかし、1978年3月30日、最高裁では二審を支持し、孫振斗の勝訴判決を下した。しかも、この判決では「原爆医療法はこのような特殊な戦争被害について戦争遂行主体であった国が、自らの責任によりその救済をはかる一面をも有するものであり、その点では実質的に国家補償的配慮が制度の根底にあり、これを否定することはできない。」と述べた。原爆被害に対する国の戦争責任が初めて明白にされたものであった。また、「地域福祉の重要性」を強調し、あたかも居住関係が必要条件として訴えてきた国側の主張については、「被爆者であってわが国内に現在するものである限りは、その現在する理由の如何を問うことなく、広く同法の適用を認めて救済をはかることが、同法のもつ国家賠償の趣旨にも

¹⁴⁹ 中島竜美編著（1998）『朝鮮人被爆者孫振斗裁判の記録—被爆者補償の原点』、在韓被爆者問題市民会議、p.106。

¹⁵⁰ 中島竜美編著（1998）『朝鮮人被爆者孫振斗裁判の記録—被爆者補償の原点』、在韓被爆者問題市民会議、p.114。

適合するものというべきである」とはっきりと退けられていた¹⁵¹。

2. 孫振斗裁判の意味

孫振斗裁判の判決は、日本政府がすべての被爆者に対して戦争責任を負うこと、ひいては朝鮮人被爆者に対して国家的道義的に賠償責任を負うことを示した。これによって日本政府が主張してきた「被爆者対策は社会保障政策」であり、「韓国人被爆者に対する補償問題は韓日条約によって解決済」という主張が崩れたといえる¹⁵²。

孫振斗裁判で一審勝訴判決が出ると、1974年7月22日、辛泳洙が治療ビザをもって入国し、東京都に被爆者健康手帳を申請、美濃部東京都知事の決断で被爆者健康手帳を交付された。広島被爆者が広島ではなく東京で被爆者健康手帳をもらったことについて、後の広島市の平岡敬は、当時広島市が平和都市として被爆者の苦痛を代弁しなければならなかったにもかかわらず、厚生省の判断に従ってきたと指摘し、当時の広島市の官僚的性格と自主性のなさを強く批判した¹⁵³。しかし、辛泳洙に対する被爆者健康手帳交付に際して、厚生省は被爆者健康手帳交付の条件として、①治療目的で適法入国し、②治療のため相当の期間（1ヶ月以上）日本に滞在しなければならないという制約をつけた。それによって、同年、観光ビザで来日した4名には被爆者健康手帳が交付されなかった。郭貴勲はその一人であった。

このような制約が、1975年7月の孫振斗裁判二審で適法ではないと結論付けられると、厚生省は、①適法入国する外国人に対する被爆者健康手帳交付については入国目的を厳格に審査しない、②適法入国後およそ1ヶ月以上滞在すれば居住関係があると認めても差し支えないとして、基準を若干緩和したのである。しかし、その基準が1978年3月の最高裁判所判決で適法でないと判断されると、「日本に滞在する限り、現存理由の如何を問わず原爆二法を適用する」という指針の変更を余儀なくされた。

日本国政府の政策はこのようにたびたび変化を見せたが、法律の条文はまったく変わっていない。ただ、ひとえに厚生省の不合理的で恣意的な、しかも差別的な法解釈の変更であったに過ぎない。「被爆者」たる地位が失われるのはどのような場合においてなのか。これについて、法律の条文は、被爆者の地位は「死亡」の場合以外、保たれると定めている。ところが、長い間、行政実務の取扱いでは、死亡の場合以外にも、「被爆者」が日本国内に居住または現在しないことだけで被爆者健康手帳申請や諸手当は失権の取扱いとなるとされてきた。これは、「（原爆特別措置法は）日本国内に居住関係を有する被爆者に対

¹⁵¹ 中島竜美編著（1998）『朝鮮人被爆者孫振斗裁判の記録—被爆者補償の原点』、在韓被爆者問題市民会議、p.142。

¹⁵² 市場淳子（2003）『韓国の広島：20世紀百年の憤怒、韓国原爆被害者達は誰か』、歴史批評社、p.64。

¹⁵³ 平岡敬（1983）『無援の海峡：ヒロシマの声、被爆朝鮮人の声』、影書房、pp.97。

し適用されるものであるので、日本国の領域を越えて居住地を移した被爆者には同法の適用がないものと解されるから…（中略）…手当は失権の取扱いとなる」という、402号通達に従うものであった¹⁵⁴。

先に述べたとおり、孫振斗裁判一審判決の直後、辛泳洙は東京都知事へ被爆者健康手帳を申請し、交付された。402号通達が出された1974年7月22日というこの日は、まさに被爆者健康手帳の交付を申請した、その日だった。日本国政府は、在韓被爆者について入口を閉ざすことができないのであれば、出口を規制しようとして、402号通達を発令し、在韓被爆者ばかりでなく、全ての被爆者に対して、日本を出国すると同時に援護の対象から排除したのだった。以後、四半世紀にわたって、多くの被爆者が海外から来日して被爆者健康手帳を得ても、彼らの出国と同時に、手帳の効力はなくなり、手当が打ち切られるという事態が続いた。

1978年の孫振斗裁判最高裁判決文は、被爆という特殊な戦争被害に対し、戦争の主体だった国家が自ら責任を持ち、その国家自ら救済を図るという解釈を明らかにした。そして、被害者に対する日本の戦争責任を認め、旧植民地出身の被害者に対する補償は国家的道義だと解釈した。このような解釈で孫振斗裁判は、日本に滞在する限り理由を問わず原爆医療法を適用するという成果を挙げた。孫振斗裁判の勝訴は、韓国原爆被害者運動において日本政府を相手にした初めての司法的勝利であり、以後の裁判を含めた韓国原爆被害者運動に大きな影響を及ぼした。

たとえば、原爆症の認定をめぐる争われてきた広島地裁の「石田訴訟」判決（1976年7月27日）にも、孫振斗裁判の原爆医療法は国家賠償の側面を有するという二審判決が確実に受け継がれている。また、孫裁判最高裁勝利は判決後、日本の原爆医療体制が再検討されることに影響を及ぼしたといえる。1979年1月、社会保障委員会は、孫振斗裁判を踏まえ原爆二法の再検討に関して答申した。1979年5月、孫振斗裁判の最高裁判の判決を根拠として、原爆二法の理念を点検するために、厚生大臣諮問機関である「原爆被害者基本問題懇談会」が設置された。この過程で韓国原爆被害者問題に関する政策も検討されるようになった。1979年6月25日、韓日両国の与党間で「韓国人被爆者に関する合意メモ」が交換され、1980年10月8日には渡日治療が両国で合意されたのである。

韓国原爆被害者協会も日本の支援団体も、孫振斗裁判の勝訴で韓国原爆被害者問題の解決が大きく進展するものと期待した。しかし、6年にわたる裁判の勝訴にもかかわらず韓国人被爆者が日本政府から受けた援護はかなり限定的であった。それは、日本政府の「韓日条約で解決済み」との厚い壁がそこにあったため、ごく制約された範囲で渡日治療を5年間にわたって実施しただけであった。

¹⁵⁴ 永嶋靖久（2012）「郭貴勳裁判は何を勝ち取り、どのような課題を残したか？」、『韓国人原爆被害者訴訟の歴史的意義と残された課題』、韓国国史編纂委員会、p.29。

3. 後続裁判

孫振斗裁判以後、韓国人被爆者を原告とする裁判が続くことになる。金順吉裁判もその一つである。

金順吉は三菱重工業へ徴用され、後に長崎で被爆したが、帰国に際し、三菱重工業、日本政府は何の措置も取らず、自力で韓国へ帰国した。1992年7月31日、彼は日本国と三菱重工業に対し、未払い賃金の支給と徴用による精神的・肉体的損害に対する謝罪および慰謝料の支給を要求する裁判を長崎地方裁判所へ提訴した。この裁判における重要な争点の一つは、被爆後の放置に対する慰謝料の正当性であった。長崎の市民団体は、裁判支援のため、「金順吉の裁判を支援する会」を結成し、支援活動を展開した。

1997年12月2日の一審判決では日本国の徴用行為には違法性があるとして、その結果、三菱重工業に対しては「徴用当時の旧三菱には不法行為があり、未支給賃金の支払い義務がある」として金順吉が主張した被害事実を全面的に認めた。これには、戦前日本の強制動員を研究してきた山田昭次の意見書（参考人陳述）が、日本植民支配の責任と戦争犯罪を具体的に述べたことも影響したと考えられる¹⁵⁵。しかし、法的責任に対しては「当時の大日本帝国憲法下では、国家の不法行為を取り上げることはできなかった」とする国家無責任の法理と、「現在の三菱は財閥解体後の会社として、旧三菱とは異なる」という別会社論をもって、金順吉の要求を棄却した。

金順吉は、結審にいたるまで通算18回もの口頭弁論に一回も欠席せず出席しつづけ、原告席に座っていたが、判決を目前にして肺癌で倒れた。金順吉は12月8日に控訴したが、翌年の1998年2月に死亡した。その後、裁判は遺族に受け継がれ、2000年6月、福岡高等裁判所も被害事実を認めながらも、法的請求権はないとする判決を下し、遺族は直ちに上告した。

徴用工裁判は広島で継続された。1995年12月11日、韓国原爆被害者協会の畿湖（キホ）支部・朴昌煥（パク・チャンファン）支部長をはじめ、6人の元広島三菱徴用工被爆者が日本政府と三菱重工業を相手として、強制連行・強制労働・被爆による損害への賠償および未払い賃金の返還を要求する裁判を広島地方裁判所に提起した。1996年8月29日には徴用工40人が裁判に合流した。彼らは1974年5月12日、韓国原爆被害者協会に「韓国人被爆者三菱徴用工同志会」を結成した。結成時に、およそ200人であった会員は1995年現在、生存会員はわずか50余人しか残らなかった。病床にある者を除いては、「命がある限り日本政府と三菱の過ちを正さなければならない」とし、裁判闘争を決意した。広島では「広島元三菱徴用工被爆者の裁判を支援する会」が結成された。

この裁判の争点は次の三点であった。一つ目は、日本政府が韓国居住被爆者に対し原

¹⁵⁵ 金丞垠（2012a）「韓日過去清算と韓国人原爆被害者訴訟運動の歴史的意味」、『韓国人原爆被害者訴訟の歴史的意義と残された課題』、韓国国史編纂委員会、pp.109-126。

爆二法および被爆者援護法を適用しないのは、憲法 14 条または国際人権 B 規定が定めた平等の原則に反するののか。二つ目は、1978 年孫振斗裁判判決で在外被爆者の権利が確認されているにもかかわらず、国会が立法を怠慢にしたことに責任を問えるか。三つ目は、被告である三菱と菱重¹⁵⁶は原爆投下の後、原告の救護措置および帰還準備に対し違法だとされる不作為があったか。

広島地方裁判所はこれらの争点に対し、まず、在外被爆者に対しては原爆二法や被爆者援護法を適用するという明確な規定が存在しないとした。また、国会の立法怠慢の疑いについても、外交関係や社会的影響をすべて配慮した上で行われるべきであり、原告の主張だけを根拠として補償立法をする義務が国会または国会議員に負荷されるとは思われないとした。しかし、2005 年 1 月 19 日控訴審裁判判決では、402 号通達が国籍要件を規定していない被爆者援護法の趣旨に反しているとし、違法とした 402 号通達による精神的損害について 120 万円および 5 分比率による遅延損害金を支払うことを判決した。しかし、原告の残りの請求については一審と同じく棄却した。そして裁判が進むなか、原告 46 人のうち 23 人が死亡した。

第三節 郭貴勲裁判と後続裁判

1. 郭貴勲裁判の概要

郭貴勲は、1998年5月に治療目的で来日し、大阪府から被爆者健康手帳を交付された。同年6月大阪府知事から被爆者援護法上の健康管理手当の支給認定を受け、月額3万4,130円の健康管理手当を2003年5月まで5年間支給するとの決定が下された。ところが、同年7月に日本を出国したため、大阪府は被爆者健康手帳を無効とし、健康管理手当支給も中断した。これに対して1998年10月1日、郭貴勲と韓国・日本の支援者は、郭貴勲を原告とし、日本国内で裁判を提起することを決めた。裁判提起に当たっては大阪の裁判所に提起することが決められ、永嶋靖久、足立修一、小田幸児、金井塚康弘、新井邦弘、安由美、太田健義の7名の弁護士が代理人を努めることとなった。

郭貴勲裁判の方向性に関して、弁護士団は戦後補償を正面から問う裁判とするのではなく、争点を402号通達が被爆者援護法に違反していること、法律上には明文がないにもかかわらず被爆者が日本から出国すれば手当を打ち切られることの違法性だけを問う裁判として提起することを決定した¹⁵⁷。請求の内容は、①大阪府知事に対し「被爆者」たる地位と健康管理手当の受給権者たる地位を失権させる処分の取消しを、②日本国政府に対

¹⁵⁶ 過去の三菱重工業が1952年東日本重工業株式会社など3個会社に分割された後、その会計処理のため1957年設立されたいわゆるペーパーカンパニー。3社は1964年、現在の三菱重工業に再併合された。

¹⁵⁷ 郭貴勲裁判の重要経過は、永嶋靖久（2012）「郭貴勲裁判は何を勝ち取り、どのような課題を残したか？」、『韓国人原爆被害者訴訟の歴史的意義と残された課題』、韓国国史編纂委員会、pp.27-35による。

しては、郭貴勲が「被爆者」たる地位にあることの確認を、③大阪府に対しては2003年5月までの健康管理手当の支払を、④日本国政府及び大阪府に対しては国家賠償法に基づき連帯して損害賠償200万円の支払を、それぞれ求めるものであった。

第一審の大阪地方裁判所では、被爆者援護法は社会保障法か国家補償法か、行政法は属地主義が原則か、立法者意思はどこにあったか、孫振斗最高裁判決は日本国から出国した場合の失権を前提としているか、などが主要な争点となった。いずれも、法律の原理原則に関わる争点であり、裁判を提起した当初は、議論の行く末について、弁護士団も勝利の確信をもてていなかった。しかし、永嶋靖久は、402号通達が出された経緯が明らかになった際、402号通達が被爆者援護法に違反していることを確信できたという。

原爆特別措置法施行規則は、1974年に同施行規則の一部を改正する省令によって、改正された。402号通達はこれに伴う通達として出されている。1974年、改正施行規則は、都道府県の区域を越えて居住地を移せば失権するという違法な規則を削除し適法にしたのである。この違法な規則の削除は、日本国領域の内外を区別していない。ところが、厚生省は、施行規則の改正に際して、法律上の何らの根拠もないにもかかわらず、都道府県の区域を越える場合の内、日本国領域の外へ越える場合のみ、改正前の違法な規則が存する趣旨の402号通達を発したのである。

弁護団は、戦後補償問題よりも、402号通達が被爆者援護法に違反することに焦点を当てた。また、郭貴勲に加えて在米被爆者協会会長・倉本寛司と在ブラジル被爆者協会会長・森田隆も証人となって、在外被爆者を代表する訴訟であることを指摘した。郭貴勲の訴訟が、国籍や民族、または居住地を問わない、すべての在外被爆者を代表する訴訟であることを明らかにしたことによって、この裁判の意義をあらためて問うた形になった。

2001年6月1日、大阪地方裁判所は、402号通達が被爆者援護法に違反しているとした。日本国政府に対する「被爆者」たる地位にあることの確認と大阪府に対する2003年5月までの健康管理手当の支払を求める請求を、いずれも認めた。しかし、日本国政府及び大阪府に対する国家賠償請求は棄却された。一応、論拠を有する通達に従ってはいたので、国家賠償法が損害賠償の要件としている故意・過失を認めることはできないという理由だった。この判決に対して、日本国政府及び大阪府は、郭貴勲の「被爆者」たる地位の確認と、健康管理手当の支給を命じた部分の取消しを求めて控訴した。それに対し郭貴勲は、日本国政府及び大阪府に対する国家賠償請求を棄却した部分の取消しを求めて附帯控訴した。

日本政府は同法が行政法的・社会保障法的性格を持ち合わせているので、日本国外では適用されないと主張した。これに対して、大阪高等裁判所は2002年12月5日、同法が社会保障と国家補償という性格を備えている特殊目的の立法であり、国籍も財力も問わず一律的に援護を施すための人道目的の立法であるとの見解を示した。2002年12月5日、大阪高等裁判所は、大阪地方裁判所判決の結論を維持し、本件控訴及び附帯控訴をいずれ

も棄却した。大阪高等裁判所においても、最も重要な争点は、一度、適法・有効に取得された「被爆者」たる地位が、被爆者が日本に居住も現在もしていないことによって、失われるものなのかという点であった。

大阪高等裁判所は次のような検討を行った。

(1) 日本国政府は、被爆者援護法の行政法的、非拋出の社会保障法的性質から、同法はわが国の主権の及ばない国外では適用がないと主張した。これに対し、大阪高等裁判所判決は、被爆者援護法が社会保障と国家補償双方の性格を併せ持つ特殊な立法であり、国籍も資力も問うことなく一律に援護を講じるという人道的目的の立法であると位置づけた。

(2) 立法者意思の取扱いが問題とされた。被爆者援護法の立法過程において、政府委員が同法を外国で適用することはできないと答弁し、在外被爆者を含む全被爆者への年金の支給等を内容とする修正案が否決され、政府原案どおり可決成立されたという理由で、日本に居住もしない者には同法を適用させないことが、立法者意思であると、日本国政府は主張した。大阪高等裁判所判決は、審議経過を具体的に認定した上で、政府答弁において、行政法と属地主義の一般論が述べられたとしても、いったん適法・有効に「被爆者」たる地位を取得した者が、日本に居住も現存もしていないことにより当然に「被爆者」たる地位を失われるかどうかという点については議論されていないとして、政府答弁は重視されなかった。加えて、立法技術上で、日本を出国することにより「被爆者」たる地位を失わせるという明文規定を置くことに格別な困難はなく、また、日本を出国することにより「被爆者」たる地位が失われるかどうかを行政庁の裁量に委ねるべき合理的理由も見い出すことはできなかった。もし被爆者が日本を出国することにより「被爆者」たる地位が失われるということを、立法者が想定していたのであれば、立法者がその旨の明文規定を置かなかつたのは立法過程における不備ともいうべきもので、そこに立法者意思としてとらえるべき積極的意味合いをもたせるのは相当ではないとした。

(3) 被爆者援護法の法的構造も問題となった。法律が手帳の交付の申請や各種手当で支給の認定申請先を居住地の都道府県知事と定めていること、あるいは医療給付が日本国内の医療機関でしか行われないことを、日本国政府は自己の主張の根拠としたためであった。これについて、大阪高等裁判所判決では、手帳の交付や各種手当支給の認定を申請する時点では、日本に居住または現存することが前提となっているが、これらは申請段階の問題であるし、実施主体が都道府県知事とされていることや居住地を移した「被爆者」の届出義務等も管轄等の技術的規定であるから、いったん適法・有効に取得した「被爆者」たる地位を失権させる根拠とはなり得ないとした。医療給付は日本に居住も現存もしていない者には予定されていないが、「被爆者」たる

地位に基づく権利はこれに尽きるものではなく、健康管理手当は医療給付を前提とするものではない。放射能との関連のある疾病罹患者の健康管理に必要な出費を給付するというのが目的であることから、当該要件を満たした「被爆者」にとってはまずは医療給付を受けることが望ましい。日本にいないという理由によって、健康管理手当を受給する意義を否定することはできないとした。

(4) 大阪高等裁判所判決は、孫振斗事件最高裁判決にも触れた。最高裁判決が「被爆者であってわが国内に現在する者である限りは」法律を適用すると述べていたことをとりあげて、最高裁も援護法の適用対象を日本国内に居住または現在する者に限っている、と日本国政府が主張したためである。大阪高等裁判所判決は、これに対して最高裁判決は、日本に不法入国した在韓被爆者について、現在する理由のいかんを問わず、原爆医療法の適用があると判断した事案であり、これをもって、いったん適法・有効に取得した「被爆者」たる地位を日本に居住も現在もしなくなるにより失権させる根拠とするのはできないとした。

以上の各項目を検討した後に、判決は、「被爆者援護法の法的性格、立法者意思、法律全体の法構造のいずれをみても、その旨の明文規定がないにもかかわらず、いったん適法・有効に「被爆者」たる地位を得た者が、日本に居住も現在もしなくなるにより、その適用対象から外れ、当然に「被爆者」たる地位を喪失するという解釈を合理的なものとして是認することはできない。同法に国籍条項を置かなかつた以上、適用対象となり得る外国人が日常の生活関係において日本に居住も現在もしないことは通常予想される事態である。したがって、その合理的解釈に当たっても「被爆者はどこにいても被爆者」という事実を直視せざるを得ないところである。」と述べて、第一審判決の結論を支持した。

弁護団は、大阪高等裁判所における審理の中で、判決が日本国政府側に有利に進められているのではないかという不信感を持っていた。このため、大阪高等裁判所の裁判官が弁論の終結を告げた日には、裁判官に対する忌避の申立てまで行った。この忌避は認められず判決に至ったが、弁護団は、判決言渡しの法廷では、判決を聞き終わるまで、逆転敗訴を覚悟していた。

しかし、大阪高等裁判所の判決は、弁護団の予想に反して、第一審判決を支持するものであった。「被爆者はどこにいても被爆者」という大阪高等裁判所判決の言葉は、郭貴勲が、繰り返し、法廷で述べられてきた言葉をそのまま引用したものであった。この判決後、大阪府は上告を断念したのであった。

2. 郭貴勲裁判の意味

郭貴勲裁判は、402号通達の違法性に関する初めての高裁段階の判断となった。日本政府も大阪府も上告を断念した。郭貴勲だけではなく、多くの在韓被爆者がいくつもの裁

判を提起していた。郭貴勲の高裁判決の直後に、李在錫は大阪地方裁判所で勝訴の判決を得ていた。その他の広島・長崎の各地裁、福岡・広島の両高裁に継続していた同種事案についても日本国政府は、国家賠償請求を除いて、手当の支給に応じる方針で臨むことを確認した。日本から出国しても、手当を打ち切ることはできない。この点に関しては、国と大阪府が上告を断念したことで、法的な決着を見たのだった。

厚生労働省は2003年1月17日に「被爆者援護法施行令の一部を改正する政令」を公布し、被爆者健康手帳の交付を受け、健康管理手当の支給を受けた者については、日本を出国後も手当を継続して支給されることとなった。郭裁判で明らかになったように、国家賠償請求の点でも勝訴していれば、日本国政府は、必ず上告していたと考えられる。したがって、国家賠償請求について郭貴勲の裁判が敗訴したことは、後日の三菱元徴用工裁判の広島高裁判決まで勝訴を待たなければならなかったとしても、402号通達がより早期に廃止されたことは大きな成果であったといえよう。

郭貴勲裁判は、「被爆者はどこにいても被爆者」という被爆者援護法の精神を日本国政府に、初めて裁判の場で確認させる裁判であった。しかし、課題も残した。健康管理手当の支給以外の、葬祭料の支給、被爆者健康手帳の交付申請、医療費の支給など、被爆者援護法が定める各種援護について、在韓被爆者をはじめとして日本国外に居住する被爆者は、支給や交付を申請しようとするたびに、裁判を起こさなければならなかった。402号通達の廃止後も、日本国政府は敗訴した各裁判における手当の支給などだけに限らせようとしてきたからである。このため、郭貴勲裁判が終わって10年も経過しているにもかかわらず、高齢の被爆者が、一つの裁判に勝って、また次の裁判を起こすという事態が生じている。つまり、各種援護ごとに裁判を提起し続けることを強いられているともいえるのである。

3. 後続裁判

郭貴勲裁判後も多くの裁判が提起された。以下、それらのうち主要なものの概要だけ記述する。

長崎徴用工生存者同志会の会長・李康寧が、長崎地方裁判所に郭貴勲と同じ内容の裁判を提起した。この裁判は、韓国人被爆者のみならず、アメリカ・ブラジル・北朝鮮・中国など在外被爆者はもちろんのこと、日本の被爆者の注目をも集めた。402号通達および、その厳格な適用によって海外に居住する外国国籍の被爆者、そして日本国籍の被爆者もまた国外に出ると被爆者援護法の適用から外されることになったからである。

2001年12月26日に原告は一審勝訴を収め、2003年2月7日には二審でも勝訴し、2006年6月13日に最高裁判所は在外被爆者に対する手当支給の主体は国家ではない地方自治団体であると判決した。

崔季澈（チェ・ギェ Chol）は、2004年2月22日、時効で不支給であった健康管理手

当支給および国家賠償を要求する裁判を提起し、2005年12月に一審で勝訴した。一審での争点は、韓国居住の被爆者が韓国で長崎市長に対して健康管理手当の申請が可能であるか、しかも代理人を通しての申請が可能であるかについてであった。この争点に対して裁判所では、韓国居住の被爆者であっても申請が可能だとし、しかも情報通信技術が発達した時代であるため代理人を通じた申請も有効だという判決を下した。

控訴審裁判は崔季澈の死亡によって、原告の配偶者と子女が受け継いだ。2007年1月22日に二審で敗訴したが、2008年9月28日に最高裁判所で勝訴し、時効で不支給された健康管理手当を遡及支給されるようになる。また、2004年9月21日、崔季澈の遺族は韓国で申請した葬祭料支給申請却下処分の取消を要求する訴訟を長崎地方裁判所に提起し、2005年3月8日に一審で勝訴し、2005年9月26日には二審でも勝訴した。これは、国外における葬祭料申請を可能とみなす最初の判決であった。続いて、鄭学連（ジョン・ハクリョン）・朴源慶（パク・ウォンキョン）の遺族は、2004年9月21日、韓国で申請した葬祭料支給申請却下処分の取消を要求する訴訟と、国家賠償を要求する訴訟を大阪地方裁判所に提訴し2005年9月26日に勝訴している。

鄭南寿（ジョン・ナンス）は、韓国で申請した被爆者健康手帳の交付、健康管理手当の申請に対する却下処分の取消を要求する裁判を長崎地方裁判所に提訴した。2008年11月12日に一審で勝訴した。この勝訴によって、韓国人被爆者は本人が日本に行かずとも韓国における被爆者健康手帳申請と交付とが可能になった。この意味でこの裁判の意義は大きい。

2007年11月1日、日本の最高裁判所は平澤三菱徴用工被爆者裁判で、2003年3月1日、402号通達が廃止するまでの海外の被爆者が健康管理手当をはじめ、諸手当の支給対象から除外されたことに対して、1人あたり100万円の慰謝料を原告に支給するとした判決を下した。これを皮切りに、韓国原爆被害者協会の他の会員たちも慰謝料請求に取り組み始めた。彼らはまず、韓国原爆被害者協会の支部長会議や日本の「市民の会」と協議し、同時に厚生労働省との交渉も行った。2008年8月11日、韓国原爆被害者協会・金龍吉会長と「市民の会」が厚生労働省を訪問し、在韓被爆者全員に100万円の慰謝料支給を要請したが、厚生労働省は「慰謝料申請に応じて支給をするためにはそのような法律が必要になるが、法律を制定するよりは対象者が各自裁判を提起すれば早期に和解するつもりなので、裁判を提起してほしい」と答弁した。それによって、2008年12月5日、大阪地方裁判所に陝川支部長などの130人が、広島地方裁判所に128人が、長崎地方裁判所に釜山支部長などの130人、合計388人が訴訟を提起した。その後、支部別集団訴訟によって順次慰謝料を獲得するようになる。

また、裁判を提訴しながらも、その判決結果をみないまま、亡くなる例もある。たとえば、張令俊（ジャン・ヨンジュン）の事例である。長崎入市被爆者として被爆者健康手帳交付を申請したが、証人がないという理由で却下された処分の取消を求める裁判を、20

11年5月に提起した。2012年9月18日に勝訴したが、張令俊は結果を見ないまま死亡したのだ。2012年10月2日、長崎市は死者に被爆者健康手帳を交付するのは制度の原則に反するとして控訴した。

第四節 裁判闘争の成果と評価

これまでの裁判を通じた成果は、「市民の会」など、日本の多くの市民団体と、多数の支援者、被爆者の代弁者を担ってきた弁護士たちの献身的努力により得られたものである。それなくして裁判の維持は困難であり、ましてや相次ぐ勝訴はありえなかったであろう。韓国人被爆者の裁判闘争は、韓日間の長期間にわたる固い市民連帯、草の根協力によって一步一步、着実に進歩し成果を挙げてきた。

しかし、これまでの勝訴は、被爆者援護法の平等な適用に関するものであったが、この勝訴は、未だ戦後補償問題に関する勝訴や解決にまでは繋がっていない。半世紀以上忘れられていた存在だった韓国原爆被害者問題は、従軍慰安婦問題と同様に韓日の過去清算の代表的な課題であり、現在進行形だといえる。金丞垠によると、韓国の国史編纂委員会が韓国人被害者の訴訟関連13種類、27個の訴訟の記録を集めた結果、その記録が34,000枚に至り、それは韓日国交正常化外交文書の量に並ぶ量であるという。金丞垠はこれらの訴訟資料は沈黙を強要されてきた被害者の尊厳の回復を望む大切な役割を果たしてきたと評価している。同時に、訴訟の歴史が長いだけに、各時代別の争点と主な判決内容は時代精神や歴史認識の限界点・克服点をすべて露呈し、訴訟の資料は被害者たちが訴訟を通じて明かした日本帝国主義の植民支配、戦争犯罪の記録であり、日本の良心的な弁護士たちと市民がともに書いた過去克服と省察の記録だと評価している¹⁵⁸。

一方、吳殷政は日本政府に対する訴訟は、韓国原爆被害者協会の行為として働いたというよりは、被爆者個人が日本の支援団体と連携することによって成し遂げられてきたとした¹⁵⁹。しかし、同時に団体の組織的能力の限界があったことをも指摘した。日本市民社会は、同じく日本人被害者が存在していることを認識し、被害補償を要求する運動を展開しながら、被害者としての共感が幅広く広げられてきた。サハリンから帰国した朴魯学（バク・ノハク）、そして韓国人被爆者の孫振斗、辛泳洙、郭貴勲などが日本社会に直接訴えたことは日本人に大きな衝撃を与えた。1972年の孫振斗訴訟、1975年サハリン残留者帰還請求訴訟は、日本政府としては戦後補償的側面というよりは、人道的救護対象でとらえる方が容易であった。それ故に、市民運動も韓国人に対しての賠償問題よりは、支援の差別性を是正する点に焦点を当てたといえる。また、これらの裁判は、1990年代に51

¹⁵⁸ 金丞垠（2012a）「韓日過去清算と韓国人原爆被害者訴訟運動の歴史的意味」、『韓国人原爆被害者訴訟の歴史的意義と残された課題』、韓国国史編纂委員会、p.111。

¹⁵⁹ 吳殷政（2013）『韓国人原爆被害者がヒバクシャになるということ』、ソウル大学大学院人類学科博士論文、p.141。

件の戦争と植民地支配被害者の裁判が提訴され、2008年までには中国人・台湾人を含め90件の裁判が提訴されるなど、裁判闘争が広がるきっかけとなったのである。

その後も、多くの裁判が提訴され、続々と勝訴していった。その結果、被爆者健康手帳の交付、原爆症の認定、医療手当の支給、葬儀料の支給などが韓国でも適用され、402号通達の違法判決による慰謝料も獲得した。孫振斗裁判以後、郭貴勲、李康寧、李在錫らの裁判によって、韓国人被爆者を含む在外被爆者が日本から出国後でも健康管理手当を受給する権利があることが認められた。そして、崔季澈裁判によって、日本国外でも健康管理手当の申請ができるようになった。

13年間も続いた三菱徴用工の裁判で在韓被爆者は、原爆3法不適用は違法だと主張し、損害賠償を要求した。その結果、勝訴し、一人120万円の損害賠償を支給するとの判決が下されたが、強制連行、強制労働では敗訴であった。彼らの権利を救済しようとする努力は韓国での訴訟へと続いた。しかし、そこで論点にならなかった健康診断、医療費支給、一般疾病の医療費支給、介護手当支給などは認められなかった。現在、被爆者援護法の医療費支給および一般疾病医療費支給の適用を要求する裁判（大阪・長崎）、証人のいない被爆者健康手帳交付のための裁判（長崎）が続いている。

この一連の裁判闘争が植民地支配と戦争に関する「被害補償的観点」ではないにもかかわらず、日本の市民団体の活動の原動力は「反省」と「贖罪」の念であった。かれらの支援活動によって、韓国原爆被害者は日本国民とほぼ同じ援護の対象になるという大きな成果を挙げた。同時に、これは、従軍慰安婦等の被害者と区別される位置にあることをも明示している。日本から支給される健康健康手当は一種の「補償」である。このような独特な地位を確立したのは、韓国人被爆者が、植民地支配被害者というより原爆の被害者として規定されているからにはかならない¹⁶⁰。

韓国人被爆者の権利回復のための一連の裁判闘争は、結果的に単なる自分たちの権利回復運動ではなかった。このような活発な運動により、それまで注目されてこなかった従軍慰安婦問題、サハリン残留韓国人問題などの様々な未解決問題を浮上させ、議論させ、実際の解決を求めようとする運動にまで発展させた。この意味でも一連の裁判には大きな意味がある。

¹⁶⁰ 吳殷政（2013）『韓国原爆被害者がヒバクシャになるということ』、ソウル大学大学院人類学科博士論文、pp.170-171。

第五章 草の根協力の意義

これまで韓国原爆被害者問題の起源とその経緯、この問題をめぐる韓日の動向、中でもこの問題を解決するために尽力した個人、団体、韓日市民の草の根協力の様態とその成果を概観してきた。本章では、韓日間草の根協力の成果とその影響、韓国原爆被害者問題が持つ意味とそれが示唆する未来志向的な視点について、まとめることとする。

第一節 草の根協力の分析

1. 草の根協力の成果

韓国原爆被害者問題をめぐる草の根協力の成果としては、人道的支援、日本政府による支援の公式化、そして裁判過程における強制徴用問題の顕在化などが挙げられる。

まずは、人道的支援についてである。これは、主に運動の初期段階で現れたものであり、市民からの募金をもって韓国人被爆者を経済的に支援し、民間の医療団を日本から韓国へと派遣し診療を行うなどの形をとった。概して、一般市民による非組織的支援の様相を帯びていた人道的支援で、その規模はさほど大きいものではなかったが、1965年の韓日国交正常化以後、韓国人被爆者に対して初めて行われた支援であり、なによりも、初の人道主義交流の事例として、今後の草の根協力の出発点として評価できる。

代表的な支援団体は、「市民の会」、広島渡日治療委員会、核禁会議、あるいは善隣会などであった。孫振斗裁判を通し、韓国原爆被害者と日本の「市民会議」など日本支援団体間の連携活動とその経験は、その後の戦後補償運動の出発点であり厚い基盤となった。2001年郭貴勲裁判高裁勝訴以降の一連の裁判の勝訴によって、韓国で健康管理手当などを申請、受領ができるようになった。裁判勝訴に従って獲得した諸権利の中でも最も重要なことは、全ての在外被爆者に対して国籍如何を問わず被爆者援護法の適用を勝ち取ったことである。

2013年4月現在、韓国原爆被害者協会の会員を中心とする被支援者は2,645人を数え、うち150人に対して月13万6,480円の医療特別手当が支給され、4人は月5万400円の特別手当、また月3万3,570円の健康管理手当支給を受けている。何らかの補償を受ける韓国人被爆者は2,381人に上る。

日本政府による国家財政からの支給である点においては、事実上国家補償的な救護措置を行っているといえる。またそのことは、韓国側が民間のアジア女性基金による補償を拒否した従軍慰安婦問題の場合と全く異なる経緯と結果を見せている。

他方、1995年実施された被爆者援護法の適用をめぐってはこれまで孤立していた在アメリカ・在ブラジル被爆者と在韓被爆者が連携し、日本被団協を中心に1996年以降、4

団体共同による対日本政府交渉が行われるようになった¹⁶¹。

韓国原爆被害者関連の一連の裁判には確かに、吳殷政の指摘通り、韓国人被爆者を日本の被爆行政の場へと編入する結果を生んだ側面もある¹⁶²。しかし、より重要なのは、一連の裁判のなかで人権問題における時効適用の適切さ、韓日協定によって過去の諸問題を解決済みとみなす視座の正しさが問題として取り上げられ、その正当性が疑問に付されるようになったことであろう。周知のごとく、韓国では長い間市民社会の声が抑圧されたが、特に冷戦体制のもとでは陣営の団結を弱める可能性を潜めているアジェンダは、ほぼ完全に封印されていた。したがって、約 40 年の強制された沈黙を破る裁判闘争が、人権問題に時効を被せるこれまでの法理や、韓日協定をもって過去のすべての問題を解決済みとみなそうとする流れに対する反対を唱えるのは、必然であったといえる。2012 年、韓国憲法裁判所が韓国原爆被害者問題や従軍慰安婦問題を未解決状態とみなして国家の責任を論じたのは、韓日の市民たちが唱えてきた論理が、歴史問題全般を貫くものであり、少なくとも韓国では司法部もまた同様の論理を受け入れたことを意味する。それは、裁判闘争のなかでは、人権問題にかかわる時効の排除、被爆者援護における居住場所や国籍の不問など、韓国の被爆者のみならず、海外居住日本人をも含む在外被爆者全体を対象とする重要な成果が次々と挙げられ、戦後日本の被爆者政策の改善に決定的寄与をしたとも評価できる。

韓国原爆被害者問題をめぐる運動の展開は、「日本国内の日本人被爆者とほぼ同等の扱い」という成果を挙げ、同時に韓日間に横たわるいくつかの本質的問題を想起させる。この要素こそが韓国原爆被害者問題の今日的意義をなすと思われる。

その一つは、韓日間の歴史問題の一環をなすもの、すなわち、そもそも韓国人被爆者という存在が生み出されるに至る歴史的経緯に関わる場所である。被爆者のなかには、韓半島から日本へと、生計を立てるために家族ともども渡ってきた者もいれば、太平洋戦争遂行のため、強制動員されて広島や長崎へと連れて来られたものもいた。いずれにせよ、韓国人被爆者は植民地支配の文脈以外でその誕生を説明できない。韓国原爆被害者問題は、まさに、このような植民地的状況の脈絡で捉えることによって初めて、その全体像が掴めるものである。

このような側面は当然、一連の裁判闘争をはじめ、韓日両国の草の根協力、すなわち市民運動の連携のなかで主要論点として浮かび上がってきた。当初、国交正常化後に訪れた韓国で目の当たりにした韓国人被爆者の現実の惨状に同情し、日本人被爆者との差別に憤りを感じるところから、草の根協力を携わり始めた人々は、支援運動のなかで韓国人被

¹⁶¹ 中島竜美編集・解説（1999）『原爆被害は国境を越える（日本原爆論大系第3巻）』、日本図書センター、p.542。

¹⁶² 吳殷政（2013）『韓国原爆被害者がヒバクシャになるということ』、ソウル大学大学院人類学科博士論文、p.171。

爆者を生み出した歴史と構造に目覚め始めたのである。

「市民の会」や「市民会議」、広島の被団協や原水禁など、韓国原爆被害問題に関わる諸団体の構成員が、被爆者問題を超えて韓国に対する日本の植民地支配の問題を取り上げ、いわゆる歴史問題の様々な分野にまで関わり始めた。このように、草の根協力は両国の連帯を通じて歴史認識の相互理解に資する側面も持った。

本稿の主題である韓国原爆被害者問題をめぐる韓日両国の草の根協力は、初期の人道主義的関心と支援から始まり、やがて問題解決のためには日本政府の態度の変化が必要であるという認識に達し、主に裁判闘争を活動の中心におくようになった。その裁判闘争は前述のように、人権問題にかかわる時効の排除、被爆者援護における居住場所や国籍の不問など、韓国の被害者のみならず、海外居住日本人をも含む在外被爆者全体を対象とする重要な成果が次々と挙げられ、戦後日本の被爆者政策の改善に決定的な寄与をしたと評価できる。

このような被爆行政の改善という貢献もありながら、草の根協力が韓国と日本の両国社会にもたらした変化には見落とせないものがある。当初、個人レベルで始まった協力は、やがて韓国原爆被害者協会と「市民の会」をはじめとする一連の組織の結成を促し、当事者である各国政府が放置していた被爆者関連法制度や政策の整備を实らせるに至った。一方では、その構成員を中心に韓日間の歴史問題に対する真摯な関心と理解を触発することになり、被爆者問題を超えて、歴史問題や平和の問題など様々な領域の新たな交流をも生み出す成果を挙げた。要するに、韓国人被爆者関連の草の根協力は国が放置していた問題を市民社会のなかから取り上げ、政策の変化を引き出した事例と評価できよう。

ここで注意すべきことは、このような協力が政策の変化へと結びついたものの、政策や制度の枠内へと収斂するものではないということである。しかし、このような協力は、それが取り組んでいる事案の特徴に照応し、既存制度・政策の範囲を常に超えようと努力した。また、韓国原爆被害者問題に関しては、アメリカの責任問題、被爆二世・三世の問題を新たなアジェンダとして提起して行く可能性を秘めているといっても差し支えはないと思われる。

しかし、草の根交流は主に人道的救護・謝罪・医療的支援に限定されていて、先に言及したように政治的には制約されていた。また、韓国原爆被害者と日本市民社会との交流に関する政治的制約は、渡日という実質的「越境」行為に対する制限とも関係した。渡日する場合、身元照会・素養教育をするなど行動範囲も制約されたのである。分断体制の中、韓国・北朝鮮両側の政権を維持してきた抑圧的な体制は在日韓国人社会にも広がり、このような雰囲気は韓国原爆被害者と交流する日本の支援者たちや社会団体活動家にも影響を

与えたのである¹⁶³。

2. 草の根協力の影響

本稿では、草の根協力の中核的活動たる裁判闘争と草の根協力の様態に関して、概観したが、このような草の根協力は、韓国国内における社会、市民運動の興隆や民主化と相まって、韓国市民運動、特に過去清算と戦後補償運動をも刺激することになる。韓国では1987年6月10日、民主化抗争によって民主化が著しく進み、1989年創立された「経済正義実現市民連合」など市民運動が活性化、発展した。合法かつ非暴力的で、対案中心の運動として発展したが、それまで抑えられてきた政治的環境を反映して、政府にはかなり批判的な活動が多かった。このような背景で過去清算運動が活発に進められた。韓国人被爆者運動もこれまで抑えられた要求を前面に打ち出すこととなった。

2003年8月、韓国原爆被害者と「韓国被爆二世患友問題解決のための共同対策委員会」は国家人権議員会に、生存権保護と人権回復のための陳情書を提出した。そして2004年8月、韓国人原爆被害者一世・二世に対する実態調査が実施されるようになった。これに基づいて2008年7月、原爆共対委は韓国原爆被害者協会と共同で、第18代国会にて「韓国人原子爆弾被害者と被害者子女の真相究明と支援のための特別法案」制定請願書を提出した。その後、患友会は2012年9月以後、「原爆被害者と子女のための特別法制定推進連帯会議」に拡大され、韓国人被爆者関連の法案制定運動を行った。2013年2月特別法制定署名運動を展開し、3月4日には日本大使館に韓国原爆被害者問題に関する日本政府の責任と立場についての公開質疑書を発送した。7月29日には、保健福祉部に「原爆二世患友生命・生存権保障のための政策要求書」を発送した¹⁶⁴。

韓国原爆被害者協会は、2008年韓国政府が1965年の韓日協定による個人の請求権消滅の有無について、韓日間に異見があるにもかかわらず、韓国政府が被爆者の被害救済のための紛争を解決する措置をとらず、国家的努力を疎かにし精神的・肉体的被害を増長させ、国民の基本権と幸福追求権を侵害し、また、政府の憲法的義務を放棄したとして、憲法裁判所に憲法訴願審判を請求した。これに対して、憲法裁判所は、2012年8月30日、「原爆被害者と従軍慰安婦被害者の賠償請求権問題につき、政府が具体的解決努力を行わなかったのは、被害者の基本権を侵害した」として「違憲」の決定を下し、韓国政府には、外交的努力を促した。憲法裁判所は、従軍慰安婦と被爆者問題が、韓日協定に含まれておらず、韓国政府が交渉義務を尽くさなかったのは憲法違反という判決を下した。続いて、2013年には、徴用工賠償問題に関する高等裁判所判決が出され、時効を適用せず三菱に賠

¹⁶³ 吳殷政（2013）『韓国原爆被害者がヒパクシャになるということ』、ソウル大学大学院人類学科博士論文、pp.171-173。

¹⁶⁴ 原爆被害者と子女のための特別法推進連帯会議（2014）『韓国人原爆被害者証言大会資料集』、原爆被害者と子女のための特別法推進連帯会議、pp.76-80。

償責任を負わせた。これに対して、日本政府は直ちに遺憾を表明し、当事者の三菱は不服の立場を唱えている。

1980年代後半は過去清算の新しい転機を整えた。冷戦終結、ソ連社会主義解体と韓国民主化の進展で、被害者と遺族が証言を通じて問題提起した。また、従軍慰安婦問題のように、日本の責任を問う象徴的な事件に関する韓国政府と社会に対する批判によって民主化と過去清算は切り離せない問題となった。そして、サハリン残留韓国人問題、韓国原爆被害者問題、在日韓国人の法的地位問題のような未解決問題において、当事者の声を代弁する市民運動が誕生した。同時に対日過去清算要求が凝縮された金順吉をはじめとする元徴用工などの訴訟は、過去清算運動を触発させた。韓国の過去清算運動は権威主義から民主主義へと移行する過程で提起された。これは日本が忘却してきた戦争や植民地支配についての責任を問う重要な契機となった。この結果、1995年、戦後50周年を迎え、村山首相の談話で初めて植民支配に対する公式な謝罪があった。

日本の戦後補償を追及する訴訟は、大多数が1990年から1999年の間に集中して起こった。戦後補償の訴訟は労務動員・軍人軍属・勤労挺身隊・従軍慰安婦・BC級戦争犯罪者・原爆被害者・在日韓国人・虐殺・抑留など多様な形で提起された。これは韓国人だけではなく、中国人、台湾人、フィリピン人、イギリス人、オランダ人、アメリカ人などによって訴えられ、アメリカの法廷で日本の戦争責任を問う訴訟が起きた。戦後補償についての訴訟や支援活動で戦争責任と植民支配の責任の対する一部の学者たちの実証的な研究成果が重ねられた。これは韓国に直ちに受け入れられ、韓国の過去清算運動と研究の礎になった。

対日過去清算運動の進展が遅れ、訴訟の多くが次々と棄却される一方で、過去清算の合法的な根拠を得るための立法化の努力が進められた。日本の野党議員の主導で「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案」、「BC級戦犯被害者に関する補償法案」、「シベリア抑留者問題解決に関する法案」などが発議された。

1999年11月、アメリカ民主党のダイアン・ファインスタイン議員が日本帝国政府の情報公開法を発議した。また、2006年6月には、ドイツ政府と企業がナチ支配下の被害者たちを支援するために100億マルクの寄金を助成する「企業、責任、そして未来財団」設立を発表し、韓国市民社会を鼓舞した。このような動きは韓国歴史清算運動にも影響を及ぼした。

2000年12月、韓国の「挺身隊問題対策協議会」と日本の女性団体が連帯して、「日本軍性奴隷制を裁く女性国際戦犯法定」が開かれ、昭和天皇と軍首脳部の戦争犯罪に対して有罪と認定し、従軍慰安婦問題を国際化させる役割を果たした。しかし1990年代後半、日本では侵略を否定する「自由主義史観」が登場し、「新しい歴史教科書をつくる会」の活動もあった。1999年、日の丸・君が代法、周辺事態法などの国家主義的な法律が成立された。2000年代に入り、9.11テロや北朝鮮の日本人拉致告白を機に、日本社会の保守

化の傾向が徐々にその姿を現してくる。

金大中（キム・デジュン）大統領の柔軟な対日政策で、民間の交流が活発化し、日本文化開放政策で日本との心理的な距離が縮まった。市民の連帯も活発になり、強制動員被害者たちの対日補償を要求する立法運動も強まった。また、韓国政府は 2001 年 12 月、「日帝強占下反民族行為真相糾明に関する特別法」の立法制定を推進、2003 年 8 月 15 日の祝辞では包括的な過去清算の必要性を述べ、過去清算が話題となった。50 年ぶりに政府が主導する植民支配被害実態の真相究明が進められた。対日過去清算を支援していた民族問題研究所などの被害者支援団体は、個人請求権の消滅如何を確認するために 2004 年、外交通商部の長官を相手に情報公開請求訴訟を訴え、2005 年には韓日会談の文書の全面公開を引き出した。日本の活動家たちもこれに応じる連帯運動を展開した。2005 年「強制動員真相糾明ネットワーク」が結成され、強制動員の被害者の遺骨の存在を明らかにし、日本政府に送還を求めるなど、未解決問題の解決のために新しい立法運動を推進した。「日韓会談文書・全面公開を求める会」は 2006 年から 2008 年まで 6 万件の文書の公開を実現、非公開文書の公開請求訴訟でも勝訴した。

韓国政府は 2005 年から、植民地時代朝鮮人強制動員被害約 23 万件に対する真相究明を行った。その結果、2010 年 6 月まで強制動員の被害者 228,149 件（軍人 34,998 件、軍務員 36,160 件、労務者 154,838 件、慰安婦 395 件、その他 1,758 件）の申告を受けて、被害者に慰労金として、死亡・行方不明には一人 2 千万ウォン、負傷障害者には 3 百万から 2 千万ウォン、未収金被害者には一人 2 千万ウォン換算額、強制労働生存者には毎年 80 万ウォンを支給した。

2005 年 8 月 26 日、韓国政府は韓日協定関連文書を公開した。これによって、韓日会談では韓国原爆被害者問題、従軍慰安婦問題は論議されなかったことが明らかになった。最近、韓国司法部では、強制動員被害に関する重要な判決が相次いでいる。2011 年 8 月 30 日、韓国憲法裁判所は、韓国政府が原爆被害者と従軍慰安婦の権利保護のため日本政府と十分な交渉を行わなかったのは不作為による憲法違反と判決した。また、2012 年 5 月 24 日には、韓国大法院は三菱重工業判決を通じて、過去日本政府が関与した反人道的不法行為と植民地支配と直結した不法行為による損害賠償請求権が韓日請求権協定協定に含まれていないと判決した。

このような動向を踏まえて日本市民社会も日本政府が全ての資料を公開し、実態を調査・公表することと、被害者救援のための財団設立を促した。そして過去克服を超え、過去和解に進むために再発防止の制度化、東アジア共同歴史教育を通じた歴史認識共有の作業などを提起している。このような過去清算運動の発展は、韓国で新しい市民運動に活力を提供しているものの、韓国での植民支配の真相究明と清算が徹底的に進めば、それが日本にも影響を及ぼし、植民地支配や戦争責任への否認が難しくなり、日本の右傾化を防ぐ力として作用する可能性もある。

第二節 韓国原爆被害者問題の意義

韓国では、被爆体験は日本の問題で、韓国と関係がないという一般市民の認識もある。そこから、韓国人被爆者の疎外が始まると指摘する向きもある¹⁶⁵。また、日本国家は韓国人被爆者・孫振斗の原爆症治療の要求を黙殺しようとした。その要求を貫徹するために、支援に奮闘した平岡敬は、その疎外を解消するための努力を「壁との戦い」と表現した。

韓国原爆被害者問題が韓国で検討されながら、通念的に受け入れられた米国中心の原爆言説に疑問を提起する韓国人学者も現れた。ソウル大学の鄭根埴教授は、アメリカの原爆投下が日本の本土決戦で生じる大規模な被害を防止するために不可避であった側面もあったが、アメリカが戦後体制を構想して、ソ連を牽制する目的で行われたと言う説も有力だと説明した。大多数の韓国人は原爆投下が終戦と民族解放を早めたと認識して米国の言説を正しいと考えてきたが、原爆による被爆者の内、10%を韓国人が占めている事実を考えるならば、米国中心の言説はそのまま支持するわけにはいかないと指摘する¹⁶⁶。

韓国原爆被害者と日本の市民団体はこれまで、日米韓 3ヶ国による植民支配と強制動員、原爆投下、放置と無関心によって奪われた生存権、人間として尊厳の回復、その回復のための賠償を要求してきた。その要求が最近韓国で二つの司法判断により、少なくとも法的な権利として、確認され、国家にその権利回復のために具体的な措置を義務付けた。

それは、従軍慰安婦と原爆被害者問題に対する韓国憲法裁判所の決定（2011年8月30日）と三菱徴用工裁判に関する韓国大法院の判決（2012年5月24日）である。韓国憲法裁判所は、韓国国民個人が外国で外国政府から侵害された権利を国家が保護する義務を尽くさなかったのは、不作為による憲法違反と決定し、大法院は植民地支配での甚大な人権侵害と直結した個人の損害賠償請求権は韓日請求権協定に含まれていないと判決したのである。それは国家権力と個人の基本権との関係からみても、司法判断における画期的な発展であるといえる。

これまで韓国原爆被害者自身が日本政府を相手にして裁判闘争などを進めてきた中で、韓国政府は第三者的な立場にあったが、これに対して韓国の司法がさらに積極的な措置を要求したのである。さらにこの判決は、国家権力からの重大な人権侵害事案に対しては、国家の権能より個人の人権をより一層強調するという国際的な法律認識の発展と流れと軌を一にするものでもある。

三菱重工業徴用工らの個人請求権問題に関連して、日本の最高裁は2004年11月19日除斥期間¹⁶⁷と国家無答責¹⁶⁸の理由で韓国人被害者の訴えを棄却した¹⁶⁹。この最高裁の判

¹⁶⁵ 平岡敬（1972）『偏見と差別：ヒロシマそして被爆朝鮮人』、未来社、p.116。

¹⁶⁶ 鄭根埴（2008）「韓国現代史と原爆被害者の証言の意味」、鄭根埴編、晋珠採録、市場淳子訳、『韓国原爆被害者 苦痛の歴史：広島・長崎の記憶と証言』、明石書店、p.15。

¹⁶⁷ 特定の種類の権利に一定な存続期間を決め、その期間の経過で権利を消滅させる制度をいう。

決を否定する韓国司法判断に対して、日本の世論は現段階では違和感を見せている。しかし、個人の人権を尊重する世界の法律認識の流れをうけて、日本の司法・行政も、今後その精神を受け入れると期待したい。

また、韓国人被爆者は日本植民地時代の徴兵・徴用などの強制動員、被爆、帰還など日本強制連行の被害の全てを経験したことから、現代韓国人の受難の歴史を代弁しているともいえる。しかし韓国では一般的に被爆体験が日本の問題であり、韓国とは無関係であると考えられている。ここから韓国人被爆者の疎外が始まる。しかし広島、長崎被爆者の10%程度が韓国人だということを考えると、さらなる関心と真摯な対応が必要だ。

韓国原爆被害者問題に対する年表を作成すると（附録資料1を参照）、韓日関係をめぐる重要な事件と事案に大きく関連することが明白である。韓日の歴史の問題に対する韓日双方の態度、学界の研究やその変化など現代韓日関係の歴史の素顔が濃縮されている。

韓日両国はその歴史的背景もあり、相互の重要性を無視する傾向にあるが、これを克服するために努力することが重要だ。その第一歩は、歴史的な関係性を含めた相互理解が不可欠である。たとえば、日本を通じた唐辛子の伝来でキムチが今の味になったこと、文禄の役当時から日本を通じて一番早くキリスト教が韓国に伝来されたこと、内村鑑三などのキリスト教思想家が韓国キリスト教に多大な影響を与えたこと、これらのことはほとんど認識されていない。

筆者は松下村塾を訪問した時、この小空間から日本近代化の土台を築いた数々の人物が輩出された点、そして教育立国と富国強兵、そして愛国主義と近代化の理念には大きな感銘を受けた。しかし、同時に当時の吉田松陰の著書で神功皇后の三韓征伐と豊臣秀吉の朝鮮侵略を栄光の歴史と取り上げ、その栄光を再現するべきであるといい、それが朝鮮蔑視観・脱亜入欧論へと繋がり、近代アジア帝国はもちろん日本国民にも多大な苦痛を与えた日帝侵略主義路線の思想的基礎となった点では歴史のアイロニーを感じた。

このような侵略主義路線と不幸な歴史の最も象徴的な被害者だった韓国人被爆者は、従軍慰安婦問題と強制徴用被害者問題とともに、戦争と植民地支配の清算のための真剣な謝罪と法的補償という課題が残っている。しかし、韓日草の根連帯の努力により被爆者援護法の海外適用という成果を生んだ。それによって、2003年からは日本政府が日本の被爆者に相応する援護を提供する支援の過程があったという点では、従軍慰安婦問題とは異なる。そしてそこで決定的な役割を担ったのが両国の草の根市民協力であった。

韓国原爆被害者問題は、日本の被爆者の場合と全く異なる特徴を持っている。韓国人

¹⁶⁸ 1947年の国家賠償法施行以前に発生した公務員の公権力行使による不法行為に対しては、国家は損害賠償の責任を持たないという原則が従軍慰安婦裁判、戦後補償裁判に適用されたが、この原則は非民主的な原則と評価されている。

¹⁶⁹ 都時煥（ド・シファン）（2013）「植民地責任判決と韓日協定体制の国際法的再検討」、『植民地責任判決と韓日協定体制の再照明』（韓日協定50周年史の再照明国際学術会議資料集）、東北亜歴史財団・大韓国際法学会、p.48。

にとって原爆は祖国の解放を早める決定的な役割を果たしたと受け入れられてきた。そのため原子爆弾は非難の対象ではなかったと同時に、原爆被害者の意味も縮小される傾向にあった。さらにアメリカの核の傘が韓国と北朝鮮の力のバランスを維持し、韓国の安保に重要な役割を果たしていると認識されていた。また、韓国原爆被害者問題に対するの国民的共感もなかった。一般的にその存在も知られず、また知られたとしても、朝鮮戦争後の困難な経済的状况の中で戦争被害者の援護を優先しなければならなかったため、韓国原爆被害者問題は、同情は寄せられるものの、なす術がないというのが一般的な考えだった。加えて、原爆に対する認識不足と偏見のため、被爆者たち自身も被爆者である事実を隠そうとした。原爆病の一つである「原爆ぶらぶら病」は医学的な検査数値では確認できなかったため、大概是怠慢と誤解され、職場から解雇されることもあった。

アメリカのトルーマン大統領は 1945 年 8 月 9 日、「私達は戦争を早く終わらせるために、数千人のアメリカの若者の命を助けるために原子爆弾を使用した。」と演説した。原爆投下後、1ヶ月が過ぎた 1945 年 9 月 6 日、GHQ は「原爆後障害はあり得ない。広島・長崎には原爆症になった人々は全員死に、現在原爆放射線で死んだ人は一人もいない。」という声明を発表し、厳しく報道統制を実施した。声明発表 3 日後の 9 月 9 日、アメリカは原爆についての資料収集のため、調査団を派遣した。そして 1947 年には広島と長崎に ABCC を設置した。

現在までアメリカは「戦争の早期終決や被害者発生阻止」という原爆投下の正当性を強調してきた。しかし、各国の現代史研究によると 1945 年 8 月の時点で日本の敗戦が決定的になり、原爆投下は第二次世界大戦後展開された核兵器競争でソ連を牽制するためだったという対ソ牽制説が有力である。実際に第二次世界大戦の終決後、米ソ冷戦体制の中で米ソの核兵器競争が激しくなり 2013 年現在、核兵器を持つことが認定されている国家はアメリカ・ロシア・イギリス・フランス・中国などと増え、地上には約 17,270 発の核弾頭が存在している¹⁷⁰。

一方、韓国では韓国被爆被害者問題に対して関心が高まり、社会通念だったアメリカ中心の原爆言説に疑問を抱く韓国人学者が増えた。これについては先述の通りである。

1945 年原爆投下当時、日本政府は、原子爆弾は国際法違反であるという立場を示している。1945 年 8 月 10 日には、当時の政府は、原子爆弾は無差別性や残酷性で国際法上禁じられている毒ガスなどの兵器を超える新型兵器の使用に対し、厳重な抗議をした。しかしポツダム宣言を受け入れ、降伏した日本は国際法違反という言葉を出さず、日本の被爆者調査に全面的に協力して、原爆擁護に態度を変えた。1955 年、日本の原爆被害者が日本政府を相手に損害賠償を要求して訴えた裁判で、日本政府は「原子爆弾の使用は日本の降伏を早め、戦争の継続によって発生する交戦国双方の被害者を防ぐ結果をもたらした。

¹⁷⁰ Shannon N. Kile ; Hans M. Kristensen, (2013), *SIPRI Year book 2013*, Oxford University, pp.284.

こういった状況を客観的にみると原子爆弾の国際法違反可否は誰も結論を出すことが難しい。」という見解を示した。

日本の裁判所は日本政府とは違う見解を示していた。先の原爆裁判で東京地方裁判所は1963年「原爆投下は当時の戦闘行為に関する国際法に違反する」という判決を下した。しかし判決は、たとえば原爆投下が国際法に違反する行為でも被害者個人がそれによる損害賠償請求を行使する方法は現行法には全くないということで原告の訴えを棄却した。

また、1993年に世界保健機関が、1994年にはUNが国際司法裁判所に核兵器使用の国際法違反可否に関する判決を要求する決議を採択した。それについて1996年国際司法裁判所は以下のような勧告的意見を出した。

- ①核兵器の脅威・使用を認める国際慣習法は存在しない：全員賛成
- ②核兵器の脅威・使用を共通的・包括的に禁じる国際慣習法は存在しない：賛成11、反対3
- ③核兵器の脅威・使用は武力紛争に関する国際法、特に国際人道法に一般的に違反する。しかし、国際法の現況からみて国家の存亡がかかっている自衛のための極限状況では核兵器の脅威・使用が合法か違法かということに関する判決を下すことはできない：賛成7、反対7

結局、国際司法裁判所も核兵器の使用が国際法違反かについての明確な判断を下すことはなかった。それ故、アメリカの原爆投下について国際法違反の判断は現在の状態では難しく、アメリカ政府の原爆投下の正当説は未だ健在であるということになる¹⁷¹。

交戦国が国際法に違反した戦闘行為で相手国に被害を与えた場合、賠償することが国際法上の原則だが、原爆投下を法的文書で明確に禁止している国際法は存在しない。また原爆投下が戦時国際法に違反するとしても、戦勝国の違反行為で発生する損害について賠償を要求することは国際慣例上難しい。これからは、核兵器の国際法違反を証明するより精巧な理論展開と国際法的解釈の発展が求められると思う。

これまで述べてきたように、確かな成果をあげてきた韓国原爆被害者問題を取り巻く草の根協力は、冷戦後清算と歴史問題関連活動の先駆をなしてもいる。それだけ、歴史問題の他分野、たとえば従軍慰安婦問題関連の市民運動などと共有する特徴も多い。人道主義に基づく、市民の国境を越える連帯から運動が始まったことや、政府が顧みない事案を市民が自発的に取り上げて解決の糸口をつかんだことなど、韓国原爆被害者問題に関連する諸運動は他の市民運動と多くの共通点を共有する。しかし、一方で、この草の根協力は、韓日間の歴史問題関連の諸運動、あるいは他の市民運動連携とは異なる性格をも持ってい

¹⁷¹ 椎名麻紗枝（1986）『原爆犯罪—被爆者はなぜ放置されたか』、大月書店。

る。

まず、それは、アメリカをも含む諸国政府による複数の差別や放置の結果という点で、日本だけを相手とする他の歴史問題とは異なる点である。植民地支配と日本の起こした戦争に伴う強制動員や日本移住が問題の根底にあるのは、他の歴史問題とさほど変わらないが、被爆者問題の原因である原爆投下はアメリカによって行われた。また、戦後、GHQは国内治安を考慮して韓国人の帰国を急ぎ、それが、その後の在外被爆者問題の主な様相として韓国原爆被害者問題を醸し出す一つの原因にもなったといえる。

韓国人被爆者関連の主要懸案の一つであった医療費支援額上限の撤廃が行われるようになれば、在外被爆者と日本国内の日本人被爆者に対する日本政府の対応の差別を問題にしてきた運動は、一段落すると思われる。韓国原爆被害者問題は、日本の戦争責任を超えて、アメリカによって主導されてきた戦後東アジアの政治秩序を、人権の面から再検討する一つの重要な鍵になる可能性がある。また、韓国原爆被害者問題の進展は、北朝鮮被爆者の無援護状態を改善しようとする動きに繋がったが、国際政治の制約で未だ進展がなく、これからの課題といえよう。

二つ目の特徴は、韓国原爆被害者問題は、従軍慰安婦問題に比べ政治的性格がそれほど強くなかったという点である。それ故に、日本の一般市民にさほど拒否感なく受け入れられ、人道的支援と裁判闘争の支援に発展していった。そこから都市交流や文化交流・青少年交流など、第二・第三の新たな草の根協力の形を作り出すことをも可能視されている。

日本政府への賠償要求と並行しつつ、裁判闘争においては、たとえば郭貴勲裁判のときには賠償問題を提起するより、被爆者援護法の平等適用適用問題に焦点を合わせることで現実的な成果をあげた。しかし、もともと戦後冷戦構造と密接な関連を持っている政治的問題であった韓国原爆被害者問題は、2000年代韓国の民主化の発展に伴って、それまで抑制されてきた要求、主張が噴出し、韓国原爆被害者問題が特に二世問題をめぐってはより政治化される傾向を見せている。そして冷戦構造に対する省察が進むことに伴って韓国、アメリカに対する批判の声も高まりつつある。

三番目の特徴をなすのは、「被爆二世」の存在である。言うまでもなく、あらゆる歴史問題は、被害者の世代のみならず、次世代にまで深い傷を残す。大半は戦後の厳しい状況のなかで、劣悪な社会経済的地位を強いられ、その影響がまた被害者の子や孫世代にまで及ぶことも少なくない。韓国人被爆者も帰国後、悲惨な暮らしを強いられたことは、既に述べた通りである。さらに、韓国人被爆者はその子ども世代の体に歴史問題の傷痕を残さざるを得ないという点で、他の歴史問題とは質を異にする。それは、歴史問題が個人の体に宿って永続化するものとも受け止められよう。韓国では慶尚南道を中心に被爆二世・三世対策が講じられ始めているが、被爆一世への支援と補償が完結しても、被爆二世・三世へと受け継がれ、韓国原爆被害者問題はこれからも社会の注意と関心を必要とする問題として残るといえる。

第三節 この問題が示唆する点

民間の草の根協力の成果は、政府間交渉のそれよりも大きかった。政府間交渉は 20 年かけて、当初、日本側が想定していた人道支援策のうち最低限のものである渡日治療、それも航空券韓国側負担の条件で数年間実施されたばかりである。再び 10 余年が過ぎ、40 億円の拠出金を出すのにとどまった。しかし郭貴勲裁判の結果、在外の被爆者に対しても健康手当の支給が可能になった。これは、日韓の歴史問題が民間草の根レベル、そして知識社会のコンセンサスが形成されていない限り、進展を成し遂げるのは難しいという点を示唆している。したがって、民間の草の根の交流協力と連携が両国関係の発展の最も大切な原動力であるという点を物語っている。

韓国原爆被害者問題の前進は、両国草の根運動家たちの間に幅広い思想的共同認識が根底にあった。まずは、自分たちの生存権と生命権を求めようとする韓国原爆被害者たちの自救努力と民権意識、そして、韓国原爆被害者問題を自分の問題として受け入れた日本の良心が原動力になって成し遂げられたのである。したがって、今後、韓日間の懸案問題を解決し、全般的な関係改善を図るためにも、両国草の根団体や市民社会との間のコンセンサス、問題を解決しなければならないという共同認識が重要である。韓国原爆被害者の問題は、従軍慰安婦問題とは異なり、被爆という共通の記憶を持つという点で、解決のための国内の抵抗が小さいという側面がある。

韓日の歴史問題と関連しては、決定的な進展を達成するためには、政界の関係改善の意志と連携が不可欠である。郭貴勲裁判の上告断念は、議員懇談会の役割が決定的だった。特に、当時の韓日両国で進歩的政党政権を担当していた点も促進要素のひとつであったと考えられる。したがって、両国の政権が相手との関係の重要性を再認識し、問題を解決するための真摯な姿勢、すなわち、政界で関係改善の意志を喚起させる必要があり、両国の国会議員の間で適切な懇談会の構成を推進するのも良い方法になるだろう。

原爆援護の面では、被爆者援護法の平等適用を勝ち取ったことは、成功事例であり、歴史問題、戦争被害補償の面でもいくつかの進歩があった。しかし、完全な解決、真の和解に至るにはまだ遙遠であるといえる。それは両国間歴史問題の難しさを反映しているのであり、両国間の草の根レベルでの継続的な努力が必要であるのかもしれない。この問題も、結局は日本政府を相手にした訴訟で進展を遂げ、それが政治的な圧力となり、政府間交渉を通じて解決の糸口を探すことになる方向に展開する可能性がある。韓国原爆被害者の問題は、非常に象徴的な政治的な問題である。

全体被爆者の約一割が韓国人であって、被爆に対して共通の記憶をもっている面で、核廃絶のための連携の可能性もある。特に、近年韓国国内では非核平和運動も強まっている向きがある。それ故に、韓日の被爆二世の間にも、援護実現だけでなく、核兵器違法性拡散を含む非核平和の交流と協力強化、連帯の必要性が提起される。

2015 年で韓日関係正常化 50 周年を迎えるが、現在、韓日関係は国交正常化以降、最も

困難な時期に入ったというのが一般的な認識であり、両国関係がこのままでは困難さを増すという世論がいつもよりも高まっている。このように難しい時期だからこそ、真の歴史的和解を成し遂げ、新しい 50 年の未来宣言をともに準備するべきであり、それを成し遂げるために知恵を絞るべきである。

日本においては、植民地主義と軍国主義的膨張主義が、隣国の国民はもちろん、自国民にまで多大な苦痛と犠牲をもたらした歴史的事実を謙虚に受け入れて、それを繰り返さない真剣な省察を必要としている。

韓国に対しては、外国で受けた自国民の苦痛を現在的視点から自分の責任として処理する成熟した国家的な姿勢が要求される。韓国の過去権威主義政府時代には、国民に対する外交的保護を尽くさなかったことから、国家責任の回避という側面では同じく批判されている。それは、2011 年韓国憲法裁判所の決定によって明確化された。安保と国益、経済成長を理由に国民保護の国家責任を放棄し、被害者個人が自分の被害の救済のために日本国家と企業を相手にして訴訟闘争をするまで放置してきたといえる。

韓国原爆被害者問題も従軍慰安婦と同じく、被害者が高齢化している。憲法裁判所の違憲決定もあり、日本政府が彼らに謝罪し、補償するよう交渉していく必要がある。また、韓国原爆被害者にも日本の被爆者援護法が日本人と平等に適用され、日本の被爆者健康手帳の発給要件が緩和されるよう、政府が外交的な支援を提供する必要も提起された。

また、仮に政治・外交関係が困難であるとしても、民間・地方間の交流は意識的に強化するべきである。特に、修交 50 周年を迎え、朝鮮通信使を世界記録文化として韓日両国で共同登録させるのを推進する必要がある。また、両国間の青少年平和交流を国家的協力事業で更に拡大する必要もある。

現在韓国原爆被害者協会と二世患友会などは、韓国政府の更に積極的な処置を要求している。韓国内の原爆被害者と二世に対する幅広く総体的な実態調査を実施する必要があるが提起された。原爆被害者と二世の実態調査と支援のための特別法をいち早く制定する必要がある。被爆二世、三世という存在は人類にとって重要な存在だ。被爆体験の継承者として、また核亡き世界の重要な担い手であるからだ。韓日両政府は国内世論の悪化、国民感情も考えなければならない側面もある。韓国政府側としては、問題の解決のために日本の一部の政治家の歴史認識をめぐるいわゆる妄言に感情的な言葉で反応しないこと、不必要に日本の世論を刺激しないことが、外交的には求められているともいえる。

おわりに

本稿では韓国原爆被害者問題の実態と意義について明らかにした。具体的には韓国原爆被害者問題をめぐる韓日両国市民の草の根協力が果たした役割に注目し、その運動の内容と成果を検証し、草の根協力が、今後の韓日歴史和解と東北アジア平和構築にとって、重要な示唆を与えることを明示した。

第一章では、朝鮮人被爆者が何故誕生したのか。その歴史的背景を概観した。そのために、植民地統治下の強制動員の歴史を紐解いた。植民地統治下で多くの朝鮮人は、軍事都市である広島市と長崎市に太平洋戦争の遂行のため動員されてきた。そして、彼らは後に被爆することとなる。被爆者の規模に対しては未だに正確な数値を出すことができないが、韓国原爆被害者協会によると、広島原爆によって被爆した朝鮮人の数は約5万人に上るといふ。そのうち約3万人が爆死し、2万人の生存者のなか、1万5千人程度の人が帰国したとする。これら朝鮮人被爆者たちは、三重の被害を受けているといえる。一つ目は、日本の植民地統治と強制動員によるもので、二つ目は原爆被害、三つ目は帰国した後の偏見と差別、さらには社会の関心から放置されたことに由来する被害である。これらの被害は、日本の植民地統治やアメリカの原爆投下、韓国政府の無関心という国家権力から人間の基本権を侵された結果ともいえるだろう。しかし、こうした問題の重要性と歴史的象徴性に照らしてみれば、今まで行われた研究の量は絶対的に少ないと言わざるを得ない。しかも、従来の研究は、実態調査や被害者の代弁、または人道主義的な側面からの訴えに関するものが多かった。本格的な平和学の視点からの理論的研究はこれからの課題だといえよう。これらの課題を乗り越え、韓国人被爆者に対する研究は、韓日和解や非核平和の実現に寄与することを目指すべきであろう。

第二章では、韓国原爆被害者問題の従来の流れについて詳しく論じた。まず原爆投下直後の状況から辿ることとした。当時の朝鮮人被爆者は、約8割が被爆から4ヶ月以内に帰国しているが、それほど大多数が帰国を急いだのは、強制動員がもたらした帰還意識と、日本人による韓国人への報復・迫害の恐れがあったということが主な原因であったと思われる。しかしながら、彼らは帰国後、再び厳しい状況に置かれることとなる。つまり、韓日の国交が正常化されるまでの20年間社会の無関心から徹底的に放置されたことである。また、この国交正常化の際にも、植民地支配の被害者の対日請求権を一括して無償3億ドル、有償2億ドルの経済協力基金によって「完全かつ最終的に解決された」と規定され、未だに多くの問題を残す結果となった。たとえば、国の請求権は解決されたとしても、個人の請求権は未だに残ったままであるという論説も根強く存在する。

さらに第二章では、こうした複雑な状況に置かれている韓国人被爆者がどのような活動をしてきたかについても述べた。最初は被爆者が直接韓国政府やアメリカ、日本大使館に実情を訴えたものの、何の反応もなかった。しかし、その後広島民団に韓国人被爆者の

実態に関する手紙が届けられ、彼らの実態がようやく世間に認識されるようになった。その後、韓国人を中心に韓国原爆被害者援護協会が結成されたものの、世間の反応も薄く、かつ韓国や日本政府に送った陳情書にも効果がなかった。これに対し、辛泳洙が1970年からほぼ毎年訪日し、日本の市民活動家と連帯して広島市や日本政府に朝鮮人被爆者の実態を訴えるなどの行動を起こした。それ以後、韓国原爆被害者協会を中心とした権利回復運動が具体的・本格的に行われるようになった。同時に、日本国内での動きも始まり、たとえば、中島竜美は1963年韓国と北朝鮮被爆者の被爆者健康手帳取得支援活動を行った。こうして朝鮮人被爆者問題における社会的関心が広がると、政府も動き出した。たとえば、2001年4月19日結成された「在外被爆者に援護法適用を実現させる委員懇親会」がそれであった。

第三章では、韓国原爆被害者問題に関して草の根協力がどのような成果を挙げられたのか、そしてその過程はどのようなものだったかについて詳述した。韓国原爆被害者の権利回復のための闘争運動は、韓日草の根協力を原動力として50年近く続けられている。この草の根協力の様態は、医療支援および財政支援を含む人道的支援事業の展開や、両国政府に対する要求と交渉、また裁判闘争へと発展してきたといえる。まず、医療支援に関しては、1968年に密航被爆者・孫貴達の広島原爆病院入院をきっかけとして、広島市に「被爆者救援日韓協議会」が発足されたことから始まる。この医療支援の活動として、日本の医師団を韓国に派遣し、治療を行った。この派遣治療は1995年まで実に22回行われた。また、在韓被爆者に対しては、渡日治療も行われ、その際通訳などはボランティアや留学生の支援を得た。また、財政支援においては、基金などを通して実施された。

韓日草の根協力は、日本政府に対する交渉の過程でも大きく寄与した。そのきっかけとなったのは、1970年辛泳洙会長による日本訪問であった。その後、ほぼ毎年行われた彼の訪日によって、三木武夫副首相との面談などが実現し、政府との積極的な交渉も始まった。同時に、同章では、これら草の根協力にかかわった個人や団体について詳述した。

第四章では、裁判闘争を中心とした権利回復の過程を述べた。この裁判闘争は、草の根協力のもっとも大きな成果だといえよう。この裁判闘争の出発点は、1972年に始まった孫振斗裁判であり、それ以降、多くの裁判が行われている。裁判の中で、最も重要である孫振斗裁判について詳述した。この裁判は、被爆者治療などの行為にあたって、日本に居住関係を持たない外国人被爆者に対しても、日本国内の被爆者と同じ法律を適用しなければならないという主張の下、提訴されたものである。つまり、被爆者のパスポートともいえる「被爆者健康手帳」の発給を含む被爆者援護法の平等適用が目的であったのだ。この際、様々な支援団体は、弁護士と運動方針を決め、細かく的を絞った裁判を展開すべく努力した。このような草の根協力によって、孫振斗裁判は全ての訴訟において勝訴することができたのである。

この孫振斗裁判は様々な意味を付与されている。たとえば、日本政府がすべての被爆

者に対して、国家的道義的に賠償責任を負うことを示していた。またこの裁判は、韓国原爆被害者運動において日本政府を相手にした初めての司法的勝利であり、以後の裁判を含めた韓国原爆被害者運動に大きな影響を与えた。そればかりではなく、日本の原爆医療体制を再検討させるといった大きな影響をも与えた。

次に、裁判闘争の中で、重要な裁判の一つである郭貴勲裁判を詳述した。この裁判は、政府によって被爆者たる地位を認められても、日本を出国すると被爆者たる地位が失われ、医療支援などの各種支援が中断されることに対する問題を問う初めての裁判であった。この裁判で大阪高等裁判所は、被爆者援護法は国籍も居住も問うことなく、一律に援護を講じる人道目的の立法であると位置づけ、ひとたび適法・有効に取得した被爆者の地位は、日本を出国することで失われるものではないとした。しかし、この裁判によって廃止された402号通達以後も、日本国政府は「被爆者はどこにいても被爆者」という言葉の意味を、一部の手当支給だけに限定して適用しようとし、各種援護ごとに次々と裁判を提起し続けることが強いられている。この問題の解決は、今後の課題といえよう。

第五章では、これまでの議論を踏まえ、韓国原爆被害者問題にかかわった韓日草の草の根協力が成した成果・特徴、そしてその意味を検討した。まず、人道的支援は、規模はさほど大きくないものの、国交正常化以来、初めて行われた支援として評価できるといえよう。また、法令解釈の発展にも大きな影響を及ぼした。特に、一連の裁判のなかで人権問題における時効適用の適切さ、韓日協定によって過去の諸問題を解決済みとみなす視座の正しさが問題として取り上げられ、その正当性に疑問が付されるようになったことは評価できるだろう。歴史認識問題に対しても、徴用されてから被爆された朝鮮人被爆者の存在に注目することによってはじめて、韓国原爆被害者問題の全体像が掴めるようになったといえる。

この草の根協力の特徴としては、日本の戦争責任を超えて、アメリカによって主導されてきた戦後東アジアの政治秩序を、人権の面から再検討する一つの重要な鍵になる可能性があるという点である。しかしながら、従軍慰安婦問題のように政治的性格は比較的薄い。これは、韓国原爆被害者問題が日本の一般市民においてさほど拒否感なく受け入れられたことを可能にし、結果として、人道的支援と裁判闘争の支援に寄与してきた。したがって、各裁判においても活動的に取り組み、現実的な成果を挙げることもできたと考えられる。この草の根協力が韓国社会において市民運動の興隆や民主化と相まって、韓国市民運動、特に過去清算と戦後補償運動を刺激したことについても述べた。こういう過程を通し、両国が歴史的和解を模索できるのではないかという見解も示した。ここには、韓国の責任ある対応も必要で、もし政治・外交関係が困難である時も民間・地方間の交流は意識的に強化するべきだという点に繋がっていく。

韓国原爆被害者問題をめぐる韓日草の根協力の出発点は、人道主義的支援であった。これは主に運動の初期段階で、市民から募金を集め、韓国人被爆者を経済的に支援し、民

間の医療団を日本から韓国へと派遣して診療を行うなどの形をとった。これら一般市民による人道的支援は、1965年の韓日国交正常化以後、韓国人被爆者に対して行われた初めての支援であった。そして何よりも、初の人道主義交流と裁判闘争と闘争の成功事例として、その後の草の根協力の先駆けとなったという意味で評価できる。また、両国草の根運動家の間で育んだ人的絆と信頼、人道と人権、正義に対する共同信念、韓日歴史問題に対する共同認識、被爆者援護法の外国人被爆者への適用など伝統的国際法では困難であったさまざまな成果をあげた。

韓国原爆被害者運動における成果は、悠久な歴史の中で築いてきた韓日両国の草の根の紐帯がその基礎となった。長い交流を通じた連帯は、日本人キリスト教の人道主義、人権活動家、平和思想家などとの多層的な連携を生んだ。

日本は韓日会談で法的清算が終結されたという立場を堅持しているが、韓日会談の非完全性または補完の必要性を認定し、明確な謝罪をするなどの真剣な戦後清算作業が必要であろう。特に、韓日両国とアメリカが65年体制を補完すべきだという共通認識が必要であろう。また、韓日協定と関連する、冷戦構造と韓中の経済建設の必要性によって埋没された正義、和解の要求に正面から対応する必要があるだろう。

韓国原爆被害者問題をはじめ、歴史認識問題は根本的に日本の戦争責任問題と繋がり、憲法改正、集団的自衛権など日本国内の戦後史認識及び、これからの進路とも深く関係している。従って、韓国原爆被害者問題を根本的に解決することは韓半島での戦後清算と冷戦構造の解消に必要不可欠なものの一つである。東北アジア平和の維持のためには、北朝鮮核問題の解決などの韓半島冷戦体制の克服が緊急の課題だが、韓日間の真の和解も東北アジア平和を将来的に保証する重要な要因となるだろう。

これからの解決の鍵は、本研究で取りあげた韓日草の根市民連帯である。その連携のためにも、総合理解、謙譲、配慮、交流拡大などを通じて、韓日両国がアジア太平洋時代のリーダーとして、かつ、域内の平和構築の主役として、相互に協力していく必要がある。両国の歴史的和解のためには、全方位的な互恵的な交流の拡大を通じた、相互理解の増進、両国民間の協力と信頼をさらに発展させる必要がある。40年の長期間にわたる加害と被害の構造の中に存在した両国が、真の和解を成し遂げるためには、被害の解消または救済が必須である。しかし、その救済が国内政治、国際政治の環境で屈折、歪曲されてきたため、これに対する補完が必要であり、その重要な担い手が草の根市民団体なのである。

韓国原爆被害者の願いのひとつは非核平和の実現である。政府・非政府にかかわらず、非核平和の連帯について幅広い協力が可能であろう。近年になって、毎年、第二の広島とも呼ばれる韓国・陝川で世界非核平和会議が開催されている。この会議と広島・長崎の原爆慰霊祭との連携・協力は可能であろう。そういった連携を通し、核なき世界の実現に両国は貢献できると考える。同時に、そうすることによって日本平和憲法が具現化されると思われる。韓日両国は、言語の類似性も示すように、歴史的に両国の関係は密接で

ある。同時に両国民の情で結ばれてきた紐帯は両国関係の基礎であるともいえる。

本研究で取り上げた、韓国原爆被害者問題に関する両国の草の根活動は、その重要な事例であろう。この草の根協力によって、被爆者援護法の平等適用という決定的かつ重要な成果を上げた。このようなつながりは韓日草の根協力の模範的な前例として、これからも韓日関係の発展に重要な示唆を与えるとともに大きな原動力ともなるだろう。このような連携を基盤とし、様々な分野で韓日草の根協力を深化させていくことで、両国は現在の困難を克服し、未来志向的な関係を築くことができると考える。

謝辞

指導教員である川野徳幸教授には、論文全般のご指導に加えて、日本語の表現、用語の使用など細部に至るまでご指導をいただいた。日本語に難渋している筆者に、先生は最後まで非常に辛抱強くご指導くださった。そのご指導があってようやく本論文が完成できた。ここに記して深く感謝したい。また、同ゼミ所属の大学院国際協力研究科博士課程松浦陽子さんには、日本語の推敲、脚注、参考文献の作成など、最後まで大変お世話になった。あわせて感謝したい。

本論文の審査員をつとめていただいた中園和仁教授、小池聖一教授、吉田修教授、水本和実教授には、予備審査と本審査の過程で、重要なご指摘と適切なご指導といただいた。ここに記して深謝したい。

平岡敬先生、市場淳子先生、小田川興先生には、韓国被爆者運動の中での経験談と論文内容に関するご指導、そして貴重な関係資料の提供をいただいた。金信煥牧師、朴壽南さんからも貴重な蔵書の寄贈をいただいた。これら先生方に感謝したい。

駐広島韓国総領事館の崔恩碩前任研究員、韓国外国語大学のイ・ハンソルさん、早稲田大学のイ・スルギさんには資料の収集、整理においてお世話になった。韓国民族問題研究所の金丞恩前任研究員、ソウル大学の呉殷政博士にも参考資料の提供と助言をいただいた。

広島大学大学院国際協力研究科事務スタッフの皆様には、関連する提出書類について、細かなご助言・ご指導をいただいた。感謝したい。

引用文献

(1) 日本語

論文

- 平岡敬（1988）「在韓被爆者の戦後史」、在韓被爆者問題市民会議編、『在韓被爆者問題を考える』、凱風社、p.10-26。
- 市場淳子（2006）「「唯一の被爆国」が生んだ在外被爆者」、倉沢愛子、杉原達、成田隆一、テッサ・モーリス・スズキ、油井大三郎、吉田裕編集、『岩波講座 アジア・太平洋戦争〈4〉帝国の戦争経験』、岩波書店、pp.377-404。
- 市場淳子（2011a）「朝鮮半島南北の被爆者たち」、『部落解放』Vol.646、解放出版社、pp.154-157。
- 市場淳子（2011b）「朝鮮半島出身の原爆被害者に対する日本の戦争責任」、『季刊戦争責任研究』第73号（2011年秋季号）、日本の戦争責任資料センター編、pp.26-35。
- 市場淳子（2012）「韓国人原爆被害者の立場から見た韓日請求権協定と被爆者援護法」、『韓国人原爆被害者訴訟の歴史的意義と残された課題』、韓国国史編纂委員会、pp.90-93。
- 伊東壮（1988）「「原子爆弾被害者援護法」制定要求と在韓被爆者問題」、在韓被爆者問題市民会議編、『在韓被爆者問題を考える』、凱風社、pp.27-41。
- 鄭根埴（2008）「韓国現代史と原爆被害者の証言の意味」、鄭根埴編、晋珠採録、市場淳子訳、『韓国原爆被害者 苦痛の歴史：広島・長崎の記憶と証言』、明石書店、pp.13-22。
- 川野徳幸（2010）「原爆被爆被害の概要、そして原爆被爆者の思い」、日本平和学会編、『平和研究』第35号、pp.19-38。
- 永嶋靖久（2012）「郭貴勲裁判は何を勝ち取り、どのような課題を残したか?」、『韓国人原爆被害者訴訟の歴史的意義と残された課題』、韓国国史編纂委員会、pp.27-35。
- 中島竜美（1988）「「朝鮮人被爆」の歴史的意味と日本の戦後責任」、在韓被爆者問題市民会議編、『在韓被爆者問題を考える』、凱風社、pp.42-58。
- 小田川興（2013）「被爆韓国朝鮮人問題の地平」、和田春樹、内海愛子、金泳鎬、李泰鎮編、『日韓歴史問題をどう解くか一次の100年のために』、岩波書店、pp.182-194。
- 小川政亮（1988）「被爆者援護の法理」、在韓被爆者問題市民会議編、『在韓被爆者問題を考える』、凱風社、pp.186-199。
- 辛亨根、川野徳幸（2012）「韓国人原爆被害者研究の過程とその課題」、『広島平和科学』34、広島平和科学研究センター、pp.161-187。

- 辛亨根、川野徳幸（2013）「韓国人被爆者問題をめぐる草の根交流」、『広島平和科学』35、広島平和科学研究センター、pp.103-128。
- 椎名麻紗枝（1988）「在韓被爆者に対する法的責任」、在韓被爆者問題市民会議編、『在韓被爆者問題を考える』、凱風車、pp.72-84。
- 高木健一（1988）「渡日治療打ち切りまでの経緯と現状」、在韓被爆者問題市民会議編、『在韓被爆者問題を考える』、凱風社、pp.60-71。
- 吉田松陰（1974）「幽囚録」、『吉田松陰全集』第二巻、大和書店。

単行本

- 深川宗俊（1992）『海に消えた被爆朝鮮人徴用工—鎮魂の海峡』、明石書店。
- 平野信人編著（2009）『海の向こうの被爆者たち—在外被爆者問題の理解のために』、八月書館。
- 平岡敬（1972）『偏見と差別：ヒロシマそして被爆朝鮮人』、未来社。
- 平岡敬（1983）『無援の海峡：ヒロシマの声、被爆朝鮮人の声』、影書房。
- 平岡敬（1996）『希望のヒロシマ』、岩波新書。
- 平岡敬（2011）『時代と記憶：メディア・朝鮮・ヒロシマ』、影書房。
- 広島県朝鮮人被爆者協議会編（1979）『白いチョゴリの被爆者』、労働旬報社。
- 広島・長崎原爆災害誌編集委員会編（1979）『広島・長崎の原爆災害』、岩波書店。
- 市場淳子（2000）『ヒロシマを持ちかえった人々—「韓国の広島」はなぜ生まれたのか』、凱風社。
- 鄭根埴編、晋珠採録、市場淳子訳（2008）『韓国原爆被害者 苦痛の歴史：広島・長崎の記憶と証言』、明石書店。
- 核兵器禁止平和建設国民会議（2011）『核兵器廃絶と人類の繁栄を求めて「核禁会議50年史」』、核兵器禁止平和建設国民会議。
- 鎌田定夫編（1982）『被爆朝鮮・韓国人の証言』、朝日新聞社。
- 松井謙介編（2003）『死ひとつひとつ（松井昌次・松井義子追悼文集）』、番紅花舎（さふらんしゃ）。
- 松井義子（1976）『台所の聖書』、聖燈社。
- 松井義子（1985）『わすれなぐさ』、キリスト教図書出版社。
- 長崎在日朝鮮人の人権を守る会編著（1989）『朝鮮人被爆者—ナガサキからの証言』、社会評論社。
- 長崎在日朝鮮人の人権を守る会（2011）『端島に強制連行された朝鮮人・中国人の記録 軍艦島に耳を澄ませば』、社会評論社。
- 中島竜美編著（1998）『朝鮮人被爆者孫振斗裁判の記録—被爆者補償の原点』、在韓被爆者問題市民会議。

- 中島竜美編集・解説（1999）『原爆被害は国境を越える（日本原爆論大系第3巻）』、日本図書センター。
- 小田川興（2008）『38度線 非武装地帯をあるく』、高文社。
- 朴秀馥著、曹亨均訳（1991）『現地ルポ 核の子どもたち—韓国人被爆者の二世達の現状』、韓国キリスト教家庭生活社。
- 朴秀馥、辛泳洙、郭貴勲（1975）『被爆韓国人』、朝日新聞社。
- 朴壽南（1963）『罪と死と愛と』、三一書房。
- 朴壽南（1973）『朝鮮・ヒロシマ・半日本人：わたしの旅の記録』、三省堂。
- 朴壽南（1982）『もうひとつのヒロシマ：朝鮮人韓国人被爆者の証言』、舎廊房出版部。
- 朴壽南編集（1991）『アリランのうた：オキナワからの証言』、アリランのうた製作委員会。
- 椎名麻紗枝（1986）『原爆犯罪—被爆者はなぜ放置されたか』、大月書店。
- 庄野直美、飯島宗一（1975）『核放射線と原爆症』、日本放送出版協会。
- 在韓被爆者問題市民会議編（1988）『在韓被爆者問題を考える』、凱風社。

その他資料

- 平岡敬（1985）「一本の糸」、在韓被爆者渡日治療広島委員会機関誌『在韓被爆者渡日治療広島委員会ニュース』No.2、p.1。
- 広島大学文書館編（2005）『平岡敬関係文書目録』IPSHU 研究報告シリーズ No.34、広島平和科学研究センター。
- 韓国原爆被爆者援護する市民の会（1977-）機関誌『早く救済を！』（2014年3月143号まで発刊）。
- 長崎在日朝鮮人の人権を守る会（1982）『原爆と朝鮮人—長崎朝鮮人被爆者実態調査報告書 第一集 長崎市及び周辺地区』、長崎在日朝鮮人の人権を守る会。
- 長崎在日朝鮮人の人権を守る会（1983）『原爆と朝鮮人—長崎朝鮮人被爆者実態調査報告書 第二集 長崎市周辺島しょ部』、長崎在日朝鮮人の人権を守る会。
- 長崎在日朝鮮人の人権を守る会（1984）『原爆と朝鮮人—長崎朝鮮人被爆者実態調査報告書 第三集 総集編』、長崎在日朝鮮人の人権を守る会。
- 長崎在日朝鮮人の人権を守る会（1986）『原爆と朝鮮人—長崎朝鮮人被爆者実態調査報告書 第四集 端島の呻き声』、長崎在日朝鮮人の人権を守る会。
- 長崎在日朝鮮人の人権を守る会（1991）『原爆と朝鮮人—長崎県朝鮮人強制連行、強制労働実態調査報告書 第五集 炭鉱に、壕に、埋め立てに、…7万人探訪の旅』、長崎在日朝鮮人の人権を守る会。

- 岡正治、高實康稔（1986）『朝鮮人被爆者とは一かくされた真実―』、長崎在日朝鮮人の人権を守る会。
- 辛亨根（1975）「父の悲運を引き継いで一被爆二世は主張する」、『被爆韓国人』、pp.195-202。
- 辛泳洙（1968）「原爆遺憾」、『アサヒグラフ』1968年8月16日号、朝日新聞社、pp.53-55。
- 辛泳洙（1982）「逆流をこえて自立と連帯を」、鎌田定夫編、『被爆朝鮮・韓国人の証言』、朝日新聞社、pp.241-251。
- 渡辺正治（2001）「広島における外国人被爆者援護―とくに在韓被爆者支援のきっかけについて」、『ヒロシマ・ナガサキ平和基金通信』第18号（8月25日号）、p.1。
- 吉留路樹編著（1980）『アイゴ！ムルダルラ：広島・長崎被爆朝鮮人の35年』、二月社。
- 在韓被爆者問題市民会議（1988-2008）機関誌『在韓ヒバクシャ合本号』第1-50号、在韓被爆者問題市民会議（2013年5月第62号まで発行）。
- 在韓被爆者渡日治療広島委員会（1985-）機関誌『在韓被爆者渡日治療広島委員会ニュース』（2013年6月 No.56号まで発行）

（2）韓国語

論文

- 白忠鉉・鄭寅燮（1987）「재한 피폭자의 현황과 법적 구제 문제」『대한변호사협회지』2월호（「在韓被爆者の現況と法的救済問題」、『大韓弁護士協会誌』二月号）、pp.72-80。
- 白玉淑（2004）『한국원폭피해자의 특성과 지원 현황에 관한 연구』단국대학교 행정법무대학원 석사학위논문（『韓国原爆被害者の特性と支援現況に関する研究』、檀国大学行政法務大学院修士論文）。
- 白竜均（1988）「원폭피해자와 그 자녀에 대한 임상적 및 염색체이상에 관한 연구」、『대한내과학회잡지：31권 4호』（「原爆被爆者とその子女に対する臨床的及び染色体異常に関する研究」、『大韓内科学会雑誌：31卷第4号』）。
- 都時煥（2013）「식민지책임판결과 한일협정체제의 국제법적 재검토」、『식민지책임 판결과 한일협정체제의 재조명』（한일협정50주년사의 재조명 국제학술회의자료집）、동북아역사재단・한국국제법학회（「植民地責任判決と韓日協定体制の国際法的再検討」、『植民地責任判決と韓日協定体制の再照明』（韓日協

定50周年史の再照明国際学術会議資料集)、東北亜歴史財団・大韓国際法学会)、 pp.33-57。

- 許光茂 (2004) 「한국인원폭피해자에 대한 제 연구와 문제점」、『한일민족문제연구』 제6호 (「韓国人原爆被害者に対する諸研究と問題点」、『韓日民族問題研究』 第6号)、 pp.93-118。
- 市場淳子 (1999) 「삼중고를 겪어온 한국인원폭피해자들」、『역사비평』 1999년 겨울호, No.49 (「三重苦を嘗めてきた韓国人原爆被害者たち」、『歴史批評』 1999년 冬号、歴史批評社)、 pp.153-218。
- 晋珠 (2004) 『원폭피해자 증언의 사회적 구성과 내용분석』、전남대학교 석사논문 (『原爆被害者証言の社会的構成と内容分析』、全南大学大学院修士論文)。
- 金正慶 (1993) 『한국원폭피해자 복지대책에 관한 연구』、중앙대 사회개발대학원 석사학위논문 (『韓國原爆被害者福祉対策に関する研究』、中央大学社会開発大学院修士論文)。
- 金丞垠 (2012) 「한일과거청산과 한국인 원폭피해자운동의 역사적 의미」、『한국인 원폭피해자소송의 역사적 의의와 남겨진 과제』、한국사편찬위원회 (「韓日過去清算と韓国人原爆被害者訴訟運動の歴史的意味」、『韓国人原爆被害者訴訟の歴史的意義と残された課題』、韓國国史編纂委員會)、 pp.109-126。
- 金丞垠 (2012b) 「재한 피폭자 문제에 대한 한일양국의 인식과 교섭태도 (1965-1980)」、『아세아연구』 제55권2호 (「在韓被爆者問題に対する韓日兩國の認識と交渉態度 (1965-1980)」、『亞細亞研究』 第55卷2号)、 pp.104-135。
- 李相和 (1995) 「원폭피해자의 생활과 남겨진 보상 문제」、『근·현대사강좌7』、한국현대사연구회 (「原爆被害者の暮らしと残された補償問題」、『近・現代史講座 7』、韓國現代史研究会)、 pp.192-210。
- 李愚貞 (1975) 「한국 원폭피해자의 실태」 계간 『창작과 비평』 1975년 봄호 (「韓國原爆被害者の実態」季刊『創作と批評』 1975年春号)、 pp.211-238。
- 文昭丁、李相和 (2002) 「원폭피해 한국인에 관한 연구」、『한일간의 미청산 과제』、한국정신대문제연구회편 (「原爆被害韓国人に関する研究」、『韓日間の未精算課題』、韓國挺身隊問題研究会編)、 pp.331-365。
- 吳殷政 (2013) 『한국원폭피해자의 일본 히바쿠샤 되기』、서울대학교 대학원 인류학과 박사학위논문 (『韓國原爆被害者がヒバクシャになるということ』、ソウル大学大学院人類学科博士論文)。

單行本

- 市場淳子 (2003) 『한국의 히로시마: 20세기 백년의 분노, 한국인 원폭피해자들은 누구인가』, 역사비평사 (『韓国の広島: 20世紀百年の憤怒、韓国原爆被害者達は誰か』, 歴史批評社)。
- 李元惠 (1996) 『한일 과거사 처리의 원점 - 일본의 전후 처리 외교와 한일회담』, 서울대학교 출판부 (『韓日過去史処理の原点-日本の戦後処理外交と韓日会談』, ソウル大学校出版部)。
- 全鎮晟 (2008) 『삶은 계속되어야 한다-원폭2세 환우 김형률 평전』, 휴머니스트 (『命は続けられねばならない-原爆二世患友金亨律評伝』, ヒューマニスト)。
- 鄭根埴編, 晋珠採録 (2005) 『고통의 역사: 원폭의 기억과 증언』, 선인 (『苦痛の歴史: 原爆の記憶と証言』, ソンイン)。
- 姜壽元 (1976) 『가공 원자폭탄투하-과연 인류는 절멸하는가』, 금강출판사 (『可恐原子爆弾投下-果たして人類は絶滅するのか』, 金剛出版社)。
- 韓国原爆被害者協會編 (2011) 『한국원폭피해자65년사』, 한국원폭피해자협회 (『韓国原爆被害者65年史』, 韓国原爆被害者協會)。
- 郭貴勳 (2013) 『나는 한국인 피폭자다』, 민족문제연구소 (『私は韓国人被爆者だ』, 民族問題研究所)。
- 松井義子 (1995) 『평화의 누룩』, 시골문화사 (『平和のパン種』, シゴル文化社)。
- 朴秀馥 (1975) 『소리도 없다, 이름도 없다. 한국원폭피해자의 30년』, 창원사 (『声もない, 名もない。韓国原爆被害者の30年』, 創元社)。
- 朴秀馥 (1986) 『현지르뽀 핵의 아이들-한국인피폭자2세들의 현황』, 한국기독교가정생활사 (『現地ルポ 核の子供達-韓国人被爆者二世たちの現状』, 韓国基督教家政生活社)。

その他資料

- 崔日出 (2002) 「한국원폭피해자와 전후 보상문제」, 『김해문화』 (「韓国原爆被害者と戦後補償問題」, 『金海文化』)。
- 韓国教会女性連合會 (1977) 「한국원폭피해자실태조사보고서」, 『한국교회여성연합회자료』 제2집, 한국교회여성연합회 (「韓国原爆被害者実態調査報告書」, 『韓国教会女性連合會資料』 第2集, 韓国教会女性連合會)。
- 韓国教会女性連合會 (1984) 『한국원폭피해자실태조사보고서』, 한국교회여성연합회 (『韓国原爆被害者実態報告書』, 韓国教会女性連合會)。

- 韓國教會女性連合會 (1989) 『그 날 이후 -한국원폭피해자에 대한 기록』、한국교회여성연합회 (『その日以後—韓国原爆被害者に対する記録』、韓國教會女性連合會)。
- 韓國教會女性連合會 (1994) 『원폭피해자 구호와 반전반핵 평화운동』、한국교회여성연합회 (『原爆被害者援護と反戦反核平和運動』、韓國教會女性連合會)。
- 韓國原子力放射線醫學研究所 (1970) 「국내 원폭피해자에 대한 의학적 관찰 및 조사」、한국원자력방사능연구소 (「国内原爆被害者に対する医学的觀察および調査」、韓國原子力放射線醫學研究所)。
- 韓國國史編纂委員會編 (2012) 『한국인원폭피해자 소송의 역사적 의의와 남겨진 과제』 한국국사편찬위원회 (『韓國人原爆被害者訴訟の歴史的意義と残された課題』、韓國國史編纂委員會)。
- 韓國原爆被害者協會 (1985) 『한국원폭피해자들의 현황 자료집』、한국원폭피해자협회 (『韓國原爆被害者たちの現況資料集』、韓國原爆被害者協會)。
- 韓國原爆被害者協會 (1989) 『연혁, 현황, 실태』 (『沿革、現況、実態』、韓國原爆被害者協會)。
- 人道主義實踐醫師協議會 (2005) 『원폭피해자2세의 기초현황과 건강실태조사』、국가인권위원회 (『原爆被害者二世の基礎現況と健康実態調査』、國家人權委員會)。
- 強制動員被害眞狀糾明委員會 (2008) 『내 몸에 새겨진 8월』、강제동원진상규명위원회 (『我が身に刻まれた8月』、強制動員被害眞狀糾明委員會)。
- 強制動員被害眞狀糾明委員會 (2009) 『한국강제동원명부해제집』、강제동원피해진상규명위원회 (『強制動員名簿解題集 1』、強制動員被害眞狀糾明委員會)。
- 強制動員被害眞相糾明委員會 (2011) 『히로시마·나가사키 조선인 원폭피해에 대한 진상 조사』 강제동원진상규명위원회 (『広島・長崎朝鮮人原爆被害に対する眞相調査』、強制動員被害眞相糾明委員會)。
- 金東炫 (1973) 「한국의 원폭피해자」、『新東亞』 8월호 (「韓國の原爆被害者」、『新東亞』 8月号)。
- 郭貴勳 (1959) 「원폭회상①-④」 한국일보 1959.8.7-10자 (「原爆回想①-④」、『韓國日報』、1959年8月7日-10日付)
- 民族問題研究所編 (2006) 『대일과거청산 사례연구-소송사례 해제, 소송판례집』、민족문제연구소 (『対日過去清算事例研究—訴訟事例解題、訴訟判例集』、民族問題研究所)。

- 宋建鏞、金英任、金泰貞（1991）『한국원폭피해자실태조사』、한국보건사회연구원（『韓国原爆被害者実態調査』、韓国保健社会研究院）。
- 原爆被害者と子女のための特別法推進連帯會議（2014）
『한국인원폭피해자증언대회자료집』、원폭피해자와 자녀를 위한 특별법추진 연대회의（『韓国人原爆被害者証言大会資料集』、原爆被害者と子女のための特別法推進連帯會議）。
- 2012陝川非核・平和大会組織委員会編（2012）『세계 핵 피해자 증언 자료집』、합천평화의집・위드아시아（『世界核被害者証言資料集』、陝川平和の家・ウィドアジア）、pp.144-149。

（3）英語

- Galtung, Johan (1996) *Peace by Peaceful Means: Peace and Conflict, Development and Civilization*, International Peace Research Institute.
- Shannon N. Kile ; Hans M. Kristensen, (2013) *SIPRI Year book 2013*, Oxford University

附録 1. 韓国原爆被害者問題関連の年表

* 太字は本稿に特に関連する事項

年	月日	韓国	日本	韓日関係 関連動向	その他 国際動向	備考
1904	8.22.			第一次 韓日協約		顧問政治 開始
1905	11.17.			乙巳保護条 約（第二次 韓日協約）		日本の 被保護国化
1907	7.24.	朝鮮軍隊 解散		第三次 韓日協約		
1910	8.29.			韓日 合併条約		
1912	8.13.	土地調査令 公布				
1914	7.28.				第一次世界 大戦始まる	
1918	8.3.		米騒動発生			
1920	未明	産米増産 計画開始				1次 1920- 1925年 2次 1926- 1934年
1931	9.18.				満州事変 勃発	
1937	10.2.	神社参拝、 皇国臣民の 誓詞強要	協和事業の 推進、同化 政策強化			
1939	5.1.	朝鮮人強制 連行開始				1939年、 約 32 万名 渡日
1940	2月	創氏改名 実施				
1941	12.7.		真珠湾攻撃		太平洋戦争 勃発	
1942	5.9.	44年からの 朝鮮徴兵制 実施発表				
1944	3月		三菱重工等 105社軍需 会社指定			三菱（広 島）に朝鮮 人強制連行 開始

年	月日	韓国	日本	韓日関係 関連動向	その他 国際動向	備考
1945	8.6.		広島、 原爆投下			朝鮮人被爆 者約5万人 (推定)
	8.9.		長崎、 原爆投下			朝鮮人被爆 者約2万人 (推定)
	8.15.		日本、無条 件降伏			朝鮮人被爆 者約2万5 千人帰国 (推定)
	8.21.		日本、朝鮮 人徴用解除			
	9.2.	朝鮮人、 帰国開始				山口県仙崎 港から、興 安丸など
	10.5.		広島救急救 護所11個 所閉鎖			医療団病院 7箇所開設
	10.15.		在日朝鮮人 連盟結成			
1946	2.17.		朝鮮人帰国 希望者登録 開始			
	10.3.		在日朝鮮人 居留民団 結成			
1947	3.10.		アメリカが 「原爆傷害 調査委員会 (ABCC) 」設立			広島日本 赤十字病院
1948	7月		長崎に ABCC設立			
	8.15.	大韓民国 政府樹立				
	9.9.				朝鮮民主主 義人民共和 国政府樹立	被爆者 2,000名 (推定)
1949	1.20.	駐日代表部 設置				

年	月日	韓国	日本	韓日関係 関連動向	その他 国際動向	備考
1949	2.22.	対日賠償 調査審議会 設立				
	9.25.				ソ連、原爆 保有報道	
1950	3.19.				原爆禁止ス トックホル ムアピール	
	6.25.	韓国戦争 勃発				
1951	9.8.				サンフラン シスコ講和 条約調印	
	10.20.			韓日予備 会談開始		
1952	2.15.			第一次 韓日会談		
	8.20.		「原爆被害 者会」（会 員 250 名） が広島で結 成			日本初の 被害者組織
1953	4.15.			第二次 韓日会談		
	7.29.				韓国戦争 休戦協定 調印	
	10.21.			韓日会談 決裂		
1954	3.1.				米、ビキニ 水爆実験、 第五福竜丸 漁船が被爆	
	4.25.				韓国統一 ジュネーブ 国際会議	
1955	5.26.		在日朝鮮人 総連合会 結成			

年	月日	韓国	日本	韓日関係 関連動向	その他 国際動向	備考
1956	5.6.				韓米原子力 協定調印	
	8.10.		「日本原水 爆被害者団 体協議会」 結成			(被団協)
1957	4.1.		日本原爆医 療法施行			認定被爆者 に国費医療 給付。日本 国の施政権 が及ばない 地域のもの は給付を受 けられない という日本 政府の見解
	8.20.			第四次 韓日会談		
1959	7.12.		外務省、朝 鮮人労務者 資料発表			
	8.7.	郭貴勳手記 が韓国日報 で4回連載				『広島回想 一原爆下死 の体験記』
	8.13.				在日朝鮮人 北朝鮮帰還 協定	約1,000人被 爆者帰還 (推定)
	未明	陝川で韓国 原爆被害者 が集まり始 まる				韓日会談で の補償と宣 伝活動があ ったという 証言
1960	8.1.		原爆医療法 改正			特別被爆者 制度設置、 医療手当て 支給
	未明		広島民団に 韓国原爆被 害者支援を 訴える手紙 が到着し始 める			

年	月日	韓国	日本	韓日関係 関連動向	その他 国際動向	備考
1961	2.3.	国会、対日 復交4原則 発表				
	5.16.	軍事革命				
	11.12			朴正熙・池 田会談		国交正常化 に合意
1962	11.12.			大平・金会 談、請求権 5億ドルで 合意		
1963	3.1.		広島民団に 母国被爆同 胞救援対策 委員会設置			
	8月	李鐘郁・吳 南連夫婦、 韓国政府・ 米国・日本 大使館に被 爆者実態を 訴える				返事なし
	12.7.		原爆訴訟 判決			東京地裁、 原爆投下は 国際法違 反、原爆被 害に対する 国家補償責 任認定、但 し、個人に 請求権なし
	12.17.	朴正熙 大統領就任				
1964	8月	原子力院放 射線医学研 究所、被爆 者調査実施				広島164名 長崎39名計 203名
	11.5.		広島市、オ リンピック 観光ビザ入 国韓国被爆 者・朴道延 に原爆手帳 交付			厚生省の指 示により、 広島日赤病 院で検診を 受ける

年	月日	韓国	日本	韓日関係 関連動向	その他 国際動向	備考
1965	3.20.	ソウル放送、203人韓国被爆者報道				
	5.14.		広島民団の在韓被爆者実態調査団派遣決定事実報道			中国新聞と長崎新聞
	5.22.	韓国新聞、調査団派遣報道	広島民団、韓国に実態調査団派遣			
	6.22.			韓日基本条約・韓日請求権協定調印		韓国人原爆被害者問題は除外
	6月		キノコ会結成			胎内被爆者小頭症子供の父母の集まり
	7.1.	大韓赤十字社、被爆者申告受付				600名確認、調査表返事462名中死亡者8人確認
	8月				米国ロサンゼルス被爆者30名親睦会設立	
	11.1.		厚生省、被爆者実態調査			特別法の基礎資料
	12.3.		中国新聞・平岡記者訪韓、韓国被爆者報道			
1966	8.6.	中央日報、韓国被爆者報道				
	8.8.	東洋TV、被爆者座談会放映				被爆者3人、金再根等

年	月日	韓国	日本	韓日関係 関連動向	その他 国際動向	備考
1966	8.31.	韓国被爆者 援護協会期 成会結成				金再根、徐 錫佑、裴度 煥等
	10月		被団協、 「原爆被害 者援護法の 特質と被爆 者援護法の 要求」発表			
1967	1.31.	被爆者に協 会に対する 参加と協力 を訴える広 告				東亜日報
	2.11.	韓国原爆被 害者援護協 会発起人会				会長・洪淳 鳳、会員 800 名
	3月		郭貴勲 日本訪問			平岡、中島 面談
	7.10.	「韓国原爆 被害者援護 協会」発足				年末までに 1,857人加入
	11.4.	被害者 20 名日本大使 館に補償要 求デモ				
	12.10.		原水禁、在 日朝鮮人被 爆者実態調 査決議			
1968	1.17.		在日佛教 会、広島韓 国被爆者慰 霊祭			
	5.20.		原爆特別 措置法制定			
	8.1.		核禁全国 会議、韓国 被爆者救 援決議			

年	月日	韓国	日本	韓日関係 関連動向	その他 国際動向	備考
1968	8.2.		長崎青年経営者会、韓国被爆者救援街頭募金			
	8.6.	第一回韓国原爆犠牲者慰霊祭				
	8.16.		辛泳洙、アサヒグラフに寄稿			韓国被爆者初めての雑誌寄稿
	10.2.		密入国被爆者・孫貴達逮捕			
	10.3.		山口被団協等、孫氏救援運動開始			
	10.19.		孫氏、広島原爆病院に入院			
	10.26.		被爆者救援日韓協議会発足（広島）			韓国被爆者渡日治療と実態調査決定
	11.4.		孫氏、懲役6ヶ月判決、強制追放			麻薬運搬の嫌疑で11.8.送還
	12.13.		観光ビザで渡日した巖粉蓮、林福順、広島原爆病院入院			
12月	赤十字社、会員登録支援・登録者2,054名	京都で韓国太平洋戦争戦死者及び原爆犠牲者慰霊碑建立				

年	月日	韓国	日本	韓日関係 関連動向	その他 国際動向	備考
1969	2.11.	「韓国原爆 被害者援護 協会」 初代会長に 洪淳鳳就任				
	2.14.		厚生省、 嚴、林両氏 への原爆手 帳交付拒否			
	2.16.		折り鶴の会 と韓国被爆 者協会が 姉妹縁組み			
	2.22.		被爆者救援 日韓協議 会、外国人 被爆者手帳 交付訴え街 頭署名運動			
	3月		桑原忠男、 原爆症認定 裁判広島 提訴			
	4.15.		原爆特別法 一部改正、 遺族葬祭費 支給開始			
	5.8.		本島百合子 議員（民 社）、「韓 国・ 台湾被爆者 は日本の被 爆者なみに 援護を受け るべき」と 発言			衆院社労委

年	月日	韓国	日本	韓日関係 関連動向	その他 国際動向	備考
1969	5月		厚生省、治療目的渡日被爆者には原爆医療法と特別措置法を適用しないと発表			公衆衛生局長、「治療目的で一時的に一時入国した者は原爆両法適用できない」 入国審査課長、「両法適用希望する者には入国を許さない」
	12月	「韓国原爆被害者援護協会」、第二代会長に金翼星就任				会員登録者4,218名、放射線医学研究所検診91名
1970	4月	李章圭博士チーム5名、ソウル被爆者調査715名				二世28名 含め90名
	4.10.		広島韓国人犠牲者慰霊碑完成			広島本川西詰
	8.24.	広島折り鶴の会会員6名韓国訪問				
	12.3.		孫振斗、密入国逮捕			広島、東京等で孫さん支援市民運動
	未明	東洋TV、韓国原爆被害者協会会員の实態について放映	RKBTV・東洋TV、会員実態放映			登録会員4,933名、放射線医学研究所検診11名

年	月日	韓国	日本	韓日関係 関連動向	その他 国際動向	備考
1971	1.19.	対日民間請求件申告に関する法律制定、原爆被爆者は含まれず				金融財産と45.8.15.以前死亡した被徴用死亡者補償金に限定
	1.30.		孫振斗、懲役10ヶ月判決			福岡高裁に控訴
	6.7.		福岡高裁、孫氏控訴棄却			
	6.22.		陝川保健所長、核禁広島会議の招きで訪日			
	8.6.	被爆者10名米大使館への補償要求デモ				大統領へのメッセージを手渡す
	8.12.		孫氏、服役中に病状悪化、入院			
	9月	第三代辛泳洙会長就任				「韓国原爆被害者援護協会」が「韓国原爆被害者協会」に改称
	9.20.	広島民団、核禁広島会議謝罪の医療団派遣、韓国被爆者検診				ソウル、釜山、陝川で420名
	10.5.		孫氏、福岡県に原爆手帳申請			
	10.13.				米国ロサンゼルスで在米被爆者協会設立	

年	月日	韓国	日本	韓日関係 関連動向	その他 国際動向	備考
1971	12月		大阪で「韓国原爆被害者を救援する市民の会」が結成			
1972	7.14.		福岡県、孫氏原爆手帳申請却下			
	8.6.	韓国原爆被害者協会、大統領に陳情書提出				
	8.8.		衆院社労委・山本政弘議員、孫氏手帳却下理由を厚生省に質す			
	8.15.		韓国被爆二世4人、折り鶴の会の招きで訪日			
	8.30.		辛泳洙会長、三木副総理に補償要望書を手渡す			三木副総理「責任を感じている」と発言
	10.1.	核禁広島会議第二回診療団派遣				
	未明	陝川保健所、被爆者調査				293世帯、2,197人判明
	10.2.		孫氏、手帳却下・取消請求訴訟			

年	月日	韓国	日本	韓日関係 関連動向	その他 国際動向	備考
1972	10.8.		韓国被爆者 救援市民の 会本吉会 長、大平外 相に政府の 援護措置 要請			大平外務大 臣「外国人 原爆被害者 を救済する ための特別 措置をとる 必要があ る」と発言
	11.7.			日本外務 省・衛藤事 務官、駐日 大使館韓国 大使館・禹 文旗一等書 記官に人道 的支援用意 表明		
1973	1.26.		孫氏、 日赤病院へ 転院			
	3.27.		金英子、 広島河村病 院へ入院			
	4.11.		金英子、 広島市に 被爆者手帳 申請			
	4.23.		広島市、 手帳申請を 却下			
	5.2.		孫氏、 日赤病院退 院後広島刑 務所収監			8.24.刑期満 了、大村収 容所収容
	10.16.		孫氏、退去 強制執行停 止訴提起			
	12.15.	核禁広島会 議の陝川診 療所完成				

年	月日	韓国	日本	韓日関係 関連動向	その他 国際動向	備考
1974	3.30.		福岡地裁、 孫振斗 手帳交付判 決			福岡県、 高裁控訴
	4.22.	広島三菱重 工業韓国人 被爆者沈没 遺族会結成				
	5月	協会、 韓日議員懇 親会契機韓 国政府に要 望書提出				
	7.22.		治療目的入 国辛泳洙 氏、東京都 に原爆手帳 申請			
	7.22.		厚生省 402 号通達			原爆特別措 置法は日本 以外に居住 地を移した 被爆者には 適用がない
	7.23.		韓国教会女 性連合会、 田中総理宛 に人道的決 断促求書翰			日本キリス ト教団協議 会婦人委、 日本 YMCA の支援開始
	7.25.		東京都、辛 泳洙へ手帳 交付			韓日請求権 条約以後、 在韓被爆者 手帳交付第 一号
	7.30.		治療目的で 入国した金 容善、広島 市に 手帳申請			
	8.6.		趙判石会長 と辛泳洙、 広島市主催 慰霊祭出席			8.5.趙判石会 長等、手帳 申請

年	月日	韓国	日本	韓日関係 関連動向	その他 国際動向	備考
1974	8.8.		前三菱徴用工、三菱広島造船所訪問、未払賃金支払い要請			三菱側は拒否
	8.23.		広島市、協会代表の手帳申請を却下			観光ビザ入国が理由
	11.23.		崔英順、治療目的入国、12.3.手帳申請			
	12.10.		広島市、崔氏へ原爆手帳交付			
	12月				カリフォルニア議会に在米被爆者援護法案提出	
1975	1.23.		大牟田被団協の招きで渡日した卞蓮玉、長崎原爆病院入院			
	3.5.	韓国被爆者医療調査団（長崎証言の会等）訪韓				
	3.6.	李南洙葬儀に日本大使館・森田参事官参席				
	3.21.	日本教会婦人有志訪韓、韓国教会女性連合会と交流				

年	月日	韓国	日本	韓日関係 関連動向	その他 国際動向	備考
1975	5.17.		孫氏、手帳 裁判決審、 7,000名署 名提出			韓国 200名
	5.22.		訪韓長崎3 団体、「在 外被爆者を 支援する 会」発足			
	6月				カリフォル ニア議会、 在米被爆者 援護法否決	
	7.17.		孫氏裁判、 二審勝訴			
	9.1.		厚生省、外 国人原爆手 帳交付条件 を「一月以 上滞在なら 入国目的問 わず」と変 更			
1976	5月		鄭七仙、在 韓被爆者と して始めて 広島市から 健康管理手 当支給認定			
1977	未明	韓国教会女 性連合会が ソウルのセ ブランス病 院で在韓被 爆者無料治 療支援開始				
1978	3.30.		孫振斗裁判 最高裁で 勝訴			福岡県、手 帳を交付 (4.30.)

年	月日	韓国	日本	韓日関係 関連動向	その他 国際動向	備考
1978	4.4.		厚生省、外国人原爆手帳交付条件を「国内に現存する限り理由を問わずに交付」と変更			
	8.1.- 8.6.	韓国教会女性連合会、ソウルで原爆写真展開催				
	12.23.	ソウルで韓国被爆二世会を結成				
1979	1月		社会保障審議会、孫氏裁判を踏まえ、原爆二法再検討答申			
	6月		厚生大臣諮問機関「原爆被害者基本問題懇談会」設置			
	6.25.			日韓与党間在韓被爆者援助3項目合意		韓国人医師の日本研修、日本医師の韓国派遣、在韓被爆者の渡日治療等
	9-10	韓国教会女性連合会が韓国全域の被爆者1,070名の実態調査				
1980	2月		初めて原爆二世の健康検診実施			

年	月日	韓国	日本	韓日関係 関連動向	その他 国際動向	備考
1980	9.1.	全斗煥 大統領就任				
	10.8.			日韓両国政府、渡日治療のみ実施決定		治療期間 2 カ月、期限 5 年、渡航費 韓国政府、 治療費日本 政府負担
	11.17.		渡日治療一 陣 10 人 広島原爆病 院入院			
	12.11.		原爆被害者 基本問題懇 談会、現行 二法を超え る被爆者援 護法必要性 否定			
1981	12 月		在韓被爆者 の渡日治 療、広島 13 人・長崎 6 人、計 19 人			
	未明	韓国教会女 性連合会支 援、ソウル 慶熙医療院 で在韓被爆 者無料診療 開始				
1982	5 月		渡日治療 15 人			
	6 月				長崎市、在 米被爆者渡 日治療事業 を開始	
	9 月		渡日治療 11 人			
1983	4 月		渡日治療 25 人			

年	月日	韓国	日本	韓日関係 関連動向	その他 国際動向	備考
1983	6月		渡日治療 25人			
	9月				在外被爆者 支援連帯 広島議員会 設立	民間募金で 在米被爆者 渡日治療 招待実施
	10月		渡日治療 19人			
1984	2月		渡日治療 20人			
	4月		渡日治療 20人			
	6月		渡日治療 18人			
	7.15.				「在ブラジ ル原爆被害 者協会」結 成（9月ま で会員89 名）	
	8月		渡日治療20 人、民間 「在韓被爆 者渡日治療 広島委員 会」発足			
	10月		渡日治療 10人			
	10.21.				日本国外務 省・厚生 省、医師団 による南米 巡回被爆者 検診を開始	2年に1回、 南米被爆者 検診と渡日 治療を同時 に実施
1985	3月		渡日治療 16人			
	5月		渡日治療 20人			
	7月		渡日治療 22人			

年	月日	韓国	日本	韓日関係 関連動向	その他 国際動向	備考
1985	9.26.	協会、韓国 原爆者渡日 治療の継続 を厚生省に 要請				
	9.30.			韓国保険社 会部、日本 政府に渡日 治療期間延 長要求の意 思がないこ とを表明		
1986	3月		渡日治療 19人			
	5月		渡日治療 20人			
	7月		渡日治療 23人			
	9月		渡日治療 17人			
	10.1.	保険社会部 による在韓 被爆者国内 治療実施				
	10月			日本弁護士 連合会、 「在韓被爆 者問題第一 次報告書」 を日韓両国 に提出		渡日治療の 継続を要求
	11.20.		渡日治療 打ち切り			総計 349人
1987	11.1.	韓国政府、 被爆者対策 打ち出す				医療費 9割 国庫負担、 上限 60万 ウォン
	11.15.			協会、日本 政府へ 23億 ドル被害報 償請求声明		

年	月日	韓国	日本	韓日関係 関連動向	その他 国際動向	備考
1988	2.25.	盧泰愚大統領就任				
	5.20.		「在韓被爆者問題市民会議」、東京発足			
1989	7月	韓国国民健康保険制度実施				被爆者本人負担分3割の半分を政府が負担
	8月				アメリカ協会会長、海部首相に在米被爆者援護要望	
	12.27.			日本外務省、在韓被爆者対策費4,200万円を大韓赤十字に送金、協会の運営に任せる		協会は医療費自己負担分にあてて、医療費無料化実施
1990	1.1.	在韓被爆者無料診療実施				韓国政府50%、日本政府支援4,200万円で50%
	3.30.	協会会員約300名が日本政府の謝罪と個人賠償を要求するデモと要望書を日本大使館に提出				
	4.19.			協会慰霊訪問団、外務省訪問		川島重細重局審議官、在韓被爆者基金創設を表明

年	月日	韓国	日本	韓日関係 関連動向	その他 国際動向	備考
1990	4月				アメリカ協会、在米被爆者実施と原爆二法提供などを日本外務省に要請	
	5.24.			盧泰愚大統領日本訪問、首脳会談で日本政府、医療支援金40億円拠出を表明		
	10月	韓国保険社会研究院、全国の原爆被害者事態調査実施				
1991	6月	原爆被害者一世2,307名・二世5,557名大韓赤十字社に登録				
	8.1.		三菱同志会8人、三菱重工本社と外務省訪問、未払金支給と報償を要求			答弁は日韓条約で解決済み
1992	7.31.		三菱長崎造船所被爆金順吉、日本政府と三菱重工業を提訴、未払金返還訴訟			金順吉裁判を支援する会結成
1993	2.25.	金泳三大統領就任				

年	月日	韓国	日本	韓日関係 関連動向	その他 国際動向	備考
1994	7.23.	在韓被爆者 113名、訪 韓中の村山 首相宛に23 億ドル補償 請求声明文 発表				
	8.29.			村山首相、 在外被爆者 も日本の被 爆者と同じ く処理する と発言		
	11月	協会、日本 被爆者援護 法案に抗議 声明	日本政府、 被爆者援護 法案提案、 在韓被爆者 条文はなし	辛泳洙会長 訪日、五十 嵐官房長官 に日本の被 爆者と同様 の措置を要 求		
	12.16.		「原子爆弾 被爆者に対 する援護に 関する法 律」（被爆 者援護法） 制定			
1995	2.2.				北朝鮮で、 「反核平和 の為の朝鮮 被爆者会」 発足	
	7.1.			協会、手帳 取得韓国被 爆者に被爆 者援護法上 の諸手当と 特別葬祭給 付金支払い を要求		

年	月日	韓国	日本	韓日関係 関連動向	その他 国際動向	備考
1995	12.11.		韓国原爆被害者三菱徴用者同志会 6人、広島で裁判提訴			「三菱広島原徴用工被爆者裁判を支援する会」結成
1996	5月				北朝鮮被爆者会による実態調査で、475名被爆者判明	
	5.22.				韓国・米国・日本被爆者が共同で厚生省に被爆者援護法国外適用を要請	
	8.29.		同志会 40人、追加提訴			
	10.18.	基金 40億円で陝川被爆者福祉会館設立				
1997	2.22.	釜山で長崎徴用工生存者同志会結成				
	7.3.				韓国、米国、日本被爆者が厚生省に被爆者援護法国外適用を要請	
	12.2.		金順吉裁判、長崎地裁敗訴			
	未明				朝鮮協会が被爆者証明書発給開始、公共運賃無料	

年	月日	韓国	日本	韓日関係 関連動向	その他 国際動向	備考
1998	2.10.		金順吉氏死去、遺族が裁判継承			
	2.25.	金大中 大統領就任		日韓パートナーシップ 共同宣言		
	10.1.		金順吉裁判、長崎高裁敗訴			遺族が上告
	10.1.		郭貴勲、韓国での健康 管理手当支給請求訴訟			大阪
	11.13.				日本と海外の被爆者団体、援護法の海外適用を要望	官房長官、検討意向表明
	12.15.		援護法改正施行、韓国で被爆者認定申請できる			
1999	2.17.			議員懇主催外国人被爆者代表、厚生省交渉		認定条件、402号通達賠償裁判和解等を質問
	3.25.		三菱、広島裁判敗訴			原告46人中6人が判決まで死亡
	5.31.		李康寧裁判、長崎で提訴			
	7.21.		韓国人原爆犠牲者慰霊碑、広島平和公園内に移転			
	7.28.		韓日被爆二世シンポジウム開催			広島、長崎

年	月日	韓国	日本	韓日関係 関連動向	その他 国際動向	備考
1999	8月				北朝鮮原爆 写真展	
	10.1.		金順吉裁判 、福岡高裁 敗北、上告			
	10.22.				日本と海外 被爆者団 体、厚生 省、各政党 に援護法の 海外適用を 要望	
	11.12.		郭貴勲裁判 でブラジ ル、アメリ カ代表が 証言			11,000名の 署名を提出
2000	2.29- 3.7				朝鮮被爆者 実務代表団 が訪日	北朝鮮被爆 者は1,301 名、平均年 齢72歳
	5.1.	三菱原徴用 工6人、 釜山地法に 提訴				
	7.29.	韓日被爆二 世シンポジ ウム、ソウ ル開催				
	8.6.		森首相、 「在韓被爆 者に対する 援護方案検 討」			
	11.13.		国会で「在 外被爆者援 護の為の議 員説明懇談 会」			

年	月日	韓国	日本	韓日関係 関連動向	その他 国際動向	備考
2001	3月				日本政府代表団、北朝鮮訪問、被爆者実態調査	
	4.19.		「韓国被爆者に援護法適用を実現させる議員懇談会」(54人) 結成			
	6.1.		郭貴勲裁判、大阪高等裁判所で勝訴			
	8.1.		厚生労務大臣諮問機関「在外被爆者に関する検討会」会合			
	9.11.		長崎の広瀬方人、海外滞在中特別手当支払い裁判提起			
	10.3.		李在錫、韓国帰国時特別手当支払い裁判提訴			
	12.10.		第5回検討会報告書、「居住地によって援護の差をみることは不合理」			
	12.18.		厚生労務大臣、「在外被爆者渡日支援等支援事業」内容発表			

年	月日	韓国	日本	韓日関係 関連動向	その他 国際動向	備考
2002	3.22.	韓国原爆二世被害者・金亨律、記者会見				原爆後遺症を訴え、政府の対策を要求
	5.13.			協会訪日団 22人、国会訪問		厚生労務大臣等に援護法の平等適用要求
	6.1.		厚生労務省、在外被爆者渡日支援事業			「渡日」を前提とした事業で韓国・アメリカ・ブラジル被爆者団体は事業を拒否
	8.6.	金亨律、「韓国原爆二世患友会」インターネットサイト開設				
	12.5.		郭貴勲裁判、大阪高裁勝訴			
	12.18.		日本政府、上告断念、402号通達違法性確定			未支給手当支払いに時効（5年）適用方針
2003	2.7.		李康寧裁判、高裁勝訴、国家賠償には敗訴、上告			
	2.25.	盧武鉉大統領就任				
	3.1.		402号通達廃止			韓国人被爆者の手帳、手当申請のための来日ラッシュ

年	月日	韓国	日本	韓日関係 関連動向	その他 国際動向	備考
2003	3月		金順吉裁判、最高裁で敗訴確定			
	5.18.		崔季澈裁判提訴			7.25.崔季澈死亡、遺族承継
	8.1.		広瀬裁判、福岡地裁で勝訴			
2004	2.13.	韓国原爆二世患友会支援する会、釜山結成				
	2.27.		広瀬裁判が福岡控訴で敗訴			
	8月	国家人権委員会、強制動員被害真相糾明開始				2005.2.発表
	8-12	原爆被害者二世の基礎現況と健康実態調査（人道主義実践医師協議会）				国家人権委員会依頼
	5.18.		崔季澈、健康管理手当支給と国家賠償要求する時効裁判提訴			7.25.崔季澈氏の死亡で遺族が承継
	9.28.		崔季澈裁判、長崎地裁で勝訴			

年	月日	韓国	日本	韓日関係 関連動向	その他 国際動向	備考
2005	1.19.		広島高裁、 402号通達 の精神的被 害認定			韓国人被爆 者の手帳、 手当申請の ための来日 ラッシュ、 原告の46名 の中23名死 亡
	2.14.	国家人権委 員会、「原 爆被害者二 世の基礎健 康と健康実 態調査」報 告書発表				
	6.20.			韓日首脳会 談で小泉首 相は在韓被 爆者支援を 人道的観点 で進めると 言及		具体的な言 及はない
	8.4.	国会、被爆 者真状調査 と支援対策 要求決議案				
	10.21.	金瑾泰保健 福祉部長 官、政府 無関心に謝 罪、二世健 康検診闡明				
2006	5月	趙承洙議 員、「原子 爆弾被害者 真相究明支 援のための 特別法案」 発議				国会議員76 名共同発議
	5.29.	「金亨律追 慕事業会」 発足				

年	月日	韓国	日本	韓日関係 関連動向	その他 国際動向	備考
2006	6.13.		最高裁判所、李康寧裁判で地方自治法上時効を認めると判決			
	6.16.	原爆被害者二世の基礎現況と健康実態調査				
	8.4.		広島地裁、原爆症認定集団訴訟で41名全員認定、政府控訴			
2007	2.2.	韓国原爆被害者、韓国三菱重工業を相手に損害賠償請求訴訟				韓国初めての原爆訴訟、時効問題で敗訴
	2.6.		最高裁判所、地方自治法上の時効を理由で健康管理手当を支給しないのは違法と判示、時効撤廃			
	3.22.		原爆症認定集団訴訟、東京地裁で勝訴			原告30名の中21名に原爆症認定
	11.1.		三菱広島微用工被爆者の402号通達国家賠償請求訴訟が最終勝訴			日本政府に1人賠償金120万円の支給を命令
2008	2.18.		崔季澈裁判、最高裁で最終勝訴			

年	月日	韓国	日本	韓日関係 関連動向	その他 国際動向	備考
2008	2.25.	李明博大統領就任				
	10.29.	原爆協会、韓国政府に対する憲法訴訟願審査請求				
	11.25.	原爆協会、韓国政府に対する憲法訴訟願審査請求				
2010	3.1.	陝川平和の家を開所				
	12.15.		改正被爆者援護法施行			韓国国内で被爆者健康手帳申請と取得可能
2011	3.13.	韓国被爆者団体 3.11 福島事故慰労声明				
	5.17.		張令俊、証人がないことで健康手帳発給を拒否した長崎県を相手に訴訟提起			
	8.30.	原爆被害者問題と日本軍慰安婦問題に関する韓国憲法裁判所決定				韓国原爆被害者の権利保護のため日本政府と十分な交渉を行わなかったのは不作為による憲法違反
2012	3.23-24	2012年陝川非核平和大会開催				

年	月日	韓国	日本	韓日関係 関連動向	その他 国際動向	備考
2012	5.24.	三菱徴用工 裁判、韓国 大法院判決				植民地支配 と直結した 個人の損害 賠償請求権 は韓日請求 権協定に 含まれてい ない
	9.18.		張令俊、一 審裁判勝訴			
	12.7.	金正録議 員、「韓国 人原子爆弾 被害者実態 調査と支援 のための特 別法案」代 表発議				
2013	2.28.	李學永議 員、「原子 爆弾被害者 と被害者子 女支援のた めの特別法 案」代表発 議				
	7.4.	特別法連帯 会議、外交 通商部に公 開質疑書発 送				韓国人原爆 被害者一 世・二世患 友被害賠償 と医療福祉 支援関連
	10.24.		医療費差別 撤廃訴訟裁 判で大阪地 方裁判所一 審勝訴			
2014	2.12.	韓国原爆被 害者特別法 制定のため の国会審議 と政府の対 策促求記者 会見	厚生省記者 会見「新し い韓国原爆 被害者の支 援対策を準 備する」			

附録 2. 日韓基本条約全文

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約

前文

日本国及び大韓民国は、両国民間の関係の歴史的背景と、善隣関係及び主権の相互尊重の原則に基づく両国間の関係の正常化に対する相互の希望とを考慮し、両国の相互の福祉及び共通の利益の増進のため並びに国際の平和及び安全の維持のために、両国が国際連合憲章の原則に適合して緊密に協力することが重要であることを認め、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約の関係規定及び千九百四十八年十二月十二日に国際連合総会で採択された決議第百九十五号を想起し、この基本関係に関する条約を締結することに決定し、よつて、その全権委員として次のとおり任命した。

日本国

日本国外務大臣	椎名 悦三郎
	高杉 晋一

大韓民国

大韓民国外務部長官	李 東 元
大韓民国特命全権大使	金 東 祚

これらの全権委員は、互いにその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次の諸条を協定した。

第一条

両締約国間に外交及び領事関係が開設される。両締約国は、大使の資格を有する外交使節を遅滞なく交換するものとする。また、両締約国は、両国政府により合意される場所に領事館を設置する。

第二条

千九百十年八月二十二日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定は、もはや無効であることが確認される。

第三条

大韓民国政府は、国際連合総会決議第百九十五号に明らかに示されているとおりの朝鮮にある唯一の合法的な政府であることが確認される。

第四条

(a) 両締約国は、相互の関係において、国際連合憲章の原則を指針とするものとする。

(b) 両締約国は、その相互の福祉及び共通の利益を増進するに当たって、国際連合憲章の原則に適合して協力するものとする。

第五条

両締約国は、その貿易、海運その他の通商の関係を安定した、かつ、友好的な基礎の上に置くために、条約又は協定を締結するための交渉を実行可能な限りすみやかに開始するものとする。

第六条

両締約国は、民間航空運送に関する協定を締結するための交渉を実行可能な限りすみやかに開始するものとする。

第七条

この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにソウルで交換されるものとする。この条件は、批准書の交換の日に効力を生ずる。

末文

以上の証拠として、それぞれの全権委員は、この条約に署名調印した。

千九百六十五年六月二十二日に東京で、ひとしく正文である日本語、韓国語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

椎名 悦三郎

高杉 晋一

大韓民国のために

李 東 元

金 東 祚

附録 3. 日韓請求権協定全文

日韓請求権並びに経済協力協定

(財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定)

日本国及び大韓民国は、両国及びその国民の財産並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題を解決することを希望し、両国間の経済協力を増進することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

1 日本国は、大韓民国に対し、

(a) 現在において千八十億円（一〇八、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）に換算される三億合衆国ドル（三〇〇、〇〇〇、〇〇〇ドル）に等しい円の価値を有する日本国の生産物及び日本人の役務を、この協定の効力発生の日から十年の期間にわたって無償で供与するものとする。各年における生産物及び役務の供与は、現在において百八億円（一〇、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）に換算される三千万合衆国ドル（三〇、〇〇〇、〇〇〇ドル）に等しい円の額を限度とし、各年における供与がこの額に達しなかつたときは、その残額は、次年以降の供与額に加算されるものとする。ただし、各年の供与の限度額は、両締約国政府の合意により増額されることができる。

(b) 現在において七百二十億円（七二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）に換算される二億合衆国ドル（二〇〇、〇〇〇、〇〇〇ドル）に等しい円の額に達するまでの長期低利の貸付けで、大韓民国政府が要請し、かつ、3の規定に基づいて締結される取極に従って決定される事業の実施に必要な日本国の生産物及び日本人の役務の大韓民国による調達に充てられるものをこの協定の効力発生の日から十年の期間にわたって行なうものとする。この貸付けは、日本国の海外経済協力基金により行なわれるものとし、日本国政府は、同基金がこの貸付けを各年において均等に行ないうるために必要とする資金を確保することができるように、必要な措置を執るものとする。

前記の供与及び貸付けは、大韓民国の経済の発展に役立つものでなければならない。

2 両締約国政府は、この条の規定の実施に関する事項について勧告を行なう権限を有する両政府間の協議機関として、両政府の代表者で構成される合同委員会を設置する。

3 両締約国政府は、この条の規定の実施のため、必要な取極を締結するものとする。

第二条

1 両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条（a）に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。

2 この条の規定は、次のもの（この協定の署名の日までにそれぞれの締約国が執つた特別の措置の対象となつたものを除く。）に影響を及ぼすものではない。

（a）一方の締約国の国民で千九百四十七年八月十五日からこの協定の署名の日までの間に他方の締約国に居住したことがあるものの財産、権利及び利益

（b）一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつて千九百四十五年八月十五日以後における通常の接触の過程において取得され又は他方の締約国の管轄の下にはいつたもの

3 2の規定に従うことを条件として、一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつてこの協定の署名の日に関係する他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であつて同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができないものとする。

第三条

1 この協定の解釈及び実施に関する両締約国の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとする。

2 1の規定により解決することができなかつた紛争は、いずれか一方の締約国の政府が他方の締約国の政府から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日の期間内に各締約国政府が任命する各一人の仲裁委員と、こうして選定された二人の仲裁委員が当該期間の後の三十日の期間内に合意する第三の仲裁委員又は当該期間内にその二人の仲裁委員が合意する第三国の政府が指名する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員からなる仲裁委員会に決定のため付託するものとする。ただし、第三の仲裁委員は、両締約国のうちいずれかの国民であつてはならない。

3 いずれか一方の締約国の政府が当該期間内に仲裁委員を任命しなかつたとき、又は第三の仲裁委員若しくは第三国について当該期間内に合意されなかつたときは、仲裁委員会は、両締約国政府のそれぞれが三十日の期間内に選定する国の政府が指名する各一人の仲裁委員とそれらの政府が協議により決定する第三国の政府が指名する第三の仲裁委員をもつて構成されるものとする。

4 両締約国政府は、この条の規定に基づく仲裁委員会の決定に服するものとする。

第四条

この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにソウルで交換されるものとする。この協定は、批准書の交換の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府からこのために正当な委任を受け、この協定に署名した。

千九百六十五年六月二十二日に東京で、ひとしく正文である日本語及び韓国語により本書二通を作成した。

日本国のために

椎名悦三郎

高杉晋一

大韓民国のために

李東元

金東祚

附録 4. 韓国憲法裁判所決定文（韓国人原爆被害者）日本語訳¹

下線部分：原爆被害者に特有の記述
その他の部分：日本軍慰安婦に関する決定と共通の記述

憲法裁判所 決定 (韓国人原爆被害者)

事件 2008 憲マ 648 大韓民国と日本国間の財産及び請求権に関する問題の
解決並びに経済協力に関する協定第 3 条不作為違憲確認

請求人 別紙目録の通り

代理人法務法人 三一

担当弁護士 崔ボンテ、李チュンヒ、呉チュンヒョン、宋ヘイク、金インソク、林ソ
ンウ、権ヨンギョ、梁サンヨル

被請求人 外交通商部長官（訳者註：日本の外務大臣に相当）

代理人 法務法人ファウ

担当弁護士 金ソンシク、黄サンヒョン、崔ユナ、金ダヒ

主 文

請求人らが日本国に対して有する原爆被害者としての賠償請求権が、「大韓民国と日本国間の財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する協定」第 2 条第 1 項によって消滅したか否かに関する韓・日両国間の解釈上の紛争を、上の協定第 3 条が定めた手続きに従って解決せずにいる被請求人の不作為は、違憲であることを確認する。

¹ 韓国の原爆被害者を救援する市民の会（2011）『在韓被爆者の戦後補償―「日韓請求権協定」に関する「韓国憲法裁判所・決定」を読む』、韓国の原爆被害者を救援する市民の会より抜粋。なお、翻訳は市場淳子。

理 由

1. 事件の概要及び審判対象

ア. 事件の概要

(1) 請求人らは、日帝強占期（訳者註：日本の植民地時代）の 1945 年 8 月 6 日、日本の広島に、そして同月 9 日長崎に投下された原子爆弾によって被爆した韓国人原爆被害者らである。

被請求人は外交、外国との通商交渉およびそれに関する総括・調停、国際関係業務に関する調整、条約その他の国際協定、在外国民の保護・支援、在外同胞政策の樹立、国際情勢の調査・分析に関する事務を管掌する国家機関である。

(2) 大韓民国は 1965 年 6 月 22 日、日本国との間に「大韓民国と日本国間の財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する協定」（条約第 172 号、以下「この事件の協定」とする）を締結した。

(3) 請求人らは、請求人らが日本国および日本企業に対して有する原爆被害者としての賠償請求権が、この事件の協定第 2 条第 1 項によって消滅したか否かについて、日本国は上記の請求権が上記の規定によってすべて消滅したと主張し、請求人らに対する賠償を拒否しており、大韓民国政府は請求人らの上記の請求権は、この事件の協定によって解決したものではないという立場であり、韓・日両国間にこれに関する解釈上の紛争が存在するので、被請求人としてはこの事件の協定第 3 条が定めた手続きに従い、上記のような解釈上の紛争を解決するための措置を取る義務があるにもかかわらず、これをまったく履行せずにいると主張して、2008 年 10 月 29 日、このような被請求人の不作為が請求人らの基本権を侵害し、違憲であるという確認を求める、この事件の憲法訴願審判を請求した。

イ. 審判の対象

この事件の審判対象は、請求人らが日本国に対して有する原爆被害者としての賠償請求権が、「大韓民国と日本国間の財産および請求権に関する問題の解決ならびに経済協力に関する協定」第 2 条第 1 項によって消滅したか否かに関する韓・日両国間の解釈上の紛争を、上記の協定第 3 条が定めた手続きに従って解決せずにいる被請求人の不作為が、請求人らの基本権を侵害するか否かであり、これと関連した上記の協定の

内容は、次の通りである。

[関連規定]

○大韓民国と日本国間の財産および請求権に関する問題の解決ならびに経済協力に関する協定（条約第 172 号、1965.6.22.締結、1965.12.18.発効）

大韓民国および日本国は、両国およびその国民の財産ならびに両国およびその国民の間の請求権に関する問題を解決することを希望し、両国間の経済協力を増進することを希望して、次のとおり協定した。

第1条

1 日本国は、大韓民国に対し、

(a) 現在において1,080億円（108,000,000,000円）に換算される3億アメリカ合衆国ドル（300,000,000ドル）相当の円の価値を有する日本国の生産物および日本人の役務を、本協定の効力発生の日から10年の期間にわたって無償で提供する。各年における生産物および役務の提供は、現在において108億円（10,800,000,000円）に換算される3,000万アメリカ合衆国ドル（30,000,000ドル）相当の円の額を限度とし、各年における提供がこの額に達しなかったときには、その残額は、次年以降の提供額に加算される。ただし、各年の提供の限度額は、両締約国政府の合意により増額されうる。

(b) 現在において720億円（72,000,000,000円）に換算される2億アメリカ合衆国ドル（200,000,000ドル）相当の円の額に達するまでの長期低利の貸付けで、大韓民国政府が要請し、かつ3の規定に基づいて締結される約定に従って決定される事業の実施に必要な日本国の生産物および日本人の役務を大韓民国が調達するところにおいて充当される借款を、本協定の効力発生の日から10年の期間にわたって行なう。本借款は、日本国の海外経済協力基金により行なわれるものとし、日本国政府は、同基金が本借款を各年において均等に利用することができるのに必要な資金を確保することができるよう、必要な措置をとるものとする。

前記の提供および借款は、大韓民国の経済の発展に役立つものでなければならない。

2 両締約国政府は、本条の規定の実施に関する事項について勧告を行なう権限を有する両政府間の協議機関として、両政府の代表者によって構成される合同委員会を設置する。

3 両締約国政府は、本条の規定の実施のため、必要な協定を締結するものとする。

第2条

1 両締約国は、両締約国およびその国民（法人を含む）の財産、権利および利益ならびに両締約国およびその国民の間の請求権に関する問題が、1951年9月8日にサンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約第4条（a）に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなるということを確認する。

2 本条の規定は、次のもの（本協定の署名日までに各締約国がとった特別の措置の対象となったものを除く）に影響を及ぼすものではない。

（a）一方の締約国の国民で、1947年8月15日からこの協定の署名日までの間に、他方の締約国に居住したことがあるものの財産、権利および利益

（b）一方の締約国およびその国民の財産、権利および利益であって、1945年8月15日以後における通常の接触の過程において取得され、または他方の締約国の管轄下に入れられたもの

3 2の規定に従うことを条件として、一方の締約国およびその国民の財産、権利および利益であって本協定の署名日に他方の締約国の管轄下にあるものに対する措置、ならびに一方の締約国およびその国民の他方の締約国およびその国民に対するすべての請求権であって同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができないものとする。

第3条

1 本協定の解釈および実施に関する両締約国間の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決する。

2 1の規定により解決することができなかった紛争は、いずれか一方の締約国の政府が他方の締約国の政府から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から30日の期間内に、各締約国政府が任命する一人の仲裁委員と、こうして選定された二人の仲裁委員が当該期間後30日の期間内に合意する第三の仲裁委員、または当該期間内にその二人の仲裁委員が合意する第三国の政府が指名する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員からなる仲裁委員会に、決定のために回付する。ただし、第三の仲裁委員は、両締約国のうちいずれかの国民であってはならない。

3 いずれか一方の締約国の政府が当該期間内に仲裁委員を任命しなかったとき、または第三の仲裁委員もしくは第三国について当該期間内に合意されなかったときは、仲裁委員会は、両締約国政府の各々が30日の期間内に選定する国の政府が指名する各

一人の仲裁委員とそれらの政府が協議により決定する第三国の政府が指名する第三の仲裁委員から構成される。

4 両締約国政府は、本条の規定に基づく仲裁委員会の決定に服する。

第4条

本協定は、批准されなければならない。批准書はできる限りすみやかにソウルで交換されるものとする。本協定は、批准書の交換日に効力を生ずる。

2. 当事者らの主張

ア. 請求人らの主張の要旨

(1) 請求人らは、日本の侵略戦争に強制動員され、日本に留まっている間に原爆被害を受けることになったにもかかわらず、日本人被爆者らとは異なり、放置され、差別されてきたという点において、二重、三重の被害者である。請求人らは、この間、日本の法廷はもとより、韓国の法廷で、自らの被害に対する加害者である日本政府および企業を相手に、謝罪と賠償を要求してきたが、日本政府はこの事件の協定によって、上記の請求人らが有する権利は消滅したと主張し、その法的責任を否定した。

これに反して、韓国政府は 2005 年 8 月 26 日、原爆被害者問題と関連して、日本国の法的責任はこの事件の協定第 2 条第 1 項によって消滅せず、そのまま残っているという事実を認め、韓・日両国間に、これに関する解釈上の紛争が存在する。

(2) この事件の協定第 3 条は、協定の解釈および実施に関する韓・日両国間に紛争がある場合、外交上の経路や仲裁手続きによる解決方法を規定することにより、締約国に上記の協定の解釈と関連した紛争解決の義務を負わせているから、韓国政府には上記のようなこの事件の協定の解釈と関連する紛争の解決のための作為義務があると、みなければならない。

(3) また、韓国政府としては、大韓民国臨時政府の法統を継承したことを明示している憲法前文、人間の尊厳と価値および幸福追求権、国家の基本的な人権保障義務を宣言している憲法第 10 条、財産権の保障に関する憲法第 23 条等と、この事件の協定の締結当事者として、行政上の信頼保護の原則に立脚した作為義務があり、憲法第 37 条第 1 項所定の列挙されていない基本権である外交的保護権に対応した外交的保護義務等がある。

(4) ところが、韓国政府は、請求人らの基本権を実効的に保障できる外交的保護措置や、仲裁回付等の具体的な措置を取らないでいるところ、このような行政権力の不作為は、上記の憲法諸規定に違反するものである。

イ. 被請求人の意見の要旨

(1) 行政権力の不作為についての憲法訴願は、公権力の主体に、憲法から由来する作為義務が特別に具体的に規定され、これに依拠して基本権の主体が、行政行為を請求できるにもかかわらず、公権力の主体がその義務を怠る場合に許容されるものであるところ、韓国政府が外交的保護権を行使しなければならないとか、この事件の協定第 3 条に従った紛争解決措置を取るべき義務があるとかを、明示的に規定した憲法や法廷規定はなく、憲法解釈上、上記のような作為義務が特別に具体的に規定されている場合に該当しないところ、このような不作為は憲法訴願の対象にはならない。

(2) 韓国政府は請求人らの被害救済のために、日本政府に対して持続的に原爆被害者に対する問題提起をすることによって、日本政府から原爆被害者に対する支援金を受け取り、これを基に基金を設立して原爆被害者に対する支援サービスを提供してき、日本内の差別的な法令改正および合理的な法適用を要求するなど、請求人らの地位向上および実質的な経済的支援のために努力してきている。このような政府の努力は、多様な方法を通じて、外交的保護権を行使したものであり、この事件の協定第 3 条に規定された外交上の経路を通じた紛争解決措置に該当する。

また、韓国政府は外交的保護権の行使の可否および行使方式について、高度の裁量権を有しており、この事件の協定第 3 条の規定と、外交的問題という特性により、この事件の協定の解釈上の紛争解決方式においても、包括的な裁量権を付与されている。このような裁量権の行使が、日本との摩擦による国内的な問題を憂慮して、請求人らの基本権行使を最小限度に制限する範囲内でなされたのであるから、裁量権の限界を逸脱したものと見ることはできない。

3. この事件の背景

この事件に関する判断をするための前提として、この事件の背景および全体的経緯をまず調べてみることにする。

ア. この事件の協定の締結経緯

(1) 解放後、韓国に進駐した米軍政当局は、1945 年 12 月 6 日に公布した軍政法令

第 33 号で、在韓国旧日本財産をその国有・私有を問わず米軍政庁に帰属させ、このような旧日本財産は大韓民国政府の樹立直後である 1948 年 9 月 20 日に発効した「韓米間財政および財産に関する最初の協定」によって韓国政府に移譲された。

(2) 一方、1951 年 9 月 8 日、サンフランシスコで締結された連合国と日本国との平和条約では、韓国に、日本に対して賠償を請求できる権利が認められず、ただし、上記の条約第 4 条 a 項に、日本の統治から離脱した地域の施政当局および住民と、日本および日本国民間の財産上の債権・債務関係は、このような当局と日本間の特別約定で処理することを、第 4 条 b 項で日本は、前記地域で米軍政当局が日本および日本人の財産を処分したことを有効と認定することを、それぞれ規定した。

(3) 上記の条約第 4 条 a 項の趣旨に従い、大韓民国および大韓民国国民と日本および日本国民間の財産上の債権・債務関係を解決するために、1951 年 10 月 21 日の予備会談以後、1952 年 2 月 15 日に第 1 次韓・日会談本会議が開かれ、韓国と日本の国交正常化のための会談が本格的に始まって以来、7 回にわたる本会議と、それにとりまなう数十回の予備会談、政治会談および各分科委員会別の会議等を経て、1965 年 6 月 22 日に、この事件の協定と、漁業に関する協定、在日僑胞の法的地位および待遇に関する協定、文化財および文化協力に関する協定等、4 つの附属協定が締結されるに至った。

(4) 被請求人が提出した「請求権関係解説資料」によれば、第 1 次韓・日会談時(1952 年 2 月 15 日～4 月 25 日)、韓国政府は「韓・日間財産および請求権協定要綱 8 項」(以下「8 項目」とする)を提示したが、これは、

1. 韓国から搬出された古書籍、美術品、骨董品、その他国宝、地図原版および地金、地銀を返還すること
2. 1945 年 8 月 9 日現在、日本政府の対朝鮮総督府債務を弁済すること
3. 1945 年 8 月 9 日以後、韓国から移替または送金された金額を返還すること
4. 1945 年 8 月 9 日現在、韓国に本社または、主な事務所がある法人の在日財産を返還すること
5. 韓国法人または自然人の日本および日本国民に対する日本国債、公債、日本銀行券、被徴用韓国人の未収金、その他、韓国人の請求権を弁済すること
6. 韓国法人または韓国自然人所有の日本法人株式、またはその他の証券を法的に認定すること
7. 前記財産または請求権から発生した過失を返還すること
8. 前記返還および決済は、協定成立後即時に開始し、遅くとも 6 ヶ月以内に終了す

ること

の 8 個項目である。

(5) しかし、第 1 次会談は、上記の 8 項目の請求権の主張に対応した日本側の対韓・日本人財産請求権の主張によって決裂し、以後、独島問題および平和線問題に対する異見、「日本国による 36 年間の韓国統治は韓国に有益なことだった」とする日本側首席代表久保田の妄言および両国の政治的状況等から、第 4 次韓・日会談までは請求権問題に関する実質的議論は行われなかった。

(6) その後、8 項目についての実質的討議が行われたのは、第 5 次韓・日会談(1960 年 10 月 25 日～1961 年 5 月 15 日)だったが、8 項目の各項に対する日本側の立場は、概ね、

第 1 項に関しては、地金および地銀は合法的な手続きによって搬出したものなので、返還の法的根拠がなく、

第 2、3、4 項に関しては、韓国が所有権を主張できるのは、米軍政法令第 33 号が公布された 1945 年 12 月 6 日以後のものに限り、

第 5 項に関しては、韓国側が個人の被害に対する補償問題を持ち出すことに強く反発し、韓国側に徹底した根拠の提示を要求、即ち、具体的な徴用、徴兵の人数や証拠資料を要求するものだった。

このように、第 5 次会談の請求権委員会では、1961 年 5 月 16 日の軍事政変によって会談が中断されるまで、8 項目の第 1 項から第 5 項までの討議が進行したが、根本的な認識の差を確認しただけで、実質的な意見の接近をみることには失敗した。

(7) そして、1961 年 10 月 20 日に第 6 次韓・日会談が再開された後には、請求権に対する細部の議論は時間を消耗するだけで解決は遙遠だという判断の下、政治的側面からの接近が模索された。1961 年 11 月 22 日の朴正熙・池田会談以後、1962 年 3 月の外相会談では、韓国側の支払い要求額と日本側の支払い用意額を非公式に提示することにし、その結果、韓国側の純弁済 7 億ドルに対して、日本側の純弁済 7 万 4 千ドルおよび借款 2 億ドルという差が確認された。

(8) このような状況で、日本側は当初から、請求権に対する純弁済にすると、法律関係と事実関係を厳格に確かめなければならないだけでなく、38 度線の南に限定されなければならない、その金額も少なくなり、韓国側が受諾できなくなるだろうから、有償と無償の経済協力の形式を取って金額を相当程度に引き上げ、代わりに請求権を放棄するようにしようと提案した。これに対して韓国側は、請求権に対する純弁済を受

け取らなければならない立場や、問題を大局的見地から解決するために、請求権解決の枠の中で純弁済と無償支払いの 2 つの名目で解決することを当初は主張し、その後再び譲歩して、請求権解決の枠の中で純弁済および無償支払いの 2 つの名目を設けるが、その金額を各々区分表示せず、総額だけ表示する方法で解決することを提議した。

(9) 以後、当時の金鐘弼中央情報部長は、日本で池田日本首相と一度、大平日本外相と前後二度にかけて会談し、大平外相との 1962 年 11 月 12 日の第 2 次会談時、請求権問題の金額、支払い細目および条件等に関し、両国政府に建議する妥結案に関する原則的な合意を見て、具体的な調整過程を経て、第 7 次韓・日会談が進行中だった 1965 年 4 月 3 日、当時の韓国外務部長官李東元と日本外務大臣椎名との間で、「韓・日間の請求権問題解決および経済協力に関する合意」が成立し、1965 年 6 月 22 日に、名目を区分表示せずに、日本が大韓民国に一定金額を無償および借款で支払うが、両締約国およびその国民（法人を含む）の財産、権利および利益と両締約国およびその国民間の請求権に関する問題を、完全にそして最終的に解決することを内容とする、この事件の協定が締結された。

(10) 徴兵・徴用に次いで起きた原爆被害者の問題は、この事件の協定締結のための韓・日国交正常化会談が進行する間、まったく論議されず、8 項目の請求権にも含まれていなかった。

イ. 韓国人原爆被害者問題に対する韓・日両国の処理過程

(1) 広島・長崎の原爆投下によって被害を受けた韓国人（当時は朝鮮人）は、広島で約 5 万人、長崎で約 2 万人であり、これは被爆者全体の 10 分の 1 に該当する数である。そのうち 4 万人が死亡し、生存者 3 万人中 2 万 3 千人が帰国し、2 万 3 千人中 2 千人は北朝鮮に帰ったものと推定されている。

韓国人原爆被害者は日帝強占期の侵略戦争遂行のための徴用・徴兵等の強制動員によって日本に連行された人々であり、被爆後は、日本人とは区別されて、救助措置および保護措置をまったく受けられず、放置された状態で韓国に帰ってきた。韓国人原爆被害者の死亡率は全被爆者 691,500 人に対して死亡者 233,167 人の比率を大きく超えるものであり、これは被爆後の差別的な放置に起因するものと把握されている。

(2) 日本はサンフランシスコ条約以降、原爆被害者に対する支援に取り掛かり、1957 年に「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を制定し、この法律によって認定された被爆者に被爆者健康手帳（以下、「健康手帳」とする）を交付し、治療費と検診料を国家が負担することとし、1968 年には「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関

する法律」を制定して、被爆者の生活保護のための各種手当を支給した。

上記の二つの法律には国籍に関する何らの制限もなかったにもかかわらず、日本政府は、韓国人原爆被害者の健康手帳申請を却下し、以降、「日本国内に居住関係を有する被爆者に対して適用されるもの」だという要件を新たに設けて、明らかに日本国外の被爆者を差別する措置を取り、原爆被害者の謝罪と賠償要求に対しても、この事件の協定によって原爆被害者らの権利はすべて消滅したと主張して、その法的な責任を否定してきた。

(3) そのために、原爆治療を要求して 1970 年に渡日した孫振斗は、密入国者として逮捕され、服役中に被爆者の無料診療を受けるために福岡県知事に対して健康手帳の交付を申請したが、受け入れられず、1972 年に却下処分取り消し訴訟（いわゆる「原爆手帳裁判」）を提起し、日本の最高裁判所は 1978 年 3 月、「日本の『原子爆弾被爆者の医療等に関する法律』では、被爆したすべての人は、国籍や居住場所による差別なく援護を享受する権利を有している」として、最終的に原告の請求を認めた。

(4) 一方、韓国政府はこの事件の協定締結後の 1966 年 2 月 19 日、「請求権資金の運用および管理に関する法律」（1982 年 12 月 31 日、法律第 3613 号によって廃止）を制定して、無償資金のうち民間補償の法律的根拠を設けて、以降、1971 年 1 月 19 日に「対日民間請求権の申告に関する法律」（1982 年 12 月 31 日に法律第 3614 号によって廃止）を制定して補償申請を受け付け、その後、1974 年 12 月 21 日に「対日民間請求権補償に関する法律」（1982 年 12 月 31 日に法律第 3614 号によって廃止）を制定し、1975 年 7 月 1 日から 1977 年 6 月 30 日まで合計 91 億 8,769 万 3 千ウォンを支給したが、その対象は日帝によって強制的に徴用・徴兵された人のうち死亡者と、上記の会談過程で対日請求権者として論議され認識されていた民事債権または銀行預金債権等を有する民事請求権保有者に限定されており、請求人らのような原爆被害者、被徴用負傷者、日本慰安婦被害者等は、その補償対象に含まれていなかった。

(5) 原爆手帳裁判以降、韓国人原爆被害者らが韓・日両国政府に対して対策を講じるよう訴えた結果、両国政府は 1981 年 12 月に有効期限を 5 年とする「在韓被爆者渡日治療の実施に関する合意書」を締結した。この合意により、日本政府は、渡日した被爆者に対して健康手帳を交付して無料治療を実施し、治療対象者の往復旅費は韓国政府で負担し、渡日治療者の入院期間（入院治療期間は 2 カ月、最長で 6 カ月まで可能）中の医療給付および健康管理手当や特別手当等、各種手当は日本政府が支給することとし、1981 年から 5 年間、349 人が渡日治療を受けたが、渡日の負担、治療期間の限定等で効果は大きくなかった。

(6) 日本政府は 1990 年 5 月、盧泰愚前大統領の訪日に際して、「人道的な」次元で韓国人原爆被害者の治療費および健康診断費用の支援、被爆者福祉センター建立支援を目的にした 40 億円の支援金を提供することとし、これにともない韓国政府は 1991 年と 1993 年の二度にわたって日本政府から 40 億円を受領し、国内に「原爆被害者福祉基金」を設立し、原爆被害者に病院診療費、必要な交通費および保険診療外の診療費などの診療補助費、死亡時 150 万ウォンの葬祭費を支給し、1996 年 10 月に慶尚南道陝川郡に「原爆被害者福祉会館」を建立し、被爆者に対する日常生活支援および健康管理サービス等を提供した。

(7) 日本政府は上記のような事情で渡日した韓国人原爆被害者に健康手帳を交付し始めたが、日本内に滞在している場合には援護対象となるが、日本国外に出ることになれば、援護措置を一切受けられなくなるという内容の 1974 年 7 月付の第 402 号通達（通達：国家から地方自治体に対して発せられる命令）に依拠して、健康手帳の交付を受けた原爆被害者が日本国外に出る場合、健康手帳による支援を中断させることによって、韓国に居住する原爆被害者らが健康手帳を申請する実益をなくさせた。1994 年に上記の「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」と「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」を統合して制定された「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」においても、被爆者であれば国籍を問わず医療支援の援護および生計補助手当の支給を受けられることになっていたにもかかわらず、日本政府は依然として上記の通達を適用して、日本内に居住する被爆者に対してのみ上記の法律による援護が受けられるものと解釈した。

(8) そのために、韓国人原爆被害者として日本を訪れて健康手帳を取得し、健康管理手当を受けていたのに、日本国外に出国したためにその援護を受けられなくなった郭貴勲が訴訟を提起し、大阪高等裁判所は 2002 年 12 月 5 日、「日本から出国したという理由で第 402 号通達によって被爆者の権利を剥奪することは違法である」として、原告に慰謝料を支給せよとの判決を下した。（訳者注：郭貴勲裁判では、①韓国への帰国を理由に、日本滞在中に取得した被爆者援護法上の被爆者たる地位と健康管理手当の受給権を失権させた処分の取り消し、②200 万円の損害賠償を求めた。処分取り消しは認められたが、損害賠償請求は認められなかった。）上の判決が確定すると、日本政府は 2003 年に上の通達を廃止した。

(9) 上記のような経緯で、2003 年 9 月から大韓赤十字社が日本政府と援護手当支給業務の委託契約を締結することによって、日本で健康手帳の交付を受け、手当支給の

認定を受けた韓国人原爆被害者らは、帰国後も手当の支給を受けられるようになった。しかし、代理人を通じた手当申請や健康手帳申請は認められなかったが、最高裁判所が2007年11月1日に韓国居住の原爆被害者らが違法な402号通達によって健康手帳を交付されて各種の手当を受給する権利を29年間も剥奪されてきたことに対して、日本国はその被害を賠償する責任があるという内容の判決を宣告すると、2008年6月に「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」が改正され、これによって初めて、国外居住の原爆被害者も日本の在外公館を通じて、援護手当を申請したり、健康手帳の交付を受けることができるようになった。韓国人原爆被害者（1世代）のうち、2010年10月現在、大韓赤十字社に登録されている人は総数2,631人で、このうち2,468人が「健康手帳」を所持している。

（10）一方、韓国人原爆被害者らは1995年12月11日、日本の広島地方裁判所に、日本国および三菱重工業株式会社等の日本企業を相手に、強制徴用などの不法行為に次いで受けた被爆、被爆後の放置等を理由にした損害賠償訴訟等を提起し（1995（ワ）2158、1996（ワ）1162、1998（ワ）649）、当時、被告側は除斥期間の経過、消滅時効の完成、またはこの事件の協定によって請求権が消滅したという趣旨の主張を行っていたが、上記の裁判所は1999年3月25日、原告らの請求をすべて棄却する判決を下した。

上記の原告らが控訴すると、控訴審（1999（ネ）206）の広島高等裁判所は2005年1月19日、強制連行および強制労働過程における不法行為による損害賠償責任が認められる可能性があり、原子爆弾が投下された後の原告らに対する救護や保護措置等の安全配慮義務の不履行による損害賠償責任が認められるとしながらも、不法行為を原因とした損害賠償請求権は20年の除斥期間の経過によって、安全配慮義務違反を原因とした損害賠償請求権は消滅時効の完成によって、それぞれ消滅したとし、付加的にこの事件の協定によって原告らの請求権が消滅したという理由で、請求を棄却し、上告審の最高裁判所（2005（オ）1691）でも2007年11月1日の上告がすべて棄却されたために、上記の判決が確定した。

（11）上記の原告らは、広島地方裁判所の1審判決を受けた後、2000年5月1日、大韓民国釜山地方法院に三菱重工業株式会社を相手に、同一の請求原因による訴訟を提起し、被告がこの事件の協定によって請求権問題は完全に解決されたので、賠償する義務はないと抗弁したため、大韓民国政府にこの事件の協定関連書類の公開を請求した。

韓国政府が上記の書類の公開を拒否したため、2004年2月13日、この事件の協定締結のための韓・日会談関連文書の公開を命じる判決が宣告されると、これを公開し

た後に、国務総理を共同委員長とし、被請求人を政府委員とする「官民共同委員会」の2005年8月26日の決定を通じて、この事件の協定はサンフランシスコ条約第4条に基づいて韓・日両国間の財政的・民事的債権・債務関係を解決するためのものであり、日本軍慰安婦問題などのように、日本政府などの国家権力が関与した「反人道的不法行為」および原爆被害者問題などに対してはこの事件の協定によって解決されたものとする見方はできないので、日本政府の法的責任が認められるという立場を明らかにしたのである。

上記の訴訟の1審（釜山地方法院 2000カハム7960）では、2007年2月2日に、損害賠償請求権が発生したとしても、すでに時効で消滅しているとして、原告の請求を棄却する判決が下され、控訴審（釜山高等法院 2007ナ4288）は、日本国の裁判所の上記の確定判決の効力が大韓民国において承認されるので規範力が及ぶという理由で、原告の請求を棄却し、現在は上告審（大法院 2009タ22549）で継続中である。

4. 適法要件に対する判断

ア. 行政不作為に関する憲法訴願

行政権力の不作為に対する憲法訴願は、公権力の主体に憲法から由来する作為義務が、特別に、具体的に規定されており、これに基づいて基本権の主体が行政行為ないし公権力の行使を請求できるにもかかわらず、公権力の主体がその義務を怠る場合にだけ許容される（憲法裁判所2000.3.30.98憲マ206,判例集12-1,393,393-393）。

上記で言う「公権力の主体に、憲法由来の作為義務が特別に、具体的に規定されており」が意味するところは、

第一に、憲法上の明文で公権力主体の作為義務が規定されている場合

第二に、憲法の解釈上、公権力主体の作為義務が導き出される場合

第三に、公権力主体の作為義務が法令で具体的に規定されている場合

等を包括していると思われることができる（憲法裁判所2004.10.28.2003憲マ898,判例集16-2下,212,219）。

イ. 被請求人の作為義務

もし、公権力の主体に、上記のような作為義務がないとすれば、憲法訴願は不適法になるので、この事件で被請求人に、上記のような作為義務が存在するかを検討する。

この事件の協定は、憲法によって締結・公布された条約として、憲法第6条第1項に従って国内法と同じ効力を有する。ところで、上記の協定第3条第1項は、「本協定の解釈および実施に関する両締約国の紛争は、まず外交上の経路を通じて解決するものとする」、同条第2項は、「1の規定により解決することができなかった紛争は、いず

れか一方の締約国の政府が他方の締約国の政府から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から30日の期間内に、各締約国政府が任命する一人の仲裁委員と、こうして選定された二人の仲裁委員が当該期間の後の30日の期間内に合意する第三の仲裁委員、または当該期間内にその二人の仲裁委員が合意する第三国の政府が指名する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員からなる仲裁委員会に、決定のため回付するものとする」と、それぞれ規定している。

上記の紛争解決条項によれば、この事件の協定の解釈に関して、韓国と日本間に紛争が発生した場合、政府はこれに従い、一次的には外交上の経路を通じて、二次的には仲裁によって解決するように述べているが、これが先に見た「公権力主体の作為義務が法令に具体的に規定されている場合」に該当するかを見る。

請求人らは、日帝強占期に徴兵・徴用によって強制的に日本に滞在させられていたところ、広島と長崎に投下された原子爆弾によって被爆した韓国人原爆被害者であって、日本国に対してそれに起因する損害賠償を請求したが、日本国はこの事件の協定によって賠償請求権はすべて消滅したとして、請求人らに対する賠償を拒否している一方で、韓国政府は先に見たとおり、請求人らの上記の賠償請求権はこの事件の協定によって解決されたものではなく、まだ存続しているという立場なので、結局、この事件の協定の解釈に関して、韓・日間に紛争が発生している状態である。

韓国憲法は、第10条で「すべての国民は、人間としての尊厳および価値を有し、幸福を追求する権利を有する。国家は、個人の有する不可侵の基本的人権を確認し、これを保障する義務を負う」と規定しているが、それゆえに人間の尊厳性は最高の憲法的価値であり、国家目標規範としてすべての国家機関を拘束し、よって国家は人間の尊厳性を実現すべき義務と課題を負わされていることを意味する。したがって人間の尊厳性は、「国家権力の限界」として、国家による侵害から保護されるべき個人の防御権であるのみならず、「国家権力の課題」として、国民が第三者によって人間の尊厳性を脅かされる時、国家はこれを保護する義務を負担する。

また、憲法第2条第2項は、「国家は法律の定めるところにより、在外国民を保護する義務を負う」と規定しているところ、このような在外国民保護義務に関して憲法裁判所は、「憲法第2条第2項で規定した在外国民を保護する国家の義務により在外国民が居留国にいる間に受ける保護とは、条約その他一般的に承認された国際法規と当該居留国の法令によって享受しうるすべての分野における正当な待遇を受けられるように居留国との関係において国家が行う外交的保護と、国外居住国民に対して政治的な考慮から特別に法律として定めて提供する法律・文化・教育、その他諸々の領域での支援を意味するものである」と判示することにより（憲法裁判所1993.12.23. 89憲マ189, 判例集5-2, 646）、国家の在外国民に関する保護義務が、憲法から導き出されるものであることを認定した。

一方、韓国の憲法は前文で「三・一運動で建立された大韓民国臨時政府の法統」の継承を明らかにしているところ、例え韓国憲法が制定される前のことであっても、国家が国民の安全と生命を保護すべき最も基本的な義務を遂行できなかった日帝強占期に、徴兵や徴用で日帝によって強制移住させられ、戦争遂行の道具として使われていたときに原爆の被害に遭わされ、その状態で長期間放置されたことによって深刻に毀損された請求人らの人間としての尊厳と価値を回復させるべき義務は、大韓民国臨時政府の法統を継承した今の政府が、国民に対して負っている最も根本的な保護義務に属すると言ふべきであろう。

上記のような憲法の諸規定およびこの事件の協定第3条の文言に照らしてみる時、被請求人が上記の第3条に従って紛争解決の手続きに進む義務は、日本国によってほしいままに行われた一連の不法行為により、人間の尊厳と価値を深刻に毀損された自国民らが、賠償請求権を実現できるよう協力して保護すべき憲法的要請によるもので、その義務の履行がなければ請求人らの基本権が重大に侵害される可能性があるので、被請求人の作為義務は憲法から由来する作為義務として、それが法令に具体的に規定されている場合だと言いうる。

さらに、特に、韓国政府が直接、原爆被害者らの基本権を侵害する行為を行ったのではないが、上記の被害者らの日本国に対する賠償請求権の実現、および人間としての尊厳と価値の回復において、現在の障害状態がもたらされたのは、韓国政府が請求権の内容を明確にせず、「すべての請求権」という包括的な概念を使って、この事件の協定を締結したことにも責任があるという点に注目するなら、被請求人にその障害状態を除去する行為に進むべき、具体的な義務があることは、否認しがたい。

ウ．公権力の不行使

この事件の記録によれば、被請求人は、上記のような作為義務の履行によって、原爆被害者らの日本国に対する賠償請求権がこの事件の協定によって消滅したか否かに関する韓・日両国間の解釈上の紛争を解決するために、この事件の協定第3条による紛争解決手続きとしての措置を特別に取ったことはないものと思われる。

被請求人はこれに対して、韓国政府が請求人らの被害救済のために日本政府に対して持続的に問題提起をすることによって、日本政府から原爆被害者らに対する支援金を受け取り、これを基に基金を設立し、原爆被害者らに対する支援サービスを提供してき、日本内の差別的な法令改正および合理的な法適用を要求するなど、請求人らの地位向上および実質的な経済的支援のために努力してきているところ、これは韓国政府に幅広く認められる外交的裁量権を正当に行使したものであり、この事件の協定第3条第1項の「外交上の経路」を通じた紛争解決措置に当然含まれるものなので、公権力の不行使ではないと主張する。

しかし、この事件で問題になる公権力の不行使は、この事件の協定によって原爆被害者らの日本に対する賠償請求権が消滅したか否かに関する、解釈上の紛争を解決するために、この事件の協定第3条の紛争解決手続きに進む義務の不履行を指すものなので、これを除外したその他の外交的措置はこの事件の作為義務の履行に含まれないと言うべきであろう。

エ. 小結

そうであるとするならば、被請求人は、憲法から由来する作為義務があるにもかかわらず、これを履行せず、請求人らの基本権を侵害した可能性がある。

したがって、以下では本案に進んで、被請求人が上記のような作為義務の履行を拒否、または怠ることが、請求人らの基本権を侵害し、違憲であるか否かに関して検討することにする。

5. 本案に対する判断

ア. この事件の協定に関連する解釈上の紛争の存在

(1) この事件の協定第2条第1項は、「両締約国は、両締約国およびその国民（法人を含む。）の財産、権利および利益ならびに両締約国およびその国民の間の請求権に関する問題が、1951年9月8日にサンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約第4条（a）に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する」と規定している。これと関連して合意議事録第2条（g）項は、上記の第2条第1項でいう「完全かつ最終的に解決されたこととなる両国およびその国民の財産、権利および利益ならびに両国およびその国民の間の請求権に関する問題には、韓・日会談において韓国側から提出された『韓国の対日請求要綱』（いわゆる8項目）の範囲に属するすべての請求が含まれており、したがって、同対日請求要綱に関しては、いかなる主張もなしえないこととなることが確認された」と記載されている。

(2) この事件の協定第2条第1項の解釈と関連して、先にみたように日本政府および司法府の立場は、原爆被害者を含む韓国民の日本国に対する賠償請求権は、すべて包括的にこの事件の協定に含まれ、この事件の協定の締結およびその履行によって放棄されたか、その賠償が終了したというもので、反面、韓国政府は2005年8月26日、「官民共同委員会」の決定を通じて、原爆被害者問題などはこの事件の協定によって解決されたものと見ることはできないので、日本政府の法的責任が認められるという

立場を明らかにした。

(3) 被請求人は、この事件の憲法訴願審判過程でも、日本はこの事件の協定により原爆被害者の日本に対する賠償請求権が消滅したという立場である反面、韓国政府の立場は原爆被害者の賠償請求権は、この事件の協定に含まれていないというもので、これに対しては両国の立場に差異があり、これはこの事件の協定第3条の「紛争」に該当するものであると確認した。

(4) したがって、この事件の協定第2条第1項の対日請求権に、原爆被害者の賠償請求権が含まれるか否かに関する韓・日両国間の解釈の差異が存在し、これが上記の協定第3条の「紛争」に該当するということは明白である。

イ. 紛争の解決手続き

この事件の協定第3条第1項は、「この協定の解釈および実施に関する両締約国の紛争は、まず外交的経路を通じて解決する」と規定し、第2項は第1項の規定によって解決できない紛争は、仲裁によって解決するように規定している。即ち、上記の諸規定は協定締結当時、その解釈に関する紛争の発生を予想し、その解決の主体を協定締結当事者である各国家に定めて、紛争解決の原則および手続きを定めたものである。そうであるならば、被請求人は、上記の紛争が発生した以上、協定第3条による紛争解決手続きに従って、外交的経路を通じて解決しなければならず、そのような解決の努力が尽きた場合、これを仲裁に回付しなければならないのが原則である。

したがって、このような紛争解決手続きに進まなかった被請求人の不作為が、請求人らの基本権を侵害して違憲であるか否かを検討することにする。

ウ. 被請求人の不作為の基本権侵害の可否

(1) 先例との区別

憲法裁判所は、この事件の協定第3条第2項に従って仲裁要請をしなかった不作為が、違憲であると主張した事件（憲法裁判所 2000.3.30. 98 憲マ 206 仲裁要請不履行違憲確認事件）で、「この事件の協定第3条の形式と内容から見ても、外交的問題の特性から見ても、協定の解釈および実施に関する紛争を解決するために、外交上の経路を通すか、でなければ仲裁に回付するかに関する韓国政府の裁量範囲は相当広いものと見ざるをえず、したがって、この事件の協定当事者である両国間の外交的交渉が長期間効果を得られずにいるとして、在日韓国人の被徴用負傷者およびその遺族である請求人らとの関係において、政府が必ず仲裁に回付しなければならない義務を負担させられていると見るのは難しく、同様に請求人らに仲裁回付をしてくれと韓国政府に請求

できる権利が生じると見ることも難しく、国家の在外国民保護義務（憲法第 2 条第 2 項）や個人の基本的な人権に対する保護義務（憲法第 10 条）によっても、依然としてこの事件の協定の解釈および実施に関する韓・日両国間の紛争を、仲裁という特定手段に回付して解決しなければならない政府の具体的作為義務と、請求人らのこれを請求できる権利は認定できない」と判決したことがある。

上記の決定は被請求人が、この事件の協定第 3 条第 2 項の「仲裁回付による紛争解決方法」を取る義務があるのかに関するもので、第 3 条第 1 項で優先的に外交上の経路を通じた問題解決を模索するようにしているにもかかわらず、これをさし置いて第 3 条第 2 項の「仲裁回付方式による紛争解決」を図る被請求人の義務を、直ちに導き出せるかが問題になった。

しかし、この事件での争点は、被請求人がこの事件の協定第 3 条第 1 項、第 2 項による紛争解決に進むべき義務を負っているかという点であり、特に第 3 条第 1 項では特定方式ではない広範囲な外交上の経路を通じた解決を規定しているため、この事件の協定の解釈に関する韓・日両国間の紛争が発生した現時点で、被請求人がこの事件の協定の解釈に関する紛争を解決するために、優先的に外交上の経路を通じて解決を模索し、外交上の経路を通じて解決できない場合、仲裁回付に進むべき憲法的作為義務があるか否かである。

即ち、この事件の争点は、被請求人がこの事件の協定の解釈に関する紛争を解決するための多様な方法のうち、「特定方法を取るべき作為義務」があるか否かではなく、「この事件の協定の解釈に関する紛争を解決するために、上記の協定の規定に従った外交行為等をなすべき作為義務」があるか否かであって、上記の先例の事案とは区別されると言うべきであろう。

（2）被請求人の裁量

外交行為は、価値と法律を共有する一つの国家内に存在する国家と国民との関係を越えて、価値と法律を互いに異にする国際環境において国家と国家間の関係を扱うものなので、政府が紛争の状況と性質、国内外の情勢、国際法と普遍的に通用する慣行等を勘案して、政策決定をすることにおいて、幅広い裁量が許容される領域であることは否認できない。

しかし、憲法上の基本権はすべての国家権力を羈束するので、行政権力もやはり、このような基本権の保護義務に従って、基本権が実効的に保障されようよう行使されなければならない。外交行為という領域も司法審査の対象から完全に排除されると見ることはできない。特定の国民の基本権が関連する外交行為において、先にみたように、法令で規定された具体的な作為義務の不履行が、憲法上の基本権保護義務に対する明白な違反だと判断される場合には、基本権侵害行為として違憲だと宣言されなければ

ならない。結局、被請求人の裁量は、侵害される基本権の重大性、基本権侵害の危険の切迫性、基本権救済の可能性、真正な国益に反するか否か等を総合的に考慮し、国家機関の基本権羈束性に当てはまる範囲内に制限されざるを得ない。

(3) 不作為による基本権侵害の可否

(ア) 侵害される基本権の重大性

韓国人原爆被害者らの日本国および日本企業に対する賠償請求は、日本人原爆被害者らとは異なり、侵略戦争のための徴兵・徴用等、不法動員によって被爆地である日本に強制的に滞在させられていたときに被爆させられ、日本の自国民らとは異なり、救護措置や保護措置を受けられず放置されることによって被害が拡大したことについて、侵略戦争国でありかつ非人道的な差別国としての日本に、その責任を問うものである。
韓国人原爆被害者の問題を提起する時、上記のような特殊性を度外視したまま、広島と長崎に投下された原爆の被害者すべての共通点だけを強調することは、原爆投下の原因となった日本の侵略戦争とそれに伴う各種の犯罪的行為に対して、日本が加害者としての責任を忘却し回避する道を開くものであり、それでは被爆させられた経緯およびそれ以降の差別と排除の過程において二重、三重に苦痛を体験した被害者らを適切に救済することはできない。

このように不法な強制徴用および徴兵中に被爆させられた後、放置され、身体と心が極度に疲弊したまま悲惨な生を営むことになった韓国人原爆被害者らが、日本に対して有する賠償請求権は、ただ憲法上の財産権の問題のみならず、その賠償請求権の実現は、無慈悲で不法な日本の侵略戦争遂行過程において道具化され、被爆後にも人間以下の極めてはなはだしい差別を受けることによって侵害された請求人らの人間としての尊厳と価値を回復するという意味をもつものであるから、その賠償請求権の実現を妨げることは、憲法上の財産権の問題に極限されず、根源的な人間としての尊厳と価値の侵害と直接の関連がある（憲法裁判所 2008.7.31. 2004 憲パ 81、判例集 20-2 上、91、100-101 参照）。

(イ) 基本権侵害救済の切迫性

先に見たように、日本政府は韓国人原爆被害者らの日本の法廷での訴訟結果に従って、「原爆被爆者に対する援護に関する法律」を韓国人原爆被害者らにも適用するようになったが、強制徴用・徴兵につづく被爆、被爆後の放置等、一連の不法行為に関して、日本国および日本企業に対する責任を問う訴訟において、日本側は依然として、この事件の協定によって請求人らの賠償請求権は消滅したと主張して法的責任を否認しており、それにともなって日本での賠償請求訴訟は敗訴で終結した。

請求人らが被爆してから 60 余年をはるかに越える歳月がたち、数万の韓国人原爆被

害者のうち 2010 年 10 月現在、原爆被害者 1 世として大韓赤十字社に登録されている人は 2,631 人に過ぎず、この事件の請求人らも本来は 2,745 人だったが、この事件の審判請求の審理中にも 203 人が死亡し、2,542 人だけが生存している。さらには、この事件の原爆被害者らはみな高齢であるうえに、原爆による後遺症に苦しんでおり、これ以上時間を遅らせた場合、原爆被害者の賠償請求権を実現することによって歴史的正義を打ち立て、侵害された人間の尊厳と価値を回復することは、永遠に不可能になるかも知れない。

(ウ) 基本権の救済可能性

侵害される基本権が重大で、その侵害の危険が差し迫っているととしても、救済の可能性がまったくないとしたら、被請求人の作為義務を認定するのは難しいだろう。しかし、救済が完璧に保障された場合にだけ作為義務が認定されるのではなく、救済の可能性が存在することで足りると言えるであろうし、この時、被害者らが、日本政府に対する賠償請求が最終的に否認される結論が出る危険性も敢えて甘受するつもりであると言うのであれば、被請求人としては被害者らの意思を充分考慮しなければならない。

2006 年に国連国際法委員会によって採択され、総会へ提出された「外交的保護に関する条文草案」の第 19 条でも、外交的保護を行使する権利を有する国家は、重大な被害が発生した場合、特に外交的保護の行使の可能性を適切に考慮しなければならない、可能なすべての場合において、外交的保護への訴えおよび請求される賠償についての被害者らの見解を考慮しなければならないことを、勧告的慣行として明示している。ところで、請求人らはこの事件の審判請求を通じて、被請求人の作為義務の履行を求めているので、被害者である請求人らの意思は明確であると言えるし、仮に除斥期間や消滅時効という民法制度上の障害があるにせよ、不法行為、安全配慮義務違反等による損害賠償責任の発生自体は、日本の司法府によっても認定されたところであるという点、および韓国人原爆被害者問題の特殊性に対する認識の拡散等に照らしてみるとき、被請求人がこの事件の協定第 3 条に従って紛争解決の努力を傾注する場合、日本国による賠償がなされうるという可能性を、予め排除してはならないだろう。

(エ) 真に重要な国益に反するか否か

被請求人はこの事件の協定第 3 条による紛争解決措置をとりながら、日本政府の賠償責任を主張する場合、日本側との消耗的な法的論争や、外交関係の不便を招来する怖れがあるという理由を掲げて、請求人が主張する具体的な作為義務の履行をするのは難しいと主張する。しかし、国際情勢に対する理解に基づいた戦略的選択が要求される外交行為の特性を考慮するとしても、「消耗的な法的論争への発展の可能性」、も

しくは「外交関係の不便」という非常に不明確で抽象的な事由を掲げて、それが基本権侵害の重大な危険に直面した請求人らに関する救済を無視する妥当な事由になるのか、もしくは真摯に考慮されるべき国益であるとみるのは難しい。

むしろ、過去の歴史的事実の認識の共有に向けた努力を通じて、日本政府をして、被害者に対する法的責任を果たさせることで、韓・日両国および両国民の相互理解と相互信頼を深め、これを歴史的教訓として二度とこのような悲劇的状况が起きないようにすることが、真なる韓・日関係の未来を築く方向であると同時に、真に重要な国益に合致することだと言えるだろう。

(オ) 小結

被請求人のこの事件の不作為は、請求人らの重大な憲法上の基本権を侵害していると言える。

エ. 小結論

憲法第10条、第2条第2項および前文と、この事件の協定第3条の文言等に照らして見た時、被請求人がこの事件の協定第3条に従って、紛争解決の手続きに進むべき義務は、憲法から由来する作為義務として、それが法令に具体的に規定されている場合だと言えるし、請求人らの人間としての尊厳と価値および財産権等、基本権の重大な侵害の可能性、救済の切迫性と可能性等を広く考慮する時、被請求人にこのような作為義務を履行しない裁量があるとは言えず、被請求人が現在までこの事件の協定第3条に従って、紛争解決手続きを履行する作為義務を履行したと見ることはできない。結局、被請求人のこのような不作為は憲法に違反し、請求人らの基本権を侵害するものである。

6. 結論

そうだとすれば、この事件の審判請求は理由があるので、これを認容することとし、下記7.のような裁判官・李ガングク、裁判官・閔ヒョンギ、裁判官・李ドンフプの反対意見を除外した残りの関与裁判官全員の一致した意見として、主文のとおり決定する。

7. 裁判官李ガングク、裁判官閔ヒョンギ、裁判官李ドンフプの反対意見

私たちは多数意見とは異なり、韓国の憲法上の明文規定や、いかなる憲法的法理によっても、「請求人らに対し、被申請人がこの事件の協定第3条で定めた紛争解決手続

きに進むべき作為義務」があるとは言えず、請求人らのこの事件の憲法訴願は不適法と見るので、下記の通り反対意見を開陳する。

ア．憲法裁判所法第 68 条第 1 項によると、公権力の行使のみならず公権力の不行使も憲法訴願の対象になりうるのだが、その公権力の不行使のせいで基本権を侵害された者が、上の憲法訴願を提起する資格があるのだから、行政権力の不作為に対する憲法訴願は、公権力の主体に憲法から由来する作為義務が、特別に、具体的に規定されており、これに基づいて基本権の主体が行政行為ないし公権力の行使を請求できるにもかかわらず、公権力の主体がその義務を怠る場合に限り許容される（憲法裁判所 1991. 9.16. 89 憲マ 163, 判例集 3, 505, 513; 2000. 3.30. 98 憲マ 206,判例集 12-1, 393, 401 等参照）。

また、ここでいう「公権力の主体に憲法から由来する作為義務が、特別に、具体的に規定されており」が意味するところが、憲法上明文で作為義務を規定していたり、憲法の解釈上、作為義務が導き出されたり、法令に具体的に作為義務が規定されている、三つの場合を包括していることも、やはり韓国の裁判所で確立された判例である（憲法裁判所 2004.10.28. 2003 憲マ 898, 判例集 16-2 下、212, 219 参照）。

ところが、ここで留意しなければならないことは、憲法の明文規定上、憲法解釈上、法令上、導き出される公権力主体の具体的な作為義務は、「基本権の主体である国民に対する」義務でなければならないということだ。そうであってこそ、「これに基づいて基本権の主体が、行政行為ないし公権力の行使を請求できるにもかかわらず、公権力の主体がその義務を怠って、憲法上保障された基本権を侵害された者」として、その侵害の原因となっている行政権力の不作為を対象に、憲法訴願を請求することができるからだ。

多数意見は、憲法第 10 条、第 2 条第 2 項、憲法前文中「三・一運動により建立された大韓民国臨時政府の法統を継承」するという部分と、この事件の協定第 3 条の文言を総合して、この事件の被請求人の作為義務が「憲法から由来する作為義務として、それが法令に具体的に規定されている場合」に該当すると判断し、さらに被請求人が負担する具体的な作為義務の内容を、「この事件の協定第 3 条により紛争解決の手続きに進む義務」と見なしたが、果たしてこのような解釈が妥当なのか、以下で具体的に検討する。

イ．まず、憲法第 10 条、第 2 条第 2 項、前文の規定自体、またはその解釈によって「憲法から由来する具体的な作為義務」を認定することはできない。

国家と国民の権利と義務関係を規定した憲法の諸条項の中には、具体的で明確な意味で国民の基本権、その他の権利を付与する諸条項もあるが、開放的・抽象的・宣言的

な文言で規定されており、憲法解釈や具体的法令等が媒介されてはじめて、国家と国民間に拘束的な権利義務を発生させる条項もある。ところが、「国民の不可侵の人権を確認し、これを保障する義務」を規定した憲法第 10 条、「法律の定めるところにより、在外国民を保護する義務」を規定した憲法第 2 条第 2 項は後者の場合に該当するものであって、国家が国民に対し基本権保障および保護義務を負担するという、国家の一般的・抽象的義務を規定しただけで、その条項自体から国民のための何らかの具体的な行為をすべき国家の作為義務が導き出されるのではない。「三・一運動で建立された大韓民国臨時政府の法統を継承」という、憲法前文の文言もまた同様である。たとえ憲法前文が、国家的課題と国家的秩序形成に関する指導理念・指導原理を規定し、国家の基本的価値秩序に関する国民的合意を規範化したものとして、最高規範性を持って法令解釈と立法の指針になる規範的効力を有しているものではあっても、それ自体から国家の国民に対する具体的な作為義務が生じることはない。

このように憲法第 10 条、第 2 条第 2 項、憲法前文から、国家の具体的な作為義務と、そのような作為義務を請求できる国民の権利は導き出されないという点は、韓国の裁判所の確立された判例でもある（憲法第 10 条、第 2 条第 2 項に関しては、憲法裁判所 2000.3.30. 98 憲マ 206, 判例集 12-1, 393, 402-403; 1998. 5.28. 97 憲マ 282, 判例集 10-1, 705, 710, 憲法前文に関しては憲法裁判所 2005.6.30. 2004 憲マ 859, 判例集 17-1, 1016, 1020-1021 参照）。

したがって、いくらこの事件の請求人らの基本権侵害状態が重大で切迫しているとしても、憲法第 10 条、第 2 条第 2 項、憲法前文だけに基づいては、請求人らに対して国家が何らかの行為をすべきであるという具体的な作為義務を引き出すことはできず、結局、「具体的な作為義務が規定されている法令」が存在してはじめて、これを媒介として国家の請求人らに対する具体的な作為義務を認定しうるのであろう。

ウ．そうであるとすれば、次に、この事件の協定第 3 条に規定された紛争解決手続きに関する条項が、上記で述べる「法令に具体的に作為義務が規定されている」場合に該当し、「憲法から由来する作為義務」が導き出せるかに関して検討する。

(1) まず、法令に具体的に作為義務が規定されている場合における、「法令に規定された具体的な作為義務」とは、「国家が国民に対し特定の作為義務を負担する」という内容が法令に記載された場合を意味すると見なければならない。なぜならば、行政権力の不作為に対する憲法訴願を請求するためには、規定された作為義務に基づいて「基本権の主体が、行政行為ないし公権力の行使を請求できるにもかかわらず、公権力の主体がその義務を怠る場合」に限って許容されるものなので（憲法裁判所 2000.3.30. 98 憲マ 206, 判例集 12-1, 393）、法令に規定される具体的な作為義務は、「基本権の主体である国民に、国家に対して特定の作為義務の履行を要求できる権利

を付与する内容」でなければならないからだ。これは、国家が、上記のような具体的な作為義務を履行しないことによって基本権を侵害されたと主張する憲法訴願において、基本権侵害の可能性ないし因果関係を認めるためにも当然、要求される前提だと言えよう。

基本的に国会が制定する法律や、国民に対し拘束力を持つ行政法規に、具体的な権利を国民に付与する内容があるのなら、これは「法令に具体的に作為義務が規定された場合」に該当すると見ることができる。現在まで、韓国の裁判所に提起された行政権力の不作為に対する憲法訴願審判は、ほとんどすべてが国内法令に国家の請求人に対する具体的な作為義務が規定されているか、その義務に対する不作為があるか、が争点の事件であったし、該当法令に、問題になった具体的な作為義務が、行政権力の国民に対する羈束行為として規定されていたり、裁量行為として規定されているが、公権力不行使の結果、請求人に対する基本権侵害の程度が顕著である等の事由から、羈束行為と解釈しなければならない場合には、具体的な作為義務が認められたし（前者に関しては、憲法裁判所 1998.7.16. 96 憲マ 246, 判例集 10-2, 283; 2004.5.27. 2003 憲マ 851, 判例集 16-1, 699, 後者に関しては、憲法裁判所 1995.7.21.94 憲マ 136, 判例集 7-2, 169 参照）、反対に、純粋な行政庁の裁量行為として規定されている場合には、請求人に対する具体的な作為義務が認められないと判示したこともある（憲法裁判所 2005.6.30. 2004 憲マ 859, 判例集 171）。

だが、この事件の協定のような条約その他の外交文書で、締約国が互いになんらかの方式で紛争を解決しようという内容と手続きが規定されているのなら、これは基本的に締約国当事者間で、締約の相手方に対して負担することを前提に用意されたものなので、一定の義務事項が記載されているとしても、締約国当事者が相手方国家に対して要求できるだけである。したがって、「条約に基づいて自国が相手方国家に対し取りうる条約上の権利義務を履行せよ」と、自国政府に要求できるためには、「そういう要求ができる権利を自国国民に付与する内容」の具体的文言が、該当条約に記載されていなければならないだろう。条約にそのような内容の明示的文言がない以上、該当条約が国民の権利関係を対象にしているという理由だけでは、条約上決められた手続き上の措置を取ることを自国政府に要求する権利は発生しないと見なければならない。

この事件の協定は、両国間または一国政府と他国国民間、両国国民相互間の「財産、権利、利益、請求権」に関する問題を対象にしているが（この事件の協定第 2 条第 1 項）、この事件の請求人らのような原爆被害者らに対する日本国の賠償責任問題は、工事の協定の対象に含まれていたか否かが明らかでないほど、一般的で抽象的な文言で記載されていて、その結果、実際に両国間の立場の違いによって、請求人らの権利問題について、この事件の協定の解釈および実施に関して「紛争」が発生した状態だ

と、見ることはできる。だが、さらに、この事件の協定で、関連国の国民にこの事件の協定第 3 条上の紛争解決手続きに進むことを要求できる権利を付与していない以上、請求人らの基本権が関連しているという理由だけでは、上記の条約上の紛争解決手続きを履行せよと、自国政府に対して要求する具体的権利は認められないと言えるだろう。

したがって、この事件の協定内容に基づいて、多数意見が認めたような、国家の具体的な作為義務を導き出すことはできない。この事件の協定第 3 条の紛争解決手続きに進めと自国政府に対し要求できる権利を、該当国の国民に付与する内容の文言が、この事件の協定のどこにも規定されていないからである。だからと言って、憲法第 10 条、第 2 条第 2 項、憲法前文により、上記のような具体的な作為義務を直接認めることもできないので、結局、この事件の協定と上記の憲法規定を総合しても、この事件の請求人らに対する国家の具体的な作為義務は導き出されない。

(2) 次に、この事件の協定第 3 条が規定している内容自体に照らしてみる時、多数意見が言う「この事件の協定の解釈に関する紛争を解決するために、第 3 条の規定に従った外交行為をする作為義務」というものが、「具体的な」行為をしなければならない「義務」であると、見ることもできない。

(ア) この事件の協定第 3 条は、「本協定の解釈および実施に関する両締約国の紛争は、まず外交上の経路を通じて解決するものとする」(第 1 項)、「1 の規定により解決することができなかった紛争は、いずれか一方の締約国の政府が他方の締約国の政府から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から……からなる仲裁委員会に決定のため回付する」(第 2 項)と規定している。どの条項にも、紛争があれば「必ず」、外交的解決手続きに進まなければならないとか、外交的解決が膠着状態に陥る場合「必ず」仲裁手続きを申請しなければならないという、「義務的」内容は記載されていない。「外交上の経路を通じて解決する」という文言は、外交的に解決しようという両締約国の間の外交的約束以上を意味するものだと、解釈することはできない。「仲裁委員会に決定のため回付する」ということにしても、「仲裁を要請する公文を受領されれば」回付されるわけであり、どの文言にも仲裁を要請しなければならないという「義務的」要素が入っていると解釈するほどの根拠は発見できない。結局、第 3 条第 1 項、第 2 項のどこからも、外交上の解決手続きに進まなければならない「義務」、外交上の解決ができなければ仲裁手続きに進まなければならない「義務」があるとの解釈を導くことはできない。

ところが、多数意見は、このような解釈上の疑問点に対しては何の言及もなく、侵害される請求人らの基本権の重大性、基本権侵害救済の切迫性だけに基いて、「被請求人にこのような作為義務を履行しない裁量があるということはず」と判示して

いるが、国家間条約に記載された義務性さえもない文言を、それによって事実上影響を受ける国民が差し迫った事情に置かれているという理由だけで、一方の締約国の政府である被請求人に対し、条約上の行為を強制することができる「義務」条項だと解釈してしまったのは、行き過ぎた論理の飛躍と言わざるを得ない。

むしろ、この事件の協定第 3 条に記載された紛争解決手続きに進む行為は、規定の形式と内容から見た時、両締約国の「裁量行為」と見るのが妥当と言うべきだろう。この事件の協定第 3 条を根拠に、在日韓国人被徴用負傷者らの日本国に対する補償請求権に関する争いを、仲裁に回付すべき具体的な作為義務が国家にあると主張して請求した憲法訴願事件で、韓国の裁判所もまた、これを裁量行為と解釈したことがあり、その内容は以下の通りである。

『この事件の協定第 3 条は、この事件の協定の解釈および実施に関する両国間の紛争は、まず外交上の経路を通じて解決し、外交上の経路を通じて解決できなかった紛争は、一方の締約国の政府が相手国政府に仲裁を要請し、仲裁委員会の決定に従って解決するように規定しているが、「上記の規定の形式と内容から見ても、外交的問題の特性から見ても、この事件の協定の解釈および実施に関する紛争を解決するために、外交上の経路を通じるべきか、でなければ仲裁に回付すべきかに関する、韓国政府の裁量範囲は相当広いと見る他なく」、したがって、この事件の協定当事者である両国間の外交的交渉が、長期間効果が得られずにいるとあって、在日韓国人被徴用負傷者およびその遺族である請求人らとの関係から、政府が必ず仲裁に回付しなければならない義務を負担することになると見るのは難しく、同じ理由から請求人らに仲裁回付をせよと、韓国政府に請求できる権利が生じると見るのも難しい』（憲法裁判所 2000.3.30. 98 憲マ 206, 判例集 12-1, 393,402）。

多数意見は、上記の先例は第 3 条第 1 項の「外交的解決義務」を差し置いて、第 2 項の「仲裁手続き回付義務」を履行しないことを根拠に憲法訴願を提起したもので、「第 3 条全体に基づく紛争解決手続き履行義務」を問題視しているこの事件では、結論を異にしうるという前提から、上記の先例とこの事件は区別されるとした。しかし、これは上記の先例の趣旨を誤解したものである。上記の先例で、具体的な作為義務を認めなかった主な根拠は、すでに見たように、この事件の協定第 3 条に基づく「外交的解決」や「仲裁手続き回付」はすべて、「義務事項」ではなく、韓国の外交的「裁量事項」というところにあったと見るのが、妥当だと言えよう。

(イ) さらに、この事件の協定第 3 条が規定している「外交的解決」「仲裁手続き回付」に、何らかの義務性があると見るとしても、それが「具体的な」作為を内容としているものと見るのも難しい。

「外交上の経路を通じて解決する義務」とは、国家の基本権保障義務、在外国民の保

護義務、伝統文化の継承・発展と民族文化の暢達に努力する国家の義務、身体障害者等の福祉向上のために努力すべき国家の義務、保健に関する国家の保護義務等と同様に、国家の一般的・抽象的な義務水準しかない。このような国家の一般的・抽象的義務は、それ自体が「具体的な」作為義務ではないので、たとえ憲法に明示的な文言として記載されていたとしても、国民が国家に対してその義務の履行を直接求めることができる「具体的な」作為義務へと変貌はしない。国民と国家の規範的關係を規律する根本規範の「憲法」に明示してあっても、これを根拠に国家に対してその義務の履行を求めることはできないのに、ましてや憲法より下位規範の「条約」に明示されているにすぎないことを根拠に、条約の当事者でもない国民が国家に対して義務の履行を求められる「具体的な」作為義務へと変貌すると解釈することはできないのである。また、「外交的解決をする義務」とは、その履行の主体や方式、履行程度、履行の完結可否を判断できる客観的判断基準を用意するのも大変で、その義務を不履行したのかどうかの事実確定が困難な、高度な政治行為の領域に該当するので、憲法裁判所の司法審査の対象になりはするものの、権力分立の原則上の司法の自制が要求される分野である。この事件の協定だけ見ても、国内の原爆被害者問題の深刻性と、これに反して韓日間交流と、協力を続けなければならない韓日間の微妙な外交関係に照らしてみる時、どれほどの外交的努力を尽せば履行したと言えるのか、この事件の協定が締結されて現在まで 40 年余りが過ぎたが、初期には外交的な解決努力をしたが現在は努力をしていないとか、請求人らが満足するだけの努力をせずにいるとかいえば、外交的な解決義務の不履行になるのか、第 2 項の仲裁手続き回付義務はそれならばいつ頃発生すると見るべきなのか等、その履行の可否を判断する如何なる明確な基準も発見できない。はたして、このような実質を持つ「外交上の義務」を、国民が国家に対してその履行を要求できる「具体的な」作為義務と言えるのかということである。そして、履行内容が具体的であるか否かは問わず、条約に記載されているという理由だけで、憲法裁判所が政府に漠然と「外交的努力をせよ」という義務を強制的に賦課させることは、憲法が政治的、外交的諸行為に関する政策判断、政策樹立および執行に関する権限を担当している行政府に付与している権力分立原則に反する素地もあるという点から、より一層問題にならざるを得ない。

エ. 小結

したがって、憲法第 10 条、第 2 条第 2 項、憲法前文の規定、この事件の協定第 3 条に基づいては、この事件の請求人らに対し、国家がこの事件の協定第 3 条に定めた紛争解決手続きに進むべき具体的な作為義務が発生するとは見られないので、被請求人が上記の紛争解決手続きに進まないでいる不作為のせいで、請求人らの基本権が侵害されたと主張するこの事件の憲法訴願審判請求は、不適法であり、却下されるべきで

ある。

日帝強占期の侵略戦争遂行のための徴用・徴兵等の強制動員によって日本に連行されたのち、原子爆弾によって被爆させられたにもかかわらず、一緒に被爆した日本人とは異なり、日本から何らの救護措置および保護措置も受けられず、帰国後は韓国政府からも十分な支援を受けられずにいるこの事件の請求人らの切迫した心情を考えれば、大韓民国国民として誰もが共感せずにはおられず、何とかして韓国政府が国家的努力を尽くしてくれればという願いは、私たち皆が切実にもっている。しかし、憲法裁判所は基本的に、憲法と法律によって裁判をしなければならないので、裁判当事者が置かれている状況がいくら国家的に重大で、個人的に切迫しているとしても、憲法と法律の規定およびそれに関する憲法的法理を跳び越えることはできない。この事件の請求人らが置かれている基本権救済の重要性、切迫性を解決できる法的手段を、憲法や法令、その他の憲法的法理によっても発見することができないのであれば、結局、この人たちの法的地位を解決する問題は、政治権力に任されているというほかになく、憲法と法律、憲法解釈の限界を越えてまで、憲法裁判所が被請求人にその問題の解決を強制することはできない。それが権力分立の原則上、憲法裁判所が守らなければならない憲法的限界なのである。

2011.8.30.

裁判長 裁判官 李ガングク

裁判官 チョ・デヒョン、退任で署名捺印不能

裁判官 金ジョンデ

裁判官 閔ヒョンギ

裁判官 李ドンフプ

裁判官 睦ヨンジュン

裁判官 宋ドゥファン

裁判官 朴ハンチョル

裁判官 李ジョンミ

(以上)

附録 5. 孫振斗裁判判決文²

昭和50（行ツ）98 被爆者健康手帳交付申請却下処分取消

昭和53年03月30日 最高裁判所第一小法廷 判決 棄却 福岡高等裁判所

主文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理由

上告代理人貞家克己、同伴喬之輔、同矢崎秀一、同桑畑稔、同小沢義彦、同西幸夫、同黒川弘、同鏑木伸一、同船橋光俊、同元村昭典、同近藤栄次郎の上告理由について論旨は、要するに、原審が、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三二年法律第四一号。以下「原爆医療法」という。）はわが国に不法に入国した外国人被爆者にも適用されるものであるとの見解のもとに、不法入国者である被上告人の被爆者健康手帳交付申請を却下した本件処分を違法としたのは、同法三条の解釈適用を誤ったものである、というにある。

そこで検討するのに、原爆医療法は、「広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆が今なお置かれている健康上の特別の状態にかんがみ、国が被爆者に対し健康診断及び医療を行うことにより、その健康の保持及び向上をはかることを目的とする。」（同法一条）ものであり、被爆者が同法三条に基づきその居住地（居住地を有しないときはその現在地）の都道府県知事（その居住地が広島市又は長崎市であるときは当該市の長。以下同じ。）に申請して被爆者健康手帳の交付を受けたときは、都道府県知事において、右被爆者に対し毎年一般検査及び精密検査による健康診断とそれに基づく必要な指導を行う（同法四条ないし六条、同法施行規則六条）ほか、厚生大臣において、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し又は疾病にかかり現に医療を要する状態にある被爆者に対し、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の認定をしたうえで、指定医療機関による必要な医療の給付又はこれに代わる医療費の支給をし（同法七条ないし一四条）、更に、一般の負傷又は疾病によつて医療を受けた被爆者に対しては、一定条件のもとに一般疾病医療費を支給する（同法一四条の二ないし一四条の七）ことなどを定め、これらに要する費用は全額国が負担するものとして

² 裁判所ウェブサイトより引用。 http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/js_20100319121440734126.pdf
（2014年6月27日アクセス。）

いる（同法二〇条）。被爆者は、従前から、被爆による健康上の障害につき、一般傷病者と同様の立場において健康保険法等の各種医療保険法あるいは生活保護法等による医療給付を受けることができたのであるが、被爆者の特別の健康状態にかんがみるとなお十分ではないので、更に救済を強化するために原爆医療法が制定されるに至ったものである。

右のように、原爆医療法は、被爆者の健康面に着目して公費により必要な医療の給付をすることを中心とするものであつて、その点からみると、いわゆる社会保障法としての他の公的医療給付立法と同様の性格をもつものであるといふことができる。しかしながら、被爆者のみを対象として特に右立法がされた所以を理解するについては、原子爆弾の被爆による健康上の障害がかつて例をみない特異かつ深刻なものであることと並んで、かかる障害が遡れば戦争という国の行為によつてもたらされたものであり、しかも、被爆者の多くが今なお生活上一般の戦争被害者よりも不安定な状態に置かれているという事実を見逃すことはできない。原爆医療法は、このような特殊の戦争被害について戦争遂行主体であつた国が自らの責任によりその救済をはかるという一面をも有するものであり、その点では実質的に国家補償的配慮が制度の根底にあることは、これを否定することができないのである。例えば、同法が被爆者の収入ないし資産状態のいかんを問わず常に全額公費負担と定めていることなどは、単なる社会保障としては合理的に説明しがたいところであり、右の国家補償的配慮の一端を示すものであると認められる。また、わが国の戦争被害に関する他の補償立法は、補償対象者を日本国籍を有する者に限定し、日本国籍の喪失をもつて権利消滅事由と定めているのが通例であるが（戦傷病者戦没者遺族等援護法一条二号及び三号、一四一条一項二号、二四条、三一条一項二号、戦傷病者特別援護法四条三項、六条一項等）、原爆医療法があえてこの種の規定を設けず、外国人に対しても同法を適用することとしているのは、被爆による健康上の障害の特異性と重大性のゆえに、その救済について内外人を区別すべきではないとしたものにほかならず、同法が国家補償の趣旨を併せもつものと解することと矛盾するものではない。

このような原爆医療法の複合的性格からすれば、一般の社会保障法についてこれを外国人に適用する場合には、そのよつて立つ社会連帯と相互扶助の理念から、わが国内に適法な居住関係を有する外国人のみを対象者とすることが一応の原則であるとしても、原爆医療法について当然に同様の原則が前提とされているものと解すべき根拠はない。かえつて、同法が被爆者の置かれている特別の健康状態に着目してこれを救済するという人道的目的の立法であり、その三条一項にはわが国に居住地を有しない被爆者をも適用対象者として予定した規定があることなどから考えると、被爆者であつてわが国内に現在する者である限りは、その現在する理由等のいかんを問うことなく、広く同法の適用を認めて救済をはかることが、同法のもつ国家補償の趣旨にも適

合するものというべきである。

これをわが国に不法入国した外国人被爆者の場合について更にふえんすれば、右の者がわが国の入国管理法令上国内に留まることを許されず、すみやかに退去強制の措置を受けるべきものであることは、いうまでもない。しかしながら、前述のような被爆者の救済という観点を重視するならば、不法入国した被爆者も現に救済を必要とする特別の健康状態に置かれている点では他の一般被爆者と変わるところがないのであつて、不法入国者であるがゆえにこれをかえりみないことは、原爆医療法の人道的目的を没却するものといわなければならない。もつとも、不法入国した被爆者が同法の適用を受けることができないとしても、わが国において自費により必要な診察や治療を受けることまでができないわけではないが、その資力のない者にとっては、同法の適用を拒否されることが医療の機会そのものを失うことにつながりかねないのである。他方、不法入国した被爆者に同法の適用を認めた場合でも、その者に対し入国管理法令に基づく退去強制手続をとることはなんら妨げられるものではないから、右の適用を認めることが、外国人被爆者の不法入国を助長することになるとか、入国管理制度の適正な執行を阻害することになるとかを危惧することは、当たらないというべきであるし、また、右退去強制により、不法入国した被爆者が短期間しか同法の給付を受けられない場合がありうるとしても、そのことだけで、その間の給付が全く無益又は無意味であつたことに帰するものではない。更に、一般的には、わが国に不法入国した外国人が国民の税負担に依存する国の給付を権利として請求しうるとすることは、極めて異例であるというべきであるが、原爆医療法は、被爆者という限られた範囲の者のみを対象とした特別の立法であり、厳正な入国管理のもとでは少数である不法入国者を対象者に含ませたからといつて、そのことによる国の財政上の負担はやむをえないとしなければならない。

このようにみてくると、不法入国者の取締りとその者に対する原爆医療法の適用の有無とは別個の問題として考えるべきものであつて、同法を外国人被爆者に適用するにあたり、不法入国者を特に除外しなければならないとする特段の実質的・合理的理由はなく、その適用を認めることがよりよく同法の趣旨・目的にそうものであることは前述のとおりであるから、同法は不法入国した被爆者についても適用されるものと解するのが相当である。

本件において原審の認定するところによれば、被上告人は、大韓民国国籍を有する被爆者であり、昭和四五年一二月三日同国から佐賀県東松浦郡 a 町 b 港に不法入国した直後出入国管理法違反の現行犯として逮捕され、身柄拘束のまま有罪の実刑判決を受けて服役し、その間に退去強制令書も発付されている者であるが、昭和四六年一〇月五日上告人知事に対し、原爆医療法三条に基づき被爆者健康手帳の交付を申請したところ、わが国に正規の居住関係を有しないとの理由でこれを却下された、というの

である。してみると、被上告人は、不法入国による刑の執行と退去強制手続のためにのみわが国に現在しているにすぎない者であるが、既に述べたところにより、右のような立場にある不法入国者であつても、被爆者である以上は、原爆医療法の適用外とすべきではない。このことは、被上告人が被爆当時は日本国籍を有し、戦後平和条約の発効によつて自己の意思にかかわりなく日本国籍を喪失したものであるという事情をも勘案すれば、国家的道義のうえからも首肯されるところである。

以上のとおりであるから、上告人知事の右却下処分を違法であるとした原審の判断は、その傍論部分の当否についてふれるまでもなく正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。それゆえ、論旨は採用することができない。

よつて、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官岸盛一の意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

裁判官岸盛一の意見は、次のとおりである。

わたくしは、多数意見に賛成するものであるが、なお、次のことを付加しておきたい。

原審の認定によれば、被上告人は、昭和一八年ごろから同二〇年九月ごろまで広島市c町d丁目に両親及び妹と共に居住し、その間被爆した者であるというのであり、その証拠として、甲第二、三号証（広島市において被上告人方の近隣に居住していたO及びPの作成名義の被爆状況証明書）、甲第一号証の一、二（被上告人の妹Q達の学籍に関する照会及びその回答）、証人Rの証言及び被上告人本人の供述が拳示されている。

しかしながら、右甲第二、三号証は、昭和四六年九月ごろ被上告人側からの求めによつて作成されたものであり、それにはO及びPが被爆直後に被上告人を自宅付近で見かけたことなどが記載されているが、証人R、同Sの各証言によれば、甲第二号証はRがその父Oからの伝聞を書いたものであり、また、甲第三号証はSがPからの伝聞を書いたものであつて、いずれも本人の自筆ではなく、かつ、二十数年前の混乱した状況下での出来事に関するものであること、被上告人の妹Q達は昭和二〇年三月に旧広島市立T高等小学校を卒業後同市立U高等女学校に入学したと述べているが、甲第一号証の一、二によると同人が昭和二〇年三月まで右T高等小学校に在籍していたことは認められるものの、その後の消息は確認することができないこと、前記証人Rは、昭和二〇年八月二八日に海軍から除隊してきたのちに自宅で被上告人と会つたことがある旨供述しているが、その供述は具体性に欠けるところなしとしないこと、更に、被上告人本人の供述をみると、被爆時の状況や被爆後帰宅するまでの経路等について述べるところが、証拠上明らかな当時の客観的状況と対比してかなり不自然であるばかりでなく、妹Q達の供述との間にも被爆に関する重要な事実、例えば、被上告人は、被爆当時両親と妹の四人で暮っていたというのに対し、Q達は、そのほかに

疎開してきた親族二〇名くらいが同居していたといい、また、被上告人は、当時の勤務先のe町の専売局倉庫で被爆したというのに対し、Q達は、帰宅してみると被上告人と母親は倒壊した自宅の下敷きになっていたといい、更に、父親の安否につき、被上告人は、父親は被爆後一時間半くらいして帰宅したというのに対し、Q達は、父親は帰宅せず遺体もみつからなかつたというように、生活を共にしていた兄妹の供述としては甚しい喰いちがいが認められること、そしてまた、原審も指摘するとおり、被爆による被上告人の受傷の部位についての被上告人の申立が甲第一〇号証の供述書及び第一審における供述と甲第一号証の被爆者健康手帳交付申請書に記載するところと大きな齟齬があること等を勘案すると、原判決挙示の証拠関係から被上告人が広島市において被爆したとの事実を認定することは、困難である。

いうまでもなく、原爆医療法の適用については、被爆の事実の存在が本質的な要件なのであるから、事実審としては、右の被爆事実につき、客観的な裏づけの証拠があるかどうかについてできる限り慎重な審理を尽くすべきであつて、行政事件訴訟法二四条が特に職権による証拠調に関する規定を設けているのも、このような場合のためなのである。したがつて、わたくしは、本件の被上告人の被爆事実に関する原審の事実認定は証拠法則に照らしたやすく首肯することができないと考えるのであるが、しかし、右の点は上告理由として主張されていないので、当審としては、原審の認定を前提として判断するほかはないのである。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 岸 盛一

裁判官 岸上 康夫

裁判官 団藤 重光

裁判官 本山 亨

附録 6 . 郭貴勲裁判判決文³

平成13（行コ）58等 被爆者援護法上の被爆者たる地位確認等請求控訴事件、同附帯控訴事件（原審・大阪地方裁判所平成10年（行ウ）第60号）

平成14年12月05日 大阪高等裁判所 警察関係

主文

- 1 本件控訴及び附帯控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人（附帯被控訴人）らの負担とし、附帯控訴費用は被控訴人（附帯控訴人）の各負担とする。

事実及び理由

第1 当事者の求めた裁判

- 1 控訴人（附帯被控訴人。以下「控訴人」という。）らの控訴の趣旨

- (1) 原判決中控訴人ら敗訴部分を取り消す。
- (2) 被控訴人（附帯控訴人。以下「被控訴人」という。）の請求をいずれも棄却する。
- (3) 訴訟費用は第1、2審とも被控訴人の負担とする。

- 2 被控訴人の附帯控訴の趣旨

- (1) 原判決主文4を取り消す。
- (2) 控訴人国及び同大阪府は、被控訴人に対し、連帯して200万円及びこれに対する平成10年7月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) （原判決主文3と選択的）

控訴人国は、被控訴人に対し、17万0650円及び平成11年1月から平成15年5月まで毎月末日限り3万4130円を支払え。

第2 事案の概要

- 1 本件事案の概要は、以下のとおり改めるほか、原判決の「事実及び理由」の「第2 事案の概要」（原判決3頁15行目から28頁15行目まで）中、控訴人ら・被控訴人関係部分のとおりであるから、これを引用する（ただし、特にことわらない限り、被爆者援護法施行令については平成14年4月1日政令第148号による改正前のもの、被爆者援護法施行規則については平成14年5月31日厚生労働省令第74号による改正前のもの

³ 裁判所ウェブサイトより引用。 <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/E6A061EC063FE2B849256F390018DBEA.pdf>（2014年6月27日アクセス）

のをいう。)

2 (1) 原判決6頁10行目の「厚生事務次官通知」の次に「、以下「158号通知」という。」を加える。

(2) 原判決14頁21行目の次に行を改めて以下のとおり加える。

「d 被爆者援護法の給付体系（医療給付と各種手当の支給との関係） 原爆医療法に基づく給付は、日本国内のみで受給し得るものであるから、同法が在外被爆者を適用対象としていなかったことは明らかである。したがって、同法の追加施策として制定された原爆特別措置法、これらを一本化した被爆者援護法も同じく在外被爆者を適用対象とするものではない。

また、被爆者援護法の制定経緯、健康管理手当の趣旨、同法の前文等によれば、被爆者に対する最も基本的な援護は医療給付である。各種手当の支給は、医療給付だけでは十分でないと考えられる者に対する補完的、上乘せ的な援護として位置づけられているにすぎない。したがって、医療給付を受けることが全く予定されていない在外被爆者が各種手当の支給のみを受けるという事態は、同法の法構造に沿わず、同法の給付体系を無視するものである。」

(3) 原判決27頁7行目から25行目までを次のとおり改める。

「(4) 国家賠償法上の違法性及び損害

(被控訴人の主張)

ア 402号通達の違法性

(ア) 402号通達は原爆特別措置法、同法施行規則に違反する。

原爆特別措置法には、都道府県の区域を越えて居住地を移した場合に権利を喪失させるとの規定はない。この点に関し、昭和49年7月原爆特別措置法施行規則の一部を改正する省令（昭和49年厚生省令第27号）により同法施行規則（昭和43年厚生省令第34号）が改正され、従前、特別手当受給権者は都道府県の区域を越えて居住地を移すと失権するとされていたものが改められた。

しかるに、当時の厚生省（現厚生労働省）は、上記規則改正の趣旨に反する402号通達を発出し、改正前と同様の違法状態を存続させた。このように、402号通達は、原爆特別措置法が規則に委任した範囲を超えているもので、同法及び同法施行規則に違反する。

(イ) 402号通達は在韓被爆者の排除を意図したものである。

P 1 判決の第一審判決（福岡地裁昭和49年3月30日判決・行集25巻3号209頁）は、わが国における居住関係がないから原爆医療法の適用の要件を欠くという国の主張を排斥し、P 1氏に対する原爆医療法の適用を認めた。

そこで、当時の厚生省（現厚生労働省）は、在韓被爆者について入口で規制できないなら出口で規制しようとして402号通達を発出し、日本国外の被爆者に対する同法

の適用を否定しようと意図したものである。

(ウ) 402号通達は被爆者援護法にも違反する。

402号通達は、被爆者援護法の施行に伴う158号通知により、同法の下においても有効とされている。

しかし、同法には「被爆者」が日本に居住も現在もしなくなった場合に「被爆者」たる地位を喪失する旨の明文規定はなく、そのように解釈すべき合理的理由もない。402号通達は、このような解釈を前提とするもので同法に違反する。

(エ) 402号通達は、前記のとおり、憲法14条、25条1項、98条2項のほか、B規約26条、2条1、A規約2条2にも違反する。

イ 控訴人らの故意（違法性の意識の深まり）

(ア) 402号通達立案当時（昭和49年7月）

当時の厚生省（現厚生労働省）は、原爆2法には国籍要件がないことや居住地の変更により権利を喪失する旨の規定がないことを知りながら、P1判決の第一審判決を受けて、今後、在韓被爆者からの被爆者健康手帳の交付申請が増加することを危惧し、原爆2法の在韓被爆者への適用をできる限り制限するために402号通達を発出したものである。

(イ) P1判決当時（昭和53年3月）

最高裁判所は、P1判決において、原爆医療法には実質的に国家補償的配慮が制度の根底にあり、あえて外国人に対しても同法を適用することとしているのは、被爆による健康上の障害の特異性と重大性のゆえに、その救済について内外人を区別すべきでないとしたものにほかならない旨を判示した。

これを受けて、当時の厚生省（現厚生労働省）は、原爆2法について被爆による健康上の障害の特異性と重大性に思いを馳せ、内外人を平等とする趣旨の徹底が求められていることが容易に理解できたはずであるから、その意味でも402号通達の違法性はますます明らかなものとなった。

(ウ) 被爆者援護法制定当時（平成6年12月）

その後、原爆2法が一本化されて、被爆者援護法が制定されたが、そこでは、「国の責任」が明記され、原爆2法の国家補償的性格も一層進められた。その間も、いったん被爆者健康手帳を取得した被爆者が日本国外に出る場合の取扱いについては、前記のとおり、恣意的に運用されてきた。これは、402号通達の下では権利喪失の確たる判断基準を見い出すことができず、統一的、合理的な判断ができなかったことによる。

ここに至って、当時の厚生省（現厚生労働省）は、いったん被爆者健康手帳を取得した被爆者が日本国外に出た場合の取扱いについて、法令と402号通達との間には齟齬があるということをも十分認識できていたはずである。

(エ) 大阪府知事による失権の取扱い当時（平成10年7月）

被控訴人は、本件健康手帳を取得し、大阪府知事から健康管理手当の支給認定を受けたのに、平成10年8月分からは402号通達に基づく失権の取扱いを受けて、手当の支給を受けていない。

控訴人らは、このような402号通達が、被爆者援護法が国籍を問わず、被爆者の被った特殊の被害にかんがみ、被爆者の援護を講じるという人道的目的を有することと真っ向から反することを容易に認識できたはずである。

(オ) 以上によれば、控訴人らの違法行為は、単に過失に止まらず、在韓被爆者の排除を意図したものであるから、故意と評価すべきである。

ウ 控訴人らの国家賠償責任

このように、控訴人らは、原爆2法及び被爆者援護法のほか憲法及び国際人権規約にも違反する402号通達の違法性を認識しながら、これを立案し、放置し、大阪府知事に執行させた。のみならず、本件健康手帳を失権とする旨の取扱いは、違法な402号通達に基づく違法な執行であったことに加え、被爆者健康手帳の失権についてはなんら触れていない402号通達にも違反する違法性の強いものであった。

控訴人らの行為はいずれも国家賠償法上の違法行為であるから、被控訴人に対する損害賠償責任を免れない。」

(4) 原判決28頁12行目から15行目まで次のとおり改める。

「(控訴人らの主張)

ア 原爆医療法、原爆特別措置法及び被爆者援護法が、日本に居住も現在もしない者に対しては適用されないという解釈と、この点を確認的に示達している402号通達や158号通知はいずれも適法である。

したがって、当時の厚生省（現厚生労働省）公衆衛生局長が402号通達を立案し、維持し、同厚生事務次官が158号通知を発出し、また、大阪府知事が被控訴人に対する健康管理手当を打ち切ったことには何ら違法はない。

イ 法令の解釈に関し、学説・判例等の見解が分かれ、そのいずれにも一応の論拠が認められる場合に、公務員が一方の解釈を採ったときは、それが結果的に違法であったとしても、公務員には国家賠償法1条1項の過失があるとはいえない。

このような観点からみると、原爆医療法、原爆特別措置法及び被爆者援護法が日本に居住も現在もしない者に対しては適用されないとの解釈は、その給付体系、立法者意思、被爆者が日本に居住又は現在することを前提とする各種規定の存在、法的性格等を根拠とする合理的な解釈であった。また、これらの法律においては在外被爆者に対する給付を予定した規定が全く存在せず、これらの法律が在外被爆者にも適用されるとの判例・学説は本件訴訟以前にはなかったのである。

したがって、仮に、402号通達が違法であるとしても、国の公務員及び大阪府知事

に国家賠償法1条1項の故意・過失がないことは明らかである。」

第3 当裁判所の判断

1 被爆者援護法1条の「被爆者」が日本に居住も現在もしなくなるにより、当然に「被爆者」たる地位を喪失するか否か（日本に居住又は現在していることは「被爆者」たる地位の効力存続要件であるか否か。）について判断する。

（1） 法文上の「被爆者」たる地位について

ア 被爆者援護法上、「被爆者」たる要件は、同法1条各号のいずれかに該当する者であること及び被爆者健康手帳の交付を受けたものであることの2点である。日本に居住又は現在することは、法文上の要件とはされていない。

イ そして、被爆者援護法2条1項によれば、被爆者健康手帳の交付を受けようとする者は、居住地（居住地を有しないときは、その現在地とする。）の都道府県知事にその旨申請しなければならない。したがって、被爆者健康手帳の交付を受け、「被爆者」たる地位を取得するためには、少なくとも申請の時点では日本に現在することを要することになる。

ウ しかし、いったん被爆者健康手帳の交付を受けた後に同手帳の返還が必要となるのは、実定法上「被爆者」が死亡した場合だけである（同法施行規則8条）。「被爆者」が日本に居住も現在もしなくなった場合に、都道府県知事が同手帳の返還を求め得る法文上の根拠はない。

また、「被爆者」が日本に居住も現在もしなくなった場合に、当然に同法の適用対象から外れるとか、「被爆者」たる地位を喪失する（喪失させることができる。）とかいう旨の明文規定もない。

エ したがって、被爆者援護法、同法施行規則の法文上は、日本に居住又は現在している者のみをその適用対象とするとか、日本に居住又は現在することが「被爆者」たる地位の効力存続要件であるとか解すべき直接の根拠はないということになる。

（2） 解釈上の「被爆者」たる地位について

控訴人らは、被爆者援護法は、解釈上、日本に居住又は現在する者のみをその適用対象とし、日本に居住も現在もしなくなった者については、法律上当然に「被爆者」たる地位を喪失する、すなわち、日本に居住又は現在することは、「被爆者」たる地位にあることの効力発生要件であるのみならず効力存続要件でもあると主張する。

そこで、同法上、控訴人らの主張する解釈が、同法の法的性格、立法者意思、法律全体の法構造などに照らし、合理的なものとして是認できるかどうかについて以下検討する。

ア 行政法と属地主義の原則について

（ア） 控訴人らは、被爆者援護法は行政法であるところ、一般に行政法規は日本国内においてのみ効力を有するのが原則であるから、例外規定がない限り日本に居住も現

在もしていない者に対しては適用されないと主張する。

(イ) 確かに、強制調査や各種の規制など行政機関の公権力の行使に関わる国法については、国家主権に由来する対他国家不干渉義務にかんがみ、控訴人らが主張する属地主義の原則が妥当する。

(ウ) しかし、被爆者援護法のようないわゆる給付行政に関する国法については、属地主義の原則を厳格に適用すべき必然性はない。むしろ、その性質上、給付を受ける側の人的側面に着目し、属人主義的な立場（人的範囲を限定する反面、場所的範囲を日本国内に限らない立場）を採用する法制にも十分な合理性が認められる。わが国の戦争被害に関する他の補償立法の中には、明文規定がなくても海外での適用を認めている法制例も見受けられるところである（遺族等援護法、戦傷病者特別援護法など）。

(エ) 以上によれば、被爆者援護法が行政法規であるがゆえに、属地主義の原則が当然に妥当するとはいえない。ましてや、「被爆者」たる地位をいったん適法・有効に取得した者が、日本に居住も現在もしなくなったからといって、属地主義の原則を根拠に、当然にその地位を失うという解釈を採ることはできないというべきである。

イ 被爆者援護法の性格について

(ア) 控訴人らは、被爆者援護法は非拠出制の社会保障法であるから、わが国の社会の構成員でない海外居住者には適用されないと主張する。

(イ) 確かに、一般論としては、非拠出制の社会保障制度は、それが社会連帯や相互扶助の観念を基礎とし、社会構成員の税負担に依存しているがゆえに、その適用対象者をわが国社会の構成員たる者に限定するという解釈も一応妥当する。しかし、個別具体的な社会保障制度において、どの範囲の者を適用対象とするかは、それぞれの制度における政策決定の問題である。被爆者援護法の社会保障としての性格から演繹的に控訴人らの主張する解釈を導くことは相当でない。

(ウ) そして、被爆者援護法は原爆医療法をその前身とするところ、同法の趣旨は、最高裁判所が、「原爆医療法は、被爆者の健康面に着目して公費により必要な医療の給付をすることを中心とするものであって、その点からみると、いわゆる社会保障法としての他の公的医療給付立法と同様の性格をもつものであるということが出来る。しかしながら、被爆者のみを対象として特に右立法がされた所以を理解するについては、原子爆弾の被爆による健康上の障害がかつて例を見ない特異かつ深刻なものであることと並んで、かかる障害が遡れば戦争という国の行為によってもたらされたものであり、しかも、被爆者の多くが今なお生活上一般の戦争被害者よりも不安定な状態に置かれているという事実を見逃すことはできない。原爆医療法は、このような特殊の戦争被害について戦争遂行主体であった国が自らの責任によりその救済をはかるといふ一面をも有するものであり、その点では実質的に国家補償的配慮が制度の根底に

あることは、これを否定することができないのである」と判示するとおりである（P 1 判決）。

また、被爆者援護法も前文をもうけて、「（前略）国の責任において、原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることにかんがみ、高齢化の進行している被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じ（中略）るため、この法律を制定する」と謳っている。

これによれば、原爆医療法の性格はそのまま被爆者援護法に引き継がれ、被爆者援護法も社会保障と国家補償双方の性格を併有する特殊な立法であると認めるのが相当である。

（エ） 以上のとおり、被爆者援護法の複合的な性格、とりわけ、同法が被爆者が被った特殊の被害にかんがみ、一定の要件を満たせば、「被爆者」の国籍も資力も問うことなく一律に援護を講じるという人道的目的の立法であることにも照らすならば、その社会保障的性質のゆえをもって、わが国に居住も現在もしていない者への適用を当然に排除するという解釈を導くことは困難である。

ウ 立法者意思について

（ア） 控訴人らは、被爆者援護法は、日本に居住も現在もしない者には適用されないことを前提として国会で可決・成立されたから、日本に居住も現在もしなくなった者については、当然に「被爆者」たる地位を喪失するとするのがその立法者意思であったと主張する。

a そこで検討するに、平成6年12月1日付け第131回国会衆議院厚生委員会におけるP 2 委員とP 3 政府委員とのやりとりや日本共産党の修正案が否決された経緯は次のとおりである（甲第61号証、乙第4号証、弁論の全趣旨）。

（a） まず、P 2 委員において、政府案では外国に居住する被爆者には援護の措置が行われないことになっているが、国家補償に基づく被爆者年金であれば外国に居住する者にも支給されることになると思うがどうかと質した。

これに対し、P 3 政府委員は、政府案に基づく給付が拠出を要件としない公的財源によって賄われることと他の制度との均衡を考慮する必要から、日本国内に居住する者を対象として手当を支給することを考えており、手当か年金かの名目のいかに問わず、わが国の主権の及ばない外国においては日本の国内法を適用することはできないと考えていると答弁した。

（b） さらに、P 2 委員において、年金化すれば外国にいても支給できるという説が有力であり、被爆者は外国に居住していても外国人であっても原爆後遺障害の発症に変わりはないのだから、すべての被爆者を援護するためにも年金支給とすべきであると質した。

これに対し、P 3 政府委員は、現在の手当は被爆者の健康状況に着目して支給しているから、年金のように被爆者の健康状況を審査しない形で給付することは考えていないと答弁した。

(c) 以上のやりとりを経て、P 2 委員は、政府案には、国家補償の理念が明記されておらず、特別葬祭給付金の支給対象者を限定し、被爆者年金を実現していないという問題点を残していると指摘した上、これらの点をも盛り込んだ日本共産党の修正案について、戦争の国家責任を明確にして謝罪と補償を行い、将来の不戦の誓いを込めた国家補償法とするために提案すると趣旨説明をした。

これに対し、P 4 委員の反対討論は、日本共産党の修正案は、国の戦争責任に基づく国家補償を前提としたものであり、他の戦争犠牲者との均衡などの面で基本的な問題を含んだものであるから反対するというものであった。

b 以上によれば、P 3 政府委員が手当の支給は日本国内に居住する者を対象とする旨を答弁した理由は、被爆者援護法が非抛出の社会保障法的性格を有するがゆえに、わが国の主権の及ばない外国では国内法を適用できないという一般論の域を出るものではない（他の制度との均衡について具体的に議論された形跡はない。）。

また、同政府委員が被爆者年金の提案を消極に解したのも、海外の居住者に給付することの当否もさることながら、被爆者の健康状況を審査せずに一律に支給するという年金の形式の当否に着目したところによることがうかがわれる。

c さらに、被爆者援護法の審議経過をみると、国の戦争責任と国家補償的配慮をどこまで法案に盛り込むかという点についての議論が繰り返され（乙第3号証、第4号証、弁論の全趣旨）、日本共産党の修正案の要点は、国の戦争責任を明確にし、国家補償的観点から国内外を問わず、すべての被爆者に一律に年金を支給するところにあったことが認められる。これに対する反対討論の主眼も、同法を国の戦争責任に基づく国家補償として明確化することの是非に向けられていたことがうかがわれる（ここでも他の戦争犠牲者との均衡について具体的に議論された形跡はない。）。これによると、日本共産党の修正案が否決された所以は、日本に居住も現在もしない者に対する同法の適用の当否に着目されことによるものとはいえない側面がある。

d 以上によれば、被爆者援護法の立法過程においては、政府委員から同法が非抛出の社会保障法的性格を有するがゆえに、わが国の主権の及ばない外国では国内法の適用はないという一般論が開陳されてはいるものの、少なくとも、本件で主たる争点とされているように、いったん適法・有効に「被爆者」たる地位を取得した者が、その後、日本に居住も現在もしなくなるにより当然に「被爆者」たる地位を失うかどうかという点については、およそ議論の外にあったというべきである。平成6年12月6日付け第131回国会参議院厚生委員会におけるP 5 委員とP 3 政府委員とのやりとりも（乙第22号証）、この認定・判断を動かすものではない。

したがって、控訴人ら指摘の質疑・答弁や日本共産党の修正案が否決された経緯からだけでは、本件で主たる争点とされている点に関する立法者の意思が明らかであったとは認め難いというべきである。

(イ) さらに、法律の解釈は、まず第一に法文の合理的解釈によるべきものであるから、立法者意思も、第一次的には当該法文に表わされた（明文が置かれなかったことも含めて）ところによって探求されなければならない。

a そこで、この点について考えるに、まず、人の権利義務に直接関わる法律は、本来、疑義の残ることがないように明確に規定されるべきことが要請されるというべきである。そのこと自体は、いわゆる侵害領域の立法であると給付領域の立法であるとを問わない。解釈で法律の適用対象を画することになったり、いったん適法・有効に成立している行政処分を当然に失効させたりすることを是とするならば、行政による恣意的な運用、ひいては法律による行政の原理にも悖るおそれなしとしないからである。

b 本件についてこれを見ると、被爆者援護法の審議の過程においては、海外に居住する被爆者に対する援護の内容についても質疑・答弁がなされていた。しかも、少なくとも立法技術上は、日本に居住又は現在する者のみを適用対象としたり、これを「被爆者」たる地位の効力存続要件とする旨の明文規定を置いたりすることに格別の困難はなかったはずである。法律の適用やいったん発生した効力の存続要件といった当該立法の目的に関わる基本的な事柄について、専門的・技術的分野の事項でもないのに、これを行政庁の裁量行為に委ねるべき合理的理由も見い出すことはできない。社会保障立法の中には、受給権・受給資格の要件として、日本国内に住所を有することを求めたり（児童手当法4条1項）、受給権・受給資格の消滅理由として日本国内の住所の喪失（児童扶養手当法4条2項1号、特別児童扶養手当等の支給に関する法律3条1号）を規定するものも存するのである。

それにもかかわらず、このような点に関する明文規定を置かず、解釈に委ねたというのであるならば、それは立法過程における不備ともいうべきものであり、そこに立法者意思としてとらえるべき積極的意味合いをもたせるのは相当ではないというべきである。

このような観点からするならば、控訴人らが主張するように、明文規定を置かなかった所以が、被爆者援護法が日本に居住も現在もしない者に適用されないことを当然の前提とするものであったとし、いったん適法・有効に「被爆者」たる地位を取得した者が、その後、日本に居住も現在もしなくなることによって、当然に「被爆者」たる地位を失うということをもって合理的な立法者意思とみることは相当とはいえない。

(ウ) 以上によれば、被爆者援護法の立法者意思は、本件で主たる争点とされている点については明らかであるとはいえず、控訴人らの主張を直ちに採用することは

きない。

なお、原爆2法の下では、日本に居住も現在もしない者に対しても、別途、外交ルートを通じて各種検診事業や基金の拠出が実施されてきたことが認められる（乙第22号証、弁論の全趣旨）。しかし、そのこと自体は、政府の法解釈に基づいて行政の立場からそのような取扱いがなされてきたという以上の意味合いはなく、法文の文言に表わされた合理的な立法者意思の探求には影響しないというべきである。このような行政実務の取扱いも上記の認定・判断を動かすものではない。後記のとおり、本訴第一審判決後に厚生労働省によって実施される運びとなった各種の在外被爆者支援事業についても同様である。

エ 被爆者援護法の法構造について

（ア） 被爆者健康手帳や各種認定の申請時

被爆者健康手帳の交付申請時にかかる被爆者援護法2条、各種手当の支給の前提となる都道府県知事の認定に関する被爆者援護法及び同法施行規則の各規定（医療特別手当につき同法24条2項、同法施行規則29条1項、特別手当につき同法25条2項、同法施行規則44条、原子爆弾小頭症手当につき同法26条2項、同法施行規則48条、健康管理手当につき同法27条2項、同法施行規則52条1項、保健手当につき同法28条2項、同法施行規則56条1項）によれば、被爆者健康手帳の交付を申請したり、各種手当支給の前提となる都道府県知事の認定を申請したりする時点では、日本に居住又は現在することが当然の前提となる。

しかし、これらの規定は、「被爆者」たる地位及び各種手当の受給権を取得する際の問題であり、それ自体は、いったん取得した「被爆者」たる地位を失わせる根拠となり得るものではない。

（イ） 各種給付の権利発生時

a 被爆者援護法第3章第2節の健康管理及び同第4節の各種手当の支給の実施主体は、都道府県知事とされている。しかし、そのこと自体は、援護の実施主体を定め（平成12年4月1日前は国の機関委任事務とされていた。）、所定の援護と援護の実施主体とを連結するための管轄を定めた技術的規定であると認められる。したがって、受給者が日本に居住又は現在していることを当然の前提とするものとはいえない。

また、「被爆者」が他の都道府県の区域に居住地を移したときの届出義務（被爆者援護法施行令3条1項）についても、日本国内における居住地を移動した際、管轄の混乱が生じることを避けるために規定された技術的規定と解することもできるから、これをもって直ちに失権の根拠とすることはできない。その後、改正された被爆者援護法施行令（平成14年4月1日政令第148号）、被爆者援護法施行規則（平成14年5月31日厚生労働省令第74号）により、「被爆者」が国外へ居住地を変更する際の届出義務や国内へ居住地を変更した際の届出についても規定が設けられたが（公知の事実）、こ

れをもって直ちに失権の根拠とすることができないことは同断である。

その他、医療特別手当に関する被爆者援護法施行規則32条や健康保健手当に関する同法施行規則60条の届出義務等が、国外からの届出を予定していない趣旨であるとしても、これらの届出をする際には「被爆者」は日本に現在している必要があるものと解すれば足りる。また、各種援護の中にはこのような届出義務が課されていない手当もあるのであるから、いずれにせよ、これらの規定が、いったん適法・有効に取得した「被爆者」たる地位を当然に失権させる根拠とはなり得ないというべきである。

b 被爆者援護法第3章第3節の医療給付中、同法10条の医療の給付については、厚生大臣（現厚生労働大臣）がその指定した医療機関に委託して、診察（同条2項1号）、薬剤又は治療材料の支給（同項2号）、医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術（同項3号）、居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護（同項4号）、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護（同項5号）、移送（同項6号）を給付する、こととされている。同法18条の一般疾病医療費についても、都道府県知事により指定された被爆者一般疾病医療機関において医療を受けた場合に、厚生大臣がその費用の支給を行う、こととされている。

これらの各給付については、日本に居住も現在もしない者に対する給付は予定されていない。それは、給付の前提として、指定医療機関及び被爆者一般疾病医療機関の指定及び監督の問題があり、国家主権に由来する対他国家不干渉義務に反するおそれがあること、また、わが国以外ではその実施が事実上困難であることによるものと解される。

しかし、「被爆者」たる地位に基づく権利は、医療給付の受給に尽きるものではないから、医療給付が受けられないとの一事をもって「被爆者」たる地位が失われるということにはならないというべきである。

なお、同法17条、18条は、指定医療機関以外の者から医療を受けた場合、あるいは、被爆者一般疾病医療機関以外の者から医療を受けた場合にも、医療費の支給、一般疾病医療費の支給がなされることを定めている。しかし、これは緊急その他やむを得ない場合の応急の措置であるから、一般的に日本に居住も現在もしない「被爆者」に対する医療給付が行われるべきであるとの根拠になるものではない。

(ウ) 「被爆者」たる地位と各援護との関係

a 被爆者援護法は、1条各号の要件に該当する者で2条の規定に従い被爆者健康手帳の交付を受けたものを「被爆者」と定義し、その「被爆者」に対し、同法第3章に規定する各種の援護を実施する構造になっている。したがって、各援護は、「被爆者」であるが故に当然に実施されるものではなく、「被爆者」が各援護に関する所定の要件を充たす場合に実施されるものである。

控訴人らは、「被爆者」が日本に居住又は現在することを予定した規定があるのに、

日本に居住も現在もしていない者に対する適用を予定した規定がないことは、このような者がそもそも同法の適用対象には含まれていないことの何よりの証左であると主張する。

確かに、各援護の主要部分について要件をおよそ充たし得ない者や援護の実施がおよそ不可能な者には、そもそも「被爆者」たる地位そのものがない（あるいは当然に失う）とする解釈もできないではない。

しかし、同法第3章の各援護の内容・性質はそれぞれ異なるもので、国家主権による制限のほか、立法技術上の困難性や実施上の困難性などの観点からいかなる制限が生じるのか、個別的・具体的な考慮が必要となる。「被爆者」たる地位と各援護を受け得る可能性とを必然的に不可分一体のものとして解さなければならないものではなく、「被爆者」たる地位にあっても、各種援護の内容・性質からその援護を事実上実施できなくなる事態も観念し得るといふべきである。

また、これらの日本国内に居住又は現在することを前提とした規定により、その当否はさておき、国外の「被爆者」が各援護の実施を受けることができない事態が発生することがあり得るとしても、そのこと自体は、専ら「被爆者」側の事情や都合によるものである。同法上の各援護を享受できない「被爆者」があるからといって、その者が「被爆者」として同法上の権利主体たり得ないと解するのは本末転倒との誹りを免れない。

b 控訴人らは、被爆者援護法上、被爆者に対する最も基本的な援護は医療給付であり、各種手当の支給は、それだけでは十分でないと考えられる者に対する補完的、上乘せ的な援護であるから、医療給付を受けることが全く予定されていない在外被爆者が各種手当の支給のみを受けるという事態は、同法の給付体系を無視するものであると主張する。

しかし、同法第3章に規定する各種の援護のうち、治療期間中に支給されると明記されている手当は医療特別手当だけであり（同法24条）、他の諸手当では治療中であることが要件とはなっていない。例えば、保健手当（同法28条）を受給するためには、健康状態とは無関係に爆心地から2キロメートル以内で被爆したことが証明できれば診断書は必要とされていないし、特別手当（同法25条）は原爆症認定患者がその治癒後にも受給し得る。原爆小頭症手当（同法26条）はその旨診断されれば治療の可否を問わずに支給されるし、特別葬祭給付金（同法33条）に至っては医療行為とは全く無関係に支給される性格のものである。

健康管理手当（同法27条）についてみても、省令で定める障害を伴う疾病にかかっている者に対して支給するところから、指定医の健康診断書は必要とされてはいるけれども（同法施行規則51条、52条）、医療給付を前提としているものではない。その趣旨は、放射能との関連性を明確に否定できない疾病にかかっている者について、日

常十分に健康上の注意を払う必要があるため、このような健康管理に必要な出費に充てることを給付の本旨とするものである。そうであるならば、当該要件を充たす「被爆者」にとっては、まずは医療給付を受けることが望ましいけれども、日本に居住も現在もしないためにそれが叶わなくとも、少なくとも健康管理手当を受給し、日常の健康管理に努める意義を否定することはできない。

「被爆者」が、日本に居住も現在もしないことにより、事実上、医療給付を受けられない状況にあるからといって、このことは健康管理手当の支給を否定する根拠とはならないというべきである。

c 控訴人らは、原爆医療法に基づく医療給付が日本国内のみで受給し得るものであったところから、同法の追加支援策として制定された原爆特別措置法やこれら原爆2法を一本化した被爆者援護法についても在外被爆者を適用対象とするものではないと主張する。

確かに、原爆医療法においては、医療という給付の性質上、日本に居住も現在もしない者に対する支給は予定されていなかった。原爆特別措置法において追加された各種手当の給付についても、行政実務においては同様の取扱いがなされてきた（乙第22号証、第25号証の2、弁論の全趣旨）。

しかし、被爆者援護法においては、被爆後50年を迎えるに当たり、① その前文に「国の責任において」という文言が明記され、② 各種手当の所得制限規定が全廃され、③ 原爆死没者に対する特別葬祭給付金が新設されるなど、原爆2法の国家補償的性格と人道的目的をより強化する方向で一本化されたものと見るのが相当である。

そうであるならば、被爆者援護法に原爆2法を継受した経緯があるからといって、従前の取扱いに拘泥しなければならないものではない。少なくとも、その経緯が、いったん適法・有効に「被爆者」たる地位を取得した者について、日本に居住も現在もしなくなるにより当然にその地位を失うと解すべき合理的理由になるものとはいえない。

(エ) 以上によれば、被爆者援護法の各種規定も、控訴人らの主張を裏付けるべき根拠とはなり得ないというべきである。

オ P 1 判決について

(ア) 控訴人らは、最高裁判所は、P 1 判決において、日本に居住も現在もしない者に対しては原爆医療法の適用がないことを明らかにしており、これは被爆者援護法においても同様であると主張する。

しかし、P 1 判決は、日本に不法入国した在韓被爆者について、現在する理由のいかんを問わず、原爆医療法の適用があると判断した事案であり、「被爆者であってわが国内に現在する者である限りは」との判示もその限りのものである。これを反対解釈して、わが国に現在しない被爆者には原爆医療法の適用がないと判断したというこ

とはできない。

また、「不法入国した被爆者が短期間しか同法の給付を受けられない場合があるとしても」との説示についても、行政庁の主張を前提としてもという仮定の表現であるし、そもそも、性質上、原爆医療法上の医療給付を日本に居住も現在もしない者に実施することはできないのであるから、いずれにせよ、その説示をもって、被爆者援護法上、日本に居住も現在もしなくなることによって当然に「被爆者」たる地位を失うという解釈の根拠とすることはできない。

(イ) 控訴人らの主張は採用できないものというべきである。

カ 本訴第一審判決後の施策について

(ア) 厚生労働省は、平成13年12月、厚生労働大臣が主宰する「在外被爆者に対する検討会」の報告を踏まえ、次の措置を講じるとともに、被爆者健康手帳等在外被爆者の取扱いに関して、法令上の規定の整備を行うこととしたことが認められる（甲第82号証ないし第100号証、乙第23号証の1ないし6、第25号証の1、2。その後、被爆者援護法施行令〔平成14年4月1日政令第148号〕、同施行規則〔平成14年5月31日厚生労働省令第74号〕により「被爆者」が海外に移住する場合の届出規定等が整備された〔公知の事実〕。）。)

a 概ね3年以内にすべての在外被爆者が渡日して被爆者健康手帳の発行を受けることができることとし、渡日できない者に対しても申請に基づき被爆の事実確認を行うこと

b 在外被爆者に対する支援事業として、① 来日を希望する者に対する事前の受入準備や行政機関との連絡調整、② 経済的事情から来日が困難である者への旅費等の補助、③ 滞在中の医療機関のあっせん、各種手続等に関する相談、④ 離日に係る各種手続等に関する連絡調整、⑤ 帰国後における各種の情報提供、相談、⑥ 原爆医療に関する医師等の研修受入、医師の派遣等、⑦ その他在外被爆者の健康保持のための事業等を実施すること

(イ) しかし、これらの措置には、「在外被爆者に関する検討会」が、人道上の見地から在外被爆者の援護に関して今後どのような施策を講じることができるかを検討した結果に基づき、厚生労働省が従前の行政実務を前提として、新たな施策を打ち出したものという以上の意味合いはない。これらの事情をもって、被爆者援護法上、日本に居住も現在もしなくなることにより当然に「被爆者」たる地位を失うという解釈の根拠とすることはできないというべきである。

キ 以上アないしカで検討したところを総合勘案するならば、被爆者援護法の法的性格、立法者意思、法律全体の法構造のいずれをみても、その旨の明文規定がないにもかかわらず、いったん適法・有効に「被爆者」たる地位を得た者が、日本に居住も現在もしなくなることにより、その適用対象から外れ、当然に「被爆者」たる地位を喪

失するという解釈を合理的なものとして是認することはできない。

同法に国籍条項を置かなかつた以上、適用対象となり得る外国人が日常の生活関係において日本に居住も現在もしないことは通常予想される事態である。したがって、その合理的解釈に当たっても、「被爆者はどこにいても被爆者」という事実を直視せざるを得ないところである。控訴人らの主張は採用できない。

2 (1) 「被爆者」たる地位の確認について

前記1で検討したところによれば、被控訴人が日本に居住も現在もしなくなったとしても、当然には「被爆者」たる地位を喪失しないことになる。したがって、被控訴人の請求中、被控訴人と控訴人国との間で、被控訴人が被爆者援護法1条1号に定める被爆者たる地位にあることの確認を求める請求は理由がある。

(2) 健康管理手当の支給について

ア 被控訴人が「被爆者」たる地位を喪失していないとしても、健康管理手当の受給権の有無については、さらに所定の要件を充たしているかどうかの検討が必要となる。

イ 健康管理手当は、「被爆者」であつて、造血機能障害、肝臓機能障害その他の厚生省令で定める障害を伴う疾病にかかっているものに対して支給される金員であり、支給を受けるに当たっては、都道府県知事の認定を受け、その際、都道府県知事が当該疾病が継続すると認められる期間を定めることとされている（被爆者援護法27条1項ないし3項）。その期間は、疾病の種類ごとに厚生大臣（現厚生労働大臣）が定める期間内で定められ、造血機能障害を伴う疾病のうち鉄欠乏症貧血及び潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病については3年、その余の疾病については5年と定められている（平成7年6月23日厚生省告示第127号）。そして、その認定に当たっては、原則として、被爆者援護法19条1項の規定により都道府県知事によって指定された被爆者一般疾病医療機関の診断書を添えることが要求されている（同法施行規則52条1項）。

これらの規定を前提とするならば、健康管理手当の支給の開始に当たっては、わが国に居住又は現在することが必要であると解されるが、認定後になされる援護の内容は金員の給付であるから、性質上当然にわが国に居住又は現在することが要求されるものではない。確かに、わが国に居住も現在もしない者への支給の具体的な方法を定めた規定は存在しないけれども、これを明確に排除する規定もない。そして、前記のとおり、戦争被害に関する他の補償立法である遺族等援護法においては、海外送金の手続規定がなくても実際に海外送金が行われていることに照らすならば（甲第28号証、第75号証、弁論の全趣旨）、健康管理手当については、わが国に居住も現在もしない「被爆者」に対しても支給されるべきものと認めるのが相当である。

ウ ところで、健康管理手当については、被爆者援護法27条1項の要件に該当しなくなったときは、受給権者に失権の届出を義務づけ（同法施行規則54条、39条）、また、都道府県知事は、同条項の要件に該当しなくなった受給権者に対し、その旨通知しな

なければならない（同法施行規則54条、40条）、とされている。これらの規定を適切に機能させるためには、都道府県知事において、書面審査のみならず、受給権者からの聞き取りなどの調査が必要となり、その限度で、日本に居住も現在もしない「被爆者」に健康管理手当を支給する場合には、その支給の適正を害するおそれがないではない。

しかし、都道府県知事は、健康管理手当の支給を開始するに際し、厚生大臣（現厚生労働大臣）の定める期間内で当該疾病が継続すると認められる期間を定め、その期間が満了する日の属する月で支給は終わるのであるから（同法27条5項）、そのような弊害の生じるおそれは少ないというべきである。

エ 以上によれば、控訴人大阪府が、被控訴人の「被爆者」たる地位について失権の取扱いとし、平成10年8月分以降の健康管理手当の支給を停止したことには法律上の根拠がなく、被控訴人には、平成10年8月分以降の健康管理手当を受給する権利がある。

よって、被控訴人の請求中、平成10年8月分以降の健康管理手当の支給を求める請求は理由がある（その履行期は毎月末日限りとするのが相当である。）。

3 国家賠償請求について

（1） 国家賠償法1条1項は、公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反して、故意又は過失によりその国民に損害を加えたときに、国等が賠償責任を負うことを規定したものである。

ところで、通達は、全国的に解釈運用を統一する必要等に応じてなされているものであり、行政実務上、通達に反する行為を実施者に期待することは事実上不可能である。したがって、通達に基づく取扱いについては、当該通達が違法であったとしても、直ちに実施行為者に故意又は過失があると認めるのは相当でない。これが公務員の故意又は過失に基づく違法行為と評価されるためには、当該通達の内容が上位規範に明白に反するか、行政実務上一般的に異なる取扱いがなされていたとかいう特別の事情を要すると解するのが相当である。

（2） これを本件についてみると、大阪府知事による失権の取扱いの根拠となった402号通達は、158号通知により被爆者援護法においても有効なものであって、大阪府知事はそれに従ったものである。

確かに、402号通達が同法の合理的な解釈として是認できない部分があることは否めないが、控訴人らの主張する原爆2法及び被爆者援護法の法的性格、立法者意思、法律全体の法構造などを総合的に検討すれば、その解釈にも一応の論拠がないわけではなく、402号通達が同法の規定に明白に反しているとはまではいい難い側面がある。

しかも、行政実務上は、全国的に「日本に居住又は現在しない被爆者は失権の取扱いとする」旨の統一的な対応がとられていたのである（弁論の全趣旨）。

（3） そこで、さらに、控訴人らにおける違法性の認識について検討する。

ア 弁論の全趣旨によれば、当時の厚生省（現厚生労働省）が402号通達を立案したのは、原爆2法の法文にだけ依拠したものではなく、その法的性格、立法者意思、法律全体の法構造などを総合的に検討した結果であることが認められる。そして、前記説示のとおり、そのような解釈にも一応の論拠がないとはいえない。したがって、当時の厚生省（現厚生労働省）が在外被爆者について権利喪失の明文規定がないことを認識していたからといって、直ちに402号通達の立案について違法性の認識があったとすることはできない。

また、本件全証拠によるも、当時の厚生省（現厚生労働省）が、P 1判決の第一審判決を受けて、在韓被爆者からの被爆者健康手帳の交付申請が増加することを危惧し、その適用を制限するために402号通達を発出したと認めるに足りないし、これを推認させるに足りる事情も見出し難い。

イ 被控訴人は、当時の厚生省（現厚生労働省）は、P 1判決が原爆医療法について国家補償的配慮が制度の根底にあり、被爆による健康上の障害の特異性と重大性のゆえにその救済について内外人を区別すべきではないと判示したことを認識し、その趣旨を容易に理解し得たから、402号通達の違法性はますます明らかなものとなったと主張する。

確かに、同法の制度の根底には国家補償的配慮が存するけれども、その趣旨をいかなる範囲・程度・方法で実現するかは、個別的・具体的な立法政策に属する事柄である。したがって、当時の厚生省（現厚生労働省）が、被爆者の救済について402号通達のような考え方を採ったからといって、前記説示のとおり、そのような解釈にも一応の論拠がないではない以上、違法性の認識が明らかになったということとはできない（ちなみに、402号通達自体は内外人を区別する内容とはなっていない。）。

ウ 被控訴人は、原爆2法が一本化されて被爆者援護法が制定された段階に至っても、いったん被爆者健康手帳を取得した被爆者が日本国外に出る場合の取扱いが恣意的に運用されてきたのは、当時の厚生省（現厚生労働省）が、法令と402号通達との間に齟齬があることを認識していたからであると主張する。

確かに、甲第6号証、第11号証、第15号証ないし第22号証、第46号証ないし第49号証、証人P 6及び同P 7の各証言（いずれも原審）と弁論の全趣旨によれば、在外被爆者のわが国における滞在期間の確認業務については、被爆者健康手帳の表紙裏に手帳の有効期間を書き込んだり、滞在予定期間を記入したりするなど、その取扱いには変遷が認められる。しかし、この取扱いは滞在期間を把握するための技術的なものであるから、その変遷をもって、被爆者が日本国外に出る場合の権利の得喪それ自体について恣意的に運用したものとはいえない。

また、被控訴人が指摘するように、日本に居住も現在もしない被爆者について被爆者援護法上の各種手当を受けることができた例があったとしても、それは本来支給で

きない手当が過誤払いされたものともみることができるから（甲第6号証ないし第8号証、第11号証。ただし、特別葬祭給付金については、一回的給付であることの性質上、いったん適法・有効に支給決定がなされれば、履行の段階で日本に居住も現在もしなかったとしても過誤払いの問題は起こらないというべきである。）、これを直ちに恣意的取扱いの証左とすることは相当でない。

なお、被控訴人は、平成12年8月ころ、広島在住の「被爆者」が韓国を一時的に訪問したのに「被爆者」たる地位を失い、帰国後新たに「被爆者」の認定申請を余儀なくされたとし、居住地を有する「被爆者」でも出国すれば「被爆者」たる地位を失う実例があると主張する。しかし、甲第54号証、乙第21号証と弁論の全趣旨によれば、このような取扱いは、被爆者自身が意図的に被爆者健康手帳を返納したことによるものであることが認められるから、恣意的な取扱いと評することはできない。

結局、行政実務の取扱いは、その当否はともかくとして、日本に居住も現在もしない者には原爆2法をはじめ被爆者援護法の適用はないということで一貫しており、402号通達もこのことを確認的に示達しているのであるから、そこに恣意的な運用を認めることはできない。被控訴人の前記主張は前提を欠くものといわざるを得ない。

エ 被控訴人は、大阪府知事が本件で失権の取扱いをした当時、402号通達が被爆者援護法の人道的目的と真っ向から反するものであることは容易に認識できたはずであると主張する。

確かに、同法は人道的見地から被爆者の救済を図るという側面を有するけれども、いかなる範囲・程度・方法によりその目的を達するかは、個別的・具体的な立法政策に属する事柄である。当時の厚生省（現厚生労働省）が、被爆者の救済について402号通達のような考え方を採ったからといって、前記説示のとおり、そのような解釈にも一応の論拠がないではない以上、違法性の認識が容易であったということにはならない。

なお、被控訴人は、大阪府知事による失権の取扱いが402号通達にすら違反する違法性の強いものであったと主張する。しかし、大阪府知事の行為は同法の執行であるから、法規範性を有しない402号通達に違反するかどうかを問題としても失当というほかない。

オ 以上によれば、控訴人らに国家賠償法1条1項の故意又は過失を認めることはできない。

（4） よって、その余の点について判断するまでもなく、被控訴人の国家賠償請求は理由がない。

4 結論

以上によれば、被控訴人の、（1） 控訴人国との間で被控訴人が被爆者援護法上の被爆者たる地位にあることの確認を求める請求は理由があるからこれを認容すべき

であり、（２） 控訴人大阪府に対する請求は、17万0650円及び平成11年1月から平成15年5月まで毎月末日限り3万4130円の支払を求める限度で理由があるからその限度でこれを認容すべきであるが、その余は理由がないからこれを棄却すべきであり（当審において追加された控訴人国に対する健康管理手当の支払請求は、控訴人大阪府に対する健康管理手当の支払請求と選択的な関係にあるから、重ねて判断する要をみない。）、（３） 控訴人らに対する国家賠償請求はいずれも理由がないからこれを棄却すべきである。

よって、原判決は相当であって、本件控訴及び附帯控訴はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、控訴費用及び附帯控訴費用の各負担につき民訴法67条1項、61条、65条1項を適用して、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第九民事部

裁判長裁判官 根本 眞

裁判官 鎌田 義勝

裁判官 松田 亨